

第2部

すべてはその日から始まった

1995年1月17日

平成7(1995)年1月17日(火)午前5時46分、淡路島北部の北緯34度36分、東経135度02分、深さ16kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生した。この地震は、内陸で発生したいわゆる直下型地震であり、神戸市を中心とした阪神地域と淡路島北部に甚大な被害をもたらした。尼崎市では午前6時10分をもって市の地域防災計画で定める防災指令の発令基準に従い、第1号防災指令を発令、災害対策本部を設置することを決定した。第1回目の本部員会議は、午前7時に市長室で開かれ、この日、8回の本部員会議が開かれた。初めの本部員会議では神戸市などに比べ被害報告が少なかったことに安堵感があったが、徐々に被害の実態が明らかになるにつれて重苦しく、厳しい雰囲気になった。各職場では、いずれも書庫、書架は倒れ、書類が散乱し、足の踏み場もない状況であった。職員はまず、職場の整理から取り掛かった。同時に、他の職員の安否確認と出勤要請のために電話連絡をしたが、庁内電話は全く通じなかったため、公衆電話を利用した。避難者は午前中は少数であったが、日が落ちかける午後4時ごろからいずれの避難所も急増した。

その時市長は…… 私の1月17日

平成7年1月17日午前5時46分、世界の災害史に永遠に記されるであろう地震の瞬間、私はまだ深い眠りの中にあった。

平成6年の12月12日に市長就任。各方面への就任挨拶もそこそこに執務につき、まさに息つく暇もないスケジュールで、年が明けても多忙な日々が続いていた。震災前は3連休であったが、私には3日もスケジュールがびっしり入っていた。16日、少々疲れ気味の身体を湯船に沈めた後、就寝したのは12時前であったろうか。

目覚めたときには大揺れの最中、そして続く横揺れは私が立ち上がることを許さず、しばらくは動けないまま床の中にいた。家中の家財道具が壊れる音が続き、団地が倒壊するのではないかという恐怖を覚えた。

ようやく揺れがおさまり、足の踏み場もなく散乱した状況を見てこの地震の大きさを痛感した。一刻も早く市役所に駆けつけ初動体制を整えるという、災害対策本部長としての使命に突き動かされ、身支度もそこそこに、倒れた筆筒や下駄箱を踏み越えて家を出た。後日、この地震で各被災地の首長や職員が何時に登庁したかということが話題になった。尼崎市は過去何度も水害や高潮の被害を受け、

水防体制を整えてきた経験を持つので、各職員は連絡がなくともあらゆる手段を講じて自主的に登庁してくれた。私自身も何のためらいもなく登庁の準備に入ったのである。

自転車でもあればと思っていたら、南の方向から消防局のパトロールカーがサイレンを鳴らして走ってきた。しめたと思い大きく手を振った。恐らく通報を受けて現場に急行する最中であっただろう、パトロールカーは私に気付かず通り過ぎていった。その時、すぐ近くに住む収入役が娘さんの運転する乗用車で迎えに来てくれた。礼もそこそこに車に駆け込み、本庁に向かったのである。

周りはまだ薄暗く、車窓からは家屋等の被害は余り確認できなかった。しかし車が山幹通りに入り、東進すると右手前方に赤々と燃え盛る炎と猛烈な煙が視界に飛び込んできた。11人の死者を出した立花町3丁目のアパート倒壊、火災現場であった。この辺りに来ると消防車や救急車が慌ただしく走り、被害の甚大さを予感させた。ただ、今となっては不思議であるが、その時刻には信号も点いていたし、市役所の前ではバス停留所に人が待っており、バスも走っていた。正直なところ、この時点では尼崎の被害状況は実感され難かった。

家から市役所まで約30分の道のりは随分長く感じられた。市役所の中は散々な有り様。鞍山市からの贈り物「兵馬傭」が倒れて粉々になり、市長室の棚も倒れて飾り物が散乱していた。しかしそれを片付ける暇はない。すぐに被害状況の報告を受ける。ついで、防災服に着替えると、災害対策本部の設置された庁議室に駆け込んだ。すでに何人かの本部員が詰めており、被害の概要と職員の登庁状況の報告を受けた。引き続き情報収集に努め、人命救助と消火活動に全力を挙げるよう本部員に指示した。

間もなくテレビでは阪神高速道路が倒壊している衝撃的な映像や果てしなく燃え広がる神戸市長田区の惨状が映し出された。しかし、肝心の尼崎の被害状況は報道されない。電話は通じにくく、もっぱら防災行政無線や消防無線、さらには人海戦術で各地に散った職員の報告を通じて被害状況を把握していった。

このような時にまず必要なことは、被災市民の安全確保である。不気味な地鳴りとともに、かなり大きい余震が何度もあり、市民の不安は頂点に達していたと思う。学校等への避難者は増加を続け、当日の夕刻には8千人近い市民が近くの避難所に身を寄せていた。

避難所確保の次は食糧である。このような大地震では給食業者も8千人近い食事を準備できないことは容易に想像できた。避難が長引けば防災センターに備蓄している食糧もじき底を突く。その時学校給食を思い出した。当日の給食材料が業者にあるはずと気づき、教育委員会に確認させると、確かにパンや牛乳などは供給可能という返事。これで何とか当日の食糧は確保できた。

混乱の極みの中で、即刻決断を迫られる事態が次々に生じたが、災害対策本部員はじめ、各職員は応急・復旧活動に奔走してくれた。

尼崎市と震災との長い闘いが始まったのである。

●第1節 兵庫県南部地震の発生

平成7（1995）年1月17日（火）午前5時46分、淡路島北部の北緯34度36分、東経135度02分、深さ16kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生した。

この地震により神戸と洲本で震度6が観測されたほか、豊岡、彦根、京都で震度5、大阪、姫路、和歌山などで震度4が記録された。

また、この地震の発生直後に行われた気象庁地震機動観測班による被害状況調査の結果、神戸市や芦屋市、西宮市、宝塚市、淡路島の一部の地域で震度7であったことが判明した。

この地震は、内陸で発生したいわゆる直下型地震であり、破壊した断層付近で非常に大きな揺れ（神戸市中央区の神戸海洋気象台では、最大加速度818gal（南北成分）を記録している）を生じた。神戸市を中心とした阪神地域と淡路島北部に甚大な被害をもたらし、昭和23（1948）年の福井地震を大幅に上回る戦後最悪の事態となった。

淡路島から神戸、西宮にかけては無数の活断層が走っており、このうち淡路島から神戸市、宝塚市に至る活断層が約千年ぶりに動いて発生したものと考えられ、淡路島北部では野島断層が地表に亀裂となって現れた。

気象庁はこの地震を「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名。さらに政府は、今回の災害の規模がとくに大きいことに加え、今後の復旧・復興施策の推進の際に統一的な名称が必要となることから、災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することを平成7年2月14日に閣議で口頭了解した。

各地の最大加速度値

官 署 名	最大加速度（gal）		
	南北	東西	上下
神戸海洋気象台	818	617	332
大阪管区気象台	81	66	65
舞鶴海洋気象台	67	52	39
岡山地方気象台	77	59	36
鳥取地方気象台	77	74	15
彦根地方気象台	137	147	39
津地方気象台	71	60	26
福井地方気象台	33	42	10

出典：気象庁資料

「ゴーオー」という異様な風音を耳にしたように思う。つき上げるような衝撃と、振動。目の前の本箱の扉が音を発して開いた。

次の瞬間、まるでトランプのカードをばらまくように、数冊の本が飛び出した。辞典や図鑑の類であるから重量がある。それがまるで紙切れのように空中を飛んだ。

ようやく揺れが治まって、家人の安否を確認するため居間に向かった。電子レンジが台所から飛び出して、居間で寝ていた息子の横顔にころがっていた。どうやら全員無事と知ってホッとする。

その後も再三発生する微震で、落ち着かぬ数日が続く。義母など88歳の高齢ということもあって、揺れない時でも「また地震ですか」とさわぐ有り様だった。

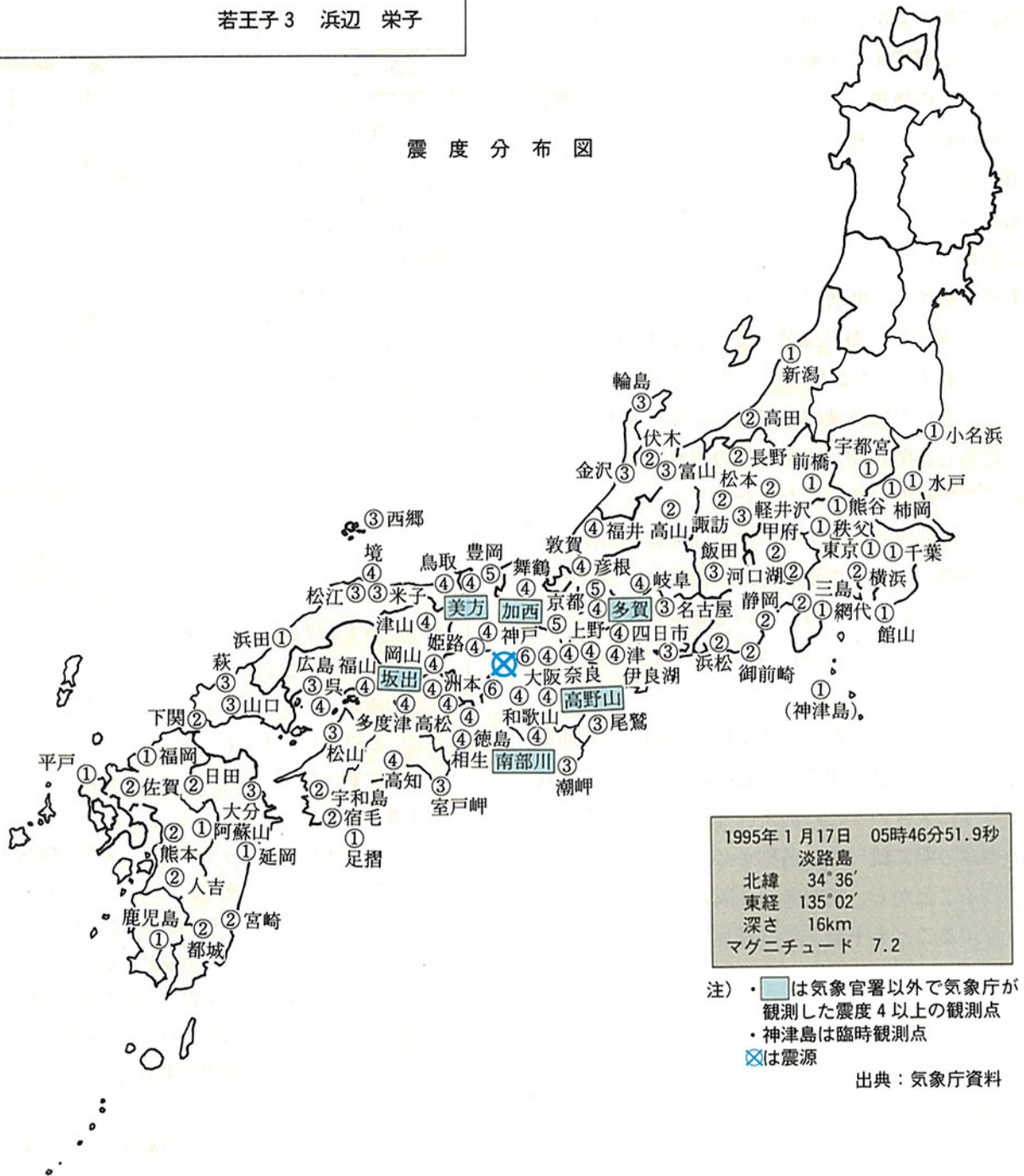
杭瀬南新町4 坂井 美次

何事が起きたのか分かりません。気がついたら玄関の土間ですわっていました。ただ事じゃないと思
い何か家にぶつかって来たのかな、それともなんだ
ろう、いったい何が起きたのだろう。

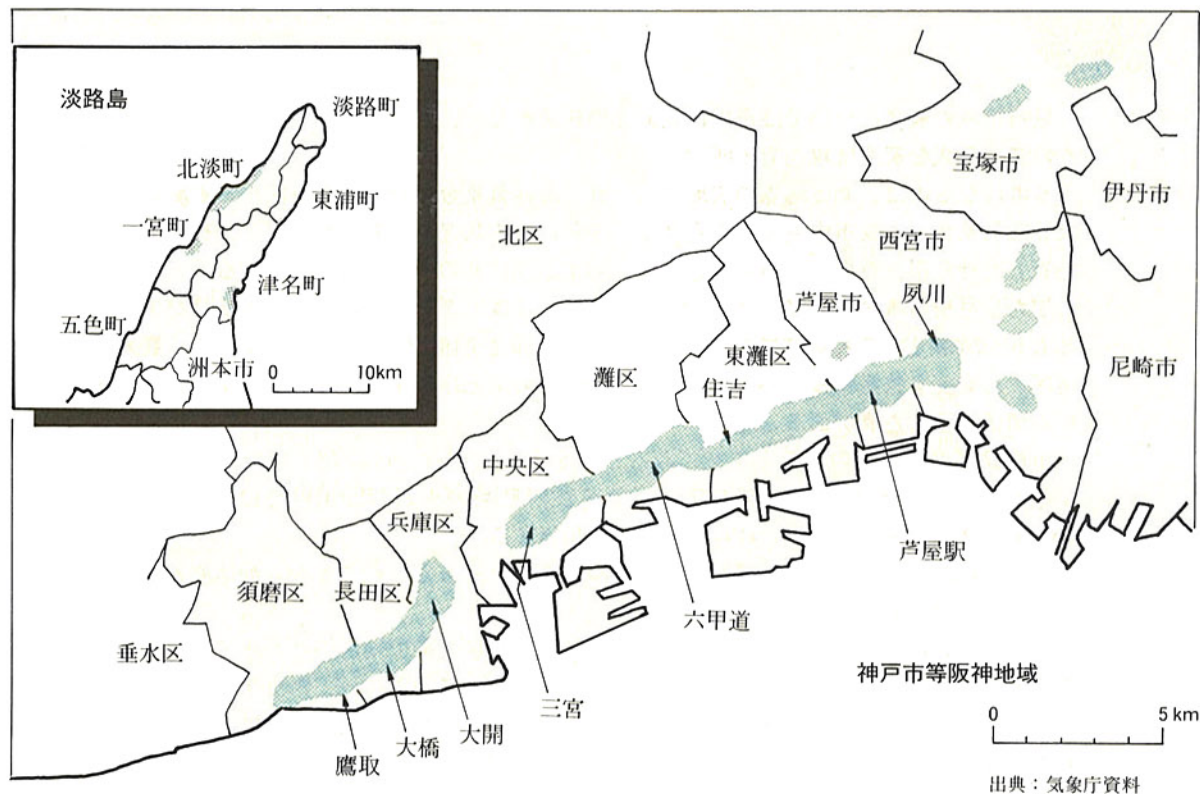
地震と知るまで数分かかりました。全身に激痛が
走る。特に右側半身が痛みます。「ばあさん気がつ
いたか」、主人が声がふるえてうわずって言葉
になりません。

若王子 3 浜辺 栄子

震度分布図



現地調査による震度7の分布



1 震度

気象庁発表による各地の震度は次のとおりである。

震度7 ① 神戸市須磨区JR須磨駅付近から兵庫区新開地まで

② 同市中央区JR三ノ宮駅付近から西宮市阪急夙川駅付近まで

③ 芦屋市三条町付近の一部

④ 同市山手町の一部

⑤ 西宮市甲東園付近

⑥ 同市阪急西宮北口駅付近

⑦ 同市阪神今津駅付近

⑧ 宝塚市JR宝塚駅東側

⑨ 同市JR中山寺駅付近

⑩ 淡路島の北淡町、一宮町、津名町の一部

震度6 神戸、洲本

震度5 豊岡、彦根、京都

震度4 奈良、津、敦賀、福井、上野、四日市、岐阜、呉、境、高知、福山、鳥取、多度津、徳島、岡山、高松、大阪、舞鶴、姫路、和歌山、津山、加西、相生、南部川、坂出、多賀、美方、高野山

震度3 大分、名古屋、輪島、金沢、飯田、富山、伊良湖、尾鷲、萩、山口、西郷、広島、松山、室戸岬、米子、松江、潮岬、諏訪

震度2 高田、長野、軽井沢、松本、横浜、甲府、河口湖、三島、静岡、御前崎、浜松、伏木、高山、宇和島、宿毛、下関、日田、宮崎、都城、佐賀、熊本、人吉

震度1 小名浜、新潟、水戸、柿岡、宇都宮、前橋、熊谷、秩父、東京、千葉、館山、網代、神津島、浜田、足摺、延岡、福岡、平戸、鹿児島、阿蘇山

尼崎市域の震度

尼崎市域の震度については市内に気象庁の施設がなく、市も震度計を設置していなかったため、公式な震度は現在も不明である。

参考になるのは、測定地点の震度である神戸海洋気象台（神戸市中央区）の震度6と大阪管区気象台（大阪市中央区）の震度4。それに被害状況を調査したうえで、初めて公式発表した神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市および淡路島の一部の震度7である。

また、尼崎市域の中南部には、大学、企業等が設置していた加速度計や速度計が少なくとも5か所あり、これらの観測から各地点の最大加速度値が明らかになっている。最大加速度から震度を推定するための目安として1949年の気象庁震度階のなかで震度と相当加速度の関係を示した表がある。

市内設置の5か所のデータを見てみると、速度計で40cm/sec²を超えて振り切れた竹谷小学校の南北、東西のデータを除き、港湾技研尼崎の東西472gal以外はすべて250～400galの値となっており、これらは震度6に相当する。

北部地域については地震記録がなく、近隣都市のデータもないことから加速度の値からは推定は困難である。

しかし、新幹線高架橋が伊丹市野間を含めて武庫地区と園田地区の3か所で落橋していること、RC造のマンションの倒壊が武庫地区に集中していること、市立学校施設の大きな被害が本庁地区の1校を除き、7校すべてが武庫、立花および園田地区にあることなど特徴的な被害から、北部地域の震度は中南部地域と同じであったか、もしくはそれ以上であったと推定される。

以上のことから、尼崎市域の震度については6あるいは6を超えるものと推定される。震度7については、すでに気象庁が神戸、西宮などで適用しているため、尼崎市域の震度はおおむね6程度であったと考えられる。

なお、この資料の作成にあたっては、京都大学防災研究所地震動研究部門 入倉孝次郎教授および岩田知孝助手にご指導いただきました。

用語の説明

gal（ガル）：

地震による揺れの強さを示す加速度の単位。秒速が毎秒1cmずつ速くなる状態が1gal。地球の重力でかかる加速度は980gal。震度は、地震動の周期などにも影響されるが、通常では500galを超えると人が立っていられなくなる。

尼崎市域の震度

名 称	設置場所	設 置 者	震度 (cm/sec ²)			備 考
			南北	東西	上下	
J R 尼 崎 駅	同 左		300	273	307	日経ア(建設省調べ)
尼 崎 高 架 橋	尼 崎 市 城 内	建 設 省 土 木 研 究 所	294	265	324	強震情報
竹 谷 小 学 校	同 左	関 西 地 震 観 測 研 究 協 議 会	振り切れ		328	強震情報上下のみ大林
港 湾 技 研 尼 崎	尼 崎 工 場 構 内	港 湾 技 術 研 究 所	321	472	311	強震情報
尼 崎 第 3 発 電 所	同 左	関 西 電 力 株 式 会 社			331	関西電力

データの出典

日経ア：「日経アーキテクチャー」1995年2月13日号 P81（記事上では建設省調べ）

強震情報：「強震情報No.37」強震観測事業推進連絡会議（事務局 防災科学技術研究所）平成7年2月14日までに報告があったもの。

大 林：大林組技術研究所資料

2 尼崎市での被害のあらまし

尼崎市は、推定震度6の烈震に見舞われ、全市域に甚大な被害を受けた。その被害状況をまとめると次のとおりである（平成9年7月31日現在）。

- (1) 火災は8件発生し、焼損面積2,572㎡の被害となった。なお、大きな火災は、立花町3丁目と稲葉元町の共同住宅等の2件である。
- (2) 震災を原因として市域内で死亡した人は49人（男性29人、女性20人）で、そのうち11人が立花町の火災現場の住人であった。
- (3) 負傷者は、7,131人（重傷995人、軽傷6,136人）にのぼった。
- (4) 家屋に被害を受けた世帯は、12万5,668世帯（全壊1万1,112世帯、半壊5万1,541世帯、一部損壊6万3,015世帯）で、平成7年1月1日現在の全世帯数（19万3,337世帯）の65%に上った。
- (5) 道路等は、市内の至る所で隆起・陥没し、通行不可箇所数は、最大時11か所となった。
- (6) 橋りょうについては、毛斯倫（もすりん）大橋、東園田橋、上武庫橋など24橋（小規模被害を除く）に被害があり、通行止めとなった。
- (7) 山陽新幹線のけたが食満（けま）と常松地区の2か所で落下した。
- (8) 名神高速道路は、南武庫之荘、立花町などで橋脚損傷等の被害があった。
- (9) 123か所の公園で、舗装の亀裂や地割れ等が生じた。
- (10) 尼崎閘門のワイヤーが切断され、本体も損傷を受け、一時作動しなくなった。
- (11) 中島川や左門殿川の防潮堤にひび割れによる漏水などの被害が生じた。
- (12) 公共施設のうちでは、とくに新耐震基準の施行前である昭和40年代前半に建設された学校施設に大きな被害が生じた。
- (13) 市消防局へは、505件のガスもれ通報があった。復旧工事は2月中旬に完了した。
- (14) 水道は、ほぼ市内全域で断水になり、水道管

の破裂は、1万3,324件にのぼった。しかし、2月中旬には配水圧が平常時まで回復した。

- (15) 公共下水道は、ジョイント部の一部破損、管クラック等による漏水、浮上による勾配不良などが生じたが、下水処理に影響を与えるような大きな被害には至らなかった。
- (16) 市民の避難状況は、1月18日のピーク時には避難所91か所、避難者9,494人に達した。その後、応急仮設住宅の建設等により避難者は減少し、第1次避難所の統合を経て、平成7年6月15日をもって、避難所のすべてを閉鎖した。

娘から「お母さん、近所でガス漏れがしててガス爆発しそうだから、助けにきて！」と、今まで聞いたことのないような悲壮な声で電話があった。

すぐに主人と車に飛び乗った。カーラジオでは「地震にあった方は『ここにいる私は無事です』に連絡しなさい」と伝えていた。持っていた手帳にこの番号を書きつけ、その下に娘宅の電話番号をやっと思い出して書きつけた。

1時間でやっと10mほど動いたが、これでは娘の所にとても間に合わないと思い、ポケットに入っていた百円玉で電話をかけるとすぐにかかった。涙が出たが「とても車が混んでいて行けそうにないので近くの学校にすぐに逃げなさい」と言った。

結局、震度7の激震に見舞われた西宮市南昭和町に住む娘夫婦は、地震の直後に急いで近くの小学校に逃げていったが、校門は閉じたままで中に入れず、自宅に戻っていた。

この時、カーラジオを聞きつつメモをしたページは切り取って現在の手帳に貼りつけているが、この字を見るたびにあの日の出来事が思い出され、涙がいっぱい出てくるのです。

塚口町4 奥田 眞理子

防災指令の種類

本部長は、災害の規模、種類、被害発生の子想される時間等を検討し必要な防災態勢をとるため、各部の長に対し、地震に対しては次の5種の区分により防災指令を発令する。

- (1) 防災事前配備指令
地震防災対策強化地域に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたとき。
- (2) 限定防災指令
地震の発生により、市域に災害の発生のおそれのあるとき。
- (3) 第1号防災指令
市域で震度4（大阪管区気象台発表）以下の地震の発生により、災害の発生のおそれがあるとき、又は重大な災害が発生したとき。
- (4) 第2号防災指令
地震により市域に相当の災害が発生するおそれがあるとき、若しくは中規模の災害が発生したとき、又は震度5（大阪管区気象台発表）の地震が発生したとき。
- (5) 第3号防災指令
地震により市域に大規模の災害が発生するおそれがあるとき、若しくは大規模の災害が発生したとき、又は震度6（大阪管区気象台発表）の地震が発生したとき。

尼崎市告示第7号

災害対策本部の設置について
災害対策本部を次のとおり設置した。

平成7年1月17日

尼崎市長 宮田良雄

- 1 名称 尼崎市災害対策本部
- 2 設置場所 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市役所内

●第2節 初動体制

1 災害対策本部の設置

第1号防災指令発令

地震直後、テレビでは次のような地震情報を報じていた。

京都、豊岡、彦根 …………… 震度5

大阪、奈良、和歌山 …………… 震度4

この時点では神戸市の震度は表示がされていなかった。また、尼崎市域内には気象庁などの公的機関が設置した地震計がなく、大阪の震度4を参考にするほかなかった。震度情報を確認後、総務局総務課長は防災指令発令の指示を受けるべく自宅から市長宅に連絡をとったが電話は通じなかった。

自転車で市役所本庁舎に向かい、到着したのは午前6時6、7分ごろであった。この時点で再度市長宅に電話連絡をとったが不通であり、情報確認のため消防局に連絡を入れた。消防局からは地震情報や市民からの被害の通報状況等について報告を受けたが、神戸の震度はその時点でも不明であった。

災害対策本部の本部長である市長との連絡がとれない状況であったが、緊急対応を要することから消防局と協議して本市の地域防災計画（地震災害対策編）で定める防災指令の発令基準に従い、午前6時10分をもって第1号防災指令を発令し、災害対策本部を設置することを決定した。

2 本部員会議の開催

第1回目の本部員会議は、午前7時に市長室で開いた。

- ① 震度等の地震情報について
- ② 第1号防災指令の発令および災害対策本部の設置について

③ 通信状況等について

の報告があり、本部長（市長）は防災指令の徹底と被害等の情報収集に全力を挙げるよう指示した。

第2回目の本部員会議は、午前7時44分に災害対策本部の設置場所とされている北館2階の2-1会議室で開かれた。

最初に消防部から火災（8件、鎮火）やガス漏れ（7件）等の発生状況と家屋の倒壊等による救急救助要請や119番通報の状況等が報告された。

続いて各本部員からは登庁経路での被害状況や各部職員からの情報について報告がなされた。

しかし、被害の全体像を把握するには至らず、その後に参加した職員による本格的な調査活動や情報の収集活動を待つ以外には被害の状況を把握する有効な手段がなかった。

この時点ではテレビやラジオの報道も神戸市等の断片的な状況が報告されるにとどまっていた。

このため、本部員会議では本部長から各部の報告に基づく個別の指示が出されたほか災害対策本部の各部において被害状況等の情報収集に全力を挙げるよう指示が出された。

第3回目の本部員会議は、午前9時から開かれ、各本部員から各部が把握した被害等の状況について報告があった。

「第3回本部員会議」の内容は次ページのとおりである。

これは初期の段階の調査活動や情報収集活動により午前9時時点で確認した被害状況等である。調査活動が進み、市民からの通報が数多く寄せられるにしたがって被害数値は拡大し、避難者は時を経るごとにうなぎ登りに増加していった。

震災当日の災害対策本部員会議はこの後、第4回目午前11時、第5回目午後1時30分、第6回目午後5時、第7回目午後9時、第8回目18日午前0時にそれぞれ開かれた。各部から被害状況や応急対策、復旧計画等について報告され、災害対策本部としての方針等が協議、決定され、応急対策を中心として各種の災害対策が実施に移された。

1月17日！ それは私達にとっての大きな出来事でした。

家内にも帽子か蒲団を頭から、胸にもかぶるよう指示した。

水屋が、洋服ダンス、便所のタイルも出入口の戸も歪み、文字通り大被害を受けた。

震度7の大被害で、毎日雨が続いたり、天候不順が続くと、あの地震を思い出す。

家の中に粘着テープが至る処に、貼ってある。

昔と今とは凡てが変化したが、我々の心の大きな痛みは何時迄も変わらない。

小中島1 緒方 重弘



本部員会議

常松の文化住宅で一人で被災しました。

近所の方に助けられて家にいらしていただき、着る物などお借りして休ませていただいておりましたが、電話をしなければ皆心配していると思い、お金をお借りして公衆電話へ行って並びました。

その時娘が見つけて走ってきてくれ二人は抱き合っただけ泣きました。家は見る影もなくつぶれていたので、その下で私は死んだものと思って帰るところだったとのことでした。

息子は電車が不通になったので大阪から自転車でへとへとになって来てくれました。今でもその時のことを思い出すと泣いてしまいます。

杭瀬南新町3 梨本 シヨ

第3回本部員会議

1月17日(火) 9:00~9:30

1月17日地震に係る被害状況等(9時現在)

1 災害対策本部の設置

午前6時10分 防災指令1号発令

2 被害状況

- (1) 火災 9件 別紙
- (2) ガス漏れ 7件 別紙
- (3) 家屋倒壊 11件 別紙(このほか各支所で調査中)
- (4) 人的被害 不明
- (5) 道路陥没 4件(杭瀬初島線、新蓬川橋、五合橋線(はね橋)、八幡橋)

3 避難状況

- (1) 小学校 32名(北難波、大島、尼崎北、武庫の里、園和)
- (2) 中学校 25名(城内)

4 その他

- (1) 水道 配水しているが、水圧は通常の5分の1程度。工業用水はストップしている。
- (2) 交通 路線バスは運行(中止は3路線) うち回運行3路線
- (3) ごみ等の収集 現在待機中
- (4) 学校 市立の学校園は休校
- (5) 戸籍 保管庫5つのうち2つ使用不可。使用不可分は郵送で対応
- (6) センタープール 本日順延

第4回本部員会議

1月17日(火) 11:00~11:30

地震発生時刻 平成7年1月17日(火)05:46ごろ

震源地及び地震の規模 淡路島

(震源の深さ 約20キロメートル)

マグニチュード7.2

災害対策本部の設置 1月17日(火)06:10

防災指令1号発令

1 被害状況の報告について(10:30分現在)

- (1) 火災件数 9件
- (2) ガス漏れ 8件
- (3) 家屋倒壊 43件
- (4) 人的被害 4人死亡・1人死亡状態
- (5) 道路陥没 6件
- (6) 避難状況 小学校 255人
中学校 25人
防災センター 北20人・南350人
- (7) 水道 減圧配水中 通常の5分の1減圧
- (8) 交通状況 市バス 3路線休止
阪急・阪神 ストップ
JR西日本 現在点検中
- (9) ゴみの収集 現在待機中
- (10) 学校 小・中・高 休校
- (11) センタープール 順延

2 その他

- (1) 災害救助法の適用について 市内の全壊等の被害世帯が150世帯になると災害救助法が適用される。
半壊等は2世帯をもって1世帯全壊とみなす。
知事において発動する。
- (2) 意見
 - ・金銭を出せば自力で食料等を確保できる状況であると思われるので、どうすることもできない状況であれば炊き出し等の対応をすればいい。とりあえず、実態を把握すること。
 - ・明日以降のゴミ等の収集について対応する必要がある。

第5回本委員会

1月17日（火）13：30～14：00

1 被害状況の報告について（12：30分現在）

前回の会議において報告した内容と異なる点について

- (1) 人的被害 6人
- (2) 負傷者等 60人
- (3) 避難状況 小学校 303人・中学校 43人・
防災センター南 150人
- (4) 道路 支障のある箇所 22箇所
通行不可の場所 8箇所
幹線道路を優先し、復旧作業を行う。
- (5) 水道 淀川からの取水に必要な導水管の破損が生じているため、減圧中である。
尼崎浄水場において塩素施設に問題が生じている。
浄水場を満水にするまで4～5時間を要する状況である。
減圧によって破損箇所を調査中
各支所に対し、給水タンク2基を手配中

2 その他

意見

- ・負傷者等の被害状況を把握するように。
- ・水道供給について市民に対し、正確に広報するように。
- ・方面部で情報を収集しているが、全局対応で情報を収集し、全市域にわたる調査を行うように。

第6回本委員会

1月17日（火）17：00～17：45

1 被害状況の報告について（16：00分現在）

- (1) 火災 7件 ぼや 7件
- (2) ガス漏れ 33件
- (3) 家屋被害 161件
- (4) 人的被害 死者 15人 行方不明 19人
- (5) 緊急出動 90件
- (6) 道路 陥没 38件 通行不可12件
- (7) 避難状況 831人
概要 小学校 22校396人
中学校 7校236人
防災センター 南 90人
北 152人
- (8) 水道 全市域断水状態
復旧見込みは不明
各支所において24時間体制にて給水実施予定
- (9) 電気 15：30から全世帯通電可能（関西電力発表）
- (10) ガス 市域内供給中
- (11) ゴミ 18日から対応可能な状況
- (12) 学校 休校

2 その他

学校の体育館に避難中の市民を地区会館等38箇所へ移動中。市民への給食は、パンと牛乳を配付

第7回本部員会議

1月17日（火）21：00～21：30

1 被害状況の報告について（20：00分現在）

前回の会議において報告した状況と異なる点について

- (1) ガス漏れ 407件
- (2) 家屋被害 634件（全壊93件・半壊496件・一部損壊45件）
- (3) 所在不明者 17人
- (4) 負傷者 2,000人
- (5) 避難状況 4,453人

2 その他

- (1) 避難者への給食 夕食としてパンと牛乳を用意したが、翌日の朝食分も導入する。
- (2) 寄付 猪名川町から寄付があった。
- (3) 水道 現在復旧に向けて水圧を上げる措置を行っているが、いまだ断水状態継続
- (4) 電話 災害用で本庁舎20回線確保。その他については、NTTと調整中

第8回本部員会議

1月18日（水）00：00～00：30

1 被害状況の報告について（23：00分現在）

前回の会議において報告した内容と異なる点について

- (1) ガス漏れ 418件（消防局への通報分）
- (2) 家屋被害 645件（全壊99件・半壊501件等）
- (3) 避難状況 7,855人

2 その他

- (1) 避難者への給食 朝食を配付
- (2) 市バス 5路線運休
- (3) 災害救助法の適用について 県に確認したところ、被害状況の報告をもって、災害救助法の適用があるものとし、市長において対応してもらいたいとのこと。

私はテレビをつけるまで尼崎のこの周辺が一番被害が大きいと思っていましたら、神戸の三宮や芦屋、西宮などもっとひどいことを知りびっくりしました。

少し落ち着いてから子供たちや姉弟の安否を確認するため電話をしても全然かからず、イライラするばかり。やっとお昼過ぎ頃、娘たちの無事を知りホッとしたのですが、夕方5時頃、甥が来て、西宮の姉がタンスの下敷きになりショック死したことを知らされました。

電話も交通の便も悪く、姉に会えたのは翌日のお昼前、お寺にあった7体の棺の中の1体が姉でした。氷のように冷たかった姉のやさしい白い顔は忘れられません。

西長洲町2 笠井 美代子

3 それぞれの職場では

❖(1) 企画局では

企画局（総括部情報班）で職員が最初に出勤してきたのは午前6時30分だった。

「1月のどんよりと曇った早朝、非常灯だけが明々と点灯していたのが印象的だった」

午前7時ごろまでに出勤できた者は市内在住4人、市外在住1人の計5人。いずれも市役所本庁舎から20分以内の通勤距離に住んでいる職員である。

室内に入ろうとするが入口のドアが開かない。ドアをこじ開けるようにして部屋に入る。室内は重ね置きのキャビネットが落下して書類が散乱していたり、本棚の鉄柱が曲がっていたりして、足の踏み場もない。

出勤直後から、手分けして職員の安否確認と出勤要請のために電話連絡をする。停電の影響か庁内電話は全く通じなかったので、北館1階ロビーの公衆電話を利用する。

誰からともなく「災害対策本部を置く部屋を用意しなければ……」といった声が上がり、午前7時20

分ごろから総務局総務課、消防防災課の職員とともに本庁舎北館2階の2-1会議室（庁議室）を片付け始める。

引き続き2-2会議室（災害対策本部前室）を片付ける。2-2会議室は、財政課が査定室として利用していたので、査定ファイルがぎっしりと積まれていた。とりあえず崩れた書庫を立て直し、ファイル類を財政課に運び出し、スペースを確保した。

午前7時40分、庁内電話がかけられない状態が続いたので、庁舎管理係の指示により独立型の黒電話数台を2-2の会議室に集めた。庁内電話は受信はできたが、発信が全くできなかった。

午前7時44分、2-1会議室で、第2回災害対策本部員会議が開かれた。出席者は市長、両助役、収入役、教育長、総務局長、消防局長、情報主任（企画調整室長）の8人と関係部・課長。総務局長と消防局長から市内の被害状況の簡単な報告があった。本部員の出勤がままならない状況ではあったが、出勤している者だけでも集まって全庁的な本部員会議を開催したいとの市長（本部長）の意向から、次回本部員会議を午前9時に招集することを決定する。

この間、7時から8時までに出勤した情報班員は11人で全員が市内在住の者であった。

1月17日の職員の出勤状況は、情報班員総数45人（市内在住23人、市外在住22人）のうち、当日出勤した者29人（市内在住20人、市外在住9人）、出勤できなかった者は16人（市内在住3人、市外在住13人）であった。

※(2) 市民局では

午前6時10分、第1号防災指令が発令され、職員に対し非常招集がかかったものの、電話回線の不通や交通機関の途絶、さらに職員自身も被災したことから、震災直後の職員の配備体制は十分なものではなかった。

それぞれの職場の状況は次のとおりであった。

○ 本庁

洗顔をしていると、突如として「ごうー」と起こる「轟音」その轟音たるや「筆舌」では表現できない「驚天動地」とも言うか、すると「ぐだっ、ぐだっ」ときた。石油ストーブの火を消すべく二、三步位駆けつけたが、強烈な揺れに歩けない。家具に両手で体をささえる。つづく「激震」に万事窮す。

その瞬間「生・死を超越」した「無」の状態であった。

地震の大変動もしずまり只「茫然自失」

道意町6 龍 武三

本庁舎中館4階の事務室には、午前6時30分ごろから職員が出勤し始めた。事務室の扉を全開にして通路を確保したのち、所属職員に非常招集の電話連絡を入れた。しかし、事務室の電話回線は不通であり、公衆電話を利用することとなった。午前7時40分に各方面主任の動員状況の把握を行うが、この時点では、各方面とも2人程度の参集状況であった。午前8時ごろから徐々に職員が出勤し、混乱した事務室内を整理した。

午前8時30分から各方面主任の報告をもとに被害状況の集約作業を始めた。

北館1階の市民課では、ファクス回線、端末機等の復旧作業に努め、通常業務に備えた。

また、保険年金部からは、応援のため各方面へ職員が配置された。

○ 各支所

小田支所 午前7時30分ごろから職員が出勤し始めた。事務机等が移動したり、倒れた事務機器等で開かないドアも多数あった。また、ガス漏れのため、暖房も使えない中、事務室の片付けと市民からのライフラインに関する電話対応に追われた。地震当日は、とくに水道・ガスに関する苦情、問い合わせが多かった。

大庄支所 午前7時30分ごろから職員が出勤し始めた。この時に余震があり、ガラスがさらに何枚か割れた。地区内の市民からパニック状態で救援を求める電話が多数あった。また、り災証明やごみ・水

わが家は、どうにか屋根があるということだけで、深く考えるまもなく、前の駐車場に震えながらうずくまっている人達に声をかけて、迎え入れた。

放心状態の老人は、お茶をすすめても飲もうともしないし、炬燵にすら入らない。やさしかったおじいさんなのに、親しく言葉をかけるのが怖いような感じた。

3日後に、ガスが使用できるようになった。破裂した水道管から水汲みをして風呂を沸かした。あのおじいさんに風呂をすすめたら、にっこりとし、「老人は汚いから一番後でいいですよ」といわれた。

1週間ほど経つと、皆さんも一時的な引っ越し先が決まり、おじいさんも娘さんの嫁ぎ先の奈良へ行くことになった。

「なるべく早くこの町に帰ってきます」

春まだ浅いある日、あの何日間かをいっしょに過ごしたおじいさんが亡くなったことを葉書で知った。震災のショックが80歳の身にこたえたらしく、娘さんの嫁ぎ先で2月半ばに旅立ったとか……。私は、板を打ちつけただけの寒風の吹きぬける台所でお湯を沸かしながら一人泣いた。

武庫之荘1 工藤 公子

道に関するさまざまな問い合わせも多数あったが、関係各課と電話がつながらず、十分な対応ができなかった。

立花支所 午前7時50分に支所の火災報知器が誤作動し、最初に出勤した職員が止めた。午前8時に所属職員に非常招集の連絡を行うが、電話はほとんど不通であった。市民からの電話が徐々に殺到し始めた。電話での問い合わせはガス・水道関係の苦情のほか、市外からの安否の問い合わせも多かった。

武庫支所 午前7時50分ごろから職員が出勤し始めた。事務所内は、ワープロや机、文書が散乱し、市民課では、戸籍附票認証機が台から落ちて使用不能となったため、ただちに手押しの方法を準備し、来庁者に備えた。水道、ガスが止まったため、市民が市民課窓口に詰めかけた。社会福祉協議会等の団体の役員も今後の市民救済策について尋ねてきた。

園田支所 午前6時40分ごろから職員が出勤し始め、散乱した書庫等の片付けを行った。午前7時に防災無線による防災指令を聞き、職員に非常招集の電話連絡をした。また、連協会長に被害状況の報告と情報提供を依頼した。市民からガス漏れ、漏水等の被害を訴える電話が徐々に、殺到し始めた。

☆(3) 財政局では

検査課

検査課は職員9人の職場で、市役所本庁舎中館の8階南側中部にあって、部屋の配置は東・西・北側の壁面にロッカー、書庫があり、真ん中に各自の席を配置していた。

午前9時前には、市内在住者3人が職場に出勤していた。しかし、部屋の入口で転倒した書庫等が障害となり入室できなかった。なんとか無理して入室したが、職場は足の踏み場もない状態であったので、まず、散乱している職場の書庫、机等の整理から取り掛かった。

午前11時ごろになると市内在住者2人と神戸から1人の職員が自転車で出勤してきた。

また、当日、検査の予定が入っていたので担当課に連絡を取ったところすべての現場で検査が中止となった。

午後6時ごろに職場の片付けも終わり全員退庁した。なお、当日、職員3人は交通機関が不通のため自宅で待機しているとの確認が取れた。

税制課・収納課

震災発生当日の出勤状況は、税制課13人中11人(85%)、収納課28人中16人(57%)といった状況であった。

出勤後の職員の配備については、税制課は、中央方面主任の指揮のもと本庁舎で待機し、収納課は、園田方面主任の指揮のもと数班に分かれ、夕方まで主な被害の状況調査を行った。

また、夕方から避難施設で援護活動が始まり、税制課は本庁舎で待機し、収納課は園田地区の各避難

所で援護活動を行った。

市民税課

午前6時30分、市民税課に最初に出勤した職員は、庁内が真っ暗なため、手探り状態で2階に上がったが、受付カウンターの後ろにある整理棚が前に倒れていて通ることができず、怖さもあり受付前のソファで明るくなるのを待っていた。

7時前ごろからあたりが明るくなり職場の全容が見えてきた。机にはあまり横ずれなどの様子はみられず、鍵のかかっていない机の引出しが飛び出し、端末機の1台が机から落ちそうになっていた。

その後すぐ職場の状況を報告するために課長に電話するが通じない。1階に降りてたまたま年金課の電話をとると通じた。課長に被害状況を報告し、主だった職員に電話連絡しようとしてもJR線以北と市外には通話できなかった。

8時前ごろから1人、2人と出勤する者が出てきたが、通常の業務開始時刻の9時になっても職員の数はいまばらであった。

業務開始時点での最終的な出勤者数は、JR神戸線や私鉄等の交通機関が寸断された市外居住者等を除き、63人中35人であった。

まず倒れた整理棚や散乱した書類等を片付ける間に、課長は、小田・武庫協力班や関連機関と頻繁に連絡をとり合った。

10時すぎに課長から「係長以上はしばらく残り、出勤している男性職員はただちに各支所に行き、支所の指示に従うように」との伝達があり、自転車の隊列を組み出勤した。

支所では、支所長はじめ職員が情報収集に忙殺されていた。

協力班の職員はいつ指示がでてでも即応できるよう、体制を整えつつも自然とテレビのニュースに見入っていた。

正午すぎに支所長から、「現段階ではまだ具体的な指示が出せない、長期化するであろうから今うちに食事をとっておくように」との説明があった。

午後2時すぎに支所長から「支所の職員と二人一

感想

振り返ると、地震が勤務時間帯に発生していたなら、室内の様子から考えて命をも奪われかねない気がして背筋が寒くなる思いをするとともに、ロッカーの上に荷物を置くことがいかに危険であるかを改めて実感した。

150mほど西側で火の手が上がった。消防と救急車のけたたましいサイレンの音。だが、水がわずかしかなかった。火魔は見る見るうちに一帯をなめ尽くし、明け染めの空を焦がす。「ガスが漏れている。避難しろ!」。消防士ががなりたてる。

近くを歩いて回った。アパートが、住宅が崩れ落ちている。寺の門と石垣が倒壊している。名神高速道路の支柱が大きくひび割れている。火事場はなお余じんがくすぶり、懸命に行方不明になった人の捜索に当たっている。後日分かったことだが、火事の現場からは11人の遺体が発見された。

立花町3 久保田 尚武

組になって地区内の被害の状況把握に回ってほしい。各町会の会長には連絡をとってあるので会長と一緒に被害の状況把握を行うように」との指示がされた。

指示どおり二人一組になって各町会長を訪ねて町内の被害の状況把握に回った。完全に崩壊した家、傾いた建物、階段の落ちた文化住宅、水道管が破裂した道路、独り暮らしのおばあさんの生存が不思議なほど屋根や家財が崩壊した住宅などを目の当たりにし、地震への恐怖がよみがえる。

寒い日であった。日が落ち、暗くなり始めたころいったん支所に戻り、次の指示があるまで待機する。午後7時前に次の指示が出された。

「それぞれ割当にしたがって避難所に行き、避難者への援護活動を行うように」

学校と各地区施設等の避難所の配置について。

誰もが初めての経験に、住み慣れた住居を離れ、地震後初めて迎える夜に避難者だけでなく我々も今

避難所では、暖房が入った部屋で一夜を過ごしましたが、今まで独りで住んでいたのに、皆さんといっしょで心強く思いました。

そこのテレビで崩れ落ちたマンションや家々、火災を逃れ外でたたずんでおられる方々を見て、私は何とありがたいことかと感謝の念が起こり、いただいた1個のおにぎりの味とともに忘れることは出来ません。何しろ丸1日ぶりにいただいた食べ物ですから……。

一日も早くマンション再建が出来て、また尼崎に帰ってくる日を希望します。住民票は尼崎に置いたままです。

吹田市山田東4 住中 俊子

後の生活、将来への不安は隠せなかった。

断続的に起こる余震による恐怖が眠れぬ夜への予感を一層増幅させ、皆一様に疲労感をにじませ、無口で無表情であった。

午後9時をすぎてから配給された弁当も極限状態におかれた人々の空腹感を満たすには到らず、寒さと不安を抱えたまま、夜を徹した任務が翌朝まで続いた。

資産税課

地震発生後の午前7時50分ごろ、職員が出勤すると、職場は整理書庫が倒れていたり、机の上の物が落ちたり散乱していた。

その後、出勤してきた職員が協力して部屋の整理をする。

午前9時には職員41人中19人(46%)が出勤する。ほとんどが市内在住か、近隣の職員で、交通手段は自転車か単車であった。

立花方面部方面主任からの要請に基づき、応援派遣職員11人が出勤する。

立花方面主任の指揮下に入り、避難所や支所で避難者への対応、被害状況の調査と連絡、報告を行う。

残りの職員は、手分けして出勤していない職員の自宅に連絡したが、電話回線の不通により連絡がなかなかとれなかった。

午後からは避難者に食物・毛布を配付し、給水作業を行う。

収税課

地震発生後の1時間42分後、午前7時28分に職員が出勤すると職場は、金庫や整理書庫が倒れていた。他に机や椅子が散乱していたが、使用不能および壊れるといったケースはみられなかった。

その後、出勤した3、4人と協力し、散乱した部屋の整理をする一方、手分けして、伝達系統図に基づき伝達手段を講じたが、電話回線の不通で連絡に手間取った。庁内に設置されている公衆電話が辛うじて通話可能とわかり連絡手段として利用した。

午前8時20分に職員48人中16人(33%)が出勤した。

午前9時には23人(48%)が出勤する。出勤職員の状況は、92%が市内在住の職員で、8%が市外近隣の職員であった。

また、交通手段としては、道路の亀裂や信号機の故障で車が使用できず、ほとんどが自転車か単車であった。

午前9時5分に災害時に指揮下に入る大庄方面部方面主任に公衆電話で応援派遣職員の人数を確認し、要請により10人の職員が自転車で大庄支所に出動した。

大庄方面主任の指揮下に入り、大庄地区の震災に伴う被害状況調査方法と調査体制の打合わせを①～③のとおり行った。

- ① 被害調査チーム編成
- ② 被害調査方法
- ③ 被害調査報告

※三人一組の調査チームを数チーム編成し、大庄管内の被害調査。

当日は収税課職員二人一組で4チームを編成し、大庄管内の家屋および交通状況ならびに電線・ガス漏れ・水道断水の状態を調査報告する。

全体的には、傾斜した家屋や電線の切断、ガス漏れなどライフラインの状況は惨憺たる状況であった。

☆(4) 産業労働局では

産業労働局総務課では午前9時に職員6人中5人が出勤、すぐに第2協力部の応援体制に入った。また、産業労働局は、所管する施設が多いため、被害状況の把握に努め、午後4時ごろにはおおむね被害状況の把握ができた。内訳は、労働福祉会館、労働センターで、敷地の陥没などがあり、午前中は休館となった。高原ロッジでは、モルタル壁の破損などがあったが通常どおり営業ができた。産業郷土会館、女性センターは、敷地内に地割れなどがあり、1日休館となった。中央卸売市場は、断水により一部のみ営業を行った。また、高齢者就業センター、中小企業センターは、後日被災箇所が判明した。各施設とも、被害の程度は異なるものの、何らかの被害を受けていた。しかし、発生時間が早朝であったこともあり、利用者の生命にかかわることがなかったのは救いであった。

☆(5) 監査事務局、選挙管理委員会事務局では

1月17日未明の地震発生後、第2および第3協力班の各班員は、配置につくべくそれぞれ手段を講じて出勤してきた。

1月17日の班員出勤状況は、第2協力班（選挙管理委員会事務局）は13人中5人、第3協力班（監査事務局）は15人中9人。

班員の出勤後、具体的な動員指令もなかったことから、出勤できた者から順次、倒れたロッカー、散乱した書類の片付けなど事務室内を整理した。

あわせて、出勤できていない班員の安否について確認したが、電話が不通に近い状況にあり、なかなか連絡がとれなかった。やっと公衆電話回線が使用可能とわかり、通じにくい状況ではあったが、全員の無事を確認することができた。

各班員は、17日からただちに協力班に対する何らかの動員指令が当然のことながら発令されるものとの前提で待機したが、連絡もなく、状況もつかめな

反省

- ① 職員一人ひとりに大規模な災害に対する知識や迅速な対応を行う訓練が不足していた。
- ② 初期の段階で組織的な指令や指示が発せられず、情報も伝わらなかったため、残った職員はどのように行動してよいのかわからず、時間だけが経過した。

反省

- ① 定例化された訓練の柔軟性のなさを露顕した（伝達手段である電話回線が切断され、不通になった場合の対応を考えた訓練がなされていない）。
- ② 初期の段階で組織的な対応ができず、各自が独自に対応したため、全体的な状況把握ができず情報が伝わらなかった。
- ③ 今後、大規模な災害が発生した場合、訓練された人を素早く集め、情報収集にあたる体制（コントロールタワー）が必要と感じた。



書類の散乱した事務室

いことから、情報班、動員班等に確認したが、それぞれも混乱していること、また、状況が十分に把握できていないこともあり、的確な情報を得ることはできなかった。この状態は終日続き、やむをえず連絡待機要員を残し、他の者はとりあえず帰宅することとした。

翌18日になっても、夕刻までは前日と同様の状態であったが、午後6時から選挙管理委員会事務局4人の班員を4か所の避難所へ、監査事務局3人の班

体験

早朝勤務日であるこの日は、いつものように午前3時50分に家を出た。

午前4時10分管理事務所に着くといつものように囑託員のSさんが「おはようございます」と迎えてくれた。

午前4時30分から水産卸売場の様子を見て回った。

午前5時40分青果野菜売場でせりが開始された。

午前5時44分ごろ、せりも順調に進んでいるためその場の巡視は囑託員2名に任せて、仲卸売場の巡視をすべく仲卸店舗に向かった。途中、場内業者のA社長と会い、改築問題について雑談を始めようとした午前5時46分ごろ、フワッと突き上げられるような感触のあと、ドスンと叩きつけられるような感触と同時に「ゴォー！」という例えようのない音が地中深くから聞こえてきた。A社長が「地震だ！」と叫んだ。

私は、店舗の中におり荷物が倒れかけたので通路へ出るべく左足を上げると同時に、東への揺れがきてそのまま通路へ投げ出された。

横ばいになったまま向きを変え、卸売場の様子を見るとせりは止まり、荷物は揺れ落ちており、電気も消え、暗がりの中で関係者が逃げまどう姿が目に入ってきた。

管理棟が大きく揺れており、真上の仲卸棟も大きな音を出して揺れているが（仲卸棟の改築を検討している時でもあり一番弱っているとの認識が頭に浮かび）上を見る勇気はなかった。管理棟の揺れを目の当たりにし、一瞬仲卸売場棟が崩れ落ちたら命がないと思ったほどであった。

数十秒後、揺れが納まったため、場内の様子を見て回るが、幸いにして、火災、けが人などはないようであった。途中「ウオー！」という雄叫びが駐車場まで上がり、何かと見に行くといく何十人も人が集まっていたが、何事もなかつた興奮して叫んでいたのがあった。

一方、場内にたくさんいた買出人は、潮が引くよう一瞬にして自宅へ帰っていき、場内駐車場はガラ空きになっていた。

(中央卸売市場)

員を3か所の避難所へそれぞれ動員を求めるとの指令が発令された。

この日以降、避難所等への動員が継続されることとなったが、その後の動員指令も応援場所や人数に急きょの変更がしばしば発生した。そのたびごとに班員のローテーション変更が無理が生じたが、各班員の積極的協力もあり、乗り切ることができた。

❖(6) 土木局では

午前6時10分、衛視室から土木局総務課長に防災指令発令の一報が入る。ただちに建設部（土木局・都市局・下水道局・都心開発室）に伝達する。この時間帯では電話は混雑しておらず、スムーズに伝達でき、午前6時30分には最初の職員が登庁した。

しかし、職員のほとんどが何らかの形で被災していたこともあって、午前8時の時点では、わずかな職員しか登庁できていなかった。こうしたことから立ち上がりが遅れ、被害状況を把握するために調査班が出動できたのは午前9時を過ぎてからであった。

北館6階、午前7時30分。普段なら書架やロッカーなどにさえぎられフロアー全体を見渡すことは不可能なのに、備品類が倒壊してしまっていたために東端から西端まで一望のもとに見渡すことができた。

建設部総務班では、出勤したごくわずかの職員でまず、電話・通路等を確保し、連絡・指示体制を確立した。

出勤してきた職員から、出勤途上に把握してきた市内の被害状況等の情報がその都度報告されてきた。

- ① 地震発生の15分前ごろ、飼い犬の異様な叫び声を聞いて目を覚ました。地震発生直後、南の空がオレンジ色に染まっていた。（尼崎市在住）
- ② 市域の西部方向へ救急・消防・パトカーが急行している。
- ③ 水道局前JR陸橋から西部を眺めると数か所黒煙が発生している。地震の影響は大きい。

しかし、被害が大きいとの情報は少なく、むしろ「倒壊した家屋等は発見していないし、避難してい

る住民も見当たらない。地震の影響は少ない」との情報が多数であった。

各々の職場では、ある程度の職員が確保された時点で、管理している各施設の被害状況の把握に努めるとともに、道路・公園・河川水路・下水管きょ等（施工中の現場を含む）の被害状況調査のために現場に急行した。

この調査結果が報告されるたびに、被害の大きさが認識され、応急対策を最優先にして対応していくこととした。

その応急対策は次のとおりである。

道路・橋りょう

山手幹線・道意線等の幹線道路については、損傷箇所が比較的軽微で通行は確保されていたが、生活道路については、家屋の倒壊等により通行不可能な箇所が数多くあった。応急処置として、バリケード・赤色灯を設置した。とくに常松1丁目、食満6・7丁目の新幹線のけた落下やその危険性のため、側道と交差部を通行止めにした。（1月17日午後1時現在）
▷道路陥没・橋りょう支承部被害等 38件（うち通行不可能11か所）

公園

園田野球場、橘公園等に液状化現象がみられ、地割れ・汚泥噴出・ブロック塀の倒壊・給水管の破損があった。このような箇所については応急の処置を行ったが、新幹線高架下・名神高速道路高架下の子供広場については、落橋や二次災害のおそれがあるため、供用を中止した。

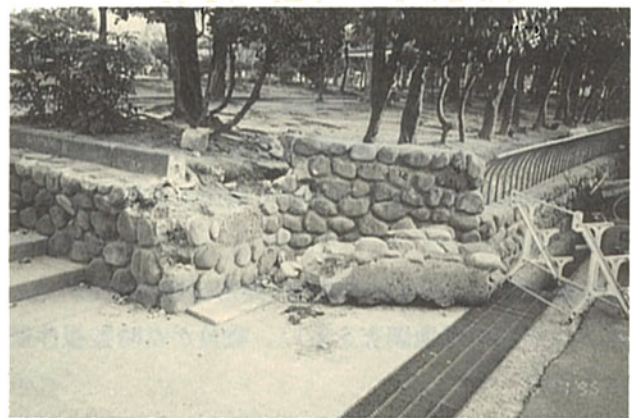
▷公園等の被害 12か所（うち供用中止12か所）

下水道施設

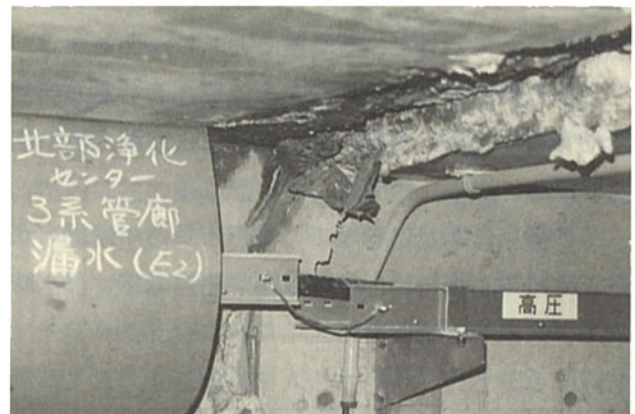
地震発生と同時に各施設の運転機器が非常停止した。このため、非常用発電機により汚水ポンプ運転を開始した。一方、高田ポンプ場の受電用リレー誤操作による停電や各浄化センターの汚泥掻寄機の故障が相次いだことから、職員は夜勤明けの者も含めて動員し、委託業者とともに応急修理に着手した。このため、夜勤明けの職員は家族の安否も確認できない状況であった。



新幹線けた落下箇所



公園の被害



下水道施設の被害

▷各浄化センターの被害

初沈・終沈掻寄機のチェーンの脱線
フライト板の破損等
場内処理水送水管の破断・漏水等
臭気ダクトの破断・変形等

防潮堤

午前9時25分ごろ、南初島地区に住む市民から中



中島川右岸防潮堤の被害

島川右岸防潮堤の2か所で漏水しているとの情報が入る。市域の3分の1が海拔ゼロメートルという地理的特性から、この防潮堤を含む市の防潮堤は、市民の生命と財産を守る生命線であることは言うまでもない。

この情報によって土木局内に非常に強い衝撃が走った。ただちに現地調査を行い、職員が常時監視体制に入った。

中島川右岸防潮堤の被害は、約1,000mにわたって堤体のクラックが多数あり、漏水がはなはだしく、地盤沈下しているため破堤するおそれがあった。

緊急仮復旧工事が必要なため、管理者である県尼崎港管理事務所に通報し、ポンプによる漏水対策を講じた。

その後1月20日になって、宮田市長と川野理事が県災害対策本部に出向き、貝原知事に直接、漏水防止工事を緊急要望した。

☆(7) 会計室では

震災当日、地震の影響により指定金融機関の業務が停止。これに伴って各支所での派出業務も停止してしまった。

派出所兼出張所店舗であるさくら銀行尼崎市役所出張所でも、2人の行員が昼前に出勤したが、開業体制がとれないことから、一般の銀行業務は行えない状況にあった。

総括部会計班で当日出勤できた者は、収入役を含め職員16人のうち9人であった。とりあえず出勤した職員で転倒した書庫や書架、室内に散乱した書類などを整理したり、地下の物品倉庫の片付けなどを終日行い、災害対策本部との連絡要員として2人の職員を残しその日の業務を終えた。

☆(8) 同和対策室では

職員が出勤時本庁舎中館7階東側の事務室に向かい階段を上って行くと、5階の階段が水浸しになっており、階を上るにつれて、徐々に水量が増えていった。

7階の事務室は炊事場の湯沸かし器が損傷し、大量の水が浸水していた。

室内全体を見ると、床は一面水だらけ、書庫、キャビネット、ロッカーは、あちらこちらで倒れ、書籍や書類が散乱し、足の踏み場もないくらいであった。

爪先で歩き自分の机へ行ったが、大きな本箱の倒壊により、机上のガラスは粉々に割れ、机の脚も衝撃のため1本折れ傾いていた。

さっそく、出勤できた職員で片付けに取り掛かった。

水による足場の悪さのため、まず、浸水の取り除きから始めたが、道具もなく雑巾に水を吸わせバケツにしばり入れるという非効率な作業であった。また、その量の多さ（バケツ100杯程度）に閉口した。

この作業に並行して、各総合センターや地区の被害状況を把握するため、電話連絡するも不通状態であった。

このため、公衆電話で連絡を取るが、混線なのか、なかなかつながらない状況の中で情報収集を行った。

片付け作業がおおむね終わったときには、もうすでにあたりは暗くなっていた。

第3協力部である同和対策室として、その時点では協力要請がないため、午後10時に連絡調整業務に必要と考えられる3人の管理職を残し、一応退庁することとした。

なお、震災翌日からは、より詳細な被害状況の把握に努める状況が続いた。

❖(9) 市政情報センターでは

午前6時10分、西日本電気設備（市政情報センターの管理を委託している会社）社員が出勤。センターの入退出管理システムが停電モードになっており、建物への出入口のドアがロックされていたため、センターの中に入れなかった。やむなく中央監視室の小窓を割って中に入り同システムを停止し、ドアをフリーにした。

地震のため市内一円が停電になっていたが、幸いにも自家発電機が自動的に運転を開始しており、電算機の自動立ち上げには支障なく、空調機も通常どおり稼働した。次の停電に備えこのまま自家発電機での運転も考えられたが、燃料不足になると電算機も停止するため、電源の回復を確認し関西電力の電源に切り換える。

午前7時20分、市政情報課長が出勤、全職員へ緊急連絡。机上の電話ではかからず、公衆電話で近くの職員には一応連絡がとれた。

市政情報センターの電算室は3階にあるため、転倒している機器もかなりあるのではないかと思いつながら部屋に入ると、CPUやコンソール、ディスクなどが乱雑にはなっているが、一応正常に稼働しており、オンライン端末が使える状態であることが確認できた。

午前7時30分、中央コンピュータ（電算機のオペレーションを委託している会社）の社員が出勤。オペレーターのうち市内の者1人だけ出勤可能で、当面の対応として職員によるオペレーション応援体制をとる。

一方、委託会社へも早急にオペレーターの応援を依頼する。1人のオペレーターは姫路から徒歩で丸一日かけて出勤してくれた。

午前9時、全庁のオンライン稼働状況を調査。システムの状況についてユニシスの技術者と連絡を取

り、とりあえずこのままの状態をオンラインを稼働させ、様子を見ることとする。本庁、支所その他の端末の状況を確認すると、本庁舎の端末だけが半分の台数しか稼働していないことが判明した。これは、本庁舎北館屋上に設置のLAN多重化装置2台のうち1台が転倒し、電源が抜けて稼働せず、それにつながっている端末が止まったためである。

11時、多重化装置を立て直すことによりどのような影響がでるか分からないため、転倒したまま電源を入れ、正常に稼働していることを確認し、その週はそのまま倒れた状態にし、週末に修復を図った。

午後1時の出勤状況は、職員数33人のうち出勤20人、欠勤13人であった。

午後1時30分、建物の被害状況調査を行ったところ天井破損16か所、エレベーター停止、地下室には水漏れがあった。

約半数の職員がセンターに泊まり込みで警備にあたる。

❖(10) 女性センター・トレピエでは

女性生活課では、地震発生の日1月17日は、午前9時に職員8人のうち4人、嘱託職員4人のうち1人が出勤し、室内の整理整頓にあたった。

室内は足の踏み場もない状況で、書庫、書架は倒れ、机の上のワープロ、書類等が散乱しており、とりあえず原状復旧作業に着手した。

午前9時45分に職員1人が出勤し、午前10時には職員7人、嘱託職員1人となった。引き続き料理教室の食器棚を復旧整理し、情報資料室の図書を整理した。

午前11時ごろ通電し、そのころから公衆電話の利用者の来館が増えた。午前中に全館の被害状況を調査したところ、建物自体には大きな被害はなかったが、花壇、側溝に大きな被害が見られた。午後になって、女性センターの一般利用について協議し、1月28日まで休館と決定した。主な理由は断水のためである。当日からのトイレの排水は、隣接するスポー

体験

交通局塚口営業所の状況については、まず、「ドン」という音がして、縦振動により突き上げが起こり、その後、大きな横揺れが続き、正常に立ってられない状況であった。点呼場では、机にへばりつく者、机の下にもぐり込む者、ロッカーにつかまる者など、必死になって揺れがおさまるのを待った。

この時間帯には、乗務員も十数人出勤していたが、数名の者は建物の中より外のほうが安心だと外に飛び出し、他の者は記載台につかまっていた。この間、実質は20秒くらいであったが、何分も続いたように感じた。揺れがおさまった後、電気が一時暗くなったり明るくなったりしたが、すぐに正常に戻った。電気、ガス、水道には異常がなかった。

営業所の北東の塀が倒壊し、給水装置に損傷を与えた。事務所内においても、1階では、メールボックスが倒れるとともに、衝立が倒れてガラスが割れ、2階では、ロッカーが倒れるとともに机等が移動し、書庫から簿冊が飛び出し散乱した。

武庫営業所では、ロッカー、メールボックス、棚などが次々に倒れ、非常ベルが鳴り続けた。地震が止まると、すぐにガストープの点検を行い栓を切り、非常ベルを止めた。すべての部屋が、倒れたロッカー、メールボックス、椅子などのため足の踏み場もなく、揺れ戻しも予想されるため、安全を確保すべく、出勤してきた乗務員を、厳しい寒さの中、北車庫で待機させた。

建物等の状況としては、同営業所の北および西側の塀が倒壊し、駐車場内では、直径5m、深さ5cm程度の陥没が生じ、駐車場の車止めが隆起するとともに、それによって駐車中のバス9両が損傷した。また、洗車機の機能が停止するなどの被害も生じた。事務所内では、ほとんどの部屋でロッカー、メールボックス、棚などが倒れ、足の踏み場もないほどであった。

(交通局塚口営業所・武庫営業所)

ツクラブ「ウッディ」の噴水を汲んで利用し、飲み水は破裂水道管からの吹き出し水を沸かして飲んだ。午後6時職員3人、午後11時職員2人が退庁、同時刻ごろ、寮生活をしている女性3人が避難してきたため、相談室へ案内し、翌朝まで避難させた。最終的に職員2人が引き続き翌朝まで待機することになった。

市立消費生活センターでは、当日午前9時に職員11人のうち4人が出勤し、室内の整理整頓にあたった。同センターは、市域の北西部に位置し、市内でも大きな被害のあった地域にあるため、センターの被害も大きく、室内の書庫、書架は倒れ、ガラスが散乱し、足の踏み場もない状況であったが、ともかく原状への復旧が先決であった。

午前10時30分になり、職員1人が出勤し、原状復旧作業についた。当時、電気は通っていたが、水道は断水が続いており、非常に不便な状況の中での作業が行われた。

午後5時30分になり、自宅の被害の大きい職員4人がとりあえず帰宅し、以後の指示を待つことになった。

午後10時になり、最後まで残っていた職員が帰宅した。

震災当日の職員の出勤状況は、出勤者5人、連絡はあったが出勤できないもの4人、休暇者1人、連絡不通者1人であった。

4 通信の不通と情報収集

午前8時ごろから、市役所本庁舎2-2会議室で第3回災害対策本部員会議の開催に向けて被害状況の把握を始める。まず、企画局総務課で被害状況報告書の様式を決めた。尼崎市地域防災計画のマニュアルでは報告書の様式が決められていたが、報告項目が細かく実際的でなかったことや本市の被害はそれほど大きくないとの認識があったことなどから、本部員会議用に簡易な書式をつくり、8時25分には各局室総務課へ電話で、また各機関には防災行政無線により該当項目を報告するよう指示をする。

8時45分ごろになると各局室総務課から報告があり、集約のうえワープロで清書しコピー複写する。慣れないうえに時間がないなかでの作業であったが、9時の本部員会議には何とか間に合い席上に配付した。

午前9時、第3回災害対策本部員会議を開催する。

9時現在では、30ページの「第3回災害対策本部員会議資料」程度の情報しか把握できていなかった。本部員会議は、神戸市、芦屋市等に比べ被害が少ないことから、何となく安堵感が漂っていたように思われる。

会議は、情報主任が被害状況の報告をした後、消防局長、土木局長などが補足説明をし、最後に市長から「よりいっそう情報収集に努めるように」との指示があり、30分ほどで閉会した。

なおこの時、本部員会議は、おおむね2時間おきに開催することとした。

5 広報活動

❖(1) 総括部情報班による当日の情報収集

午前9時以降の情報班による情報収集等の活動状況は次ページ表のとおりである。17日は情報収集を計8回、災害対策本部員会議を計8回開催した。

17日の情報収集活動でとくに印象的なことは、午前9時の本部員会議では神戸市などに比べ被害報告が少なかったことに安堵感があったが、徐々に被害の実態が明らかになるにつれて重苦しく、厳しい雰囲気になったことである。

水道については、午前11時の本部員会議では武庫地区を中心に断水しているとの報告があったが、数日で解消される見込みであったこと、午後4時ごろには立花町3丁目2番10号常磐荘の火災現場で行方不明者が17人あり、その救助活動を徹夜で行うかどうかで激論があったことなどである。

常磐荘の火災については、現場サイドは機材が不

十分であること、行方不明とはいうものの、実際には住んでいるかどうかわからないといったことから、夜にはいったん作業を中断していたが、「仮に犠牲者が出た場合、取り返しのつかないことになる」との市長の強い指示があり、午後7時30分にはユンボ1台、トラック3～4台を配車し、7時50分から消防職員が作業を再開、徹夜で作業を続けた。

翌18日午前8時30分からは自衛隊(61人)の協力も加わり作業を続けた結果、午後4時40分の作業終了までに10人の死亡(7人は震災当時同所にいなかったことが判明)が確認され、本市で最大の人的被害となった。

❖(2) 広報課の広報活動

広報課では、午前7時過ぎから職員が参集しはじめ、午前9時の始業時現在では、市報の校正のため大阪市へ出張を命じられていた職員を含め、9人が勤務についた。

室内は、更衣ロッカーやキャビネット、書庫などが倒れ、あらゆる机の引出しが飛び出していて、書類などが散乱していた。まずは、倒れていた書庫や散乱していた書類を整理し、事務室で執務できる態勢を確保した。とりあえず、地震の状況を知るために室内のテレビをつけようとするが、CATV配線のためテレビが映らなかった。また、隣の市政記者クラブ室は扉がゆがみ、開閉不能の状態になっていた。庁舎管理系の応援で扉を壊して入ったが、市政記者クラブ室内は予想したほどの乱れはなかった。クラブ室内のテレビは外部アンテナによる配線だったのでトラブルがなく、阪神高速道路の倒壊現場などの様子が映し出されていた。

この後、当日に予定していたパブリシティ(市政記者クラブへの情報提供)は中止し、広報班の取り組みとして被害状況等の把握に取りかかった。また、職員が出勤途中で確認した状況等からは、市内でも相当の被害が出ているようであった。そこで、職員からの聞き取り情報などをもとに、被害状況の情報収

情報班による当日の活動状況

時間	調査等	摘要
10:30	被害状況調査	本市でも建物の倒壊による死者が5人いることが正式に判明。漏水20か所、水圧は平常時の5分の1程度。
11:00	第4回 災害対策 本部員会議	
12:30	被害状況調査	死者が6人に増える。全市断水状態との報告がある。病院用として支所に給水タンクを2基設置する。
13:30	第5回 災害対策 本部員会議	
14:00	被害状況調査	道路通行不可8か所。競艇場は17～19日の中止を決める。
16:00	被害状況調査	死者が15人に増える。立花の常磐荘で行方不明17人の報告がある。けが人1,300人との報告がある。
17:00	第6回 災害対策 本部員会議	
18:00	被害状況調査	市長から常磐荘の火災現場について、行方不明者を発見するまで捜索するよう指示があった。
21:00	第7回 災害対策 本部員会議	
21:00	被害状況調査	支所確認の家屋被害状況は全壊93件、半壊496件、一部損壊45件と報告がある。
23:00	被害状況調査	避難者数は7,855人に上った。
24:00	第8回 災害対策 本部員会議	

集や記録写真撮影を行うため、職員が手分けして庁内や市内各所の巡回にかかった。写真撮影を行った地域は大きく分けて、庁内と市役所周辺（西難波町・東難波町など）、国道43号以南方面（築地・元浜町など）、武庫之荘方面（南武庫之荘・常吉など）であった。

記録写真撮影に回った各所では、建物の倒壊や橋・道路の陥没など地震による被害の大きさが感じられ

たが、比較的混乱もなく、むしろ静まり返っているというような様子であった。ただ、ガス漏れが続いている危険な場所があったり、全壊した家屋の前で呆然としている人や、倒壊した建物から日常生活用具を運び出して避難所へ向かう様子に出会うなど、緊迫した状況も見られた。

災害対策本部が午前9時現在の被害状況をまとめたが、その時点では人的な被害は不明であった。新聞記者等のマスコミ関係者はまだクラブ室につめていなかったため、ファクスで資料を送った。

あわせて被害状況を市民に知らせるため、拡声器付きの車を手配したが、1台しか確保できなかった。その広報車1台で水道局職員とともに、JR以北の地域へ断水している旨の広報を始めた。

当日は1月20日号の市報校正日だったため、自宅から直接、大阪市福島区にある印刷所に出勤する予定の職員は、交通遮断のためいったん市役所に出勤していた。しかし、今後どのような事態になっても市報の発行に対応するため、職員2人が自転車で印刷所に向かった。

印刷所は地震による被害がなく、交通遮断の関係で出勤していた社員は普段より少なかったものの、印刷は可能ということであった。しかしながら、当初予定した原稿より震災情報の提供を優先する必要があると判断し、夕方の時点で市報の発行延期を決め、職員は帰宅した。

午前中は、市政記者クラブ等のマスコミからの問い合わせが数件あり、市政記者クラブ加盟各社に対して、午前9時と10時30分現在の被害状況等を配信した。

午後からは、市政記者クラブの各新聞社や、テレビ・ラジオ等マスコミからの問い合わせが多くなり、その対応に追われた。災害対策本部からその後、午後0時30分、1時、2時、4時現在の被害状況等を配信した。被害状況は時間を追うにつれ、倒壊家屋や避難者数が増加していった。また、道路の陥没箇所や断水による対応など、新たな情報の項目が追加されていった。

午後2時ごろ、サンテレビの市政広報テレビ「ライブ尼崎」を担当している制作会社のディレクターから電話が入った。神戸市にある本社との連絡が通じないことから、明日に予定していた撮影を中止することとなった。

当日は、電話がかかりにくい状態が続いたためか、市民からの問い合わせは少なかったが、中には、「裏のマンションが倒れかかっているので早く撤去してほしい」という悲惨な状況を訴える連絡もあった。被害状況の発表では、市内でも多くの市民が学校や地区会館などの公共施設へ避難しており、時間を追ってその人数が増えていることや、水道の断水やガス漏れ等ライフラインに大きな被害を受けており、その復旧に相当の時間がかかることが分かった。このため、20日に予定していた市報の発行を遅らせ、震災情報に紙面を差し替えることを決めたほか、広報車による市内巡回や臨時チラシの発行など、今後の広報活動体制への対応準備を進めた。

夜間にも、午後6時、8時、11時現在の被害状況等を配信した。この時点になると新たな被害発生などの変化はなかったが、被害家屋数や避難者数は引き続き増加していった。

また、緊急・不測の事態に備えて、広報課職員が交替で徹夜対応を実施した。

❖(3) 水道局の広報活動

地震発生直後、神崎浄水場、本市の水道水の約80%を供給する阪神水道企業団の猪名川および尼崎事業所では、極度の揺れによる停電により配水ポンプが停止し、一時的に断水状態となった。ただちに電気系統の異状の有無を確認した後、神崎浄水場では午前5時55分、猪名川事業所では午前6時、尼崎事業所では午前6時30分に配水ポンプを再起動させ配水を開始した。

しかし、水を送っても配水ポンプの元圧が上がらず、市内で断水や出水不良が生じていることが推測された。



市報あまがさき

感想

今回の災害は誰の予想も超えるものであった。被害情報を収集しようとしても、実際に現地に行かなければわからないが、交通渋滞のためにはかどらない。

広報についても、即時性のある車両広報を実施はしたが、車両の数が少ないうえに、これも交通渋滞により思うようにいかなかった。

一方、通信回線のマヒのため、早朝から多くの市民が続々と来局し、駆けつけた職員は、断水、出水不良に対する苦情の対応に追われていた。

その後、市内の被害状況を把握するため、パトロール車3台が調査に向かったが、無線基地局のアンテナ倒壊によりこれが使えず、また、交通渋滞などにより思うように情報収集がはかどらなかった。

午後には、無線基地局は復旧し、パトロール車も11台に増強することができるようになった。引き続き配水管等の被害状況の調査に全力を挙げたが、道路事情はますます悪化し、パトロール車による状況把握はまさにお手上げ状態で、水道管の被害状況、断水等の情報収集は困難を極めた。

時間の経過とともに、通信回線が回復し始めると、多くの市民から断水および漏水情報が寄せられた。市内で広範囲に断水していることが判明してきたため、午後から水道の現状と応急給水場所等を車両広報することになった。

しかし、地震による被害が大きく、市災害対策本部広報班に応援を求めたものの、多くの車両が救助活動等に出動していたこともあり、当日確保できたのは、局車両2台、広報班から1台の計3台であった。JR東海道線以北2台、以南1台に別れて、午後1時から6時ごろまで断水状況と応急給水場所の広報を行った。

このように当日は車両3台であったため十分な広報活動はできなかった。

●第3節 消火・救助・救急活動

1 消防部本部の開設

平成7年1月17日当日の消防局では、本部と各署所を含めて、117人の消防職員が災害に備えて勤務していた。

通信指令室では、当日9人の勤務体制のうち3人が勤務にあたり、6人は仮眠中であった。119番を受け付けることができる32回線は、次々にかかってくる災害通報により、ランプは点灯しっぱなしとなった。9人全員で対応に努めたが、話し中になっていた市民もいたかもしれない。

☆(1) 消防部本部の開設

午前6時10分に尼崎市災害対策本部が設置されたのに続いて、6時20分には消防局長を本部長とする消防部本部を防災センター3階に開設し、災害情報の収集、消防部対策活動の決定と指令等に当たった。

同時刻、各消防署には、消防部方面警防隊本部を設置し、それぞれの担当区域を中心とする対策活動に当たった。

一方、消防団では、同時刻に消防団長を本部長とする尼崎市消防団本部を防災センター5階に開設し、各支所を拠点とする各地区では、各副団長指揮の下に、地区本部（本庁地区にあっては中消防署）を開設した。

☆(2) 現場指揮体制

地震発生直後から、火災、救急、救助、ガス漏れ等の災害が同時多発、平常時のマニュアルや指揮体制では機能しないため、所轄署長指揮の下に災害応急対策活動に当たった。

消防団でも、各地区の副団長指揮の下、それぞれの分団ごとに担当区域の災害対策を中心とする活動

消防部の時間別参集状況

基準人員409人＝総数418人－対象外9人（派遣職員等）

時刻	参集人員	参集率	稼働人員	稼働率
7時	131	44.9	248	60.6
8時	204	69.9	321	78.5
9時	232	79.5	349	85.3
10時	252	86.3	369	90.2
11時	258	88.4	375	91.7
12時	262	89.7	379	92.7
13時	265	90.8	382	93.4
14時	266	91.1	383	93.6
15時	271	92.8	388	94.9
16時	273	93.5	390	95.4
17時	273	93.5	390	95.4
18時	277	94.9	394	96.3
19時 ～ 24時	282	96.6	399	97.6

注) 稼働人員は、当務員の117人を含む。

消防部の参集手段

手段	自動車	単車	自転車	電車・ と 徒歩	徒歩	合計
人員	114	112	45	2・2	7	282
%	40.4	39.7	16.0	1.4	2.5	100

に努めた。

☆(3) 職員の参集状況

午前6時10分第1号防災指令の発令に伴い消防部では、局員に甲号非常召集・各署所員に乙号非常召集を発令したが、電話連絡がほとんど付かなかった。職員は「尼崎市消防職員非常召集規程」第11条（非常事態の発生を知った場合は、その状況を判断し所属または災害現場に参集しなければならない）の定めにより自主参集したものである。

また、尼崎市地域防災計画（地震災害対策編）でも、勤務時間外における地震等の災害を知った場合の自発的参集について決められている。

地域防災計画（地震災害対策編）の動員計画に基づき、非番員等は自主参集により参集、地震発生後の午前10時には対象職員の86%にあたる252人が参

消防局の人員と機動力

所 属	人員	車 両	単車	自転車
本 部	総 務 課	司令車・連絡車・人員輸送車	1	
	職 員 担 当	広報車		
	予 防 課	広報車・査察車	7	
	消 防 防 災 課	7 指揮車・救助工作車・調査車2・※救急車・※タンク車・※ポンプ車・資材搬送車・人員輸送車	1	
	情 報 指 令 課	9	1	
中 署	本 署	15 指揮車・ポンプ車・化学車・梯子車・空気充填車・電源照明車・救急車	3	10
	三 和 分 署	8 タンク車・ポンプ車・高所放水車	2	4
東 署	本 署	12 指揮車・タンク車・ポンプ車・化学車・梯子車・救急車	3	12
	常 光 寺 出 張 所	7 タンク車・高発泡車	1	8
西 署	本 署	12 指揮車・ポンプ車・化学車・救急車・※ポンプ車	3	9
	武 庫 分 署	12 タンク車・梯子車・救急車	2	10
	大 庄 出 張 所	3 タンク車・原液搬送車		4
北 署	本 署	12 指揮車・タンク車・ポンプ車・梯子車・粉末化学車・救急車	3	12
	園 田 分 署	11 タンク車・ポンプ車・救急車	2	11
	塚 口 出 張 所	9 タンク車・救助工作車	1	5
計	117	54台	30	85

* 人員については、午前5時46分現在の勤務者
 * 表中の※印については、代替車両

集し、総員369人で災害活動にあたった。

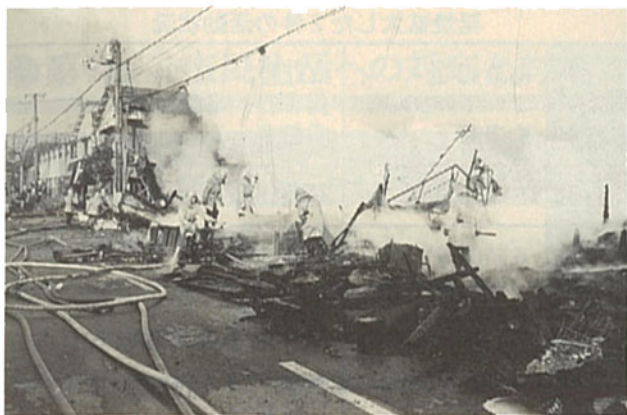
消防部の時間別参集状況と参集手段は前ページ表のとおりである。

消防団の人員と機動力

区 域 等	分団数	実員	車両台数	ポンプ積載車台数
団 本 部		14	1	
中 央 地 区	7	108	7	
小 田 地 区	10	170	10	
大 庄 地 区	9	137	9	
立 花 地 区	11	183	11	
武 庫 地 区	11	192	11	
園 田 地 区	10	174	10	1
計	58	978	59	1

※(4) 当日午前5時46分の消防体制

当日午前5時46分現在での消防局と消防団の人員と機動力は、上表・右表のとおりである。



立花町3丁目の火災現場

❖(5) 災害情報の伝達

午前7時には、防災行政無線基地局（市役所8階）に3人を派遣し、尼崎市災害対策本部の災害情報の伝達に従事させた。

2 消火活動

地震に伴い、午前6時から午後6時39分までの間に8件の火災が発生した。そのうち地震発生直後に発生したのは5件で2件が延焼拡大。消防隊は効率的な出動指令により防ぎよ活動を展開したが、地震による断水のため消火栓が使用できず、遠距離にある学校プール、防火水槽等から中継送水を行い消火活動を実施した。出動車両と人員は42台の218人。

火災の発生状況については下表のとおりである。

火災の発生状況

覚知時刻	発生場所	火災概要	車両	人員	死傷者
6:00	武庫の里1-17	部分焼 歯科医院の技工室6㎡焼損	2	8	
6:05	武庫の里2-5	部分焼 住宅1棟、湯沸器倒壊により出火、内壁一部焼損	2	12	
6:05 鎮火 17:00	稲葉元町1-7-16	家具が石油ストーブ上に転倒し出火、全焼 共同住宅1棟延べ535㎡ 住宅1棟延べ266㎡、半焼 店舗1棟25㎡、ぼや 店舗併用共同住宅1棟 計 826㎡ *石油ストーブ耐震消火装置なし	6	51	中等症 1人
6:23 鎮火 17:57	立花町3-2-24~26	倒壊した住宅か共同住宅から出火、全焼 住宅3棟延べ798㎡、共同住宅2棟延べ932㎡、ぼや 住宅1棟 計 1,730㎡	23	103	死者 11人
6:56	西本町6	部分焼 事務所併用共同住宅1棟10㎡ 熱帯魚の水槽が倒れ、温度調整用ヒーター加熱出火 *付近住民の初期消火により鎮火	2	9	
10:45	立花町4-16	ぼや 住宅1棟 電力復旧による電気ストーブの通電火災 *付近住民の初期消火により鎮火	5	25	
18:39	東難波町3-25	部分焼 住宅1棟 ガス管破損により漏洩したガスにローソク火が引火	2	10	軽傷 1人
事後聞知 1/17 7:33	武庫川町4	部分焼 共同住宅1棟 電力復旧により水槽用ヒーターが過熱 (1月22日 10:00事後聞知)	0	0	
計		全焼7棟、半焼1棟、部分焼5棟、ぼや3棟 合計 8件 16棟 2,572㎡焼損	42 台	218 人	負傷者 2人 死者 11人

また、延焼拡大した2件の活動状況は右表のとおりである。

3 救助・救急活動

救助出動したのは、17日に23件であった。

また、地震発生直後、救急要請が殺到したが、指令管制勤務員の判断で重症者と思われる事案の救急出動を優先し、軽傷と思われる救急事案については、近くの病院を紹介し自力対応してもらった。

地震発生当日は、94件の救急要請があり79人を医療機関に搬送している。

地震発生当日は、各医療機関とも外来患者が殺到し患者が廊下にもあふれていた。救急隊は、医療機関に直接交渉し搬入している。

4 消防団の活動

震災直後から消防団員は自発的に自区域分団器具庫に参集した。

当日には、尼崎市消防団のほぼ全車両全団員が出動、火災・救助・ガス漏れ、警戒・調査活動のほか道路、家屋の被害状況調査、給水救援などそれぞれの担当区域を中心に活動を行った。

とくに、火災・救助・ガス漏れなど、それぞれの現場での消防団の活動は、地域に密着したものであり、長距離からの送水作業、長時間放水、残火処理、発掘作業そしてガス漏れ警戒や給水活動など各分団員の努力により、被害を最小限に食い止め、また住民の不安の解消に貢献したといえる。

延焼拡大した2件の活動状況

場所	稲葉元町 1-7-16 福寿荘	立花町3-2-24~26 昌和荘、常磐松荘、 常磐荘
発生	5時50分	6時15分
覚知	6時05分	6時23分
火勢 鎮圧	6時40分	9時30分
鎮圧	7時16分	13時45分
鎮火	17時00分	17時57分
出動 車両	署4台 団2台 計6台	署17台 団6台 計23台
人員	署31人 団20人 計51人	署60人 団43人 計103人
使用 水利	防火水槽1基 河川3か所	消火栓2基 学校プール1 基 防火水槽4基 河川1 か所

●第4節 市民生活への対応と対策

1 市民からの問い合わせ

☆(1) 総括部情報班での対応

2-2会議室を災害対策本部前室として活用するため黒電話を増やし、班員10人前後が交代で常駐して市民からの問い合わせに対応した。

午前10時ごろまでは、問い合わせは比較的少なかった。新たな情報が入らないなかで、県から何度も情報把握のための連絡が入った。他市の被害の大きさをラジオ、テレビで知る。

10時を過ぎてから徐々に問い合わせの電話が増え、午後には電話が鳴りっぱなし状態になった。

「電話がかからない」「水道管が破裂して断水している」「ガスが漏れている」「塀が倒れて危険だ」「知人の安否を確認したい」「〇〇地域の被害状況はどうか」「給水場所はどこか」「どこに避難すればよいか」といった問い合わせが殺到したが、答えられるだけの情報もなく、聞くだけに終始することも多かった。

関係機関の電話番号など共有すべき情報は壁に張ることにした。県の災害対策本部の電話番号、各市の災害対策本部の電話番号（神戸市、芦屋市、西宮市は電話が全く通じなかったようで、まだ比較的叫びやすかった本市に各市の状況、問い合わせ先等を聞いてくる人が多かった）、N T T・関西電力・大阪ガス等の電話番号、各局室総務課の内線番号等は大きな模造紙に一覧表にして張り付けた。

その他の情報は整理などしている状態ではなく、気がついた者が気がついたことをメモし、また本部に報告されてくる情報は必要に応じて壁に張ることにした。壁はみるみるうちにメモで埋まった。

☆(2) 市民局での対応

震災直後から断水・ガス漏れ等のライフラインについての市民からの問い合わせが、本庁・各支所に殺到したため、大混乱の状態が続いた。さらに、市民に対応する職員自身も震災に関する情報を十分に伝達されていなかったため混乱を深めることとなった。

震災当日の本庁と各支所での市民からの問い合わせの状況は次のとおりであった。

本庁

職員は出勤後、事務室内の散乱した備品、書類を片付けるとともに、来庁者への対応に努めたが、電話は内線も含め通じず、十分な対応ができなかった。終日このような状態が続いた。18日以降も市民からの要望、問い合わせ、苦情で来庁者、電話が殺到し、混乱状態が続いた。

支所

午前7時30分ごろから市民からの電話がかかり始めた。電話の内容は、断水、ガス漏れ等のライフラインに関するものや、家屋が倒壊寸前で救援を求めるものなどであった。職員が関係機関へ連絡を入れてもつながらず、大混乱の状態であった。

また、「二次災害回避の防災体制はどのようになっているのか。責任者に説明を求めたい」と苛立った市民が職員に詰め寄ることもあった。さらに親戚、知人がどこの避難所に行っているのかという電話での問い合わせもかなりの数があり、避難所における避難者名簿の必要性を感じるようになった（避難者名簿は1月21日ごろ作成された）。

各支所では、ガス、水道、電気といったライフラインに対する苦情や住まいに被害を受けた方々の行き先の相談などでごった返し、電話も鳴りっぱなしの状況となった。夜間も同様の状況で、正確な情報も少ない中で対応に苦慮するといった状態が数週間続くこととなった。

2 避難者への対応

☆(1) 教育委員会事務局では

① 事務局での1日

午前7時30分、教育委員会事務局には数人が到着していた。

教育長（避難部長）が災害対策本部員会議から戻ってきた8時から学校園の被害状況の把握や休校措置の決定等についての協議が続けられた。

電話が通じにくい状態が夜中まで続いたことから、各学校園との連絡は非常に困難を極めた。午前9時時点での出勤者数は、神戸方向の交通機関の途絶状態から、平常時の50%以下という状態であったが、電話の通じない北部には、自転車等で職員が向かい、学校園の被害状況の把握を続けた。

その後、災害対策本部から避難所の開設状況をつかむように指示が出されたので、全市立学校に照会をした。しかし、指定避難場所72か所という数の多さに電話のかかりにくさが加わって、避難者数の把握は困難を極めた。

災害時優先電話に指定されている回線は数回線しかなく、公衆電話が比較的にかかりやすいことから、学校教育部の各学校班が、1階の庁舎内公衆電話等に分散して各学校に電話をかけ情報収集を行った。

時間の推移とともに、避難者が増える傾向にあった。真冬の災害ということから、体育館のような施設よりも、和室や暖房設備のある福祉会館、共同利用施設、地区会館などがよいのではないかと、午後災害対策本部員会議で提案し、学校以外にも、地域の公共施設を避難所にするようになった。

避難者数が増えていき、避難者への食事の提供が必要となったが、当日の小学校給食用のパンと牛乳が、全校休校となったことから余っているので、その活用を災害対策本部員会議で決定し、方面部が避難場所に配送することになった。その受け入れのため、避難部からも職員を派遣したが、方面部も地理に不慣れなことから配送が終了したのは、午後11時

に近かった。

午後11時を過ぎて、電話がかかりやすくなってきた。それとともに午前0時ごろから、避難者の情報を求める問い合わせ電話がかかりはじめ、夜中から夜明けまで断続的に鳴り続けた。

援護物資の毛布の不足を訴える声も多く、福祉課を中心とした援護班も、夜中まで毛布を配送していた。

余震が不気味に続き、避難所は余震のたびに避難者が増えていった。

② 避難所での1日

最も早い学校では、午前7時に7人の避難者があったが、その後増え続け夕方からはその数が急速に増えてきた。ある学校の記録によると、午後2時では38人、3時で61人、8時で122人、9時で152人、11時で196人、18日の午前0時では205人にも達している。また別の学校では、午前9時30分ごろに数人、昼ごろには20人程度、午後5時には150人、8時には体育館に400人、運動場にも車に乗ったまま避難している人が150人にもなっていた。暗くなるにつれて住民の不安感が増し、避難所へと急いだことがわかる。

寒さが厳しかったため、多くの学校では避難者が電気毛布やポット等を使うのを禁止することは忍びがたく、避難者の急増とともに、たびたび体育館のブレーカーが飛んでしまった。

そのため、いくつかの学校では、避難所としては使用が禁止されている石油ストーブを入れざるをえない状況になった。ある学校では体育館に学校のストーブを2台設置し、灯油等も学校が手配する、そのかわり、個人の暖房器具の使用は禁止するといったところもあった。しかし、断水状態の学校では火災の心配があり、寒さに堪えてほしいと校長自らが避難者に訴えたところもあった。夕方以降、災害対策本部から学校園に毛布や食料品が運ばれてきたものの、急増する避難者に対応できるものではなかった。電話連絡が十分でなかったことと、交通事情が悪かったことも、避難者や学校関係者をいらだたせ

る原因となった。

❖(2) 市民局での対応

各避難所への誘導は、各方面主任を通じ、社会福祉連絡協議会会長へ避難場所の案内を電話または訪問により行った。

市民が避難所へこられたのは、早い人で午前9時ごろからであったが、午前中は避難者はまだ少数であった。しかし、日が落ちかける午後4時ごろからいずれの避難所も急増した。

これは家屋が全壊した人はもちろん半壊またはその他の人たちも余震の続く状況の中で、不安を抱いたためである。

また、市内で最も多くの避難者が避難し、長期間となった武庫北小学校の場合、午後6時現在で、体育館に500人、校庭には車両が約100台入り込み、その自家用車の中にも100人近い避難者がおられた。

指定避難場所だけでなく、地区会館、福祉会館、集会所も避難所とすることとなり、各方面班から、各施設管理者に電話で開設を依頼した。当日の避難者への食事提供については、休校の学校給食用のパン、牛乳を調達した。調達配付方法は、午後5時をめぐりに各支所（市民生活課・福祉事務所）が取りに行き、避難所へ配付することとなった。

しかし、パンの業者との連絡がつかず、また交通渋滞のため避難所への配付が遅れ、遅いところでは午後9時ごろとなった。

また、夕刻から避難者数が急増し、用意していたパンだけでは不足したため、防災センターに備蓄の乾パンを配付した。

❖(3) 調度課では

① 緊急発注用の業者名簿の整理

緊急発注用にあらかじめ作成していた名簿記載業者へ電話連絡をし、緊急発注に対応できる状況か否かを確認した。この結果、主として食糧の調達に不

安が生じたため、電話帳等の情報を基にしてその他の業者と連絡をとって同様の確認をし、名簿の拡充整理を行った。

② 従事体制の確認

当分の間、24時間の配備体制が要求されるため、時間外勤務のローテーションを定め、従事体制の確認を行った。

③ 食糧の調達

援護班から避難者用の食糧の調達の要請があり、深夜から翌早朝にかけて業者と連絡をとり、1月18日分の朝夕各1万食分の食糧を手配した。

3 応急給水の実施

市民からの断水情報が続々と集まるなか、取り急ぎ給水タンク車による応急給水のための基地を配水池のある神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川事業所、同尼崎事業所の3か所に設置した。これらの給水基地のほか、水道局本庁舎、小田支所、大庄支所、立花支所、武庫支所、園田支所、園田地区会館、園田東会館に応急給水場所を開設し、午後3時30分から応急給水を開始した。各拠点では、翌朝まで終日応急給水を実施した。

また、人工透析など緊急医療用水を必要とする病院については、車両による運搬給水を行うこととした。

これまで全市的な断水の経験がなかったことから、応急給水は多忙を極めた。

給水活動にあたっては、十分な職員の確保ができず、取り急ぎ混成の給水班を編成するとともに市内の水道工事業者や土木業者にも運転手付きの車両の応援を求めた。以後、これら応援車両や本市が所有する高圧給水車（1.75m³×1台）、給水タンク（1m³×6基）、組立式簡易給水槽（1m³×10基）、ポリタンク（10ℓ、20ℓ各300個）および非常用飲用袋（10ℓ、2万7,000袋）の応急給水用資機材をフルに活用した。

とくに高圧給水車は、大量の水を必要とする病院

体験

震災直後から、武庫地区は全域的に断水に陥った。その他の地区でも一定の範囲の地域で断水したが、とくに、武庫地区は地盤が高いうえに、浄配水場からの距離も遠いため、水圧が低く、断水が広範囲、長期間に及んだ。

給水車が最初に武庫支所に来たのは、午後3時すぎで搭載タンクの小さい2m³車であった。武庫地区で当日給水車が来たのは武庫支所のみで、給水を求める長蛇の列の市民でたちまちタンクは空になった。給水車が折り返してくるのには交通渋滞もあり1時間半程度を要した。このため武庫方面班は支所貯水槽の水を市民に配水する緊急の処置をとった。

(武庫支所)

(受水槽方式)への運搬給水には大きな力を発揮した。

しかし、市域の約2分の1が断水するといったかつて経験したことのない状況下では、車両、人員および資機材の不足に加え、交通渋滞等により思うように活動ができなかった。

地震発生当日の給水車の延べ台数は30台、要員は57人で82m³の給水量であった。

4 交通障害と対策

土木局では、午前10時から4班体制で道路構造物の損壊箇所の調査、家屋倒壊による道路交通への影響等を調査し、交通規制の要否をチェックすることとした。

しかし職員の出勤状況が悪く、十分な調査体制を組むことができず、調査がおおむね完了したのは1月28日であった。またこの間、市民からの情報も数多く寄せられ、その対応にも苦慮した。

本市の市道は幅員が狭いという道路特性があり、倒壊家屋等による道路遮断が数多くみられた。緊急車両の通行に支障をきたすため、障害物除去が急がれたが、市は障害物除去のための重機を保有しておらず、民間企業に頼らざるをえなかった。

民間企業でも、社員の出勤状況に大差はなく、17日中には除去活動にかかれなかった。幸いにも火災件数、救急出動の件数が他都市に比べ少なかったことから、大きな問題とはならなかった。

障害物除去については、各行政区ごとに2～3社を、また築地地区・戸ノ内地区には各1社の業者を指定した。

障害物は、尼崎港駅跡地と東部第1浄化センターに搬入後、分別し、最終処分地である大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入した。

交通規制

実施日	箇所数	主な規制理由
17日	11	新幹線けた落下
18日	14	7階建てマンションの倒壊等
19日	3	建物倒壊
20日以降	33	道路の亀裂・陥没等
合計	61	

障害物除去

月日	処理t	月日	処理t	月日	処理t
1/20	6	2/6	220	2/23	155
1/21	157	2/7	129	2/24	105
1/22	31	2/8	191	2/25	76
1/23	243	2/9	267	2/26	40
1/24	258	2/10	222	2/27	101
1/25	227	2/11	166	2/28	100
1/26	165	2/12	0	3/1	120
1/27	173	2/13	191	3/2	33
1/28	257	2/14	116	3/3	48
1/29	42	2/15	0	3/4	70
1/30	187	2/16	95	3/5	0
1/31	187	2/17	78	3/6	60
2/1	245	2/18	88	3/7	22
2/2	205	2/19	0	3/8	12
2/3	147	2/20	76	3/9	0
2/4	122	2/21	98	3/10	14
2/5	0	2/22	133	3/11	62
		合計			5,740

●第5節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害時に国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に定められている。災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任で行われるが、都道府県知事が国の機関としてその実施にあたる。

なお、知事は救助の実施を迅速に行うため、事前に市町村長に対しその職権の一部を委任することができる。

市町村長に権限を委任する規則

(昭和40年7月30日兵庫県規則第68号)

災害救助法(昭和22年法律第118号)第30条の規定に基づき、次に掲げる救助の実施に関する知事の職権は、市町村長に委任する。

- 1 避難所の供与
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 災害にかかった者の救出
- 7 災害にかかった住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

今回の地震による被害は、きわめて甚大かつ大規模であったため、県知事はただちに災害救助法を適用し、必要な応急救助を1月17日から実施した。

消 第 8 3 0 号

平成 7 年 1 月 17 日

尼 崎 市 長 様

兵庫県知事 貝原俊民

公
印

災害救助法の適用について(通知)

1月17日の「平成7年兵庫県南部地震」による被害は、災害救助法施行令第1条第1項の規定に該当し、応急救助を必要と認めますので平成7年1月17日から第23条第1項各号に規定する必要な救助を実施します。

なお、災害救助法施行細則(昭和38年兵庫県規則第58号)及び市町村長に権限を委任する規則(昭和40年兵庫県規則第68号)等に留意のうえ、この取扱いに遺漏のないようお願いします。

兵庫県告示第70号の2の2

1月17日の「平成7年兵庫県南部地震」による被害に関し、平成7年1月17日から次の市町に災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による救助を実施する。

平成 7 年 1 月 17 日

兵庫県知事 貝 原 俊 民

- 神 戸 市
- 尼 崎 市
- 西 宮 市
- 芦 屋 市
- 伊 丹 市
- 宝 塚 市
- 津名郡津名町
- 津名郡淡路町
- 津名郡北淡町
- 津名郡一宮町
- 津名郡東浦町

県下の適用市町は次の10市10町である。

- 1月17日 神戸市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
- 18日 川西市
- 19日 明石市、五色町
- 22日 三木市、洲本市、西淡町
- 1月31日 三原町
- 2月1日 緑町、南淡町

不安と混乱を乗り越えて

不安と混乱の中で被災者の救援のために応急の措置を講じる必要があった。「市報あまがさき」1月20日号は発行日をずらし、記事を震災関連情報に差し替えた。続いて、臨時号を随時発行。さらに、「災害対策本部からのお知らせ」ピラを作成した。斎場では、他市の災害死亡者も受け入れるため業務時間を延長し、当直勤務体制をとった。尼崎医療センター休日夜間急病診療所では、尼崎市医師会が会員の被災状況等を把握することにより、診療体制が確保された。応急給水場所には、市民が長蛇の列をなした。21日からは、仮設給水栓による応急給水を開始した。当日のごみ収集については、収集車が出動できる状態になかったため、やむなく中止した。避難者はピーク時、小・中学校等の避難所には7,050人(53か所)、市民施設等の避難所にも2,444人(38か所)となった。1月20日ごろから、全国各地からの救援物資が届きだした。震災について市民からの問い合わせなどが市役所に殺到、市役所本庁舎と各支所に「地震災害総合相談窓口」を設置した。17日・18日は全学校園が休校となった。その後、多くの学校の卒業式は、普段は飾られる紅白の幕もつけず、質素に行われた。

その時市長は… 震災の日々

地震発生の翌18日、庁内は前日に比べ幾分冷静さを取り戻しつつも、いまだ混乱の中にあった。そのような中で、学校の校舎が大きな被害を受けているという報告を受けた。学校は避難所に指定され、校舎など丈夫にできていると思っていただけに意外だった。市立尼崎高校と立花西小学校の被害状況を調査に出かけた。

市立尼崎高校の体育館を見て息をのんだ。屋根とフロアの間窓が押しつぶされ、体育館全体が低くなっている。そして校舎も柱という柱にX字状の亀裂が入り、中に入るのも危険な状態であった。

立花西小学校も危険な状態であったが、とりあえず校舎の中に入って見た。割れたガラスはテープで応急処置が施されていたが、コンクリートの破片などが散乱し、妙にほこりっぽかったことを記憶している。

その後、本部指揮のため市役所に戻ったが、さらに数校の校舎の損傷があり、建て替えの必要もありとのこと。学校施設の充実はおろか、教室の確保さえもおぼつかない現状に暗澹たる気持ちになった。

19日には、大規模な液状化が発生し、地区全体が大きな被害を受けた築地地区を調査した。築地は尼崎城の築城とともに築かれた埋め立て地で、古い街並みを残す伝統的なまち

であるが、地震によってまちのあちこちから砂が吹き出し、道路のアスファルトが盛り上がる一方、家は沈下、傾斜し、ガスや水道も寸断されていた。

車で近づける状態ではなかったので、歩いて地区内に入ったが、その惨状は今も臉に焼きついている。地区の役員に案内されて何軒かの家を覗いた。居間の下から砂が吹き上げ、畳を押し上げている家、片方が異常に沈下してめまいがするほど傾いた家、そして地盤が動いたため前年に新築されたビルも大きく傾いていた。地区の復興のためにも、早急に道路を補修するよう担当部局に命じた。

夕方には家屋倒壊の被害が甚大な常松地区を視察した。今回の地震では震度の大小に筋があったのか、局地的に被害の大きい地域があるのが特徴であり、常松も被害が大きかった地区の一つである。崩れた家が道を塞いだり、隣の家にもたれかかったりしており、家の下敷きになった犠牲者もおられた。

この後、避難所になっている武庫北小学校の体育館に入った。フロアは避難者でいっぱいになり、布団や毛布など、とりあえず家から持ってこられるものを持って出たという人がほとんどであった。

布団や家財などを踏まないように注意しながら、激励して回った。「市民のために頑張ってください」と励ましてくれる人、「こんなことになってどうしてくれるのか」と、やり場のない怒りをぶつける人、「とにかく助けてください」と涙を浮かべて訴える人、実にさまざまである。すぐに対処できる問題については、避難所に派遣されている職員にお願いし、また本庁の組織に指示すべき問題については後日回答することを約束し、避難所を後にした。

市役所に帰る車のなかで、今後避難所の対策はきめ細かな対応が必要になるとの思いを強くした。

翌20日には朝から中島川の堤防に急行した。土木の技術職であった理事が同行、現場では河川緑地部長が待っていた。

河川緑地部長は開口一番「堤防の継ぎ目部分に亀裂が入って満潮になると音をたてて海水が流れ込んでおり、ポンプでかき出してもきりがありません」と緊迫した面持ちで事の重大さを私に語った。

早速堤防に駆け上がったが、確かにあちこちから水が流れ出しており、土のうを積んだ仮の水路を伝って、道路脇の側溝に流れ込んでいた。「大きな余震でもあって、亀裂がさらに大きくなると、水圧がかかって一気に堤防が崩れるおそれもあります」とのこと。もしそうならば、JR線以南つまり市域の3分の1が水没することになる。神戸や芦屋に比べ被害の少なかった尼崎市ではあるが、もし堤防が崩れれば想像を絶する二次災害が発生する。

県知事をお願いし、堤防の外側に矢板を打ってもらうしかない。事態は一刻を争う。電話が早いだけではこの危機は伝えられない。知事に時間があってもなくても直接会ってお願いしようと思った。

しかしこの時点ではまだ、JR、阪急、阪神の各鉄道は神戸まで開通しておらず、阪神高速道路は倒壊、国道2号、43号も救援物資を積んだトラックなどで渋滞し、いつ神戸に着けるかわからない状態であった。そこで、尼崎中央署に頼んでパトロールカーを手配してもらおうよう、また県の秘書課には尼崎市長が知事に会いに行く旨連絡するよう、携帯電話で秘書室長に指示し、とりあえず市役所に戻った。帰庁すると尼崎中央署がパトロールカーを手配してくれたこと、県庁では15分だけ時間が取れそうとの報告があり、図面などの資料を揃えた。

間もなくパトロールカーが市役所の地下駐車場に迎えにきた。

パトロールカーはほどなく国道2号線に入ったが、案の定大渋滞で動かない。知事との約束の時間より余裕を見て出発したが、このままでは間に合わない。しばらく西行き車線をかき分けて進んでいたが、西宮に入ったあたりから、サイレンを鳴らして東行き車線を逆行して走りだした。西から東に向けて走ってくる車を全部停止させ車の間をすり抜けるように進む。警察官の運転技術を信頼していたとはいえ、これにはさすがに緊張した。

さらに西宮の津門あたりを過ぎてから車内の緊張は増した。国道に面した建物が軒並み倒壊し国道側になだれ込んで歩道をふさいでいた。人々が歩道寄りの車道を歩いているのである。その数は大変なもので、大抵は大きなリュックを背負っている。どうしたことが西に向いて歩く人もいれば東に向かう人もいた。ぼんやりと「ああこれで神戸や西宮は終わりかもしれない」と思ったものである。

警察官の懸命の運転でほぼ予定どおりに県庁に着いた。エレベーターが止まっていたので歩いて5階まで上ったが、階段の上からは水が滴り、壁も剝がれ落ちていた。

防災服姿の知事に状況を説明すると、すぐに同席の河川課長に応急対策を講じるよう指示していただき、我々も胸を撫で下ろした。知事の即断に感謝している。

翌日の21日に早くも中島川に鋼矢板を打設する準備が始まったとの報告を聞いた時は本当に安心したものである。

20日の夜には武庫支所の給水現場と武庫小学校、武庫南小学校の避難所に足を運んだ。武庫支所の前では近隣の都市から応援に駆けつけてくれた給水車の前に大勢の市民が並んでいた。列を乱す人もなく、整然と並んで順番を待つ姿に感動さえ覚えたが、同時に一刻も早く水道を復旧させなくてはならないと決意を新たにした。その後にはわかったことだが、尼崎市では1万件を超える給水管と1千件の配水管が破損しており、冬場では通常18万トンで足りる水を25万トン配水してもどこかで漏水するため、浄水場から遠い地区ほど長く断水が続いた。とくに武庫地区は尼崎市でも高い地形のため2月の初めまで断水が続き、2週間にわたり水に関する苦情が寄せられた。

武庫南小学校では1人の主婦から、「飲み水には困らないが洗濯できないので何とかしてほしい。避難所に激励に来る暇があったら水道を直して」と30分にわたって苦情を言われた。水に関する苦情は切実で、復旧のめどもわからない。とにかく状況を確認しようとその足で水道局に向かった。

もちろん当時、水道局では他都市や工事業者の応援を得て、昼夜を通して復旧作業を続けてくれていたが、「いつになったら復旧できる見通しなのか、今どのような段取りで作業をしているのか」と矢継ぎ早に質問した。おそらく徹夜作業で疲労の極致にあったのであろうが、説明にあたった職員は「できる限りのことはしています」とタオルを目に当て、あとは言葉にならなかった。

「市民が一刻も早く水道の復旧を待っているのです、引き続き頑張ってください」と職員を励まして水道局を後にした。

今も当時の光景を昨日のここのように思い出す。この原稿を書いている現在でも、48か所の仮設住宅で1,700世帯が不自由な生活を送られている。築地や東園田など面的な被害を受けた地区の整備はやっと本格化してきたところである。

人類史上初めて都市直下で発生した大地震がもたらした被害は余りにも大きかったが、また多くの教訓を我々に与えた。突如襲った未曾有の震災に対し、当時の尼崎市民がどのように対処し、これを克服しようとしたかを正しく後世に伝えることが我々の責務と言えよう。

第1節 災害対策本部の活動

1 災害情報の収集と伝達(総括部情報班の動き)

① 情報班の配備体制

17日・18日は尼崎市以西の交通事情が極端に悪く市役所周辺に在住する者以外の出勤はあてにできない状況であったため、出勤できた者が交代で情報班の勤務についていた。とくに勤務割も作っていなかった。しかし、災害対策の長期化が明らかになってきたからは職員の健康管理の上から、また、平常業務との関係からも配備体制を整備する必要が生じ、1月19日～27日の間は、昼間は7～8人が、夜間は7人が常駐するようなローテーションを組んだ。当然ながら24時間体制である。

② 情報収集の実施

18日になると、各部の情報収集活動がスムーズになり、市内の道路状況一覧表や避難者数の避難場所別一覧表が情報班にも定期的に送られるようになった。また、交通・水道・消防などの庁外の組織からの情報が、ファクスにより送信されてきた。情報班は、17日の災害対策本部員会議の開催状況を参考に、これらの情報を定期的に午前8時、10時、正午、午後5時、8時の計5回収集し、情報の整理を行うとともに、市民向けに実施する新たな対策等の情報を書き加えながら、市がおかれている状況が一目で分かるような被害状況報告書を作成するように努めた。

20日から23日までの間は、基本的には1日3回、

情報収集の実施

日	活動状況
18	5回(8時、10時、12時、17時、20時)
19	4回(8時、12時、17時、20時)
20	3回(8時、13時、18時)
21	3回(8時、13時、17時)
22	4回(8時、13時、15時、18時)
23	3回(8時、13時、18時)
24～27	2回(8時、15時)

24日以降は1日2回、情報収集を行い、被害状況報告書を作成した。

この間の情報収集活動は左下表のとおりである。

③ 災害対策本部員会議の開催

18日以降の本部員会議、情報収集で印象的なことは、西宮市、芦屋市、神戸市の被害が大きく、マスコミの報道も同地域に偏っていて、尼崎市の状況がわからないとの声が日増しに強くなっており、また市からの情報(水がいつでるのか、どこで給水するのか、火の用心、ごみ処理など)を市民に周知する必要もあったことから、18日に市長からとくに広報を充実させるよう指示があったこと。

同日、中島川堤防の漏水発生で的確な対応が求められ、地元住民に対して広報するとともに、県(西宮土木事務所)等関係機関との連携を強化したこと。

19日、総合相談窓口の設置について市長から提案があり、翌20日午前9時から開設したこと。

その他、市民からの問い合わせが増大したことからボランティアの受け入れ体制を整備するようになったこと。また、水道の被害把握が遅れ、断水が長期化してきたことから、対応強化の強い指示があったことなどである。

なお、18日以降の災害対策本部員会議の開催状況は次表のとおりである。

災害対策本部員会議の開催

日	活動状況
18	3回(9時、14時15分、21時)
19	3回(9時、14時、21時)
20・21	2回(9時、18時)
22～27	2回(9時、17時)

④ 会派代表者会

1月18日午前10時から、第1回会派代表者会が議会棟大会議室で開催され、「兵庫県南部地震による本市の被害状況について」報告した。引き続いて、23日午前11時に第2回を、27日午前10時に第3回を開催し、その後の被害の状況の経過を報告するとともに、議会からの要望を聞いた。

議会からは、

「市内の被害状況が市民に広報されていない」

「相談窓口の一本化が必要だ」

「ライフラインの回復はいつか」

「避難所の状況はどうか」

など切実な質問が相次いだ。しかし、当局としても最善を尽くしていること、被災者の救援は全市民的に取り組まなければならないことから、今後とも互いに協力し合っていくことを確認して終了した。

5 市民からの問い合わせの内容

20日を境に市民等からの問い合わせの内容が変わった。それまでは安否確認やガス漏れ、水道管の破裂などライフラインを中心とする問い合わせが多かったが、20日以降は問い合わせ内容が多様化・複雑化してきた。主なものを挙げると、断水状態が長引いてきたため、

- 1) 給水場所の確認や給水用のポリタンクを希望する声が増えたこと。
 - 2) 気圧の谷が接近してきたことから雨除けとして防水ブルーシートの希望が急激に増えたこと。
 - 3) 災害救助活動の自衛隊のヘリコプターが低空飛行し、壁が崩れそうだったといった苦情があったこと。
 - 4) 救援物資として何が不足しているのかといった問い合わせが全国からあったこと。
 - 5) 尼崎市の状況がわからない、広報を充実してほしいとの声が日増しに強くなったこと。
- などである。

防水シートについては、市民からの要望を受け、中高年事業株式会社で実費販売をすることになったが、品薄で入荷するとすぐに完売するといった状態が続いた。また、ボランティアの申し出が増えたのもこのころである。

テレビ等で災害対策本部の連絡先として電話番号が流れると、かならず何本か問い合わせの電話がかかってきた。マスコミの威力を再認識させられた出来事だった。

22日夜には、自治省地震対策本部からテント2張が届けられ、アメリカ海兵隊9人が雨のなか北難波

市民からの問い合わせの内容

日	内 容
18日	断水の苦情、給水場所の確認、ガス漏れの苦情等ライフラインに関する問い合わせが最も多い。 「塀が倒れて危険だ」「家が倒れそうだがこのまま住んでいても大丈夫か」といった切迫した内容や「知人の安否を知りたい」「〇〇地区の被害状況はどうか」といった安否確認の問い合わせも多いが、余震が続くなか、多少落ち着きのできた市民からは、「瓦礫の処分をどうすればいいか」という問い合わせも増えた。「救援物資を送りたい」という声もでてきた。
19日	引き続き断水の苦情、給水場所の確認、ガス漏れの苦情等ライフラインに関する問い合わせが最も多い。ボランティア、救援物資の申し出が増えてきた。早々と仮設住宅を希望する申し出があった。初島の防潮堤から漏水している、状況を住民に広報してほしいとの問い合わせが出始めた。
20日	ライフラインに関する問い合わせが減り始めた。代わってボランティア、救援物資の申し出が増えるとともに、給水用のポリタンクの希望が増えた。 低気圧の接近で雨が予想されたため、防水ブルーシートの希望が急増した。 自衛隊のヘリコプターが低空飛行し、壁が壊れそうだったといった苦情もあった。 銭湯の営業状況についての問い合わせもあった。国道2号、43号を通行制限し、許可制としたことから、許可書発行についての問い合わせが入った。
21日 ～ 27日	ボランティア、救援物資の申し出、安否確認、瓦礫処理の問い合わせは引き続き多い。建物の危険度判定の希望が21日ごろから増えた。 外国人（フランス、韓国、北朝鮮）の安否確認があった。 合同慰霊祭の実施に関する問い合わせもあった。

公園に設置したほか、外務省を通じて世界各国から援助の申し出もあった。県に対しては、県民局を通じて定期的に被害状況についてファクスで報告を入れた。

なお、この間の市民等からの問い合わせの主な内容は上表のとおりである。

2 市民への情報提供

❖(1) 市報あまがさきによる広報等

① 1月25日号(通常号1065号)

広報紙「市報あまがさき」通常号は、震災前までは、月2回(5日・20日)発行していた。印刷業者は大阪市福島区にあり、地震が発生した1月17日は、出張して1月20日号のゲラ刷りを最終校正する日だった。電車が止まっていたため、職員2人が自転車で約1時間かけて会社まで行った。輪転機はとくに損傷がなく、通常号はいつもどおりの工程で20万1,500部を印刷できることを確認した。

1月20日号は当初、タブロイド判4ページで、1面にはアルカイクホールとシドニーオペラハウスの友好ホール提携の記事等を掲載することになっていたが、発行日をずらし、震災関連情報と差し替えることにした。

市内の被害状況(1月21日午前8時現在)や災害援護資金などの制度の紹介、地震災害総合相談窓口の開設などをまとめ、割付けも一からやり直した。4面のお知らせ欄には、その時点で中止が決まっていた催しを列挙した。

1月21日に最終校正、1月23日に納品で、1月25日に発行した。通常なら新聞折り込みにかかる日数は1日であるが、配送業者の従業員が被災していた

反省

震災後における広報紙の最初の発行は、結果として震災から8日たった1月25日になった。このことは、1月20日号の掲載内容の差し替え等を行ったことによるものであるが、速報性をもたせるために、当初から簡単なワープロ原稿にまとめたものを発行していくほうが望ましかったと思う。また、市報の配付体制についても、日刊新聞を購読していない世帯に手配りするという通常の形態にこだわったためか、結果的に配付に時間がかかった。やはり、地震直後は、公共施設や避難所などに大量に配付する方法でもやむをえなかったと思う。

ため、2日かかった。

発行部数は通常よりも1万部増やして、21万1,500部にした。増刷分は避難所に配付したほか、支所などの公共施設に置いた。

② 1月26日号(臨時号1号)

復旧状況は日々変化し、新たな制度も次々と設けられた。そこで、最新の情報や緊急施策などを掲載した臨時号を随時、発行することとした。

第1号の内容は「地震災害にかかわる生活情報」。水道の復旧見通し・ごみの収集体制・り災証明書の発行・仮設住宅の入居申し込みと余震に備えての注意事項をまとめた。原稿はワープロに入力し、打ち出したものを切り張りして版下を作成した。印刷は、通常号の業者の輪転機がフル稼働していたため、割り込むことができず、豊中市にある業者に依頼した。しかし、大量に、しかもすぐに手配できる用紙がA3判しかなかったので、体裁はA3判1枚(片面のみ)にした。1月26日の発行で、新聞折り込みのほか、避難所にも配付した。

③ 1月28日号(臨時号2号)

1月26日発行の臨時号1号は、これまでの市報のスタイルに沿った形で縦書きにしたが、結果として、割付けと版下の作成に多少時間がかかった。

そこで、臨時号2号では、ワープロ編集したものをそのまま打ち上げるだけで版下にできるように、レイアウトはできるだけシンプルにし、文章も横書きにした。

④ 1月30日号(臨時号3号)

給付・貸付け・減免など、各種援助制度が一目でわかるようにするため、通常号と同じタブロイド判4ページで発行した。

広報紙は、震災後、1月中に計4回発行した。編集作業は深夜に及び、徹夜になったこともあった。

⑤ 視力障害者に対する広報

震災に関する「市報あまがさき臨時号」についても通常号と同じく、視力障害者の方の希望に沿った「点字あまがさき」や「声の広報」を届けた。また、

視力障害者の方に助力できることの有無を呼びかける内容のビラを避難所に掲示した。

ただ、こうした方法は、情報の伝達に時間がかかることから、行政防災無線の活用やコミュニティFM放送による情報提供など緊急時における即時的な対応策が課題として残った。

6 外国人に対する広報

1月28日に発行した「市報あまがさき臨時号」の中で、在日外国人向け生活相談について英語・中国語・ハングルで掲載した。

市報あまがさきの1月から7月までの発行回数は計28回（通常号13回、臨時号15回）。8月以降は通常号の発行を月3回（5日・15日・25日）に増やした。

なお、震災による被害状況やボランティアの救援活動、復興への歩みなどをまとめた市報あまがさき特集版第15号「復興に向けて」を7月に発行した。

反省

外国人向けの広報については、当初から十分な広報体制をとっていなかったため、翻訳の依頼や文章の校正等に時間を費やす結果となった。今後はこうした広報体制を確立しておくとともに、緊急時には、即時に対応できるよう、広報を含めた全体的な在住外国人への対応を定めた事務のマニュアル化を進めておく必要があると思う。

※(2) 「災害対策本部からのお知らせ」ビラ

市民に必要な情報を迅速かつきめ細かに伝達するため、各部からの情報をまとめた「災害対策本部からのお知らせ」ビラを作成し、食糧などの物資とあわせて被災市民の避難所（180部）、本庁と支所の掲示板（70部）に掲示するとともに、市バスの車内吊りにより広報した。

「災害対策本部からのお知らせ」は、各部から寄せられた情報などを災害対策本部に集約して原稿を作成し、校正の後に市役所内の印刷室で印刷したが、

震災後の広報紙の発行

(平成7年1月～7月)

発行	号数	内容
1月25日	通常号1065	兵庫県南部地震発生、市長の被災お見舞い、援助制度など
26日	臨時号1	水道の復旧見通し、ごみの収集などの生活情報
28日	臨時号2	市税の納付期限の延長、ボランティアの利用など
30日	臨時号3	被害状況のあらまし、給付・貸付け・減免制度など
2月2日	臨時号4	各種減免の申請窓口、被災校の分散授業、倒壊家屋の処理など
5日	通常号1066	復旧へ向けての取り組み、地震にかかわる各種お知らせなど
9日	臨時号5	義援金・援護金の交付、高齢者福祉サービスの減免など
10日	臨時号6	仮設住宅・市営住宅などの抽選結果
15日	臨時号7	住宅補修資金緊急特別融資あっせん制度など
21日	臨時号8	仮設住宅の第2次入居者募集、FMフェニックスの開局など
25日	通常号1067	合同慰霊祭、倒壊家屋の処理、ボランティア活動など
3月5日	通常号1068	合同慰霊祭、復興基本計画への提言募集など
11日	臨時号9	仮設住宅・市営住宅などの抽選結果、被災住宅の応急修理など
15日	臨時号10	合同慰霊祭、仮設校舎の建設、税のお知らせなど
25日	通常号1069	平成7年度市政の取り組み方針、予算案の概要など
4月5日	通常号1070	平成7年度予算可決、保健所の業務、義援金名簿など
15日	臨時号11	仮設校舎の完成、仮設住宅の建設状況、義援金名簿など
20日	臨時号12	義援金の受付を終了など
25日	通常号1071	震災復興リフレッシュウォーク、避難所の集約など
5月5日	通常号1072	震災復興基本計画の骨子、震災の記録ビデオ完成など
15日	臨時号13	震災復興基本計画の概要、私の地震体験など
25日	通常号1073	特定優良賃貸住宅入居者募集、生活じっくり相談の実施など
6月5日	通常号1074	県議会議員選挙、平成6年度上半期財政・業務状況など
15日	臨時号14	築地地区都市計画案の概要、公立幼稚園2年保育推進計画など
25日	通常号1075	6月補正予算案の概要、市長と市民の座談会など
7月5日	通常号1076	市民がつどう平和のひろば、参議院議員通常選挙など
15日	臨時号15	「対話と信頼」にかかわる事業、震災復興計画の概要など
25日	通常号1077	市長への手紙、市税条例の一部改正など

災害対策本部からのお知らせ（ピラ）の内容

日付	掲載内容
1月20日	地震災害相談総合窓口のご利用を
1月20日	地震災害に関するお知らせ ・被害の状況、通行禁止箇所 ・ごみの収集、断水地域、市バス
1月21日	災害の復旧状況についてのお知らせ ・ごみの収集、ガスの復旧状況 ・鉄道、高速道路の復旧について
1月22日	水道の復旧状況についてのお知らせ
1月23日	お知らせ ・仮設住宅、市営住宅等への入居受け付け ・防水シートの販売 ・余震の備え
1月23日	お知らせ ・り災証明書について ・中小企業災害対策特別相談窓口の開設について
1月24日	災害対策本部からのお知らせ ・被害状況（1月22日現在） ・地震災害総合相談窓口 ・応急仮設住宅、市営住宅等への入居受け付け ・防水シートの販売 ・余震の備え
1月24日	お知らせ ・被災者用住宅の申し込み ・建物の危険度調査のお知らせの追加
1月25日	地震災害対策に関する尼崎市からのお知らせ ・市税の納付等の期限を延長 ・倒壊家屋の廃材の運搬について
1月26日	地震災害対策に関する尼崎市からのお知らせ ・ボランティア利用の案内 ・臨時法律相談 ・市バスの運行に支障
1月27日	お知らせ ・生活福祉資金の特別貸付制度 ・城内地区出張所、城内児童館閉鎖 ・悪徳商法にご注意 ・火の元にご注意
1月28日	災害対策本部からのお知らせ ・臨時法律相談、弁護士の法律相談 ・各種減免申請窓口を設置
1月29日	災害対策本部からのお知らせ ・被害状況（1月29日午前8時現在） ・老人福祉センターが再開
1月30日	地震災害による倒壊家屋等の処理について
1月30日	尼崎市災害対策本部からのお知らせ ・倒壊家屋および危険家屋の処理 ・弁護士地震110番
1月30日	開店しているコインランドリー一覧
1月31日	尼崎市災害対策本部からのお知らせ ・戸建て住宅の応急危険度調査申し込みの期限延長 ・共同住宅等の応急危険度調査 ・倒壊家屋および危険家屋の処理 ・震災被災者ペット相談
1月31日	身体障害者のみなさんへ

避難所へ掲示する関係で日中に発表した情報は翌日早朝の配付に間に合わせる必要があったため、その印刷が深夜に及ぶことがあった。

※(3) 広報車による広報

水道の断水などライフラインの被害は市民生活に重大な影響を与えることから、断水状況やガス器具などの取り扱い方などを中心に、水道局、消防局および各保健所と協力して広報車による市民広報を実施した。広報の地域・内容や車の手配等について広報課が取りまとめを行った。

広報車は市内で断水している地域を12の地区（①戸ノ内町②東園田町1・4～8丁目③東園田町2・3丁目、田能、椎堂④食満、猪名寺1・2丁目、御園1・2丁目⑤若王寺、小中島、善法寺、上坂部⑥下坂部、潮江⑦塚口本町、塚口町1・2丁目、南塚口町1～6丁目、東塚口町、名神町、尾浜町⑧塚口町3～6丁目、富松町、上ノ島町、立花町、三反田町、大西町⑨武庫之荘本町、武庫之荘東、南武庫之荘1～5丁目、水堂町⑩武庫町、武庫元町、南武庫之荘6～12丁目⑪西昆陽、常松、常吉、武庫の里、武庫豊町⑫築地）に割り振り、最高で1日14台を使用して、被災状況にあわせて重点地域を調整しながら行ったが、「車の速度が早すぎて聞こえない」「ボリュームが小さすぎる」などの苦情も多く寄せられたことから、その都度対応してきた。

※(4) 市政記者クラブへの情報提供

災害対策本部員会議が開催された都度、記者会見を行うなど、市政記者クラブへ災害情報を提供した。

記者会見については、日に3回程度開いていたが、各社の記者は、他都市の取材等の理由で日を追うごとに減り、ファクスでの対応が中心となった。

また、情報提供にあたっては、行政情報だけでなく、他都市からの応援による給水の様子やボランティアの活動のほか、利用できるコインランドリーや公

衆浴場など生活に密着した情報の提供にも努めた。

災害情報について、震災発生当初は情報が刻々と変化していくにつれて提供していたが、事態が落ちつきをとりもどしてからは、1日2回程度の情報提供とした。

その他は、1月18日は前日に立花町3丁目で発生した火事の状況について情報提供した。1月19日は、県立武庫之荘高校で和歌山県からの給水車の救援の様態を取材して情報提供を行った。また、この日、記者クラブの要請で、阪神・淡路大震災による中止行事をまとめて情報提供した。1月20日は小田南公園での応急仮設住宅建設着工の様態を取材して情報提供した。この日は、仮設住宅の着工第1号ということで、新聞社だけでなく、テレビ局各局も取材に来ていた。1月22日は、アメリカ陸軍海兵隊が、災害救援活動で北難波公園にテントを設置したことを取材して情報提供した。1月24日は、武庫北小学校で、長野県小川村ボランティアの郷土料理「おやき」の早朝炊き出しを取材して情報提供した。避難所である同校にはたくさんの市民がいて、みんなあたたかい「おやき」をおいしそうにほうばっていた。

❖(5) CATVへの情報提供

震災によりCATVも大きな打撃を受けたが、震災当日の午後2時から放送を開始することができた。そこで、市民に密着したメディアの一つとして事業会社と協議し、事業会社の放送枠内で1月18日以降、「災害対策本部からのお知らせ」ピラの内容をもとに、本市の被災状況・断水状況・給水場所・各種貸付・給付のお知らせなどを24時間放送体制の中で、新しい情報をその都度、文字放送で市民に伝えてもらうための積極的な情報提供を行った。また、2月に放送する震災特集番組の撮影スケジュールについて、23日から関係各課と調整を始めた。

このほか、CATVの市政広報番組である「たうんタウンあまがさき」の平成7年2月放送分では、「兵庫県南部地震に関する生活情報」をテーマに市

広報車による広報活動

日付	台	地域	内容
1月17日	1	JR以北	断水状況について
1月18日	11	JR以北 築地	断水状況 給水場所 ごみの収集
1月19日	11	JR以北 築地	断水状況 給水場所 ごみの収集
1月20日	11	JR以北	断水状況 給水場所 ごみの収集
1月21日	11	市内一円	断水状況 給水場所 相談窓口
1月22日	11	市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 相談窓口
1月23日	14	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 相談窓口
1月24日	14	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防
1月25日	13	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防
1月26日	11	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防
1月27日	10	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意
1月28日	10	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意
1月29日	9	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意
1月30日	9	JR以北 を重点に 市内一円	断水状況 給水場所 火災予防 悪徳商法にご注意
1月31日	6	JR以北 を重点に 市内一円	火災予防 悪徳商法にご注意

民に必要な情報提供を行った。

❖(6) 兵庫FMへの情報提供

兵庫FMでは、震災に係る特別報道番組に対して、随時情報を提供し、同放送の中で、災害対策本部からのお知らせをもとにした行政情報を発信した。

また、尼崎市の提供番組である兵庫FM「アマガサキ サンデー スケッチ」（毎週日曜日午前9時～9時20分）でも、災害対策本部からのお知らせに基づく震災情報を放送した（1月22日・29日は、地震に関する特別番組として放送）。

❖(7) その他

サンテレビ・NHKラジオ・AM神戸などのマスメディアに対する情報提供を随時行った。

テレビなどのマスコミ関係については、災害対策本部員会議が開かれるたびに、発表された情報をファクスで送付するなど、連日膨大な資料を配信し、市民への情報提供を促した。しかし、震災当初、2月上旬までは、被害の大きかった神戸市を中心に西宮市や芦屋市などにマスコミ報道が集中し、本市の情報はあまり報道されなかった。このため、災害時における地域のきめ細かな情報を伝達する手段として、コミュニティFM放送など市民に密着した新しい情報媒体の必要性を感じる結果となった。

このほかの情報提供としては、サンテレビで放送している市政テレビ番組の「ライブ尼崎」平成7年2月放送分で、「阪神大震災」をテーマに市内の被害状況や復興に向けての動きや情報などを放送した。また、平成7年5月に、地震発生直後から3月5日の犠牲者合同慰霊祭までの、市内の被害状況と復旧の様子を記録した市政ビデオニュース「兵庫県南部地震～尼崎市の記録～」が完成し、CATVで放送したほか市民等への貸し出しを行った。

●第2節 被災者の救援・生活支援対策

1 被災者の救援

平成7年1月17日午前6時10分に尼崎市災害対策本部が設置されたのに続いて6時20分には、消防部本部を防災センター3階に開設した。

❖(1) 消防水利

① 公設消火栓

4,834基（上水道4,792基・工業用水42基）

② 防火水槽

446基

公設185基（うち耐震型48基）

指定水利261基（うち耐震型180基）

* 100t耐震型防火水槽32基

飲料水兼用2基（防災センター・北部防災センター）

防火水槽30基（公設15基・指定水利15基）

❖(2) 無線

① 消防無線

消防無線については下表のとおり。

種別	チャンネル	周波数(MHZ)	基地局(数)	移動局(数)	携帯(数)
消防波	1	149.75	2	46	48
	2	150.75	2	46	48
救急波	複信		2	7	7
県内波	3	148.29	1	46	48
全国波	4	150.73	1	46	48
防災波	5	158.35		45	

② 防災行政無線

移動系

基地局——1局

遠隔制御器——12基



* 平成8年補正予算により携帯型防災行政無線を14基増設し、123基となった。

同報系

親局……………1局

遠隔制御器……………3基

拡声受信機……………19基

戸別受信機……………198基

* 平成8年補正予算により戸別受信機を127基増設し325基となった。

③ 兵庫衛星通信ネットワーク

震災後、各消防本部への電話回線が通じ難い状態となったため、各市町の被害状況や応援の可否などについて連絡・調整のため、衛星通信による電話ならびにファクシミリの活用を図った。

❖(3) 救助活動

地震による被災世帯は、全壊1万1,112世帯、半壊は、5万1,541世帯(H9.7.31現在)に達した。

このうち救助出動したのは、17日に23件、18日に6件、21日から25日に3件の合計32件であった。

救助事故は、市内各所で短時間に集中して発生したが、限られた人員・機材の中で効果的な活動を展開し38人を救出した。出動車両および人員は98台351人であった。救助活動状況は次ページ表のとおりである。

❖(4) 救急活動

救急要請に対しては、予備車による救急隊2隊を

臨時編成するとともに指揮車等4台の車両でも対応した。

地震に起因する救急事故は、市内で138件発生し、122人を搬送している。

日別および時間別救急発生件数は次ページ表のとおりである。

負傷原因・程度別搬送人員をみると、家具等の転倒によるものが69件（60%）、そのうちタンスによるものが51件と最も多く、主たる負傷原因となっている。家屋倒壊により下敷きになったものは、21件

（18%）であるが傷病程度は重症者2人、死亡者2人である。

不搬送が22件と多いのは、救急車の到着を待ちきれずに家族等が搬送したものが7件、救急隊が現場で応急手当を施したものが5件含まれている。負傷原因・程度別搬送人員については次ページ表のとおりである。

収容した医療機関別にみると市内が115人（94%）、市外が7人（6%）で市内の告示医療機関への搬送は98人（80%）である。

救助活動状況

発生日	発生場所	救助内容	救助人員	負傷者数	死亡者数	用途	構造	出動車両	出動人員
1月17日	東難波町3丁目19-14	建物下敷	1		1	道路	道路	2	7
	昭和通1丁目13-1	建物下敷	6	5	1	長屋	木造	5	22
	東難波町3丁目27-9	建物下敷	3	1	2	住宅	木造	6	25
	塚口本町7丁目7-9	内在物下敷	1	1		住宅	木造	1	4
	武庫町3丁目11-5	建物下敷	2	2		住宅	木造	*3	3
	常松1丁目29-5	建物下敷	6	5	1	共同	木造	9	32
	西難波町5丁目2-14	建物下敷	2	2		住宅	木造	5	19
	武庫之荘1丁目32-7	建物閉込	3			共同	鉄筋	1	4
	常松2丁目15-20	建物下敷	2	2		住宅	木造	1	3
	武庫町3丁目3-22	建物下敷	2	1		住宅	木造	*3	3
	武庫之荘東1丁目3-22	内在物下敷	1	1		共同	鉄筋	1	5
	立花町3丁目2-27	建物下敷	1	1		共同	木造	1	13
	戸ノ内町6丁目13	E V閉込	1			共同	鉄筋	*3	7
	西本町5丁目56	建物下敷	1		1	住宅	木造	3	12
	武庫之荘9丁目28	建物下敷	2		2	住宅	木造	*7	17
	三反田町2丁目1	E V閉込				共同	鉄筋	1	5
	常松1丁目32	建物下敷				共同	木造	1	4
	上ノ島町2丁目2-26	内在物下敷	1			共同	鉄筋	2	6
	立花町3丁目23	E V閉込	1			共同	鉄筋	2	11
	上坂部3丁目36-15	建物閉込				住宅	木造	2	10
常松1丁目36-31	建物下敷				共同	木造	*9	13	
東塚口町1丁目8	建物閉込				共同	鉄筋	1	4	
水堂町2丁目6	建物下敷				住宅	木造	1	4	
1月18日	杭瀬北新町3丁目20-54	建物下敷				共同	木造	1	4
	塚口本町1丁目28-18	建物閉込				住宅	木造	2	10
	七松町2丁目19-13	建物下敷				物置	木造	2	9
	南武庫之荘8丁目8-2	建物下敷	2	2		住宅	木造	3	12
	常松1丁目36-31	建物下敷				共同	木造	3	14
	久々知西町2丁目4-15	E V閉込				共同	鉄筋	2	9
1月21日	武庫之荘2丁目28-3	建物下敷				共同	木造	4	18
1月23日	塚口町1丁目12-20	建物下敷				住宅	木造	7	26
1月25日	開明町2丁目43-1	E V閉込				共同	鉄筋	4	16

*は自転車等を含む

日別救急発生件数

発生日	1月											2月		計
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	27	31	2	5	
発生件数	94	16	9	2	3	4	1	1	3	2	1	1	1	138件
搬送人員	79	16	10	2	2	4	1	1	2	2	1	1	1	122人
不搬送	19	1			1				1					22件

時間別救急発生件数

時間別内訳	発生件数	搬送人員	時間別内訳	発生件数	搬送人員
0:00～ 2:00	2件	2人	12:00～14:00	12件	11人
2:00～ 4:00	1	1	14:00～16:00	8	7
4:00～ 6:00	6	4	16:00～18:00	6	5
6:00～ 8:00	24	21	18:00～20:00	2	2
8:00～10:00	47	40	20:00～22:00	2	2
10:00～12:00	23	22	22:00～24:00	5	5
計				138	122

負傷原因・程度別搬送人員

		件数	搬送人員	軽症	中等症	重症	死亡
家具等の転倒	タンス	51	51	23	24	4	
	本棚	5	5	1	3	1	
	その他	13	16	7	9		
家屋倒壊の下敷き		21	22	6	12	2	2
転倒・飛び降り等		16	16	6	9	1	
落下物によるもの		9	11	8	2	1	
その他		1	1		1		
計		116件	122人	51人	60人	9人	2人

❖(5) 救急ヘリコプター中継状況

本市の臨時ヘリポートである武庫川河川敷（大島1丁目～2丁目）を中継点として神戸市の要請により中継活動を実施、各医療機関に搬送している。

❖(6) その他の災害出動

地震発生直後からの火災、救助、救急出動のほかガス漏れ警戒出動など278件の出動。とくに17日から20日までの4日間に集中した。

① ガス漏れによる警戒出動

地震によりガス配管が破損し市内の各地でガス漏れが発生、消防局への通報が505件あり、このうち188件現場出動し、粘土等による応急処置、警戒広報および大阪ガスへの派遣要請等を行った。

不足が生じた応急処置に必要な粘土、テープは、20日の午前中には市内の業者から取り寄せ、各署所へ補給した。

なお、消防局で応急処置した件数は、出動件数の割には少なく、地中に埋設されたガス管からのガス漏れが多かった。

救急ヘリコプターの搬送事例

月日	覚知時間	ヘリ名称	病院・傷病者等	出動車両
2月17日	15:02	名古屋ヘリ	六甲アイランド病院～関西労災病院 47歳 男性（重症）	西4・西9・西1 (9人)
2月20日	13:24	名古屋ヘリ	神戸市須磨区落合の自宅～兵庫医科大学病院 28歳 女性（中等症）	西4・西9・西1 (11人)
2月23日	12:57	大阪ヘリ	神戸市北区済生会兵庫病院～県立尼崎病院 0歳乳児 女性（中等症）	西4・西9・西3 西1 (12人)
3月8日	9:30	神戸ヘリ	県立淡路病院～県立尼崎病院 0歳乳児 男性（重症）	西4・西9・西3 (10人)

*臨時ヘリポートは武庫川河川敷：大島1～2丁目県立尼崎西高校西側

その他の災害出動

出動種別	出動件数	出動台数	出動人員
ガス漏れ	188件	175台	775人
家屋倒壊危険	24	27	112
自動火災報知設備作動	22	21	93
油漏れ	4	6	24
誤報・その他	40	52	36
計	278	281	1,040

消防団の活動

活動内容	出動車両	出動人員
火災・救助・ガス漏れ出動	72台	368人
広報・警戒・調査出動	392台	2,011人
その他（救援物資搬送等）活動	475台	2,467人
総計	939台	4,846人

医薬品等の備蓄

種別	セット数	1セットの主な品目
応急医薬品	100	鎮痛・解熱剤、胃腸薬、 抗生物質、外傷薬、下痢止、殺菌・消毒液、 包帯等応急処置用具、 ラジオ懐中電灯等
救急医療セット	6	診療用具、蘇生用具、 外科用具、衛生用具、 創傷・熱傷・骨折処置用具、 消毒剤、鎮痛・鎮静剤、 強心剤、止血麻酔剤、 血昇圧剤、外用剤、 補液剤、注射輸液用具

2 家屋倒壊危険、自動火災報知設備の作動等による警戒出動

ガス漏れ警戒出動のほか、地震による家屋倒壊危険および自動火災報知設備の作動等による警戒出動は90件あった。

その他の災害出動状況については左表のとおりである。

※(7) 消防団の活動

消防団員は18日以降も、生活用水の給水活動やガス漏れの警戒活動、そして避難者への救援物資搬送活動を行う一方で、芦屋市や県庁などへの応援出動にも努めた。

とくに避難者に対する食糧の救援物資搬送活動を行った地区では、3月までこの活動を続けた。

※(8) 防災センターの機能

1 備蓄体制と活用状況

尼崎市防災センター、北部防災センターは、今回の地震のような大災害に備えた備蓄機能を有しているが、当日の備蓄物資については、次ページ上表のとおりであった。

飲料水については防災センター、北部防災センターの飲料水兼用防火水槽にそれぞれ100tを確保した。

備蓄物品の活用状況については、

1) 医薬品は、1月18日に応急医薬品80セットを各避難所に配置し、応急救護に努めた。

2) 飲料水は、ポリ容器に詰め替え、災害対策本部水道部給水班による給水活動に努めた。

1月17日以後、防災センター・北部防災センターの備蓄物品の払出し状況については、右表のとおりである。

② 避難者の状況

地震発生とともに、被災した市民が防災センター、北部防災センターに次々と避難してきたので、参集してきた職員の一部は避難者の対応にあたった。

また避難所の位置づけはしていないが西消防署にも避難者が来られた。それぞれの各日の避難者の状況は、次ページ表のとおりである。

③ 救援物資の受け入れ状況

防災センター、北部防災センター備蓄庫の保管スペースに限りがあり、消防局で受け入れた物資のみ保管し会計室へ報告を行った。

防災センター、北部防災センターの受け入れ状況については、右下表のとおりである。

日用品等の備蓄

備蓄品	防災センター	北部 防災センター
乾パン	24,064食	57,522食
毛布	2,130枚	3,330枚
シート	1,010枚	600枚
携行ポリ容器	380缶	500缶
日用品セット	400セット	150セット
安全キャンドル	880本	480本
コップ	200個	

備蓄物品の払出し状況

月日	毛布 (枚)	乾パン (食)	ポリ缶 (缶)	防水シート (枚)	医薬品 (セット)
1/17	3,643	20,528	243	37	3
1/18	430	48			
1/19	163				77
1/21	377				
1/22	264				
1/24	320				
1/26	30				
1/27	4				
2/ 3		96			
4/ 5	84				
4/17	30				
4/21	565				
4/27	210				
5/11	570				
5/12	90				
5/15	380				
5/22	40				
6/16	100				
6/28	20				
合計	7,320	20,672	243	37	80

救援物資の受け入れ状況

品名	数量	品名	数量
毛布	9,440	ホース	20
乾パン	11,144	カイロ	240
ポリ缶	200	携帯コンロ	1,524
防水シート	500	ガスボンベ	4,608
乾電池	50,000	消火器	100
防塵マスク	30	プラ手袋	100
ゴーグル	5	ガス検知器	5
ポット	100	ジャクボグリ	12

避難者の状況

月日	防災センター	北 部 防災センター	西消防署
1/17	140	250	26
1/18	136	256	27
1/19	135	200	32
1/20	140	110	25
1/21	91	156	16
1/22	120	176	39
1/23	89	85	14
1/24	74	98	15
1/25	66	90	3
1/26	93	96	12
1/27	80	126	18
1/28	90	145	13
1/29	91	107	20
1/30	109	76	18
1/31	115	105	13
2/ 1	88	85	15
2/ 2	78	86	15
2/ 3	83	80	17
2/ 4	70	82	12
2/ 5	80	70	9
2/ 6	60	50	15
2/ 7	60	44	15
2/ 8	70	60	12
2/ 9	60	45	12
2/10	60	50	2
2/11	60	37	12
2/12	60	44	12
2/13	60	35	8
2/14	60	38	12
2/15	60	38	11
2/16	55	32	11
2/17	55	22	6
2/18	55	37	4
2/19	55	28	4
2/20	52	25	4
2/21	48	25	4
2/22	53	20	4
2/23	50	19	4
2/24	48	19	4
2/25	48	25	4
2/26	48	21	4
2/27	48	13	4
2/28	45	21	4
3/ 1	45	21	4

3/ 2	40	21	4
3/ 3	40	20	3
3/ 4	40	15	4
3/ 5	40	18	4
3/ 6	40	9	4
3/ 7	40	16	3
3/ 8	40	16	4
3/ 9	39	16	4
3/10	40	16	4
3/11	38	15	4
3/12	35	11	4
3/13	35	11	4
3/14	35	10	4
3/15	35	15	3
3/16	35	9	4
3/17	35	15	4
3/18	35	14	4
3/19	32	12	3
3/20	29	11	3
3/21	30	9	4
3/22	29	11	3
3/23	30	11	4
3/28			
3/29	25	11	4
4/ 1			
4/2.3	20	11	4
4/4.5	25	11	4
4/6.7	25	8	4
4/ 8	25	7	2
4/ 9	25	7	4
4/10	22	6	4
4/11	23	6	4
4/16			
4/17	21	6	4
4/22			
4/23	21	5	4
4/24	20	5	4
4/25	17	5	4
4/26	13	5	4
4/27			
4/28	1	5	4
4/29	0	5	4
4/30	0	1	0
5/ 2			

*避難者数については、各場所での最大人数

❖(9) 広報活動

地震発生に伴い、ガス漏れ事故が多発したため、それぞれの現場では、ガス漏れに関する火気の取り扱い注意の広報を行い、また、災害対策本部広報班統一の広報区域では、地域の断水に伴う市民への周知および火の元の注意を呼びかける広報活動を1月30日まで実施し、さらに1月31日からは、消防局独自の広報を各署所ごとに実施した。

① 実施状況(1月18日～1月30日)

1月18日から1月30日までの13日間の広報活動実施状況は、出動車両188台、出動人員336人、活動時間215時間であった。

② 消防局独自の広報活動

1月31日から消防局独自での広報活動を所轄署ごとに実施し、3月31日現在、出動車両321台、出動人員1,030人、活動時間348時間であった。

消防広報活動（1月18日から1月30日まで）

	出動車両	出動人員	時間	回数	区 域
中方面 警防隊	33台	58人	40 h	33回	<ul style="list-style-type: none"> ・東・西難波町、昭和通地区 ・築地地区 ・武庫町および周辺
東方面 警防隊	41台	73人	45 h	41回	<ul style="list-style-type: none"> ・JR宝塚線以西～五合橋線以东 ・稲葉荘、西立花地区（道意線以西） ・戸ノ内地区 ・常吉、常松地区 ・県道尼崎宝塚線以东（道意線以西）
西方面 警防隊	48台	90人	50 h	48回	<ul style="list-style-type: none"> ・県道尼崎宝塚線以西（JR東海道以北） ・武庫之荘地区 ・田能、椎堂地区 ・道意線以西～県道尼崎宝塚線以东 ・県道尼崎宝塚線以西～県道豊中尼崎線以北
北方面 警防隊	46台	73人	52 h	46回	<ul style="list-style-type: none"> ・五合橋線以西～道意線以东 ・塚口町、塚口本町地区 ・東園田地区 ・常松2丁目（山陽新幹線北） ・県道尼崎宝塚線以西～山陽新幹線以北
消防部 本 部	20台	42人	28 h	20回	<ul style="list-style-type: none"> ・JR宝塚線以西～五合橋線以东 ・五合橋線以西～道意線以东 ・県道尼崎宝塚線以东（道意線以西） ・県道尼崎宝塚線以西～武庫川堤防
合 計	188台	336人	215 h	188回	

消防局独自の広報活動

	出動台数	出動人員	時間	回数
中方面警防隊	80台	260人	86 h	80回
東方面警防隊	76台	246人	80 h	76回
西方面警防隊	78台	252人	84 h	78回
北方面警防隊	87台	272人	98 h	87回
合 計	321台	1,030人	348 h	321回

2 死亡者への対応

災害発生時には、死者があってもその家族も同時に被災していること、また、葬儀業者等も被災しており、平時のように葬儀等を行うことができないといったことのため、行政で遺体安置場所を確保する必要があった。

本市では、遺体安置場所として、市内の寺院に必要に応じ依頼して確保することとしており、この震災時には、実際の対応として次の2例があった。

❖(1) 遺体安置場所の確保・身元不明遺体への対応

① 本庁地区での対応

本庁地区では、震災発生当日の午後0時10分に、中央保健所が地区内で4人の死者が発生している模様であるとの連絡を受けた。遺体収容に備えて遺体安置場所の確保のため、保健所職員が寺院へ電話で依頼した。

しかし、電話が不通であったり、連絡がついても寺院自体が被災しており、遺体の安置が可能な寺院が見つからない状態であった。このため、保健所の近くの浄元寺（東難波町3丁目）に直接依頼に行き、状況説明のうえ遺体安置所として開設の承諾を得た。

遺体への対応としては、次の3事例を確認した。

1) 事例1（東難波町3丁目）

家屋倒壊により、67歳と30歳の男性の親子2人が死亡。他にも母親が重症を負い、関西労災病院に収容後、大阪大学病院に転送された。死亡した2人の遺体の検死は中馬病院長により行われた。近所に親戚がいたため、県営東難波高層住宅集会所へ遺体を安置したとの連絡が入った。告別式については、中央福祉事務所が手配した。

2) 事例2（昭和通1丁目）

家屋倒壊により、41歳の女性が死亡。遺体は中央警察署に収容され、遺族（大阪市東淀川区）に引き取られた。

3) 事例3（西本町5丁目）

家屋倒壊により、71歳の男性が死亡。遺体は近藤病院に収容されたが、実兄（池田市）に連絡がつき、遺体が引き取られた。

② 武庫地区での対応

武庫地区では、震災発生当日、消防局が確認した地区内での死亡事故について午後1時に北保健所武庫支所に連絡し、同保健所では遺体安置場所の確保を行った。

当初は職員が直接常願寺（常吉1丁目）へ依頼したが、同寺は被災により遺体収容は難しい状態であったため、続いて浄正寺（常松2丁目）に依頼し、安置についての了解を得た。

いずれにしても、本市としてこの震災で実際に遺体を安置所に安置することはなかった。

❖(2) 火葬業務

① 火葬業務

平時における尼崎市立弥生ヶ丘斎場（以下、斎場）の業務取扱時間は、午前9時から午後5時15分まで

体験

斎場の火葬依頼は、予約制をとっていたにもかかわらず、毛布でくるんだ母親の遺体を子供が自家用車に乗せて、神戸市東灘区から来られた事例があった。

この遺族によると、神戸市、芦屋市と西宮市の斎場で火葬を断られ6時間かけ、本市斎場へ午後9時すぎに到着したのであった。

しかし、現実には、火葬したくとも、芦屋市の場合は斎場自体が被災し使用できなかったことや、西宮市では都市ガスの供給が止まり、炉に火がつかなかった。当然、この遺族は、斎場の利用予約もしていなかったが、遺族の顔は、もうどこへも行けないほど、疲労こんぱいの様子であった。作業員たちも疲れているので、火葬を断ることも許されたのであろうが、全員が奮起して即座に引き受けた。

で、平成7年1月の休業日は、1日、9日および21日であった。

職員数は8人（所長1人、嘱託事務員2人、作業員5人）である。斎場は10基の火葬炉をもち、1日で最大18体（火葬炉の2回ローテーション）を火葬できる能力があった。

本市では、本市の住民でない人にも斎場の利用を認めていた。

震災当日、斎場職員の8人中3人は出勤できない状態であったが、死亡者の数が刻々と増加し、翌日からの火葬業務は、今まで経験したことのない状況が予想された。

他都市の斎場施設の情報が入手できない段階であったが、本市で死亡された方の火葬は言うに及ばず他市の災害死亡者の受け入れも予測されたため、通常の業務時間を午後10時まで延長（火葬終了は午前0時を過ぎる）し、フル回転の状態に対応するため、斎場職員は当直勤務体制をとることとなった。

1月18日の点検では、火葬炉4基の炉体煉瓦等のいたみが激しく、その他2基の炉のバーナーが脱落しており、予備のバーナー等を使って補修を行うなどの応急処置を繰り返し、幸いにも、10基のうち9基の炉が使えることを確認した。

斎場には霊安室があるが、安置できる遺体は2体分であったため、臨時の遺体安置場所をほかに準備した。

日が経つにつれて斎場の式場内には、火葬の順番を待つ柩が次々に運びこまれた。

右上表に、1月18日から1月31日までの「震災による斎場利用状況」を示した。

② 火葬体制

死後、24時間以内の火葬が禁止されているため、1月17日の震災による死亡者の火葬業務は、18日以後となる。19日からは、市外者分も多くの依頼があり、本格的な震災体制となった。

9基の炉をフル回転し、作業時間を延長しても最大33体までの火葬がやっとのことであった。通常、斎場には収骨室が別にないため、18体を上限として

震災による斎場利用状況

（平成7年1月18日～1月31日）

日	市 内		市 外		計
	被 災	非被災	被 災	非被災	
18	3	7	1	4	15
19	6	9	8	4	27
20	3	3	11	10	27
21	4	1	26	2	33
22	0	3	18	6	27
23	2	8	20	0	30
24	3	11	18	1	33
25	0	6	19	3	28
26	0	8	17	3	28
27	0	6	15	3	24
28	0	12	9	7	28
29	0	17	7	3	27
30	0	15	4	4	23
31	0	10	7	9	26
計	21	116	180	59	376

斎場使用料〔火葬場〕

（平成6年度および7年度のもの）

区 分	一体当たりの額
大 人	3,600円
小 人	1,800円

注：本市住民でない人が利用する場合は、当該使用料の10割増とする。

火葬執行していたが、この2週間の1日平均の火葬件数は、27体であった。

遺族による骨あげを行っている隣の炉の前で作業員が残骨を清掃している様子は、普段ならあり得ない状況であった。

この特別な期間であっても、震災を原因としない自然死の方も発生することから、尼崎の住民に優先的に利用していただく必要があった。そのために、1基の炉を住民枠として確保した。

斎場では、午前8時の遺族による骨あげに始まり、午前0時の火葬終了まで、休める状態ではなかった。そのため、市外から通勤している職員と作業員は、公共施設である「いぶきの家」を宿泊施設として1月31日まで利用することとなった。

当然のことながら、全職員が休みを返上し、今まで経験したことのない火葬業務に従事した。

毎日の長時間労働による職員の健康も考慮し、また斎場内の配水管やガス管の破裂等によるライフラインの未整備状態に対応するために、環境衛生課から公衆衛生監視員2人が18日の当初から応援する体制が組まれた。公衆衛生監視員も、初めて体験する火葬業務に残骨の灰にまみれながら奮闘した。

市外からの多数の受け入れ

斎場への通常の火葬依頼は、おもに、葬儀業者からの電話による予約制で行われており、入棺時間・喪主名および葬儀業者名を記録するシステムになっていた。しかし、この震災での火葬依頼では、遺族からの直接の申し込みも数多くあった。

1月20日、芦屋市の助役から本市助役へ電話で、芦屋市内で亡くなられた5遺体分の火葬依頼があった。一部では、市外の死亡者の火葬を、本市が拒んでいるかのような報道がなされたが、実際には、前ページ表の「利用状況」からも明らかのように、239体(63.5%)の利用があった。

③ 火葬場使用料の減免

斎場を利用する場合の使用料は、前ページ表のとおりである。

「斎場の設置及び管理に関する条例」では「市長は、特別の理由があると認める時は使用料を減免することができる」と規定しており、これに基づき、被災に伴う使用料については、本市の住民および住民でない人が利用した場合であっても、1月18日付けで10割減免(無料)を実施した。

④ 火葬用燃料

斎場では、火葬用燃料として灯油を使用していた。通常、タンクローリー車(2,000ℓ)で、毎月7～8回搬入されていたが、この期間中、1日おきに斎場の貯蔵タンクに充填された。

しかし、このタンクローリー車が、大阪府堺市か

ら配車されていたため、異常なほどの交通渋滞に巻き込まれ、斎場に到着する正確な時間が定まらず、その都度、現場では気をもみながら、作業に従事することとなった。

幸いにして貯蔵タンクの灯油が底をつき、火葬業務ができなくなるような最悪な状態にはならなかったが、斎場の貯蔵タンクの容量をもっと大きくするか、タンクローリー車の中継地点を市内もしくは、隣接市に設けるなどの配慮が必要であり、今後の改善事項としなければならない。

反省

1月31日をもって、一応、震災による緊急事態の火葬業務を終了するに至ったが、幾つかの課題は現在も残っている。たとえば、

- ① 職員の勤務体制の確保
- ② 安定した燃料(2系統以上)の確保手段
- ③ 雑用水も含めた、飲料水の確保(斎場内の配管が寸断)
- ④ 災害救助法の内容の熟知と緊急時のマニュアルの作成
- ⑤ 遺体の搬送手段も考慮した、広域的な火葬業務システムの構築
- ⑥ 遺体の保存方法
- ⑦ 公平な斎場の利用

斎場の予定表が、10日先も、予約で埋めつくされることは、今後、二度とあってはならない。

大規模災害時における「火葬業務のあり方」を、今回の災害救助法の適用を受けた自治体の職員同士が、中心になって広域的な対応を研究しなければならないように思う。

3 負傷者への対応

※(1) 救急医療の実施

本市での被災者の診療は、ライフラインが確保さ

れている地域では震災直後からかなり確実な受け入れが行われている。

◎ 地震被災者診療人数

医療機関での外来患者受け入れ人数は、本市では正確な把握ができなかったが、市医師会で、可能な限りの調査が行われているので、次に示す。

診療所での人数は、1月24日の時点で、27診療所だけではあるが、その数が調べられており、外科系で1,097人、内科系等で229人が震災により受診している（医師会調べによる）。

❖(2) 尼崎医療センター休日夜間急病診療所での対応

(財)尼崎健康・医療事業財団が運営している尼崎医療センター休日夜間急病診療所では、通常は市内の医師により交代で運営されている。

しかし、震災の発生により医師自体が被災しているうえ、被災を免れた医師も被災者への対応に追われるという状況で医師の確保が難しい状況となったが、尼崎市医師会が会員の被災状況等を把握することにより、診療体制が確保されたため、震災当日の

1月17日からの急病診療体制を維持することができた。

さらに通常は業務時間外である土曜日の午後3時から10時までについても、1月21日、28日および2月4日の3回は医師会により別途診療時間が設けられ、診療が行われた。

❖(3) 市内公立病院等での医療体制

本市には、兵庫県立尼崎病院、兵庫県立塚口病院、関西労災病院と3つの公立病院等があり、これらが市民の医療の充実に大きく寄与している。そこで、ここではこれら3病院での被災状況を含めた震災直後の被災者に対する医療の初動体制について記載することとする。

1 兵庫県立尼崎病院

1) 被災状況

a ライフライン関係

電気・ガスについては何ら支障なく、自家用発電装置の起動の必要もなかった。

水については、震災当日に断水したが、院内

震災時の患者診療人数〔救急告示医療機関〕

(平成7年1月24日現在)

医療機関名	状 況		医療機関名	状 況	
	外 来	入 院		外 来	入 院
優 生 病 院	—	— (2)	昭 和 病 院	400	40
大 隈 病 院	358	10(14)	田 中 病 院	400	—
合 志 病 院	364	25	杉 安 病 院	90	13
樋 口 病 院	3(5)	—	尼 崎 医 療 生 協 病 院	1,233	13
神 崎 病 院	34	3	立 花 病 院	250	25
尼 崎 中 央 病 院	398	6	池 田 病 院	— (2)	3 (3)
中 馬 病 院	30	—	ヒ ト ラ 病 院	79	15
尼 崎 永 仁 会 病 院	—	— (4)	園 田 病 院	30	1
近 藤 病 院	1,044	11	大 貝 病 院	34	3
大 原 病 院	350	—	西 武 庫 病 院	2,000	—
安 藤 病 院	120	9	青 木 診 療 所	150	6
牧 病 院	5	—	東 青 木 診 療 所	181	3
岡 田 病 院	59	—	小 計 2	4,847(2)	122 (3)
小 計 1	2,765(5)	64(20)	総 計	7,612(7)	186(23)

※ カッコ内は他院診療後に紹介等で来院した数
資料：(財)尼崎市医師会「阪神・淡路大震災記録集」から抜粋

2つの受水槽が確保されていたため、2時間程度の断水だけであった。水不足の影響で、内視鏡や検体検査が停止され、人工透析が優先された。

b 施設関係の被害

建物内部では、施設被害は幸い軽微であった。

建物周辺では、救急車出入口附近のアスファルトに大きな亀裂ができたほか、夜間出入口付近と正面玄関付近で約5cm程度の隆起が見られた。これらは即日応急処理やバリケード等を活用しての注意喚起など車椅子やストレッチャーの通行に支障を来さないよう配慮した。

そのほか、設備面ではオートローディング装置や心臓血管連続撮影装置の損傷が見られたが、診療面でのトラブルはなく、入院、外来患者に迷惑をかけることはなかった。

2) 入院患者の状況および対応

震災直後の患者数は437人であったが、幸いにも震災による負傷者はなかった。

震災直後からの入院患者の受け入れは、震災当日についてはすでに入院予定者が来院しつつあったため、その患者は受け入れられたが、翌日以降については、比較的軽症の入院患者は受け入れの一時的な延期をお願いするとともに、既入院患者についても帰宅可能者には事情を説明のうえ退院の促進に努めることにより、ベッドの確保に万全が期された。この対応は1週間後の24日まで継続され、それ以降については、被災者受け入れの病棟を指定して病床が確保されることになり、前述の延期をお願いした入院予定者を徐々に受け入れていく形態に切り換えられた。また、このほかにも病床確保のため、急を要しない人間ドックの受け入れの中止と、一般ベッドのリースの手配等が行われた。

3) 外来患者の状況および対応

地震発生時、すでに病院玄関には数十人の外来患者が開門を待っていたが、それら患者にも被害はなかった。

被災者と思われる患者が来院し始めたのは、震災当日の午前8時ごろからである。数人の被災者が救急患者として来院し、救急処置室で診療が行われた。その後、外来診療を行える医師が来院した科から順に一般外来に業務が移行した。

4) 被災者のための診療体制

震災日当日、すべての救急患者を受け入れるための指示が出され、空病床の確保等全部署が受け入れ体制に入り、医師や医療従事者に緊急の当直体制の指示が行われた。

具体的には、震災当日の夜から当直医師以外にも各科医師が待機することとし、内科で3人、外科では全医師が院内で常時待機することとなった。

また、被災患者への緊急手術のおそれのあることから、震災当日午後から、通常の一般手術は緊急性の高いものを除いて停止され、受け入れの準備が整えられた。この措置は23日まで続けられ、予定手術をこれ以上延期できない24日からは、順次通常手術が組み入れられた。

なお、震災当日から他の医療機関や各市消防局の要請により、多数の被災患者の受け入れが行われた。

2 兵庫県立塚口病院

1) 被災状況

a ライフライン関係

電気については、停電状態はなかった。ただし、自家発電機が故障し、翌18日に応急修理が行われるまで使用できない状況であった（ただし、発電機は給水がなければ使用が不能）。

都市ガスについてはガス漏れを懸念し、ガス漏れ点検が終了する1月21日まで給食部以外には供給停止した。医療用ガスは支障なく使用できた。しかし、水については、震災当日から断水となり、この確保が院内の最重要課題となった。対応として、電気およびボイラー室員の懸命な努力により、市の給水車からのピストン輸送で確保を図り、自衛隊の給水車からの提供が始まった19日から最低限を確保することができ

た。この対応は市からの給水がほぼ回復する1月22日まで続けられた。

b 施設関係の被害

自家発電機が故障したが、翌日には応急修理が完了。ボイラーは故障し、煙突が破損した。このため、仮設復旧した2月3日までは給湯と蒸気供給が行われず、院内暖房などに支障が出た（暖房はガスおよび石油暖房機により復旧まで対処）。

その他、各棟間の接続部断裂、エレベーターの停止、病棟壁、ボイラーの煙突、窓ガラスの破損に加え、木造建造物が損壊し、これらの機能の全復旧までには2月6日までの21日間を要した。（木造建造物の機能は別棟で仮設対応）

2) 入院患者の状況および対応

震災直後の入院患者で、1人が点滴びんにより裂傷を起こしたが、その外には著変はなかった。入院患者は被災者であるなしを問わず、受け入れが行われた。

※ 参考：患者の受け入れ状況

（震災当日および翌日）

- 17日：急患者 109人
入院 15人（うち被災者4人）
- 18日：急患者 191人（うち被災者66人）
入院 20人（うち被災者2人）

3) 外来患者の状況および対応

震災当日から、救急外来のみとして一般外来が中止された。急患外来の対応としては、震災による室内の散乱への対応と、不十分な職員数を分散させないため、当日は外来の1階部分だけで対応が行われ、処置場所としては、外傷患者には急患室と外科・脳外科外来診療室が、外傷以外の患者には成人用に消化器科外来、小児用に小児科外来診療室が設けられた。

また、急患受付は、震災当日は職員の不足のため保安室に設けられ、外来カルテはすべて外科で作成・対応された（医事課による窓口業務の再開は19日から）。

一般外来の中止措置は、1月24日まで継続された。

4) 被災者のための診療体制

震災当日については、混乱のなか、前述のとおり応急的に診療の体制がとられたが、翌18日以降には、各科最低1人の医師が常時待機する体制（外科は医師当直をさらに1人増員）をおき、同時に病棟夜勤看護婦の確保を行った。また、薬剤部の職員がとくに手薄となったため、医師が応援を行う形で診療体制が強化された。

被災患者への緊急手術への対応は、19日に中央材料室の器具類の滅菌が1日3件まで可能となったことを受けて、20日から1日3件までの緊急手術が可能として体制が調整された。

また、外来診療患者の状況と院内機能の回復状況から、24日に一般外来診療が再開されたが、同時に、余震発生時の対応を想定し、地震対策としての執務体制が余震対策の執務体制として継続され、診療部門、管理部門、看護部門でそれぞれ時間外執務体制がとられるとともに、時間外緊急事態発生時マニュアルが準備され、余震非常時に備えられた（対応は3月末日まで続けられた）。

なお、病院機能が震災前の状態まで復帰したのは2月6日である。

3 関西労災病院

1) 被災状況

a ライフライン関係

電気については、午前5時46分（震災発生）から10時25分まで停電となったが、自家発電機の運転により対応された。ガスについては地震発生から、1月24日夕方の建物内ガス漏れ修理完了まで供給が停止し、栄養管理室の調理熱源がガスであることから、炊飯調理が不能となった。水については、震災当日から1月30日まで断水となり、生活水および飲料水の確保はもとより、水が必要な医療機器が使用できなくなった。

とくに透析が不能となることは、人命にかか

わるため、市の給水車から受けた水を集中的に人力で運搬し透析が行われた。また、暖房、給湯、送気もできなくなった。市からの給水車による給水は1月17日から20日までが1日当たり5t、21日以降は1日当たり70tが供給された(総量560t)。

b 施設関係の被害

ライフラインにかかる部分については、施設内においても同様に配線・管の切断がいたるところに発生した。

また、そのほかに、ボイラーの着火装置の不良や、エレベーターの停止などのほか、建物自体も窓ガラス、各棟の接続部、床、壁面が破損し、医療用器具も修理不能な物が17点、修理可能な物が39点に及んだ。

これらの応急措置としては、建物の修復については、まずは防寒を優先し、窓ガラスの破損部分を翌日までに農業用ビニールで覆う処置が取られた後、順次応急措置が3月15日まで行われた。また、設備関係についてはライフラインの復旧にあわせて1月30日までに修理が行われた。

医療機器については修理不能物については緊急に購入(3月末日完納)されるとともに、修理可能な機材については2月3日までに修理が完了された。

2) 入院患者の状況および対応

被災と同時に入院患者の安全確認を行ったが、幸いにも震災による負傷者はなかった。震災直後の新規入院患者の受け入れは、17日の入院予定者および急を要する患者を除いて、一般の入院患者には延期を願うとともに、被災当日から、軽傷の入院患者等、帰宅可能な方に対して退院を願うことにより、被災者のための病床の確保が行われた。なお、一般の入院患者の受け入れは、入院患者数の推移からの判断により、23日から再開された。

3) 外来患者の状況および対応

震災当日は、一般患者については休診とし、入院患者と被災患者の治療が行われた。緊急被災患者の診療場所の確保のため、時間外処置室に加え、ICU処置室、内科処置室、整形外科処置室が与えられた。また、人員の不足のカバーのために、手術室勤務の看護婦および看護学生も外来患者の介助にあてられた。

一般外来患者の受け入れについては、翌日から診療が再開された。

4) 被災者のための診療体制

時間外(夜間)の対応は当直者が複数体制に増員され、必要に応じて待機体制をとるとともに、各診療科目ごとに待機者が配置された。

また、負傷者への対応とは意味合いが異なる部分ではあるが、在宅医療登録者に対して安否の確認と訪問可能となるまでの間の電話等による状況把握が行われている。

また、被災患者への手術を優先とし、18日から緊急手術を開始している。この措置は24日まで続けられ、25日からは順次定時手術が開始されている。

※ 市内公立病院等での医療体制については、3病院で作成された記録から抜粋。

4 物資の調達

調度課では、援護班等からの依頼に基づき避難者用の食糧等調達を実施した。平成7年1月18日以降に調達した物資の内容は、おおむね次のとおりである。

1 食糧

弁当、おにぎり、パン、巻き寿司、ウーロン茶、牛乳、ジュース

2 日用品

紙コップ、紙皿、トイレットペーパー、ごみ袋、雨傘、石油ストーブ、延長コード、鍋、消火器、フライパン、ケトル、生活物資（ストーブ、炊飯器等27品セット：仮設住宅用）

3 その他

防水シート、肩掛噴霧器

5 応急給水活動

人員不足、給水車不足、交通渋滞等で給水活動が思うようにはかどらず苦慮していたが、地震発生当日午後、兵庫県から給水支援の必要の有無についての照会があり、ぜひにもと要請した。

翌18日には、兵庫県の要請を受けた西播磨水道企業団および奈良県下、和歌山県下の6自治体のほか、本市が要請した民間企業からの車両が次々と応急給水基地である神崎浄水場に集結した。これにより応急給水場所を前日の8か所から12か所に増やすことができた。市内の病院では、本市市民のけが人に加え、近隣被災地からの患者の転送もあって応急給水量が多くなってきた。とくに人工透析治療を行っている病院は多量の水を必要とした。

こうした状況のなか、19日には兵庫県の要請を受けた自衛隊が到着し、応急給水場所を12か所から一挙に18か所に増やすことができた。さらに、1月20日には近畿地方建設局の仲立ちで中国地方建設局からの支援も受けることができた。しかし、車両による運搬給水は、わずか数キロ先の応急給水場所へ運

搬するのに3時間もかかるなど依然として、交通渋滞による非効率的な給水活動を強いられた。

応急給水場所には、やかん、ポット、なべなどの容器しか持ち合わせのない市民も多く、どの応急給水場所も長蛇の列をなしていた。

こうした状況から、応急給水基地である神崎浄水場では、徹夜で飲用袋（10ℓ）に水を詰める作業を開始した。発生から数日経過したあたりから、市民の要望は飲料水から洗濯や風呂の水といった生活用水へと順次変化し、給水量も増えてきた。

水道局には連日、「いつになったら水が出るようになるのか」「修繕を2、3日前に申し込んだが、まだ来ない。どうなっているのか」といった強いお叱りの電話が相次いだ。一方、「けさ水が出るようになりました。こんなにうれしいことはありません。ありがとうございます。水道局の皆さんがんばってください」といった感謝や激励の電話もあった。また、給水基地である神崎浄水場には、夜遅くになって近くのお店からおにぎりや焼きそばの提供など心温まる支援もあった。

応急給水場所および給水時間を広報するため、連日災害対策本部情報班に情報提供するとともに、1月23日には、新聞折り込みで水道の現状、復旧の見込みを記載したチラシを全戸配付した。

車両広報については、発生日から1月30日まで延べ174台の車両で実施したが、交通渋滞に加え、酷寒期でもあったことから、窓を閉めている家庭が多く、「聞こえない」「広報車が回ってこない」といった苦情も数多く寄せられ、車両による広報の限界が感じられた。

また、車両広報中、「どうしてここは水が出ないのか」「応急給水場所を増やせないのか」といった市民からの苦情や質問が相次ぎ、身動きが取れなくなったこともしばしばあった。

21日からは、配水管の復旧が進み、水が行き渡るようになった配水管の消火栓から水を取り出す仮設給水栓による応急給水を開始した。この仮設給水栓は、災害対策用として震災の前年に22基整備してい

断水状況

月日	断水状況
1月17日(火)	全市域の約2分の1が断水
18日(水)	全市域の約3分の1が断水
20日(金)	約4万世帯が断水
21日(土)	約2万5,000世帯が断水
22日(日)	約1万5,000世帯が断水
24日(火)	約1万3,000世帯が断水
26日(木)	約1万世帯が断水
27日(金)	約9,000世帯が断水
28日(土)	約5,000世帯が断水
30日(月)	約3,000世帯が断水
31日(火)	配水圧は低いものの一応市内全域の配水管に水が行き渡る。そのため、1月31日をもって給水車による応急給水が終了した。

応急給水支援団体

団体名	団体数	支援期間	日数
建設省中国地方建設局	1	1月20日～1月30日	11日間
自衛隊	1	1月19日～1月27日	9日間
兵庫県関係 西播磨水道企業団	1	1月18日～1月24日	7日間
奈良県関係 奈良県、天理市、香芝市、河合町、川西町、田原本町	6	1月18日～1月31日	14日間
和歌山県関係 海南市、橋本市、田辺市、高野口町、野上町、白浜町、上富田町、高野町、岩出町、かつらぎ町、下津町、貴志川町、打田町、粉河町、美里町	15	1月18日～1月31日	14日間
民間企業関係	3	1月18日～1月31日	14日間

たもので、1基に8つの給水栓がついており、一度に多くの人を利用できるため、今回の震災では大いに役立ち、2月中旬まで使用した。また、応急給水の終息のめどがついた2月13日には、断水が続く神戸市の支援用として仮設給水栓を貸し出した。

応急給水に際しては、多くのボランティアの協力をいただき、応急給水活動の手助けや高齢者への手助けとして応急給水場所から高齢者世帯等の家庭へのポリタンクの運搬などの協力をいただいた。

日を迫うにつれ給・配水管の復旧も進み、断水地域、出水不良地域はしだいに縮小していった。1月31日早朝には、市内の配水管に水が行き渡るようになったことから、給水車による応急給水活動は、同



武庫支所での応急給水

日をもって終了した。

しかしながら、市北西部の地域では、水圧が平常



仮設給水栓

時の2分の1以下のところもあり、また、その他の地域でも給水装置や受水槽以下設備が未修理の建物もあることから、仮設給水栓や支所等公共施設での給水活動を引き続き行うこととした。

地震発生からほぼ1か月が経過した2月14日には、水圧も平常時に戻ったため、2月15日をもって全応急給水活動を終了した。

今回の応急給水では、1月17日から1月31日までの間、延べ534台の車両と延べ1,236人の要員で約3,000m³の応急給水を行った。

そのうち、国（建設省、自衛隊）、奈良県下、和歌山県下の自治体および西播磨水道企業団ならびに民間企業の27団体から延べ313台の給水車と延べ569人という大きな支援を受けた。

6 生活環境衛生対策

❖(1) 避難所等の防疫対策

震災直後、水道・ガス等が止まるなど、衛生状態悪化に伴い、感染性疾患の発生が予測されるため、防疫活動、インフルエンザ等の呼吸器系疾患のり患防止などを行った。

① 避難所と仮設トイレの消毒

防疫所職員が1月23日から4月26日までの間、クレーン消毒液を使用してトイレの消毒を行った。

体験

18日は早朝から寒気の中、武庫方面班職員の3分の2の人員を給水活動に配置した。給水車は市水道局の2tタンク車であった。同時にトラックで20ℓ入りポリ容器水、10ℓ入りビニール袋水が運ばれた。職員は、市民が持参した容器への給水作業を実施した。

市民の容器への注水は、20ℓ入りポリ容器を持って、また、ビニール袋水からの注水は袋の二重口にポリパイプを挿入し、市民の容器に注水するものであった。長時間に及ぶ給水作業は職員にとっても体力的に厳しいものであった。19日は、2～3台の車両での折り返し運転であったため給水が途切れる時間が30分ごとにあった。市民は寒い中、100～200mの列に整然と並んで苦情もなく待っていた。職員は一時も早く次の給水車が来てくれることを願って残り少ない水の給水に励んだ。給水作業は終日行われた。武庫地区での18日の給水場所は、武庫支所と県立西武庫公園駐車場の2か所のみであったため、武庫地区全域の断水にはどうも対応できる状態ではなかった。午後には民間団体から10t車の応援給水車が武庫支所に到着した。

19日からは給水場所も6か所となり、応急給水体制が整い始めた。武庫支所には和歌山県下などからも10t車が来た。

一方、列に並ぶ市民の水容器の大きさは、断水が続くにつれて、2倍、4倍になっていった。10t給水車は配水口が大きいので、注水口の小さい容器に直接給水できず、いったんドラム缶状の容器に受け、この蛇口からの注水であった。これに比べて県立西武庫公園の自衛隊の給水車は1台から細い蛇口を6本も持つ効率の良いものであった。

武庫支所周辺では26日ごろには配水管に水がいきわたるようになったが、水圧は依然として低く、北部地域は1月31日まで給水車による給水が必要であった。

市内北部の園田地区は戸ノ内地区の断水のため園田東会館に給水車とトラックでポリ容器水とビニール袋水を用意し、市民が持参した容器に給水した。戸ノ内地区は全域的に断水したため、翌18日から戸ノ内社宅公園にも給水車を配置し、1月24日の一応の復旧まで配置された。以後は、仮設給水栓による応急給水となった。

トイレ消毒回数

避難所トイレ		仮設トイレ		計	
避難所数	消毒回数	仮設数	消毒回数	トイレ数	消毒回数
96	705	14	107	110	812

② インフルエンザの予防接種

被災地の避難所では、厳寒期であること、屋内に多くの人々が密集して生活していることなどから、各地でインフルエンザの流行が見られた。

予防接種実施の概要

実施期間	2月6日～2月8日（3日間）	
従事者	厚生省班	医師4人、看護婦4人、事務員2人
	本市職員	看護婦、事務職員、公用車運転手
実施場所	市内の7避難所	

予防接種実施結果

区分	年齢	人数
接種者	65歳以上	95人
	65歳未満	20人
不適格者	65歳以上	5人
	65歳未満	4人
計	65歳以上	100人
	65歳未満	24人

※ 不適格者とは、接種希望者のうち、すでに風邪などにかかっているため接種が不可な人

本市の避難所では、1月24日から2月4日までが流行のピークとなり、最大で184人がり患、延べり患者数は4,026人に上った。

これを受け、厚生省による医療班が編成され、本市を含む被災各地で予防接種が実施され、本市も協力した。

③ 食品衛生の確保

震災当初の避難所での食事の提供は、日本赤十字社の救援物資も扱っていた京都市の弁当調製施設である業者（1日当たり3,000食）および本市の業者（1日当たり1万食）が請け負い、市が配達した。

この時期の食事の内容は、被災者の空腹を満たすことが第一の課題であったため、おにぎりや佃煮程度であった。衛生面では、厳寒期であったことや、

搬送時間などを勘案しても心配は余りなかった。

しかし、その後、栄養改善として副食品の多い弁当を食事として提供するようになるとともに、避難所生活の長期化に気温の上昇もあいまって、食中毒のおそれが増大した。そのため、避難所へ搬入された弁当類の適正な保管方法について注意を促す啓発ポスターを掲示したが、被災者の中には、余った弁当類を翌日に食べる人もあり、対策として保健所職員による個別指導を実施した。

その後、京都の業者から本市の4業者に弁当調製施設が変更され、配達も業者により行うこととした。

これにあわせ、より安全な食事を提供させるために、これらの業者に対し、重点的に製造施設内への立ち入り調査や細菌検査を実施するなど食中毒防止対策を行った。

結果として避難所における食中毒発生事例は、1件もなかった。

❖(2) 保健所の被災者への対応

① 震災直後の保健所の対応

震災当日は、各保健所とも検診事業等ほとんどの事業を中止して、救護班を設置、被災者に対して救護活動を開始した。

当初の活動としては、地震での負傷者への対応である。「胸部打撲を受けたので治療してほしい」「裂傷を受け、医療機関へ行ったが廊下まで人があふれ受診できないので治療してほしい」などの相談に応じ、負傷者への対応が開始されたが、保健所として医療行為の限界に歯がゆい思いがあった。

通常、保健所には応急処置用の救急薬品（軽傷対応）の設置はしているものの、このような震災による負傷者に対する処置に対応できる治療医薬一式は、防災センターに備蓄しており、災害時には防災センターに受け取りに行かねばならない状態であった。当日は、パニック状態の市民や負傷者が多数押しかけ、少ない職員で対応に追われる状況にあった最中での救急薬品搬入であったため、保健所における救

急薬品の設置のあり方に問題を残した。

続いての活動として、保健婦による、避難所に対しての救護活動や、要援護者および同和地区内の独居老人等を中心とした、被災者の安否確認のための家庭訪問と相談指導が保健所での業務の主体となるが、対策本部の各班とも職員の不足は深刻であり、緊急を要する避難所への食糧搬送業務の応援など、次々に起こる新たな事態に職員が一丸となって夜中まで活動が続けられた。

震災2日目以後となると、各保健所とも地区内の被害状況などの情報が次々と入手され、同時に市民から生活、健康相談についての電話での問い合わせが増加し、緊急を要する患者等に対しては保健婦が訪問指導するなど市民への救護活動が続けられた。

② 震災後1週間前後の保健所の対応

震災直後から1週間が過ぎ、このころから市民にやや落ち着きが感じられるようになった。被災者の健康状態も震災直後は外傷、打撲などの負傷者が多かったが、時が経過するにしたがい保健所の救護活動も風邪や疲労、ストレスなど身体的なものから精神的なものまで幅広い訴えに変化していった。

医療相談についても、「インシュリンが切れたがどうすればよいか」「風邪をひいたが治療してほしい」「病院を紹介してほしい」「知人が負傷入院している先の病院探し」「おむつとミルクの支給」等々各保健所への相談や問い合わせが続いた。

他に、犬猫の一時預かり先の紹介などの相談に応じることもあった。

各保健所とも震災直後は検診事業等の保健所業務を一部または全面中止していた所も多かったが、1週間を過ぎるころから平常業務への努力がなされた。

③ 震災1か月以後の保健所の対応

震災から1か月を過ぎるころになると、保健所業務も平常に戻り、来所する市民の顔も表面的には徐々に元気あるように変化がうかがわれた。

しかしながら、保健所業務の中で主要業務である各種の検(健)診時でも、来所者の話題は、震災に関するものが中心であり、いかに震災の傷痕が人々

の心に重く、深く残り、被災者がつらい日々を過ごしてきたかがうかがえた。とくに、赤ちゃんへの健診などでは「子供が、自動車の通る少しの振動にも泣きだして困る」とか「余震のたびに不安になったりする」などさまざまな心の不安に対する訴えがあった。

このような心の悩みの相談に応じるために、「心の健康電話相談」が開始され、後に兵庫県により、本市内でも「心のケアセンター」が中央保健所内に開設されることとなった。

また、震災のためにかさむ医療費の問題、健康保険証の紛失に伴う受診時の取り扱いなどの保健所への相談が増加していたが、厚生省から医療費対策や保健所健診の受診対策が打ち出され、各所ともこれら施策の市民への情報提供に迅速に対応し、PR活動や相談、指導にあたった。

※(3) 一般公衆浴場の再開

① 地震発生後の被害実態調査

地震発生3日後から現地調査と電話による問い合わせを実施し、被害状況の把握を急いだが、震災による電話の不通や、営業者が所在不明であったりするなど被害調査は思うように進まなかった。

調査結果としては、震災以前には、一般公衆浴場数は112施設であったが、13施設が地震により全壊または半壊し、そのうち8施設が廃業となった。

② 断水による影響

震災直後は断水により全市的に休業状態であった。

1月20日からは被害の少なかった80施設で営業が再開されたが、水道水への依存の少ない井戸水使用浴場を除く施設では、送水圧が上がらなかったため貯水量の確保が十分でなく、10日ほどの間は1日2～3時間程度しか営業できない状態であった。

③ 近隣都市からの問い合わせ

震災1週間後から新聞・テレビ等の報道で市内の営業している施設が紹介されたため、市内だけでなく西宮市・芦屋市・神戸市からの問い合わせが殺到

した。

これに対応するため、急ぎょ市内浴場の分布図、営業時間等の一覧表を作成し外部からの問い合わせに対応した。また、閉店している施設に営業再開についての問い合わせを行い、再開した浴場の情報は逐次報道機関へ提供した。

これにより、市内の各駅付近の浴場は多数の利用客のため混雑し、脱衣室で順番を待たなければならぬ状態となった。営業者も利用客が多く平常開店時間内では対応しきれないため、時間延長や休日にも開店するなどの対応が行われた。

他に、車で利用客が多くなり、浴場に対して路上駐車や騒音のことで付近の住民から苦情がよせられる事態が発生し、報道機関に開店していることをPRしないでほしいとの要望が市によせられた事例があった。

4 市内浴場の被害状況

被害の実態として配管の破損が最も多く60施設以上に及んでいる。

その他の被害は煙突の倒壊か破損が21件、屋根の被害28件、浴槽タイルのひび割れ26件、内外壁の破損22件、水タンクのひび8件となっている。

配管の破損した浴場では10日程度の休業後に営業を再開している。大部分の施設が応急修理によりこの程度の休業後に営業を再開しているが、その数か月後に本格修理のため1か月以上も休業した施設が2施設あった。

施設の中には、折れた煙突が脱衣室・浴室に落下し全壊した事例もあった。

5 公衆浴場施設整備資金制度

公衆浴場の設備近代化を促進するため、施設営業者が浴場の改修等で環境衛生金融公庫から資金を借

り入れた場合に、その利子の一部を県・市が補給する制度がある。

今回の震災では、施設の復旧のためにこの制度を利用する営業者が多く、平成7年1～12月で26件になっており、過去3年間平均の約2倍となっている。

6 その他

震災以前は、内風呂のないことが多い文化住宅の住民等が主に公衆浴場を利用していたが、震災により多くの文化住宅が被災し、その住民のほとんどが、仮設住宅や市外へ転居したため、公衆浴場の利用客が減少しはじめており、浴場経営に影響が出ている。

※(4) 防水シートのあっせん

被災した市民の家屋等を守るため、防水シートのあっせんを行う必要性が出てきた。当初、防水シートを2,000枚程度しか確保できず、これを無償で配付すると、比較的必要度の低い市民までが殺到して無用の混乱を招き、真に必要な市民に行き渡らないおそれもあることから、有償で1所帯当たり3枚までとした。また、市が直接販売せず、迅速に人的支援が得られる尼崎中高年事業(株)に市があっせんし同社に保管・販売してもらうことにした。

1月20日から3月31日まで尼崎中高年事業(株)、市役所本庁舎、各支所で販売することとなったが、実施してみると市民からの反響が大きく、対応に追われた。

上記の理由から廉価で販売したが、他都市では無償で配付したところがあり非難の声もあった。

公衆浴場の地区別状況

(平成7年3月31日現在)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	計
震災前施設数	27	26	23	20	4	12	112
廃業した施設数	2	1	1	3	1	1	9

※ 廃業9施設のうち、1施設は震災とは関係なく届けが出ている。

7 ごみ・廃棄物の処理

❖(1) ごみ対策

当日、午前8時に職員の出勤を確認ののち、道路状況等の調査を開始した。市内各所で道路が分断されており、収集車が出動できる状態になかったため、やむなく収集を中止した。また、委託業者に対してもその旨を連絡した。とりわけ、環境事業部（当時）庁舎北側にある東高洲橋（五合橋線）に50cmの段差ができ、通行止めになったので、市内に収集に向かうためには、初島を経由しなければならなくなり、その唯一の道路である杭瀬初島線も、路面が波打った状態であった（その後、19日から東高洲橋が通行可能になった）。

翌18日から特別収集体制を組み、JR以南の可燃ごみから収集を開始した（余力がある場合は一部JR以北も収集）。ごみの量は通常の1.4倍程度であった。また、東部第1浄化センター内などに大型ごみの集積場所を確保した。

19日には、JR以北で可燃ごみの収集を開始したが、一部収集できない地域があった（収集量は通常の約2倍に達した）。大型ごみについても、国道2号とJRの間で収集作業を行ったが、交通事情の悪化も伴い約2分の1の収集にとどまった。

また、多数の避難者で想定外のごみの量がため、避難所でのごみ収集が問題となった。とくに救援物資からの包装容器類（弁当の容器等）が多量に排出された。

20日からは、環境処理センターのピットからあふれたごみを、南に隣接するダイソー(株)グラウンドに野積を開始した。

22日には、民間の業者からダンプカーを借り上げるとともに、23日、県環境整備課に対して、ごみ収集車両とごみ焼却の応援・手配を依頼した。

その後、大阪市からごみ焼却の了承の連絡があり、さらに、24日には県を通じて大阪府下からごみ収集の応援が来る旨の連絡が入った。

翌25日から2月3日までの間、東大阪市、摂津市、吹田市、交野市、泉佐野市、富田林市、箕面市、池田市の各市から延べ92台の応援があった。

❖(2) し尿対策

1 仮設トイレの設置

県のあっせんにより、(株)広興から簡易トイレ150基を無償で確保した。1基で約30人分を2日間処理することができ、23日から避難所を中心に設置していった。一部、地域からの要望により、避難所以外の場所にも設置した。

ピーク時には、18か所に47基を設置した。

2 仮設トイレの維持管理体制の確立

設置した仮設トイレのし尿収集については、(株)広興が2日ごとに無償で行った。また、防疫所職員による薬剤散布も適宜行われ、避難者や住民の生活衛生環境の悪化を防いだ。

❖(3) 焼却炉等処理施設の状況

震災時に稼働していた焼却施設はすべてを緊急停止し、当日勤務に就いていた職員は、ただちに施設を安全に停止するために手分けして作業に取りかかった。

電気は震災後1時間足らずで復旧したものの、方々で配管類が損傷するなど設備の被害も多かったが、焼却が長期にわたり停止するような重大な損傷がなかったこと、とくに老朽化により補修工事に入ったばかりの第1機械炉の煙突が倒壊していなかったことは、不幸中の幸いであった。

交通機能がマヒするなか、出勤してきた職員が、ただちに施設の損傷状況の把握と応急対策に取りかかった。

第1工場第2機械炉と第3工場は応急処置により震災後3日目までには運転を再開した。また、震災時には補修工事のため停止していた第1工場第1機械炉についても工事を中断し、他の焼却炉と同様、



震災大型ごみの仮置開始



仮置可燃ごみの排出

災害可燃ごみの自治体支援処理実績

大阪市 (西淀、南港、八尾、大正工場)	3,299 t
堺市	2,701 t
東大阪都市清掃施設組合	890 t
摂津市	862 t
柏羽藤環境事業組合	901 t
吹田市、茨城市、寝屋川市、熊取町	計125 t
.....	
合計	8,778 t

震災後2日目には運転を開始した。

また、破碎処理施設、資源ごみ選別施設については損傷も軽微なものであった。

しかしながら、本市のごみ処理は、施設整備の遅

れから、通常のごみだけでも処理するのがやっとの状態であったことから、その後に発生した膨大なごみを処理する余力は全くないに等しい状態での対応を強いられることとなった。

❖(4) 災害可燃ごみの処理

震災当日は交通路の途絶もあり、収集担当部門も混乱していたことから、ごみの搬入はほとんどなく、出勤してきたクリーンセンター職員は損傷状況の把握と応急対策および翌日からのごみ受け入れ態勢の確保に奔走していた。

可燃ごみは、例年のように年始に大量に発生するごみの収集が一段落したところであり、震災時点のごみピットにはまだ多くのごみが貯留されている状態であった。そのため、震災後3日目にはごみピットが満杯となり、南隣のダイソー(株)グラウンド(約8,200㎡)に可燃ごみを仮置することとなった。民間グラウンドについては、所有企業の協力により早く提供していただいた。

仮置したごみは、一般家庭から排出された震災可燃ごみであり、ごみの中には生ごみや紙くずが多く含まれていたことから、臭気や紙くずなどが周辺へ飛散し、グラウンドを提供いただいた企業や近隣の方々にも多大の迷惑をおかけしながら仮置を続けなければならぬ状況であった。

1月20日から仮置した可燃ごみは、本格的に搬出の始まる2月1日には3,400tとなり、4mの高さのごみでグラウンドがほぼ埋め尽くされた状態となった。

仮置した可燃ごみの処理は、大阪市を始めとする大阪府下の各自治体の支援により無償で処理していただけることになり、延べ8,800t近くのごみを順調に処理することができ、3月末をもって当該仮置場での作業は事故もなく無事終了することができた。

なお、使用後のグラウンドは後に整地作業を行い原状復旧し返却した。

❖(5) 災害粗大ごみの処理

粗大ごみについては、震災に伴い破損した家具、家電製品等が多量に発生すると予想と老朽化の進んでいた破砕処理施設の処理能力から、市の施設だけではとても処理できないと判断され、震災当日から仮置場の確保に奔走した。

幸運にも下水道局等の協力により東部第1浄化センターの増設用地の使用が当日から、また数日後には園田競馬場第5駐車場の確保ができ、震災翌日からの受け入れが可能となった。しかし、東部第1浄化センターの増設用地については、北側に民家が隣接しており、トラブルが起きないか心配なところであった。

1月18日から仮置を開始した災害粗大ごみについても予想を超える搬入が続き、仮置開始18日目の2月4日には約3,000tに達し、仮置場はほぼ満杯状態となった。

粗大ごみについては、各自治体とも処理能力に余力がなく、支援を受けることは無理であったため、本市の焼却炉で処理できる範囲のものは仮置場で選別破砕後、焼却炉に転送することにし、残りは民間処理業者へ委託処理することとした。

民間処理業者の選定にあたっては、一般廃棄物である粗大ごみの処理に係る所管自治体の許可を有し、また処理実績のある三重県内の業者に委託することにした。ただちに本市職員が関係市に出向き了承を得たのち、園田競馬場は2月5日から、東部第1浄化センターは2月8日から搬送作業を開始した。園田競馬場は2月8日には搬出を終了したが、東部第1浄化センターは最終的に9月末まで作業が続くこととなった。

現地での選別破砕処理については、市内の専門業者に委託し、ショベルローダー、バックホーおよびコンパクター（車輪が爪付きの金属でできており粗大ごみの上を走行し破砕する重機械）等の重機により実施したが、ほこりと騒音がひどく、近隣住民の方々から苦情が殺到した。



震災大型ごみの仮置

反省

今回の震災により発生した災害ごみは、可燃ごみおよび粗大ごみ等クリーンセンターに搬入されたものだけで延べ2万9,600t、1世帯当たり153.2kg（可燃ごみ77.6kg、粗大ごみ75.6kg）に達し、収束するまで約9か月の期間を要し、最終的には、他の自治体等への委託処理を含め1万8,800tを外部委託処理し、市の施設で1万800tを処理することにより完了した。

震災当初、これほど大量に、また長期間にわたるとは想像もつかず計画的な対応が十分できなかったこともあるが、収集部門へ災害ごみの分別収集の徹底をことあるごとに要請したことにより後の処理が比較的スムーズに行えたこと、そして現場管理を徹底したことにより何とか無事終了することができた。

災害は、今回のような震災だけではない。台風、浸水、津波、大火災等による都市災害が発生した場合、あるいは処理施設の故障等により廃棄物処理が停滞した場合等、本市の廃棄物処理における施設整備の遅れは、たちまちその致命的弱点をさらけ出すこととなる。

今回の災害ごみ処理の教訓として、災害時における市民の生活環境の保全と公衆衛生の確保という市民の生活の基本を支える廃棄物処理行政の重要性を再認識し、処理施設の計画的な整備と自治体間の相互協力態勢の整備等危機管理体制の確立を市の重要課題の一つとして早急に取り組む必要がある。

ほこりは、散水である程度軽減できたが、苦情がおさまるまでには至らず、理解を得るためひたすら頭を下げるのみであった。

また、この用地は前述のように下水処理場の増設用地であり、ごみの仮置による影響で下水処理施設の将来計画への影響も懸念された。

そこで、現地での選別破碎処理は、焼却炉の受け入れ能力も限界に達したことから、3月20日をもって延べ3,500tの処理で終了し、これ以降については、全量民間業者で処分することとし、当面の目標を3月末完了と設定し作業を進めた。

3月末には仮置量もほとんどない状態となったものの、粗大ごみの発生は4月になっても一向におさまらず、5月上旬には2,000tを仮置するまでになってしまい、やむをえず民間業者による処分を再開することになった。

そうこうしているうちに梅雨時期となり、今度はハエの大量発生に悩まされることになる。保健予防課の協力を得て駆除作業を行ったが、発生は一向におさまらず近隣からの苦情も再発することとなった。

最終的に、東部第1浄化センターでの業務完了は震災後8か月半経過した9月末ようやく完了することとなったが、この間の仮置量は延べ1万3,000tを超えた。

8 住宅の確保

※(1) 一時使用空家住宅の確保

被災者用一時使用住宅の確保については、応急仮設住宅と市営住宅の空家を活用するとともに、兵庫県営・大阪府営・大阪市営・公団・雇用促進・厚生年金住宅の空家が兵庫県から割り当てられた。

また、兵庫県・大阪府下以外の全国の公営住宅の空家が提供され、被災者用公営住宅等斡旋支援センターを通じて入居のあっせんがされた。

※(2) 一時使用住宅の募集

この地震によって市内で居住していた住宅が滅失し、他に居住する住宅がない被災者に対し、一時使用住宅の募集を第1次と第2次に分け、さらに「第2次避難所住宅相談」と「一般住宅相談」という形式で募集した。

第1次・第2次募集は、申込書を市役所本庁舎、各支所・出張所・避難所で配付し、面接により受け付けた。

各住宅相談は、住宅困窮の実情等の相談を受け、一時使用住宅への入居を希望し、かつ申込資格を有する被災者について、応急仮設住宅と県営住宅への受け付けを行った。

住宅滅失の取り扱いとしては、義援金の判定が全壊（焼）または半壊（焼）とし、半壊（焼）については住宅としての機能が滅失しているものとしたうえで、申込者全員について被災住宅の損壊状況を現地調査し判定した。

なお、応急仮設住宅および公営住宅等の一時使用の募集は住宅管理課が担当し、地域型応急仮設住宅の募集は、長寿社会対策室が担当した。

① 第1次募集

- ・募集期間：1月26日(木)～1月31日(火)
- ・受付場所：本庁舎南館地下1階ロビー
- ・受付方法：面接による受け付け

・抽せん日：2月7日（火）

・抽せん場所：中央公民館大ホール

応急仮設住宅の申込資格は、災害救助法の規定に基づいて定めた。

ア. 尼崎市内において居住していた住宅が兵庫県南部地震により滅失した人

イ. 自らの資力では住宅を確保できない人

ウ. 他に居住する住宅がない人

なお、「自らの資力では住宅を確保できない人」の受け付け時の目安として「世帯の年収額が366万円以下の人」とし、同額を超えている人は市営住宅等への申し込みへ誘導した。

市営住宅等の申込資格は、次のとおり定めた。

ア. 尼崎市内において居住していた住宅が兵庫県南部地震により滅失した人

イ. 他に居住する住宅がない人

② 第2次募集

・募集期間：2月27日（月）、28日（火）

・受付場所：本庁舎南館地下1階ロビー

・受付方法：面接による受け付け

・抽せん日：3月8日（水）

・抽せん場所：中央公民館大ホール

応急仮設住宅および市営住宅等の申込資格は第1次募集と同じ。ただし、第1次で応急仮設住宅に設けた「世帯の年収額が366万円以下の人」の目安は廃止した。

③ 第2次避難所住宅相談

・相談日：5月26日（金）、27日（土）

・相談場所：各避難所

避難所以外に行き場のない被災者から住宅困窮状況等の相談を受け、応急仮設住宅への入居を希望し、かつ資格を有する人について申し込みの受け付けを行った。

④ 一般住宅相談

・相談日：6月8日（木）、9日（金）

・相談場所：本庁舎南館地下1階ロビー

・抽せん日：6月20日（火）

・抽せん場所：本庁舎南館1階ロビー

第1次募集状況

（平成7年2月7日現在）

区分	募集	申込	無資格等	受付
応急仮設住宅	450	1,642	△ 615	1,027
市営住宅	50	3,984	△ 2,016	1,968
兵庫県営住宅	30			
大阪府営住宅	50			
大阪市営住宅	10			
公団住宅	230			
雇用促進住宅	29			
合計	849			

第2次募集状況

（平成7年3月8日現在）

区分	募集	申込	無資格等	受付
応急仮設住宅	373	1,947	△ 717	1,230
大阪市営住宅	40	332	△ 120	212
公団住宅	75			
厚生年金住宅	8			
雇用促進住宅	6			
合計	502			

第2次避難所住宅相談状況

（平成7年5月31日現在）

区分	避難	相談	受付
応急仮設住宅	114世帯	91世帯	81世帯

一般住宅相談状況

（平成7年6月20日現在）

区分	募集	相談	受付
応急仮設住宅	150	486	216
兵庫県営住宅	32		49
合計	182	486	265

相談対象は、「尼崎市内において居住していた住宅が兵庫県南部地震により滅失し、他に居住する住宅がなく」かつ「義援金の判定が全壊」の被災者について、住宅困窮状況等の相談を受け、応急仮設住宅または県営住宅への入居を希望しかつ資格を有する人について申し込みの受け付けを行った。

❖(3) 一時使用住宅の入居者の決定

① 第1次募集

応急仮設住宅および市営・県営住宅等をあわせて849戸の募集に対し5,626人の応募があった。

応急仮設住宅については、募集戸数450戸に対し1,642人の申し込みがあったが、住宅が滅失していない人および辞退者615人を除く1,027人について入居登録制をとり、高齢者・障害者等の社会的弱者を優先して入居順位を付した。

市営・県営住宅等については、募集戸数399戸に対し、3,984人の申し込みがあったが住宅が滅失していない人および辞退者2,016人を除く1,968人について公開抽せんを行い入居者を定めた。第1次募集の状況については前ページ表のとおりである。

② 第2次募集

応急仮設住宅および大阪市営・公団住宅等をあわせて502戸の募集に対し2,279人の応募があった。

応急仮設住宅については、募集戸数373戸に対し1,947人の申し込みがあったが、住宅が滅失していない人および辞退者717人を除く1,230人について、社会的弱者を優先して入居順位を付けたが、そのうち応急仮設住宅建設のめどがたっている925人については正登録者とし、残りの305人については補欠登録者とした。

なお、補欠登録者についても最終的には入居措置を講じた。

大阪市営・公団住宅等については、募集戸数129戸に対し332人の申し込みがあったが、住宅が滅失していない人および辞退者120人を除く212人について公開抽せんを行い入居者を定めた。第2次募集の

状況については前ページ表のとおりである。

③ 第2次避難所住宅相談

避難世帯数114世帯のうち91世帯の相談を受け、有資格者81世帯について応急仮設住宅入居者と定めた。第2次避難所住宅相談の状況については前ページ表のとおりである。

④ 一般住宅相談

486人の相談を受け、応急仮設住宅および県営住宅への申し込み受付件数は265人であった。

応急仮設住宅については、募集戸数150戸に対し216人の申し込みがあり、また、県営住宅については32戸の募集に対し49人の申し込みがあったので、公開抽せんにより入居者を定めた。

なお、正当選者以外の人すべてを補欠者としたうえで、最終的には応急仮設住宅の空家へ順次入居措置した。一般住宅相談の状況については前ページ表のとおりである。

❖(4) 社宅・寮施設のあっせん依頼

被災世帯に対し、できるだけ多くの住宅を確保するため、1月24日、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、(協)尼崎工業会に企業が所有する社宅や寮施設の空室をあっせんしてもらうよう依頼した。

これに対し、7件の申し出があり、法人契約での成約が1件あった。

❖(5) 独り暮らし高齢者のホームステイ

市内に居住し、住居が滅失等となった独り暮らし高齢者を温かい家庭で迎え、地震に対する不安を解消し、かつ住居を含めた一時的な生活基盤を確保するために、ホームステイ事業を実施した。

平成7年2月8日から10日まで募集したところ、申し出（提供）件数が7件で、希望（利用）件数が1件あった。

ホームステイの期間は、おおむね7日以上で受け入れ先の都合によるものとし、選考については、高

年（老人）福祉課が、面接により、ホームステイ家庭をあっせんする方法をとった。

結果的に成立した件数は、1件であった。

利用者は、家屋が損壊し、養護老人ホームを申請中の82歳の健康な女性であり、ホームステイ家庭は、世帯主・子の二人暮らしで部屋・食事・風呂等の提供を行った。

ホームステイ家庭の受け入れ期間は、高齢者が自立するまでは良いとしていたが、実際は、平成7年2月20日から2月28日までの期間であった。

この制度は、利用者が地震からの恐怖心をやわらげることができ、家族的な温かさを味わうことができる半面、高齢であるため、今までの生活リズムを変えられず、ホームステイ家庭の雰囲気になかなか馴染めないため、お互いに不満が溜まるなど問題もある。

また、高齢者が、他人の家庭に厄介になっているといった意識があることも事実である。

9 り災証明書の発行

大震災の翌日の1月18日、混乱のなか、早くも市民からり災証明書の発行を求める声や問い合わせが相次ぎ、早急にその対応が迫られた。急きょ市民部長・支所長会が招集され、協議のうえ、①様式は従来の小災害用の様式を使用する②被害程度は従来どおり記述式とする——こととし、各方面でり災証明書の発行事務が順次開始された。

当初、市民生活課で行っていたり災証明書発行は、2～3日後には件数が急増したため、市役所本庁舎では2階廊下に、支所は1階に臨時の窓口を設けた。り災証明手続きの説明に加えて、震災関係のあらゆる質問や苦情を訴える市民が殺到し、窓口は連日大混乱となり、職員は声をからしてその対応に努めたが、苛立つ市民の怒号が飛び交う日々が続いた。

災害の全容がつかめないまま、市民の要望におされる形で、り災証明書の発行が急がれたため、その手続きは従来の小災害と同様とし、①発行は支所ごとで行う②被害の自己申告（現地調査をせず、社会福祉協議会会長や民生児童委員による被害の確認）③被害程度は全半壊の判定をせず記述式とした——ことにより後日に課題を残すこととなった。

被害状況の全戸調査が行われないまま、り災証明書の発行が続けられたが、大庄支所では現地写真撮影班を編成し、り災証明の申請場所の被害状況の確認を行うなどの努力がなされた。しかし、申請件数の急増とともに対応できなくなった。被害程度の確認には、日常の活動を通して地域内を熟知している社協会長、民生児童委員の印を必要としたため、発行件数の増加と発行期間の長期化が予想され、市民局長から被害内容の確認印について協力を要請した。

被害の大きさがしだいに明らかになるに伴い各方面から次々と被災者救済の制度が実施され、その適用基準が「半壊」以上とされたため、判定のないり災証明についての苦情が殺到したり、社協会長等の確認印が必要なこと、現地調査をしないことなどについての苦情も相次いだ。また、救済制度を実施す

り災証明交付状況（9年7月1日～7月31日分）

（平成9年7月31日現在）

区 分	本 庁	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園 田	合 計	累 計
り 災 証 明	交 付 数	16	10	38	31	9	18	122
	累 計	16,727	15,026	13,855	29,819	21,294	21,196	117,917

る県、住宅金融金庫、社会保険事務所等の公的機関や学校、業者互助組合等からり災証明書の「全・半壊」の判定を求める要望が相次いだ。一部の地域で全壊、半壊のみの証明を行ったことも一層混乱をもたらす要因となった。

方面部では、避難所への救援物資や食事の配付、被災者の安否に関する問い合わせなどに追われる中で、り災証明書の発行件数が急増したため、他都市の職員、市民ボランティアら多くの人たちの応援を得てその処理にあたった。

5月下旬には、各種被災者救済制度の申請受付期間がほぼ終わり、また、震災から4か月以上経過し

被害の確認が困難になることから、り災証明の申請を原則として終了することとし、4月15日号、5月5日号、5月25日号の市報あまがさきで広報し、未申請の市民への周知を図った。

しかし、その後も新しい被災者救済の施策が次々と国や県から発表され、その手続きにり災証明書を必要とした。また、本市のり災証明が申請主義をとったこと、世帯ごとの発行ではなく個人ごとの発行であったことから、未申請者がその後も次々と発行を求めることとなり、その対応は長く続くこととなった。

№

り 災 証 明 願			
尼崎市長 宮田 良雄 あて 願出人住所 尼崎市 氏名 _____			
り災者氏名		世帯員数	人
住 所	尼崎市		
り 災	場 所	尼崎市	
	日 時	平成 7 年 1 月 17 日 前 午 5 時 46分頃 後	
	原 因	兵庫県南部地震	
被害の程度			
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 _____ 福祉協会長（自治会長） 又は _____ 地区民生児童委員 氏名 _____ 印			
調査の結果、上記のり災を認めます。 調査年月日 平成 年 月 日 _____ 調査員名 _____ 印			

№

り 災 証 明 書			
尼崎市第 _____ 号 平成 年 月 日 尼崎市長 宮田 良雄			
次のとおり相違ないことを証明します。			
り災者氏名		世帯員数	人
住 所			
り 災	場 所	尼崎市	
	日 時	平成 7 年 1 月 17 日 午前 5 時 46分頃	
	原 因	兵庫県南部地震	
被害の程度			

第3節 避難者への対応

1 第1次避難所

❖(1) 教育委員会(避難部)での対応

1月18日からの大きな問題は、避難所の管理体制であった。

とくに児童数の少ない小学校などでは、教職員の数が少ないうえに、男性の比率も30%程度のため、泊り込みは、校長や教頭等の限られた職員に集中することになり、このことは、避難所が解消されるまで、学校にとって大きな負担となった。そこで、1月21日の災害対策本部員会議において、本部長の指示で、行政職職員を大量動員することになり、避難所管理要員の派遣体制をとることができた。

学校で避難者数が最大に達したのは、1月18日午後8時の時点で、7,050人であった(右表)。ある学校では、避難者に不愉快な思いをさせないようにと、朝礼などで校長が話をしたこともあった。避難生活も4~5日を過ぎると、避難者の中には「いつまで学校においてもらえるのですか」と不安を口にする人もいた。それに対して「心配されなくてもいいですよ」と返答するのが、やっとであったと述べている学校関係者もいた。

避難生活が長期になると、洗濯が必要になり、当然干す場所が必要になってくる。そこで、洗濯については土・日曜日をお願いするという対応も必要であった。生徒会や育友会や地域の有志が、少しでも温かいものを食べてもらおうと自発的に炊き出しをするという活動もあった。最も長く続いた学校では、それらの活動が4月下旬まで毎日続けられた。本市の高校生もボランティアとして、トイレの掃除や避難者の話し相手などで活躍し、全国からのボランティアも炊き出し等を中心に、非常に積極的に活動した。

このようなことから、互いの心情が通じ合う人間関係ができてきたことによって、避難生活における

不安や虚しさや憤りは少しずつ緩和されて、落ち着きを取り戻してきたのではないだろうか、ある学校関係者は当時を振り返って述べている。

しかしながら、すべてがスムーズにいったわけではなかった。たとえば、避難者の中には飲酒等によるトラブルもあり、夜間に帰ってきた避難者の弁当がなかったこともあった。残念なことであるが盗難もあった。さらに精神的なものも重なり病気になった避難者も出てきた。それらへの対応については、避難者同士で解決したり、助け合ったりする場面もあったが、学校や行政側への苦情という形で訴えてくる場合も数多くあった。その都度、校長や教頭は話し合いに立ち会い、互いに理解や納得をしてもらっていったが、それは短時間で片づくものばかりではなかった。そのために、夜中にたたき起こされた校長や教職員も多くいた。さらに、ごく一部ではあるがボランティア活動の後片付け等が不十分なものもあった。それらの始末もまた学校関係者の役割になった。一方では、1月19日以降、学校はできるかぎり

ピーク時の避難者数(学校施設)

区分	学校名
小学校 36校 5,507人	難波(300)、北難波(130)、開明(19)、竹谷(12)、下坂部(140)、清和(38)、杭瀬(48)、浦風(20)、金楽寺(6)、大庄(25)、成文(80)、成徳(70)、若葉(91)、西(18)、大島(179)、立花(370)、立花南(100)、立花西(350)、立花北(52)、名和(150)、塚口(130)、尼崎北(35)、水堂(400)、武庫(450)、武庫南(420)、武庫北(600)、武庫東(130)、武庫庄(160)、武庫の里(110)、園田(40)、園和(186)、園和北(58)、園田東(350)、上坂部(61)、小園(19)、園田南(160)
中学校 16校 1,531人	城内(4)、昭和(140)、日新(40)、明倫(18)、若草(34)、小田北(110)、大成(113)、大庄東(29)、大庄北(91)、大庄西(17)、啓明(35)、武庫(200)、南武庫之荘(330)、常陽(141)、園田東(205)、小園(24)
高等学校 1校 12人	尼崎東(12)
合計	53校 7,050人

()内は避難者数

反省

税務部における避難所への職員の人員配置については、税制課（現税務管理課）で取りまとめをしていたが、その対象となる避難所の場所が流動的かつ突発的に追加変更されたこと、その連絡が円滑に伝達されなかったこと、職員のなかにも度重なる応援業務で体調を崩すものがでてきたこと等により、円滑な人員配置に苦慮した。

避難所での応援活動については、指示や情報が徹底されていなかったため、避難者からの苦情処理、救援物資の余剰分や不足分の配付方法、急病人の対応等の対応に困ることが多かった。また、震災当初から暖房をいれたり、学校のように調理施設のある避難所では、その施設を利用して温かい食事を提供するという配慮が必要だったように思われる。

（税務部）

通常の教育活動も実施しながらである。

また、断水となった学校園では、その後の避難者への対応とともに、大変な状況になっていた。水道の復旧の遅れた市内北部地域では、2月10日まで25日間も断水が続いた学校があった。その場合、トイレで使う水は、プールに蓄えられた水や近くの川から水をバケツで運ぶといった状況が続いた。使用できるトイレが少ないこともあり、トイレが詰まってしまうことがしばしばで、教職員が汚物を素手でつかみだすといった作業も行われた。別の学校では、ガス漏れにより、校内にいること自体で危険を感じる状況もあった。

真冬の災害ということから、避難者がストーブやコタツを持ち込んだりすることで電気容量のオーバーや火災の心配などが増大し、学校長からも暖房を求める声が高まった。

それを受けて教育長（避難部長）から、1月23日の災害対策本部員会議で灯油ファンヒーター（60畳用）を2台ずつ学校の避難所に導入することを提案し了承された。当時、54か所の学校が避難所になっていたの、調達班を通じて108台の灯油ファンヒ-

ーターをレンタルし、1月25日の昼に北難波小学校に集積し、ボランティアの力を借り15台ほどの車両で手分けしてその日のうちに配送を完了した。

当初は、神戸から西宮まで被害が甚大で、避難所に入りきれない避難者が歩き続け、たどり着いたのが、武庫川を越えたところの尼崎市の避難所であったというケースが多かったの、他市からの避難者もしばらく滞留した。

その中には外国人避難者もいたが、本来、一時避難としては市内市外の別なく受け入れるものの市外居住者が長期間、避難所にとどまることは各市が行う被災市民向けのケアからも洩れることになり、好ましいことではないと判断した。

新聞記者の取材の中で、外国人を締め出す尼崎市の避難所というような報道が一部されたが、この外国人グループは2週間以上、本市の避難所にとどまり、円満に元の居住地に戻っていった。

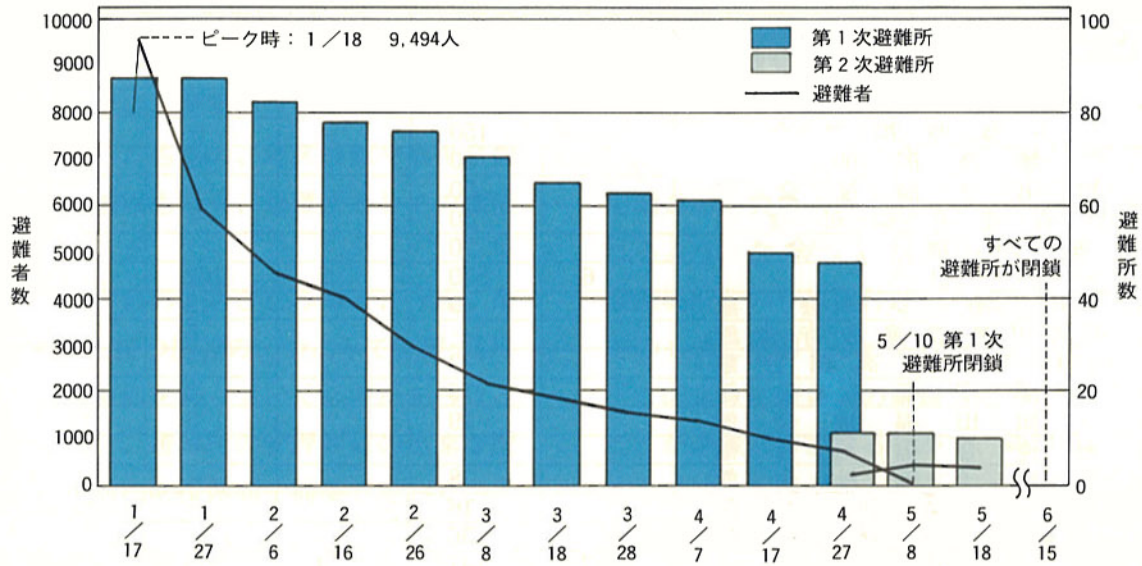
❖(2) 市民局(方面部)での対応

1 避難箇所

震災のあった1月17日から被災者が小・中・高等学校や地域の地区会館、福祉会館、共同利用施設、集会所等の市民施設に救いを求めた。中には、企業の施設に避難するケースもあった。

今回の震災のように市内だけで数千人もの人々が避難した場合、大きな混乱が生じることは避けることができない。指定された避難所に着の身着のまま避難してきた住民が立錫の余地のない状況を見て他の避難所に行くことを強いられたこともあったし、交通渋滞等による食糧や衣類の配給の遅れ、暖房機器の未整備等々、行き届かないことがあった。それ以上にお年寄りや病人、身体障害者の方々にとっては健全者では推し量れない苦痛を経験されたことは容易に想像ができる。これらの問題も時間の経過とともに、行政機能が徐々に回復するにしたがって改善されてきた。

尼崎市の避難所・避難者数の推移



2 避難者数

ピーク時、小・中学校等の避難所には、最も多い7,050人（53か所）、市民施設等の避難所にも2,444人（38か所）の住民が避難してきた。

市民施設には、地域の社会福祉連絡協議会（連協）が管理する「市立福祉会館」（市内12か所）と「共同利用施設」（市内20か所）、単位福祉協会（単協）等が所有・管理する「集会所」（270か所）がある。

これらの施設は、学校施設に比べ収容人員が少ないものの、①和室がある②冷暖房機器が備わっている施設が多い③施設がおおむね満遍なく点在している——などの利点がある。

震災直後、これらの施設は避難場所になっていないことから避難してくる住民は少なかったものの、居住環境が学校施設より良いことから後に多くの人たちが避難することになった。

3 避難所の状況

〈避難所開設における課題〉

市内では被害の甚大な学校を除いて、ほとんどの小・中・高等学校が避難所になった。学校施設は、その広さ・構造・距離等の関係から、この施設に代わるべきものは少なく、今後においても避難所としての重要性は変わらない。しかしながら、避難所開設時点では次の多くの課題が顕在化した。



小学校の体育館が避難所に

- ◇一部の学校に収容能力を超える避難者が殺到した。
- ◇避難所に食糧（乾パン等）、飲料水や毛布等の物資の備蓄がされていない。
- ◇短期間を想定した避難所とはいえ、“避難所としての特別の設備”がない。
- ◇物資調達に関する情報の収集、物資仕分けのための人員確保、提供のためのシステム化等々、体系的な処理機能が整備されていない。

加えて、北は北海道から南は沖縄まで全国各地から避難者の安否確認が殺到した。避難所に待機する方面部職員や避難部職員は、避難する人々の名簿づくりに追われた。

名簿を作成しても、人の出入りが多いため、問い

避難所設置および収容状況（市民施設等）

区分	避難所の名称	1月18日現在		4月3日現在		箇所数	人数
		箇所数	人数	箇所数	人数		
本庁	本庁地区会館		500		150		
	市立中難波福祉会館		150		—		
	市立難波福祉会館		50		12		
	大物第9福祉会館		50		—		
	北竹谷連合福祉会館		50		—		
	北城内福祉会館		70		—		
	計	6	870	2	162	△4	△708
小田	小田地区会館		49		12		
	共同利用施設善法寺会館		—		5		
	共同利用施設高田会館		3		—		
	市立潮江福祉会館		16		3		
	市立額田福祉会館		19		3		
	長洲連合福祉会館		—		—		
	今福氏子福祉会館		8		—		
	常金光寺福祉会館		16		—		
	金楽寺福祉会館		36		—		
	計	7	147	4	23	△3	△124
大庄	大庄地区会館		60		36		
	大道意福祉会館		80		—		
	芋福祉会館		30		—		
	計	3	170	1	36	△2	△134
立花	立花地区会館		1		6		
	共同利用施設長溝会館		47		10		
	共同利用施設三反田会館		50		—		
	市立立花福祉会館		—		6		
	市立堂松福祉会館		28		—		
	市立尾浜福祉会館		5		—		
	塚口西福祉会館		29		9		
	上ノ島団地集会所		45		—		
	水堂団地集会所		—		8		
	計	7	205	5	39	△2	△166
武庫	武庫地区会館		—		—		
	共同利用施設西富松会館		26		3		
	共同利用施設西武庫南会館		45		24		
	西武庫団地集会所		80		—		
	産業技術短期大学		22		—		
	計	4	173	2	27	△2	△146
園田	園田地区会館		40		23		
	共同利用施設戸ノ内会館		35		28		
	浜西会館		22				
	島開会館		18				
	創価学会池田会館		280		—		
	園田学舎		5		—		
	誤差調整		75		—		
	計	6	475	2	51	△4	△424
全市施設等	地区会館	5	650	5	227		△423
	共同利用施設	6	206	5	70	△1	△136
	市立福祉会館	6	268	4	24	△2	△244
	地域集会所	11	409	1	9	△10	△400
	公営住宅集会所	2	125	1	8	△1	△117
	その他	3	307	—	—	△3	△307
	誤差調整		75		—		△75
	計	33	2,040	16	338	△17	△1,702
市	公立学校	53	7,050	42	1,074	△11	△5,976
	防災センター・消防署	3	347	3	35		△312
	総合センター	2	57	2	28		△29
	総合老人福祉センター			1	3	+1	3
	合計	91	9,494	64	1,478	△27	△8,016

合わせがあっても、その時点で所在不明となっていることも少なくなかった。

〈市民施設の被害と課題〉

尼崎市の市民施設は、「集会所」で全壊3件、半壊23件の被害があったものの、地区会館や福祉会館等では半壊以上の被害もなく、避難所としての機能は損なわれずに至った。

神戸市のような被害の大きさをみると、今後、市民施設を防災機能を持つ施設の一つとして位置づけ、時間をかけて施設整備を図っていく必要があると思われる。あわせて、避難所の管理要員の迅速な配置についても、事前に応援体制を構築しておくことが大切である。

学校施設では、避難部職員や方面部職員らが避難者の収容、避難所の管理、救護活動への協力等に従事していたが、市民施設では避難者の多い地区会館について方面部担当職員だけで同様の対応をせざるをえなかった（地区会館では、ピーク時5か所650人が避難）。

地区会館を除く市民施設では建物の管理委託を受けた地域の会長ら役員が避難者と接するケースもあり、さまざまなトラブルもあった。

市民施設が避難所になっている間、①避難所内でけんかがあった②家財道具置場に③管理人のいる施設では精神的・肉体的疲労から施設管理人が健康を害した④管理委託先が光熱水費を賄い切れなくなった（後に手当て済み）——など、多くの課題が残された。

さらに大きな震災に見舞われたときには、学校施設はもとより市民施設すべてが避難所になることは容易に理解できる。「地域防災計画」では、阪神・淡路大震災を踏まえて修正が加えられたが、同計画をいざという時に機能させるには、今後も引き続き、その精査を図っていく必要がある。

また、地域において大規模災害時の防災リーダーになり得る住民を育成することも、日ごろから欠かせないことである。

2 避難者の状況

※(1) 「避難者実態調査」——その目的・方法

2月に入るとライフラインの復旧も順調に進み、生活必需物資もようやく安定して商店の棚に並べられるようになった。避難所も震災直後の一時的緊急避難場所という位置付けから被災者の生活の「場」そのものに変容しつつあった。

このように被災者の避難所での生活が長期化することが余儀なくされるなかで、避難所の安全確保や安全管理に責任をもつべき立場にある避難部は、避難者の実情や健康の状況などを把握しておく必要があると判断し、「兵庫県南部地震避難者実態調査」を実施することとした。

調査項目は住宅の被災の程度や住宅の所有関係および家族構成ならびに今後の予定など、極めて個人のプライバシーに踏み込んだ内容であるため、慎重に取り扱う必要があった。また、長引く避難所生活のために心身ともに極度の不安と疲労にある避難者の心情を刺激しないよう十分な配慮が求められるため、市職員が責任をもって直接調査にあたることとした。

調査結果は、各避難場所での災害救助業務を円滑に進めるための基本データとするとともに、高齢者、

反省

- ① 避難所のリーダーとの調整に比重がかかり被災者個々の意見が十分聞けなかった。
- ② 救援物資が当初パン類や缶詰等の冷たいものが多く、温かいものが非常に少なかった。
- ③ 学校の避難所の応援に従事したが引継書がなく、次の職員への引継ぎが困難を極めた。
- ④ 大庄支所においては、被災状況を撮影・保存したため、り災証明発行時において、市民とのトラブルも少なかった。
- ⑤ 避難期間が長くなると被災者側にストレスがたまり、トラブルが多数発生した。精神面での専門家の派遣が必要と感じた。

障害者および慢性疾患や低所得者等のいわゆる「災害弱者」の積極保護のための基礎資料としても活用し、とくに方面部や保健環境部との連携を強化し総合的な避難所対策に役立てようとするものである。

あわせて、とくに住宅を中心に今後の災害復興計画の企画立案のための参考資料としても利用されることをねらいとした。

平成7年2月7日に全避難場所を対象に、教育委員会事務局と市長部局の職員100人を動員し、学校教職員の協力も得ながら調査票を世帯単位に配付した。

昼間は、家の片付けや勤務などのため避難者の入所が少ないので、午後7時以降に配付を開始した。なお、7日に不在または連絡がつかない世帯は、8日以降も順次配付し、回答を得よう協力を求めた。

できる限り避難者の実情を調査票に盛り込むべく聞き取りなどしながら2月9日と10日の両日をかけて回収し、翌日から集計作業に入った。その集計と分析結果は、「兵庫県南部地震避難者実態調査結果の概要」として2月17日の災害対策本部員会議に報告した。また、2月20日には市議会災害復興促進特別委員会に公表するとともに、同日の教育委員会2月定例会にも報告した。以下は、その概要である。

※(2) 兵庫県南部地震避難者実態調査結果

1 避難場所

尼崎市地域防災計画（地震災害対策編）に基づき開設したすべての学校、市民利用施設や共同利用施設（町内会館）を対象に調査した（合計84か所）。その内訳は次のとおりである。

ア) 指定避難場所（小学校）	40校
イ) “（中学校）	13校
ウ) 市民利用施設・中継点等避難場所	12施設
エ) 隣保互助・民間施設等避難場所	19施設

2 回答世帯数

1,838世帯（延べ世帯人数4,135人：1世帯当たり2.25人）から回答を得た。2月9日午後10時現在の避難者数4,407人から推定すると回収率は約94%とみられる。

3 世帯主の年齢階層（グラフ1:102ページ）

世帯主の年齢分布は、50歳代（24.2%）を筆頭に、以下60歳代（22.9%）、40歳代（21.5%）と続き、70歳代も12.4%を占めていた。

とくに、50歳代以上の世帯主が全体の63.2%と約7割近くが中高年世帯主であり、避難者の高齢化が激しいことがわかる。

4 1世帯当たりの人員（グラフ2:102ページ）

単身世帯が4割を超えていることと、1人世帯と2人世帯で64.6%と全体の3分の2を占めていることが大きな特色である。

5 学齢児童生徒の有無（グラフ3:102ページ）

学習環境として決して恵まれたものでない避難所で、学齢児童生徒（小学生か中学生）のいる世帯は、350世帯（19.1%）であった。学齢児童生徒がいない世帯が77.3%（無回答含む）と高いことは、逆に高齢者世帯が多いことを映し出しているともいえる。

6 住宅の被災の程度（グラフ4:103ページ）

住宅の被災の程度を避難者自身が率直にどう感じているかを尋ねた。り災証明書の交付や義援金給付に係る住宅被害状況調査のような行政が決定すべき観点からではなく、ありのままの気持ちを聞くことにより、被災者の実情を把握しようとしたものである。結果は、「住むことができない」が過半数の56.2%に対して、「住むことができる」7.6%、「修理すれば住める」が24.9%などとなっている。

7 被災した住宅の所有関係

（グラフ5:103ページ）

住宅の所有関係を聞いたところ、「民間の借家等」が8割を超え圧倒的であり、今回の被災が木造老朽家屋のうち、とくに木造賃貸住宅に及んだものであると推測される。

8 今後の予定（グラフ6,7:103ページ）

今後、帰るところが決まっていない世帯が60.6%であり、とくに「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯が51.1%であった。このことは、高齢者や生活資力に乏しい人が多くを占め、行政の支援を求めざるをえない実態にあることを示している。

⑨ 障害者や病弱者のいる世帯

健康状況等欄や特記事項欄に自由記入方式で回答を得た内容から、障害を持つ人や病弱であると訴えている人（糖尿病、肝臓や腎臓などの慢性疾患で通院中の人や寝たきりで介護を必要とする人を含む）がいる世帯は、7.9%であった。

※(3) クロス集計から浮かび上がる避難者の実像

① 世帯の顕著な高齢化等の傾向と自立の困難さ

グラフ1のとおり、世帯主が60歳以上の世帯は1,838世帯中716世帯を占めている（39.0%）。

さらに、世帯主の年齢階層と世帯人員のクロス集計からみると、世帯主が60歳以上の単身世帯は406世帯で716世帯中56.7%の高い割合である。次に2人世帯（主として夫婦世帯）が197世帯（27.5%）となっている。3人以上の世帯は、わずか113世帯（15.8%）にしか過ぎない（第1表:104ページ）。

また、65歳以上の単身世帯315人のうち、「帰るところがまだ決まっていない」人は176人（55.9%）であり、そのうち「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した人は142人（80.7%）であった（第3表:104ページ）。この傾向は、65歳以上の人がいる2人世帯（160世帯）でもみても同様であり、「帰るところがまだ決まっていない」世帯は100世帯（62.5%）。そのうち「仮設住宅や公営住宅に入居したい」世帯は89世帯（89.0%）である（第4表:105ページ）。

生活資力から考えれば、これらの高齢単身または2人世帯が、新たな持ち家や賃貸住宅を自力で得ていくことは困難であると推察される。まずは、応急仮設住宅等、行政の責任のもとで住宅の提供に早急に取り組むべきものと痛感される。

本市でも応急仮設住宅の建設や計画が進んでいるが（平成7年2月現在、1,473戸）、避難者の高齢化と単身または2人世帯という世帯構成の実情を考慮すると、高齢者に配慮したケア付き共同住宅も必要であろう。

② 学齢児童生徒への配慮

グラフ3（102ページ）で示したとおり、避難所で生活している学齢児童生徒をもつ世帯は350世帯で19.1%を占めているが、「帰るところがまだ決まっていない」と204世帯（58.3%）が回答しており、そのうち173世帯（84.8%）が「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と答えている（第7表:105ページ）。避難所での学習環境の整備も緊急の課題であるが、学齢児童生徒を有する避難世帯の住宅の確保を行政がどのように展開していくかも大きな問題である。

また、被災した児童生徒の心の問題に的確に対処できる学校関係者の相談機能の確立も必要であり、長期化する避難生活のなかで、子どもたちや保護者の心の訴えに対する専門的なアドバイスや情報提供ができる体制づくりにも意を用いるべきである。

※(4) 「避難者実態調査」から得たこと

——長期化傾向のもとでの今後の方針——

避難者実態調査の結果をみていくと、未曾有の今回の被災により、高齢化や住宅問題をはじめとする本市の都市課題が一挙に出てきた感がある。

その根本解決の日は遠く、避難所の開設がさらに長期化していくことが予想された。

災害救助法に基づく避難所は生活の「場」という位置付けが想定されていないので、洗濯や調理ができず、家族の団らんや個人プライバシーの保障もできないため、新たな精神的な疲労を避難者にもたらしめているなど、長期化に伴う問題点が指摘されている。

したがって、避難者の減少傾向にあわせながら、必要最低限の生活用具や生活手段の確保をはじめ一定のプライバシーの保障も果たすことのできる避難所機能を提供することをめざすとともに、避難所の集約化を行うことを方針とした。

また、卒業期や新学期を迎えるなかで、なおほとんどの小学校と約半数の中学校で避難所を開設しているが、学校施設の応急修繕や改修工事の進ちょく状況にあわせながら、学校教育機能の正常化を計画的に進めていくことが教育上の課題であることが浮かび上がったのである。

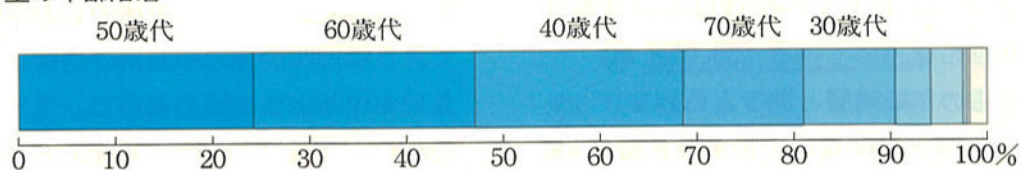
兵庫県南部地震避難者実態調査結果の概要

避難場所

① 指定避難場所（小学校）	40校
② “ ”（中学校）	13校
③ 地区会館および防災センター等	12か所
④ 福祉会館等	19か所
合計	84か所

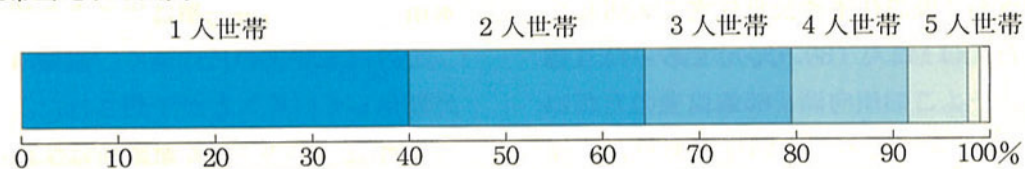
回答世帯数 1,838世帯(4,135人) 推定回収率 93.8%

グラフ1 世帯主の年齢階層



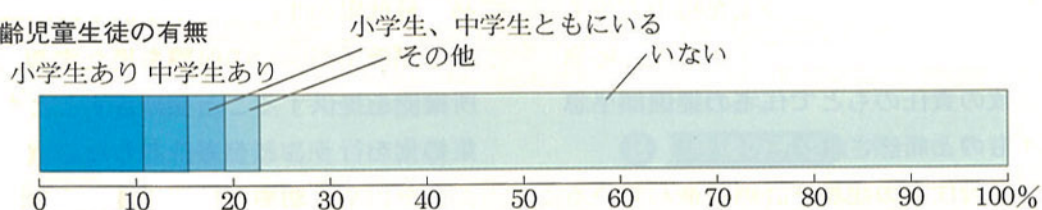
① 10歳代	6人 (0.3%)	⑥ 60歳代	420人 (22.9%)
② 20歳代	68人 (3.7%)	⑦ 70歳代	228人 (12.4%)
③ 30歳代	174人 (9.5%)	⑧ 80歳代	61人 (3.3%)
④ 40歳代	395人 (21.5%)	⑨ 90歳代	7人 (0.4%)
⑤ 50歳代	445人 (24.2%)	⑩ 無回答	34件 (1.8%)

グラフ2 1世帯当たりの人員



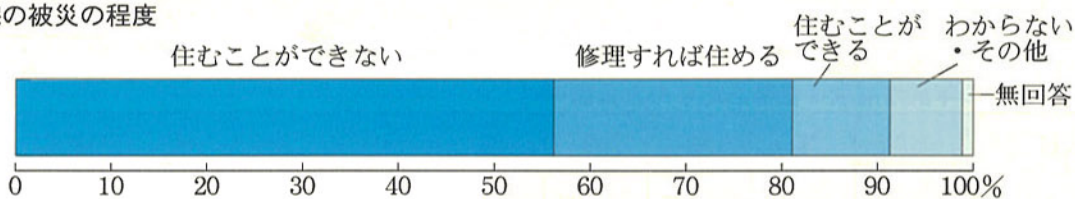
① 1人	737世帯 (40.1%)	⑥ 6人	23世帯 (1.3%)
② 2人	450世帯 (24.5%)	⑦ 7人	7世帯 (0.4%)
③ 3人	280世帯 (15.2%)	⑧ 8人	0世帯 (-)
④ 4人	223世帯 (12.1%)	⑨ 9人以上	1世帯 (0.0%)
⑤ 5人	114世帯 (6.2%)	⑩ 無回答	3件 (0.2%)

グラフ3 学齢児童生徒の有無



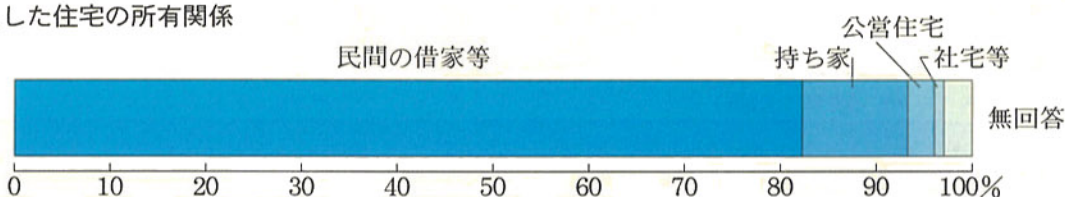
① 学齢児童生徒がいない・無回答	1,421世帯 (77.3%)
② 小学生あり	196世帯 (10.7%)
③ 中学生あり	85世帯 (4.6%)
④ 小学生、中学生ともにいる	69世帯 (3.8%)
⑤ その他（大学、専門学校等）	67世帯 (3.6%)

グラフ4 住宅の被災の程度



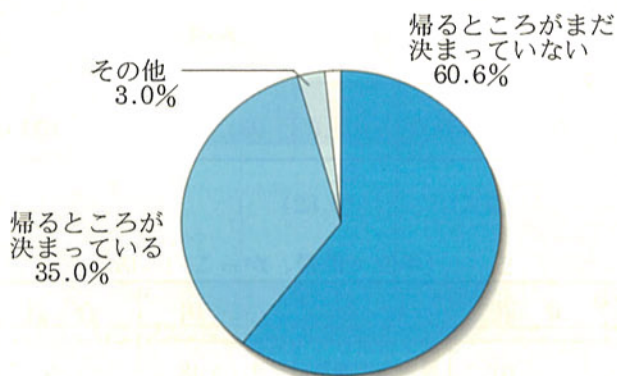
① 住むことができる	140世帯 (7.6%)
② 修理すれば住める	458世帯 (24.9%)
③ 住むことができない	1,033世帯 (56.2%)
④ わからない・その他	188世帯 (10.2%)
⑤ 無回答	19件 (1.1%)

グラフ5 被災した住宅の所有関係

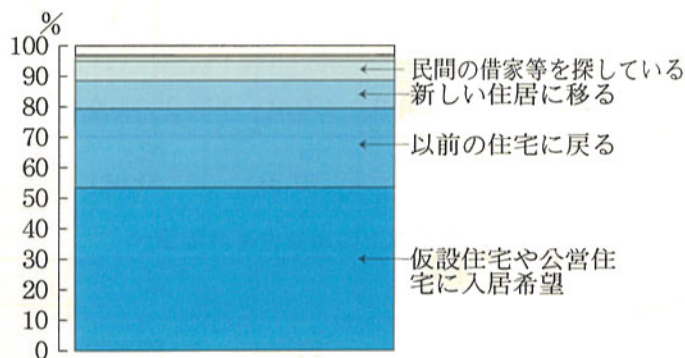


① 持ち家	203世帯 (11.0%)	④ 社宅等	16世帯 (0.9%)
② 民間の借家等	1,514世帯 (82.4%)	⑤ 無回答	53件 (2.9%)
③ 公営住宅	52世帯 (2.8%)		

グラフ6 今後の予定



グラフ7 今後の行き先の主な内訳 (予定も含む)



① 帰るところが決まっている	644世帯 (35.0%)	(ア) 以前の住宅に戻る	457世帯 (24.9%)
		(イ) 新しい住居に移る (仮設住宅等を含む)	162世帯 (8.8%)
		(ウ) 親せきや知人等を頼る	25世帯 (1.4%)
② 帰るところがまだ決まっていない	1,113世帯 (60.6%)	(ア) 分譲住宅を探している	9世帯 (0.5%)
		(イ) 民間の借家等を探している	113世帯 (6.1%)
		(ウ) 仮設住宅や公営住宅に入居したい	939世帯 (51.1%)
		(エ) その他	52世帯 (2.8%)
③ その他	55世帯 (3.0%)		
④ 無回答	26件 (1.4%)		

※「③その他」は、「余震が続く」、「まだ、家の水道やガスが出ない」、「独り身で夜がこわい」等の理由で今しばらく避難場所にいる人をさす。

兵庫県南部地震避難者実態調査結果・多重集計表

第1表 世帯主の年齢階層別1世帯当たりの人員調べ

(単位：人)

人員	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳代	無回答	合計
1人	3	19	35	97	163	199	160	42	5	14	737
2人	1	18	31	77	118	133	50	12	2	8	450
3人	2	19	39	59	75	63	13	4	0	6	280
4人	0	5	38	94	62	19	2	1	0	2	223
5人	0	6	21	54	22	6	3	2	0	0	114
6人	0	1	10	9	2	0	0	0	0	1	23
7人	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	7
8人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
合計	6	68	174	395	445	420	228	61	7	34	1,838

第2表 世帯主の年齢階層別1世帯当たりの人員構成比調べ

(単位：%)

人員	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳代	無回答	全体
1人	50.0	27.9	20.1	24.6	36.6	47.4	70.2	68.9	71.4	41.1	40.1
2人	16.7	26.5	17.8	19.5	26.5	31.7	21.9	19.7	28.6	23.5	24.5
3人	33.3	27.9	22.4	14.9	16.9	15.0	5.7	6.6	—	17.6	15.2
4人	—	7.4	21.8	23.8	14.0	4.5	0.9	1.6	—	5.9	12.1
5人	—	8.8	12.1	13.7	4.9	1.4	1.3	3.2	—	—	6.2
6人	—	1.5	5.8	2.3	0.4	—	—	—	—	3.0	1.3
7人	—	—	—	1.0	0.7	—	—	—	—	—	0.4
8人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9人	—	—	—	0.2	—	—	—	—	—	—	0.0
無回答	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.9	0.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第3表 行政区別65歳以上の単身世帯数等調べ

(単位：世帯、カッコ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	94 (29.8)	37 (11.7)	53 (16.8)	61 (19.4)	22 (7.0)	48 (15.3)	315 (100.0)
(2)	55 (58.5)	19 (51.4)	22 (41.5)	36 (59.0)	10 (45.5)	34 (70.8)	176 (55.9)
(3)	48 (87.2)	14 (73.7)	19 (86.4)	26 (72.2)	9 (90.0)	26 (76.5)	142 (80.7)

- (1) 行政区別65歳以上の単身世帯数(同行政区ごとの構成比)
 (2) (1)のうち、「帰るところがまだ決まっていない」と回答した世帯数(同構成比)
 (3) (2)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数(同構成比)

第4表 行政区別65歳以上の人がいる2人世帯数調べ

(単位：世帯、カッコ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	46 (28.8)	17 (10.6)	19 (11.9)	38 (23.8)	19 (11.8)	21 (13.1)	160 (100.0)
(2)	25 (54.3)	9 (52.9)	11 (57.9)	29 (76.3)	16 (84.2)	10 (47.6)	100 (62.5)
(3)	23 (92.0)	8 (88.9)	8 (72.7)	25 (86.2)	16 (100.0)	9 (90.0)	89 (89.0)

- (1) 行政区別65歳以上の人がいる2人世帯数（同行政区ごとの構成比）
(2) (1)のうち、「帰るところがまだ決まっていない」と回答した世帯数（同構成比）
(3) (2)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数（同構成比）

第5表 行政区別65歳以上の人がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数調べ

(単位：世帯、カッコ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	91 (28.6)	30 (9.4)	39 (12.3)	74 (23.3)	33 (10.4)	51 (16.0)	318 (100.0)
(2)	81 (89.0)	24 (80.0)	32 (82.1)	59 (79.8)	29 (87.9)	41 (80.4)	266 (83.6)

- (1) 行政区別65歳以上の人がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数（同行政区ごとの構成比）
(2) (1)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数（同構成比）

第6表 行政区別障害者や病弱者がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数調べ

(単位：世帯、カッコ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	23 (23.0)	3 (3.0)	9 (9.0)	26 (26.0)	15 (15.0)	24 (24.0)	100 (100.0)
(2)	22 (95.7)	2 (66.7)	9 (100.0)	23 (88.5)	15 (100.0)	23 (95.8)	94 (94.0)

- (1) 行政区別障害者や病弱者がいる世帯で帰るところがまだ決まっていない世帯数（同行政区ごとの構成比）
(2) (1)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数（同構成比）

第7表 行政区別学齢児童生徒がいる世帯数調べ

(単位：世帯、カッコ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	38 (10.8)	29 (8.3)	50 (14.3)	89 (25.4)	79 (22.6)	65 (18.6)	350 (100.0)
(2)	25 (65.8)	16 (55.2)	22 (44.0)	41 (46.1)	49 (62.0)	51 (78.5)	204 (58.3)
(3)	24 (96.0)	14 (87.5)	19 (86.4)	32 (78.0)	37 (75.5)	47 (92.2)	173 (84.8)

- (1) 行政区別学齢児童生徒がいる世帯数（同行政区ごとの構成比）
(2) (1)のうち、「帰るところがまだ決まっていない」と回答した世帯数（同構成比）
(3) (2)のうち、「仮設住宅や公営住宅に入居したい」と回答した世帯数（同構成比）

第8表 住宅の被災の程度と住宅の所有関係 世帯数調べ(1) (単位：世帯、かっこ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	124 (20.7)	76 (12.7)	89 (14.9)	160 (26.8)	86 (14.4)	63 (10.5)	598 (100.0)
(2)	23 (18.5)	14 (18.4)	19 (21.3)	16 (10.0)	30 (34.5)	11 (17.5)	113 (18.9)
(3)	96 (77.4)	55 (72.4)	64 (72.0)	126 (78.8)	39 (45.3)	45 (71.4)	425 (71.1)
(4)	5 (4.0)	7 (9.2)	6 (6.7)	18 (11.3)	17 (19.8)	7 (11.1)	60 (10.0)

- (1) 行政区別「住むことができるまたは修理すれば住める」と回答した世帯数（同行政区ごとの構成比）
 (2) (1)のうち、「持ち家」と回答した世帯数（同構成比）
 (3) (1)のうち、「民間の借家等」と回答した世帯数（同構成比）
 (4) (1)のうち、(2)でもなく(3)でもない回答した世帯数（同構成比）

第9表 住宅の被災の程度と住宅の所有関係 世帯数調べ(2) (単位：世帯、かっこ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	232 (22.5)	63 (6.1)	146 (14.1)	203 (19.7)	143 (13.8)	246 (23.8)	1,033 (100.0)
(2)	14 (6.0)	3 (4.8)	11 (7.5)	10 (4.9)	19 (13.3)	10 (4.1)	67 (6.5)
(3)	208 (89.7)	60 (95.2)	127 (87.0)	186 (91.6)	122 (85.3)	229 (93.1)	932 (90.2)
(4)	10 (4.3)	0 (—)	8 (5.5)	7 (3.4)	2 (1.4)	7 (2.8)	34 (3.3)

- (1) 行政区別「住むことができない」と回答した世帯数（同行政区ごとの構成比）
 (2) (1)のうち、「持ち家」と回答した世帯数（同構成比）
 (3) (1)のうち、「民間の借家等」と回答した世帯数（同構成比）
 (4) (1)のうち、(2)でもなく(3)でもない回答した世帯数（同構成比）

第10表 今後の予定と住宅の所有関係 世帯数調べ(1) (単位：世帯、かっこ内は構成比：%)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	25 (20.7)	15 (12.4)	19 (15.7)	15 (12.4)	36 (29.8)	11 (9.0)	121 (100.0)
(2)	106 (23.1)	42 (9.2)	96 (21.0)	114 (24.9)	40 (8.7)	60 (13.1)	458 (100.0)
(3)	7 (10.8)	6 (9.2)	7 (10.8)	19 (29.2)	18 (27.7)	8 (12.3)	65 (100.0)

- (1) 行政区別「帰るところが決まっている」世帯で「持ち家」と回答した世帯数（同行政区ごとの構成比）
 (2) 行政区別「帰るところが決まっている」世帯で「民間の借家等」と回答した世帯数（同行政区ごとの構成比）
 (3) 行政区別「帰るところが決まっている」世帯で「持ち家」でもなく「民間の借家等」でもない世帯数（同行政区ごとの構成比）

第11表 今後の予定と住宅の所有関係 世帯数調べ(2)

(単位：世帯、かっこ内は構成比：％)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	16 (23.2)	3 (4.3)	11 (15.9)	8 (11.6)	19 (27.6)	12 (17.4)	69 (100.0)
(2)	227 (22.6)	76 (7.6)	116 (11.6)	229 (22.8)	141 (14.1)	214 (21.3)	1,003 (100.0)
(3)	9 (22.0)	3 (7.3)	10 (24.4)	8 (19.5)	4 (9.8)	7 (17.0)	41 (100.0)

- (1) 行政区別「帰るところが決まっていない」世帯で「持ち家」と回答した世帯数（同行政区ごとの構成比）
 (2) 行政区別「帰るところが決まっていない」世帯で「民間の借家等」と回答した世帯数（同行政区ごとの構成比）
 (3) 行政区別「帰るところが決まっていない」世帯で「持ち家」でもなく「民間の借家等」でもない世帯数（同行政区毎の構成比）

第12表 仮設住宅等希望と居住不可世帯数調べ

(単位：世帯、かっこ内は構成比：％)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
(1)	220 (23.4)	65 (7.0)	110 (11.7)	199 (21.2)	141 (15.0)	204 (21.7)	939 (100.0)
(2)	169 (22.8)	44 (5.9)	88 (11.9)	140 (18.9)	111 (14.9)	190 (25.6)	742 (100.0)

- (1) 行政区別「仮設住宅や公営住宅に入居したい」世帯数（同行政区ごとの構成比）
 (2) (1)のうち、「住むことができない」と回答した世帯数（同構成比）

3 学校間オンラインシステムでの避難者数把握

※(1) 学校からの情報の確保

ほとんどの学校が避難所となり、教育委員会は避難所との連絡を密にする必要があった。教育委員会では、避難所からの避難者数等の報告を学校教育部の職員が分担して数本の電話で受けていたが、学校からの電話が通じにくくなっていた。そのため、学校は教育総合センターに電話で報告し、センター職員が本庁へ出向き、その内容を伝えるということもたびたびあった。

1月21日、教育総合センター教育工学係では、教育オンラインシステムの「AMA-NET」を教育委員会と学校との連絡に利用できないかについて検討をすることにしたが、係員は避難所業務に従事しており、検討のために全員が集まることは無理であっ

た。そこで、従事者以外の係員とコンピュータ保守業務委託業者とで、災害状況の報告を「AMA-NET」で行うために必要な事柄について検討した。そして、22日の夜から、プログラム作成作業、24日に各学校へのプログラム導入とオンライン端末機の稼働点検作業を行うことに決定した。

※(2) 災害状況報告用プログラムの開発

1月22日、午後7時ごろから係員とシステムエンジニアとで災害状況報告のためのプログラムの内容について相談を始めた。係員は、この数日間十分な睡眠をとっておらず、中には避難所業務に従事して一睡もしていない者もあり、プログラムが完成するまでの間、睡魔との闘いであった。

まず、学校での操作の簡略化について検討した。現在の教育オンラインシステムは、WINDOWSマ

反省

震災により、我々は多くのことを学んだ。とりわけ、教育工学係としては、今回の取り組みによって、非常時の情報手段としてネットワークシステム（パソコン通信）の有用性が確かめられたが、ネットワークシステムを有効に活用するためには、平常時からシステムを使いこなせる能力を育成しておくことが重要な課題であることを学んだ。

この課題解決のためには、学校防災体制のあり方を中心にした提言「兵庫の教育の復興に向けて」（兵庫県教育委員会）にもあるように、教育委員会は、教育現場へのパソコン等の情報通信機器の整備を一層促進し、マルチメディアを活用した情報教育の実施や研修会等の充実により、教員の指導力や情報管理能力等の向上に努める必要がある。

シーンでないため、電子メールの操作が煩雑であった。容易に操作できるようにするためには、入力を簡略化し、出力をできるだけ自動化する必要があった。また、学校からの報告を教育委員会で連続用紙に自動印刷できるような仕組みと簡単な操作マニュアルを作ることにした。

プログラムのテストを幾度か繰り返し、「災害状況報告用プログラム」（「電子メール災害版」と名付けた）ができ上がったのは、23日の明け方であった。

※(3) 徒歩と自転車で

1月24日、保守業務委託業者の社員8人が教育総合センターに集まり、市立の小・中・高・養護学校（74校）を6グループに分け、訪問校の分担と作業内容を確認した。そして、社員は、校長への通知文と操作手順書を持って学校へ向かった。当時、まだ道路事情が悪く自動車が使えない状態であったため、徒歩と自転車で学校を回った。校舎が破損したために職員室へ入れない学校もあり、困難を極めたが、作業は25日の午前中で完了し、この日から、「電子

メール災害版」による学校（避難所）からの状況報告が可能となった。

※(4) 「電子メール災害版」を使って

教育委員会では、2月7日までの2週間、午前9時と午後10時の2回、「電子メール災害版」による学校からの報告をプリントアウトし、集計を行うことができた。この電子メールによる報告では、電話の混乱はなくなるとともに、電話での報告に比べて、集約がかなり楽になり、数字の聞き違いもなくなった。しかし、電子メールによる報告だけでは届いているかどうか不安で、電話での報告もあわせて行う学校もあった。また、コンピュータの操作上の問題から、電子メールによる報告ではなく、従来どおりの電話による報告を行う学校もあった。

4 生活必需物資の供給

※(1) 方面部援護班の記録

1月20日ごろからは、全国各地から食料、飲み物、毛布、衣類、日常生活用具などのさまざまな救援物資が届けられ、会計班と援護班の職員が、その受け入れをした。物資を満載した大型トラックが、昼夜を問わず市役所に到着し、そのたびごとに、人力で荷物を降ろし、南館のロビーに集積していった。数日後には、ロビーにも置く場所がなくなり、市役所東側の橋公園にテントを建てて、集積することとなった。

1月26日からは避難者に対して、朝食にパン2個と飲み物、夕食分として弁当とおにぎりを基本として、業者発注し、あわせて救援物資を随時配付する体制をとった。配送計画の作成や配送準備は、援護班の職員が担当し、各避難所への配付は、方面部である各支所の市民生活課、市民課、福祉事務所職員などが手分けをして行った。

❖(2) 避難部の記録

避難者への援護物資が、全国から大量に届きだした。種類はインスタント食品、缶詰、おにぎり、冷凍食品といった食料品やジュース、ウーロン茶、ミネラル水などの飲み物。生活用品としての下着、古着、携帯カイロ、生理用品、トイレットペーパー、粉ミルクなどであった。

方面部の援護班等は、交通事情の悪い中を避難者への食事以外に配送する援護物資の多さに苦勞していた。とくに冬場とはいえ早く配送する必要がある生鮮品や断水中の避難所に送るポリタンクが加わると、その重さから一度に積みきれずに何度も往復していた。

そのような方面部に、避難部として避難所からの要望を伝えるのは辛く、時には言い争う場面もあった。

避難者の増加に比例して、同一の避難所から1日に何度も毛布の追加要望があったときや、配送した夕食の不足連絡に対しては避難部で運ぶしかなく、市民ロビーや橋公園に積まれた援護物資の中から必要な物を探して、避難所に運ぶのが日課となった。

●第4節 各種相談窓口の設置

1 総合相談窓口

地震発生直後から、震災について市民からの問い合わせや援助要請、苦情などが市役所に殺到した。各所管との連携や情報の交換のないなか、これらを受けた職員は、震災対策に追われながら個々に対応する結果となり、市民のニーズに十分対応できず混乱した状態であった。

このような状況を踏まえ、災害対策本部員会議では、被災した市民に総合的に対応する全庁的な相談窓口が必要との見解が示された。関係局で検討・調整が行われた結果、1月20日から市役所本庁舎と各支所に「地震災害総合相談窓口」が設置されることになった。

※(1) 総合相談窓口の体制(本庁舎)

本庁舎における地震災害総合相談窓口は、1月20日、南館1階市民ロビーに設置された。

各所管局から選ばれた専門職員約10人が机を並べる形で座り、相談にあたりとともに、専用の電話(番号413-0000)も設置された。

しかし、窓口設置当初は来庁相談者や電話が殺到し、混乱を極めた。初日の相談受付件数は来庁485件、電話450件、計935件であった。

このため、来庁者については整理券を発行するとともに場内整理や受付係を置いた。これらの事務は市民相談課職員が中心になり対応した。電話についても、専門職員は来庁相談者への対応で手がいっぱい、電話は市民相談課職員が受け、わからない所を専門職員に尋ねたり、交替したりして対応したが、通話中で電話がつながらないという苦情が相次いだ。

本庁舎での地震災害総合相談窓口は、具体的な対策が実施されだすにつれて、各所管での受け付けや相談窓口が整備され、徐々に相談件数が減っていっ

地震災害総合相談窓口(本庁舎電話分)受付状況
(平成7年1月20日～2月19日)

相談等内容	件数	%
ガレキ・ごみ	992	21.5
水道	597	12.9
住宅	594	12.9
被災証明	518	11.2
義援金・見舞金・弔慰金	509	11.0
法律相談	273	5.9
減免制度	203	4.4
交通機関・浴場等の情報	200	4.3
生活資金の融資	168	3.7
ボランティア・救援物資	142	3.1
その他	418	9.1
計	4,614	100.0

たため規模を縮小した。2月20日からは市民相談課事務室に場所を移し、一部を除き各所管からの専門職員を置かず(住宅に関する相談のうち修繕に関する技術的相談・業者の紹介に係る相談は4月21日まで専門職員を配置した)市民相談課の業務の一部として実施することになった。

なお、1月26日から2月10日まで、地震災害総合相談窓口が設置されているコーナーに兵庫行政監察事務所による相談窓口が設置され(相談員は行政相談委員および兵庫行政監察事務所職員)、両窓口が連携しながら被災市民に対応した。

※(2) 総合相談窓口での相談等内容(本庁舎分)

設置後1か月間(1月20日～2月19日)の相談受付件数は来庁4,720件、電話4,614件、計9,334件であった。来庁相談のうち75.5%を住宅の修繕・建て替え資金融資、仮設住宅等住宅あっせん、修繕業者の紹介、危険度調査の問い合わせ・依頼などの住宅に関するものが占めている。

電話相談では、ガレキ・ごみの除去・収集に関するものがいちばん多く21.5%を占め、次に断水復旧についての問い合わせや水道修繕依頼などの水道に関するものと住宅に関するもの(各12.9%)が多く、

り災証明に関するもの（11.2%）、義援金・見舞金・弔慰金についてのもの（11.0%）と続いている。

総合相談窓口設置当初は、避難場所の問い合わせや水道の破損通報・修繕依頼、屋根用防水シートあっせん問い合わせなど、緊急対応的なものが多かったが、日が経過するにしたがい、住居の修繕、建て替えのための融資など、生活再建にかかわる相談が多くなっていった。

当初は、総合相談窓口は設置されたものの国・県・市の対策もこれからといった状況であり、また情報が十分入って来ないため、苦情・要望を聞くだけで、市民が納得できる回答ができないことも多かった。とくにテレビや新聞での対策についての報道が先行し、具体的な内容が窓口まで届かないうちに市民から問い合わせを受け、答えられなかったこともたびたびあった。

また、西宮市など震災被害が大きく行政機能がマヒした近隣都市の住民から相談や問い合わせを受けたこともあった。

設置後1か月間の電話と来庁による相談受付状況は前ページ表および下表のとおりである。

2 各支所相談窓口

各支所でも震災直後から水道の断水、ガス漏れ、道路・建物損壊、避難場所などの通報・問い合わせ・苦情が殺到し、被災状況の調査など緊急業務をしながら支所関係職員（市民生活課、市民課、福祉事務所、補導所）全員が対応した。しかし、電話がつか

地震災害総合相談窓口（支所来所分）受付状況
（平成7年1月20日～2月19日）

相談項目	件数	%
住宅に関する相談・指導	19,551	64.8
生活物資および生活資金援助に関する相談	3,963	13.1
水道に関する相談	2,290	7.6
ごみ（ガレキを含む）に関する相談	883	2.9
道路に関する相談	428	1.4
電気・ガスその他防災に関する相談	332	1.1
その他	2,735	9.1
計	30,182	100.0

がりにくいため本庁舎、水道局やガス会社などの関係機関との連絡が十分とれず混乱を極めた。

このような状況のなか、前述のとおり1月20日、本庁舎とともに各支所に「地震災害総合相談窓口」が開設された。

※(1) 支所総合相談窓口の体制

支所での地震災害総合相談窓口は、各支所の実情によって設置・運営されたため、それぞれ状況は若干異なるが、その体制はおおむね次のとおりであった。

設置場所については、支所の会議室等に机を並べ相談を受ける職員が座る形で設置したところが多かったが、特定の場所を決めず支所の既存の窓口全体が地震災害総合相談窓口であると位置付けたところもあった。

人の配置は、市民生活課を中心とする支所関係職

地震災害総合相談窓口（本庁舎来所分）受付状況

（平成7年1月20日～2月19日）

相談項目	担当部局	件数(件)	割合(%)
住宅に関する相談・指導	土木局・都市局	3,563	75.5
生活物資および生活資金援助に関する相談	福祉局	539	11.4
水道に関する相談	水道局	346	7.3
ごみ（ガレキを含む）に関する相談	保健環境局	177	3.8
電気・ガスその他防災に関する相談	消防局	95	2.0
計		4,720	100.0

* 上記以外の相談については市民相談課または各所管窓口を紹介し対応

員だけでなく、応援職員が従事したところもあった。特定の場所を設置したところでは、4人から6人程度の職員が常時対応できるような体制にしたところが多かった。他の震災対策関係業務や最低限の日常業務を処理しながらの窓口対応であり、総合相談窓口にあたる職員の数もこれが精いっぱい状況であったので、開設後しばらくは圧倒的な件数に対し、手が足りない状況が続いた。

❖(2) 支所総合相談窓口での相談等の内容

支所での総合相談窓口の取扱内容は①生活物資および生活資金援助に関する相談②住宅、ごみ、道路、水道、電気、ガスなどの日常生活に係わる情報提供・要望の受け付け——ということで開始したが、多数のさまざまな相談・要望・苦情等が寄せられた。地震災害総合相談窓口開設後1か月間（2月19日まで）の受付総件数は、来所3万182件、電話2万4,966件、計5万5,148件にのぼった。内容の内訳（来所者分）を見ると、ここでも、住宅に関するものが飛び抜けて多く（64.8%）になっており、おおむね全体的に本庁舎設置の地震災害総合相談窓口の場合と同じような傾向であったが、開設後しばらくすると家主と借家人との問題など民事問題の相談が多くなった。場合によっては同じ問題で利害関係者双方から相談・苦情を受け困惑するようなこともあった。

開設後しばらくは、情報も人手も不足し、また震災対策に市民の要求とのずれがある場合も多かったため、市民もイライラして殺気立ち怒号が飛び交うような混乱した状況が続いた。

従事した職員にとっては、かならずしも専門知識を持っていたわけでもないうえに、対策等に関する指示・説明などの情報が早く十分に入らず、関係機関との連絡も取りづらい状況（電話がかかりにくいなど）であったことがいちばん困ったことであった。

3 中小企業災害対策特別相談窓口

❖(1) 政府系金融機関による相談窓口

兵庫県南部地震で被害を受けた中小企業者への対策として、政府は、1月18日に政府系中小企業金融機関に災害復旧貸付制度の発動と当該機関による既往貸付分の返済猶予の弾力的措置を指示し、1月20日には近畿通商産業局に「兵庫県南部地震」関係中小企業特別相談窓口を設置した。

尼崎市では、1月21日に政府系中小企業金融3機関（国民金融公庫尼崎支店・中小企業金融公庫神戸支店・商工組合中央金庫尼崎支店）が合同で尼崎市中小企業センター内に災害対策融資相談窓口を開設するとともに、各支店も休日臨時営業を実施し、被災中小企業者の融資相談にあたった。

❖(2) 中小企業災害対策特別相談窓口

1月23日には、尼崎市、尼崎商工会議所、(協)尼崎工業会および(財)尼崎市産業振興協会の4団体が、被災中小企業者の事業再建や資金手当てなどに関する総合的な相談窓口を開設することを決め、政府系中小企業金融3機関の災害対策融資相談窓口を吸収し、尼崎公共職業安定所を含めて8団体が合同で同日から尼崎市中小企業センター内に中小企業災害対策特別相談窓口を開設した。

1月25日には、尼崎公共職業安定所が窓口を本所で一本化して対応することになったため、同日以降特別相談窓口は7団体で対応することになった。

この特別相談窓口は2月28日まで継続されたが、その間の来場者は1,504人、相談延べ件数は2,029件に上った。

来場者はとくに平日の午後に集中し、日によっては2時間ほどの待ち時間を要したこともある。窓口は、土・日曜日も開設していたが、休日の来場者は意外に少なかった。

受け付ける相談内容は、当初「融資相談を中心と

した事業再建に向けた各種相談」としていたが、結果はすべて融資相談であり、来場者はそれぞれの資金需要に応じて政府系中小企業金融3機関や市の制度の説明に耳を傾けていた。そのうち市の融資あっせん制度の説明を求める中小企業者が最も多く約60%(894件)を占めた。このため、市の担当職員だけでは対応できず、商工会議所職員も共同して対応にあたらなければならなかった。

また、実施期間中は、相談専用電話も2回線設けており、電話による相談も延べ1,389件に上った。

3月1日以降は、政府系中小企業金融3機関のみ3月10日まで引き続いて合同で災害対策融資相談窓口を設置することにし、他の団体はそれぞれの団体の窓口で個別に相談を受けることにして、特別相談窓口としては一応の役割を終えた。

なお、被災中小企業者の事業再建や資金手当てについては、こうした特別相談窓口での相談と並行して、市や県の融資あっせん制度の取扱金融機関や兵庫県信用保証協会もそれぞれの立場で個別に相談を受けており、中小企業融資制度に関するあらゆる団体や機関が災害対策融資の相談窓口として相互に連携し機能していたことも記しておきたい。

4 各種相談

❖(1) 臨時法律相談

市内には建築後相当年数が経過したアパートや文化住宅などの借家や借地上の住宅が多く、今回の地震で大きな被害を受けた。借地上の住居の修繕・再築の許可を求める借地人とこれを拒む地主、修理を求める借家人と明け渡しを求める家主など借地・借家問題は深刻なものがあり、市の窓口にも多くの問い合わせや相談が寄せられた。また、これ以外にも震災に伴い相隣関係や相続問題などさまざまな民事上の問題が生じた。こうした被災した市民の生活上の不安や悩みを少しでも解消し、生活の再建と安定を図るため、神戸弁護士会と大阪弁護士会の協力を

震災による臨時法律相談の内容別件数
(日曜臨時法律相談会を含み、既存法律相談分を除く)

	内 容	件 数	%	%
借地・借家	明 け 渡 し	106	36.7	—
	家 屋 の 修 理	73	25.2	—
	賃 貸 借 契 約	67	23.2	—
	家 賃 ・ 地 代	16	5.5	—
	不 動 産 売 買	10	3.5	—
	境 界	8	2.8	—
	そ の 他	9	3.1	—
	小 計	289	100.0	86.3
	相 隣 紛 争	22	—	6.5
	相 続	5	—	1.5
離 婚	4	—	1.2	
損 害 賠 償	3	—	0.9	
金 銭	2	—	0.6	
商 事	2	—	0.6	
男 女 関 係	2	—	0.6	
労 働	1	—	0.3	
調 停 ・ 裁 判	1	—	0.3	
消 費 者 問 題	1	—	0.3	
登 記	1	—	0.3	
そ の 他	2	—	0.6	
合 計	335	—	100.0	

震災による借地・借家に関する法律講座開催結果

開催日時	開催場所	参加人数
1月31日(火)	中央公民館	150
2月7日(火)	武庫公民館	142
2月16日(木)	大庄公民館	51
2月20日(月)	立花公民館	30
2月21日(火)	園田公民館	41
2月28日(火)	小田公民館	75
合 計		489

得て、本庁舎内の市民相談課で行われていた既存の法律相談に上積みする形(個別面接相談、既存・臨時をあわせ土・日・祝日を除く毎日、相談員が2~4人になる体制)で1月30日から3月末まで「震災による臨時法律相談」を実施した。当初は権利・義務についての問い合わせ的なものが多かったが、日が経つにしたがい、実際の交渉におけるトラブルに関するものが増えていった。なお、4月以降も

神戸弁護士会などの相談員の協力のもと人員を震災前より充実した体制で法律相談を実施している。

また、市民相談課で、2月12日と3月19日に近畿弁護士連合会による日曜臨時法律相談会が開かれ、市民相談課職員もこの事務に従事した。

市民相談課での個別相談だけでは相談件数が限られるので、多くの市民に法律的な知識を理解してもらえるよう、これらの法律相談と並行し、神戸弁護士会の協力を得て借地・借家問題を中心に市内6か所（行政地区ごと）で「震災による借地・借家に関する法律講座」（講師は弁護士、講演のあと具体的な事例につき質問を受けた）を開いた（前ページ表）。

❖(2) 消費生活相談

市立消費生活センターでは、地震発生の1月17日から、平常どおり相談窓口を開いて対応していた。しかし、電話回線が不通になり、電話による相談ができず、混乱状況の中では市民も来所できず、当日の相談はなかった。

1月19日に電話が通じたことに伴い、電話による相談業務を再開したが、その日は直接震災とは関連のない相談が1件あったのみであった。

1月20日になって初めて、地震による便乗値上げではないかとの相談が1件あった。

1月23日になって相談は7件になり、24日は5件、と徐々に増え、25日以降27日までは20件を数えた。

結局、1月18日から27日までの相談総件数は34件となり、そのうち震災関連の相談件数は21件で、この期間の相談総件数の61%を占めるにいたった。この震災関連の相談内容で主なものは、「屋根、外壁等の修理の契約に関するもの」「地震保険の査定に関するもの」「水道工事の契約に関するもの」などであった。この期間中、消費生活センターは、消費生活相談業務を実施する中で、消費者被害の速やかな救済を図るため、通常の相談時間の終了後も消費生活相談員が執務し事務処理にあたった。

なお、この1月28日以降についても、相変わらず

震災関連の相談は多く、結局、震災以後3月31日までの震災関連相談件数は170件を数えた。

❖(3) 住宅の相談

地震災害にかかる総合相談窓口の中で、住宅に関する相談を面接と電話により行った。

① 設置期間

平成7年1月20日～2月19日

② 相談件数

面談：3,563件 電話：4,614件

③ 相談内容

修繕・解体業者の紹介、建物調査の依頼、住宅資金の融資、仮設住宅等の入居希望、がれき等の除去・収集、法律相談

❖(4) 住宅復旧センターの開設

共同住宅等の応急危険度判定調査完了後も、依然として、個人住宅の危険度判定の申し込みがあり、また、一方では本格的な住宅診断や補修工事の発注等についての相談が殺到した。その要望に応じるために、兵庫県が主体となって県内2か所に「住宅復旧センター」を開設した。

① 実施主体

兵庫県、被災各市町

② 実施期間

平成7年2月10日～3月31日

③ 設置場所

・神戸市中央区山手通5丁目9番

古河ビル3階

・西宮市江上町1番20号

（元神戸地方法務局西宮出張所跡）

❖(5) 医師会による巡回相談等

震災発生当初には、負傷者に対する外科的治療が医療の主体となったが、被災者の生活の場が避難所

に移るころになると、風邪などに対する内科的治療や健康管理が必要とされるようになった。

そこで、尼崎市医師会では、市の保健婦などによる健康相談とは別に、独自に地区救護隊を編成し、避難所巡回医療相談を1月22日から4月23日までの毎日曜日に計13回実施した。

具体的な実施内容としては、医師2人と看護婦1人を単位として班編成され、避難所の避難者に対し回診の要領で健康状態の把握と、必要に応じ医療機関への受診指導が行われた。

実績としては、参加従事者数延べ1,480人（うち、医師数は延べ724人）により、延べ巡回避難所数867か所、延べ2,560人の相談が行われた。

また、尼崎市歯科医師会では、避難所における被災者を対象にボランティアによる歯科診療の申し出を本市に行ったが、市内の歯科医院の大半がほぼ通常どおり開院していたことや被害の大きかった西宮からの要請もあったため、結果的に西宮市歯科医師会と協力して歯科救護班を結成して、同市で歯科診療を実施した。

なお、同会では本市の被災者に対して保健所を通じ、歯ブラシ5,000本を提供した。

❖(6) こころの健康電話

1 相談の概要

災害により大量発生が心配されたストレス反応に対する対応策として、2月27日から5月31日まで、中央保健所内に臨時の専用電話を設置して、精神科医と精神保健福祉相談員が対応した。人に打ち明けることができず、ひとりで悩みを抱えていた方からの相談が多く、その悩みを自ら口に出して外へ表す機会ができたことだけでも、負担の軽減に役立った。

電話相談の広報は、ポスターやピラを避難所や仮設住宅などに配付し、市報にも何回か掲載した。また全国紙にも掲載された。

市報にPTSD（心的外傷後ストレス障害）の簡単な症状説明が掲載されたことによって、自分の悩みがストレスによるものであり、ひとりだけの特別なものではないことに気づいた方がたくさんおられ、それらの方たちからの相談につながった。単に相談窓口を開くだけではなく、ストレス反応や精神障害に対する正しい知識を普及させていく機会ともなった。

こころの健康電話相談の内訳

◎ 相談総数 202件					
1 相談方法	電話 193件	来所 9件			
2 性別	男性 64件	女性 138件			
3 居住地別	市内 162件	市外 30件	無回答 10件		
4 年齢別	0～9歳 7件	30～39歳 31件	60～64歳 16件		
	10～19歳 6件	40～49歳 28件	65歳以上 28件		
	20～29歳 22件	50～59歳 35件	無回答 29件		

こころの健康電話相談の内容とその対応

相談内容	1 震災との関係	関係するもの 114件	関連しないもの 88件
	2 心の健康との関係 (メンタルヘルス)	関係するもの 181件	関連しないもの 21件
	⇒ 具体的な内容 (重複あり)	不眠 61件 イライラ 23件 身体症状 40件	不安 48件 うつ 42件 その他 82件
相談への対応		相談のみ 74件 福祉関係紹介 2件	医療機関紹介 55件 保健所紹介 66件 他機関紹介 26件

用語の説明

PTSD（心的外傷後ストレス）：

災害、事故、事件など、通常経験したことのない悲惨で強烈なできごとを体験したときに起こる反応。

不安、イライラ、無気力、悪夢、不眠、さまざまな身体症状などがあらわれる。

② 相談者の内訳

相談件数は202件で、そのうち電話相談は193件、来所による相談が9件であった。相談は女性からが多く、男女比は3対7の割合であった。

小学生以下の幼児や学童についての相談は7件あったが、そのうち小児PTSDと思われる相談は6件で、おびえ、悪夢、赤ちゃん返りなどが主な訴えであった。小児以外にも相談は各年齢層にわたっている。

③ 相談内容

相談者は匿名の希望が多かった。

神戸の東灘や長田など被害の大きかった地域から市内に転入されてきた方からの相談が7件あったが、自宅が全壊、全焼したり、家族の死を目の当たりにしたりと被災体験も深刻で、はなはだしい気力低下の訴えが目立った。仮設住宅からの相談は2件、避難所からが1件で大半は自宅から電話されている。はじめの予測と違い、避難所や仮設住宅からの相談は少なかった。

初回の相談が多いことと、またカウンセリングに時間がかかることもあって、各相談には平均20分の時間を要している。5分以下の短時間で終わっている相談は医療機関や他の相談窓口についての情報を提供するだけの場合が多い。相談件数は日によってばらつきがあるが、全体にみると徐々に減少の傾向にあった。1日の平均相談件数は、3.16件である。

相談内容は、震災に関係しておこった悩みが56%、無関係なものが44%で、日数が経過するにつれて震災とは無関係な相談の割合が増えてくる傾向にあった。

また、メンタルヘルスに関係しているかどうかでみると、約90%がメンタルな悩みについての相談で占められる。その内訳は、不眠、不安、焦燥、無気力、心因性と思われる身体症状などであるが、その他の悩みとしては、人間関係のもつれによるものがいちばん多い。

嫁、姑、夫、夫の兄弟姉妹、子ども、孫、隣人、職場の人など相手はさまざまである。他に、幻覚妄想、希死念慮（死にたいと思う）の訴えから、医療の可否や服薬の必要性についての問い合わせ、将来の生活に対する不安、離婚についてなどその主訴は多岐にわたっている。アルコールに関連した相談は6件であった。

各相談とも、十分に時間をとって訴えを聞き、できる限りカウンセリングもしたうえで必要に応じて医療機関や管轄保健所、その他関連機関などを紹介した。匿名希望が多いが、なかには管轄保健所に連絡して担当保健婦や相談員に訪問を依頼したケースも数例みられた。相談者の訴えをじっくり聞き、PTSDについての説明をし、対処の仕方を話すことによって、一応納得される方も多く、初回の相談だけで終了できたケースが3分の1あった。

●第5節 学校の再開へ

学校園がとまった

午前6時50分ごろ、最初の電話が鳴った。鳴ったというよりは、最初に受けたというほうが正しい。内容は「避難者がきているので、避難所を開設する。休校はできるのか」というものであった。これに対して、「避難所はOK、休校については校長判断で」と回答した。以後、7～8本の電話が鳴り続けた。内容は、休校についての指示であった。

この時点で、登庁してきた職員の言葉からは、市内全域の状況が把握できず、また家屋の倒壊等の話は聞かれなかったため、「休校措置については、校園長判断で」と繰り返した。

園児や児童生徒（以後、児童等という）の登校が始まる8時前後になって、電話の声はさらに緊迫感を増してきた。これ以上、「校園長の判断」を繰り返すことは困難と判断し、校園長や教頭への連絡がつかない学校園については、休校措置をする旨を連絡した。多くの学校園では、当初自宅待機を連絡し、その後順次、休校を育友会の連絡網を通じて知らせたようだ。とくに、施設や設備の破損が激しかった学校では、校長判断で即座に休校措置をとった学校もあった。

10時ごろ、市内全域における被害状況がおおむね把握でき、17日の全学校園の休校を教育委員会として決定した。ところがそのころから、電話が非常にかかりにくくなってきたため、その決定を各学校へ知らせることは困難を極めた。手分けして各自がテ

レホンカードをもって、公衆電話に走り、各学校園への連絡を続けた。それでも、尼崎養護学校へは連絡がつかず、指導主事が急行した。最終的に市内各校の休校が確認できたのは午後4時ごろであった。

そのころ、明日（18日）の休校が決定され、再度、公衆電話での連絡や直接学校への訪問を繰り返し、市内全校園に伝えた。知らせを受けた学校は、再度、育友会の連絡網を使って、なんとかその日のうちに各家庭へ連絡することができた。

各学校園での対応

各学校園では、登校してきた児童等に休校を知らせるとともに、児童等の安否や校区内の状況、さらに学校園の被害状況を把握することに全力を尽くしていた。だが、出勤できた教職員は、8時過ぎの時点で少ない学校では、20～30％程度で、すべての児童等の安否を把握することは不可能であった。また、出勤できないでいる教職員の安否も心配されるところであった。

動きだした学校園

18日までに校区内の状況をほぼ把握した結果、19日には学校園において、実態把握のための児童等の登校を実施し、20日からは小学校で簡易給食も開始された。

しかし、その後も含めて、学校園ではそれぞれの事情があり、下表にあるようにすべての学校園が授業を再開するには、2月2日まで16日間かかった。

ある学校では、通常でも狭い通学路にブロック塀が倒れていたり、倒れかかっていたりするだけでな

休園・休校状況

月 日	幼 小 中 高 養護	月 日	幼 小 中 高 養護
1月17日(火)	全園・全校休校	1月25日(水)	1 1 1
18日(水)	〃	26日(木)	1 1 1
19日(木)	2 3 1 1	27日(金)	1 1 1
20日(金)	1 1 1 1 1	28日(土)	1
21日(土)	1 1 1 1	30日(月)	1
23日(月)	1 1 1 1	31日(火)	1
24日(火)	1 1 1 1	2月1日(水)	1

欠席状況 (%)

区	分	19日	20日	21日
幼	稚	29.7	36.7	30.7
小	学	12.2	10.4	10.3
中	学	11.8	8.2	9.9
高	等	15.6	19.0	15.2

被災校の教育実施方法の変更

被災校	授業実施校
立花西小学校	立花小学校
武庫北小学校	武庫小学校
小園小学校	
1・4・5年	下坂部小学校
2・3・6年	園田南小学校
城内中学校	
琴城分校	城内高等学校
尼崎高等学校	
1年	尼崎産業高等学校
2年	尼崎工業高等学校

く、救援のため交通量が増加しており、通学そのものが危険だと判断し、休校を続けた。最終的には、20日の時点で4小学校と1中学校、1高等学校で校舎への全面立ち入り禁止措置が実施された。

一方、児童等の欠席についても上表にあるように、21日までは幼稚園の30%程度を最高に、最も少なかった中学校でも10%程度の震災の影響による欠席者がみられた。その後は、風邪が流行しはじめたこともあり、正確な数値は把握できなくなった。

次に、本市における児童等の負傷者は、19日現在で、園児3人、小学生76人、中学生79人、高校生23人の合計181人となり、これは全園児・児童・生徒数4万6,808人の0.4%にあたる。また、教職員については、1月30日において、重傷者3人を含めて負傷者は22人で、交通機関のマヒによる通勤困難者は98人、家屋被害のための居住困難者は、141人であった。

学校の再開に向けて

(とくに被害の大きかった学校について)

校舎内への立ち入りが禁止された学校の再開については、さらに困難な状況があった。

たとえば、ある学校では1月19日の授業再開以来、

1月30日に別の学校で授業が再開されるまでの9日間(登校日)、寒風の吹くなかで運動場に青いビニールシートをひろげ、黒板も机も椅子もない「青空教室」での授業となった。防寒着とカイロを身につけたままといった授業であったが、児童にとっても教師にとっても、それは厳しいものであった。また、使用可能な限られたトイレを多くの児童が使用するため、とくに女子トイレはつまることも多かった。そのような状況のなかでも、教職員は骨身を惜しむことなく、献身的に教育活動の展開を図った。

このような状況を打開するため、1月23日に、分散授業の実施について、教育委員会から関係校長に説明を行い、すぐに各教職員を通じて、それぞれの保護者にも伝えられた。内容は、左表のとおりである。

分散授業のための移動作業は、25日～28日にかけて、受け入れ側の学校および移動側の学校とで実施された。

1,000人規模の児童等の机や椅子だけでも、相当の作業量になるが、教師用机や教材・教具、さらには給食設備等も移動しなければならなかった。これについても、児童等や教職員の活躍はもちろん、保護者を中心とした育友会の積極的な協力体制があったため、全体としてはスムーズに実施できたのである。

分散授業が始まってからも、登下校は元の学校からの集団登校が原則であり、通学路では育友会の人々の協力があり、児童の安全が確保できた。ある教師は、「このような状況だからこそ、通常の学校生活では学習できない事柄を身体で学んだ面も多く、将来に向けて生きる力をつけた面も感じられた」と語っている。さらに、交通事故の心配もあったが、大きな交差点を中心に朝夕における警察官の派遣など、警察署のきめ細かな協力によって、心配していた事故もなかった。

ただ、分散授業はなにも問題がなかったわけではない。たとえば、26学級を22学級に圧縮して授業を実施した学校もあり、また2つの学校に分かれた小

学校では、転出入等を含めた学校事務の処理に追われた。また全教職員が一堂に集まる場所も時間も極端に制限されて、落ち着いて話し合うことや考えることが難しかった。教職員の出張についても、そのほとんどを欠席せざるをえなかった。学期末が迫っており、成績をつける時期でもあり、教師にとってはまさに追いまくられた日々でもあった。

このころから尼崎在住で市外の盲・聾・養護学校へ通学している児童等が在籍している学校から、市内の地元校への通学希望の連絡が入るようになった。阪神教育事務所の指示もあり、震災による対応として当該児童等の居住地の障害児学級へ仮入学として入学させるよう、各学校へ通知した。

兵庫県立阪神養護学校（本校）も被災し、校舎が使用困難であること、スクールバスの運行が困難であることなどから、居住地の近隣で学習場所を確保したいとの申し入れがあり、中央公民館等に阪神養護学校地域教室が開設された。また、養護学校からの障害児学級仮入学に伴い、障害児学級介助員の拡大配置を行った。

並行して、障害児学級教室等の施設設備被災調査を行った。武庫南小、水堂小、武庫北小、小園小、立花中では障害児学級の教室が使用不可とわかり、自校の他教室と他校での授業再開となった。武庫北小は武庫小で、小園小は園田南小で授業再開となり、武庫南小、水堂小、立花中では自校内での授業再開となった。この状態は、仮設教室が設置された4月まで続き、教育委員会職員も交代で集団下校指導の応援を行った。

2月初めには、阪神養護学校本校のスクールバス運行が再開し、授業を開始したことに伴い、地域教室が閉鎖となった。尼崎養護学校スクールバス運行も、道路の復旧に伴う道路閉鎖等により、通学路を変更し運行を続けた。

2月21日からは水道の復旧により、尼崎養護学校で平常給食が開始されるなど、正常な授業再開に向けた歩みが着実に始まった。

なお、鉄道網の復旧および他市の復旧に伴い、障

害児学級に仮入学していた児童等も3月末までに全員が元の学校に戻った。

高校受験が迫ってきた

各中学校においては、例年1月下旬といえば高校入試に向けての最終的な詰め込みの時期でもある。各受験校への願書受け取り（1月中旬）、願書提出（2月上旬）、受験（2月15・16日）、可否の発表（2月下旬）と続くのである。

震災直後の混乱から少し落ち着きを取り戻してきた1月20日ころから、神戸市周辺の高校では「校舎そのものが倒壊している」「交通機関がマヒして、高校へ行けない」などの断片的な情報が入るようになり、各中学校の進路担当者や担任をはじめ保護者や生徒のあせりも日増しに高まってきた。

そこで、主な私立高校への入試の問い合わせは、指導第1課に窓口を一本化するとともに、1月30日から各学校への庁内メール便が正常化する2月10日までの間、私立および公立高校の入試情報については、教育オンラインシステム（全校を電話回線で結んでいるコンピュータネットワークシステム）のオンラインニュースを使って、学校へ送った。

また、教育総合センターでは、震災後（1月24日）、このシステムに「電子メール災害版」を追加し、各学校からの震災関係の報告、教育委員会と各学校間で双方向の連絡ができるようにした。

また、平成8年度の入試は、私立高校については内申書のみでの選考や、例年では不可能な兵庫県と大阪府の私立高校のダブル受験も可能となった。また、公立高校については推薦入試の日程変更が行われ、被災生徒については受験料の猶予手続き等の措置も行われた。さらに、校舎が全壊してしまった市立尼崎高校については、日新中学校の校舎を借りて入学試験を実施することになった。

卒業式や入学式はどこで

卒業式は、例年3月13日を中学校の卒業式、3月22日または23日を小学校の卒業式としている。また、

高校では、2月25日～28日の間に実施することになっている。しかしながら、各学校では、避難者の心情等に配慮し、各学校の校長の判断により、卒業式と入学式の場所を運動場等に変更して、最終的には下表のように実施された。

多くの学校では、卒業式には飾られる紅白の幕もつけず、できるかぎり簡略化した質素な式が行われた。だが、「このような式であるからこそ、よけいに印象深く心に残るものになった。卒業生たちは一生、この式を忘れないでしょう。もちろん、私も忘れません」と、ある学校の関係者は述べている。まさに、「モノの脆さ」とともに、仲間や先生たちとの「心の絆の強さ」を確かめあったのではないだろうか。

転出入の児童等について

震災の1週間後ぐらいから、本市から他市への転出ならびに他市から本市への転入児童等が増加してきた。そこで、本市としては、とくに被害の大きかった神戸市や西宮市からの児童等の受け入れについて、住民票とは関係なく学籍を移動させて転入を認める「許可入学」と、私学通学者など学籍を移すことが本人に不利益を及ぼす場合、学籍を元の学校にしたまま本市の公立学校で授業を受けることを校長判断で認める「仮入学」によって対応した。

「許可入学者」と、「仮入学者」が最大になったの

は、2月14日時点で下表のとおりであった。児童等を受け入れたある学校では、「許可入学や仮入学については、全く問題はなかった。だが、転入児童は他に顔みしりの友だちもおらず、精神的には不安定な状態であった。多くの児童は、親の実家等が校区内にあったため一時的に移ってきたものであった」と述べている。これらの児童等を受け入れた学校園においては、とくにこれらの児童等に配慮をしながら、学校生活を進めていったと話す。いわゆる「心のケア」の必要性である。外見上はなんの変化も見えないが、彼らは心に大きな傷をもって見知らぬ学校に移ってきたのである。その数は多い学校では、転出と転入をあわせると200人前後で全校生の20%以上にもなり、平成7年度末でも40人程度は減少したままであった。また別の学校では、全校生900人で140人の転出入があった。これらの学校ほど施設・設備の損壊が大きく、また地域における家屋等の倒壊が大きかった地域であることを考えれば、すべての学校園でないにしても、まだ「震災が続いている」学校園は確かに残っていると言えるのではないだろうか。

全国からの支援

震災から10日を経過した1月末頃から、被災した児童等のためにと、全国から学用品等の提供の申し出が相次いだ。そのため、七松小学校に受け入れ準

区 分	卒業式の場所					入学式の場所			
	体育館・講堂	その他の校舎	運動場	自校以外		体育館・講堂	その他の校舎	運動場	自校以外
小学校	34	4	1	6	小学校	39	5	1	0
中学校	18	0	3	2	中学校	18	0	4	1
高等学校	3	0	0	2	高等学校	4	0	0	1
合 計	55	4	4	10	合 計	61	5	5	2

区 分	許可入学者数						仮入学者数				
	神戸市	芦屋市	西宮市	その他	合 計		神戸市	芦屋市	西宮市	その他	合 計
幼稚園	0	0	0	0	0	幼稚園	7	4	6	0	17
小学校	339	69	147	20	575	小学校	40	8	10	4	62
中学校	46	13	2		61	中学校	19	1	0	1	21
合 計	385	82	149	20	636	合 計	66	13	16	5	100

備室を設け、市職員が中心となって分類等の作業や、被災校へ配送する作業を行った。送られてきた品物は、ノート、鉛筆、ランドセル、辞書のほか、ラジカセ、CDの提供もあり、最終的な数量は数十万点に上った。当然のことながら種類、数量が不揃いで

あり、また、1つの箱にさまざまな文具が混じっていることも多く、その分類等に多くの時間を費やした。しかし、全国からの善意のこもった品物であり、無駄にしないよう、また、壊さないよう各学校へ送付した。

援助物資一覧

日付	支援者	支援物資	日付	支援者	支援物資
1/28	川崎市 兵藤氏	ノート 30冊 他	2/9	流山市 流山市子供会	学用品 他
1/29	岩国市 国田氏	ノート 30冊 他	2/9	江津市 江津青年会議所	児童用絵本 他
1/30	日向市 まこと幼稚園	筆箱セット 140	2/9	東京都 矢野氏	学用品 他
1/30	東京都 小学校父母と教職員の会	ノート 138冊	2/9	相模原市四ツ谷自治会	鉛筆 ノート 他
1/31	香芝市 下田小児童会	セロテープ 他	2/9	日進市 小川氏	学用品 他
1/31	熊本市 岩村氏	絵の具 11クレヨン 14	2/9	高槻市 太田黒氏	学用品 他
1/31	国分寺市第9小学校	ノート 52冊 他	2/9	豊田市 保見中	学用品 他
1/31	名古屋市 藤島氏	ペットフード	2/9	青梅市 日本キリスト教団	学用品 他
1/31	匿名2件	絵本 文具 鉛筆 他	2/9	山鹿市 藤氏	文庫本 他
2/1	亀岡市 救援対策本部	ノート 他	2/9	富山市 林氏	学用品 他
2/1	大阪市 学校図書西日本営業部	ノート 鉛筆	2/9	東京都 赤坂ARAI	学用品 他
2/1	東京都 浦野氏	国語辞典 他	2/9	大阪市 柴田氏	学用品 他
2/2	吹田市 極東ノート	ノート 他	2/9	匿名2件	学用品 他
2/2	城崎郡 日高東中生徒会	千羽鶴	2/9	西宮市 ジャクエツ	混色色紙セット
2/3	堺市 錦綾小4年2組	ノート セロテープ	2/10	小郡市 田籠氏	学用品 他
2/3	匿名	ノート 他	2/10	東京都 第2延山小	学用品 他
2/6	桜井市 沢氏	絵本	2/10	岩手県 安倍氏	学用品 他
2/6	東京都 吉田氏	ノート シャーペン	2/10	多摩市 北諏訪小児童会	学用品 他
2/6	山口市 牛島氏	ランドセル 他	2/10	日進市 手をつなごう会	学用品 他
2/6	香芝市 下田小児童会	ノート 30冊	2/10	東京都 津口氏	絵本 紙袋 他
2/6	匿名3件	ノート シャーペン	2/10	和歌山県 渋田氏	学用品 他
2/6	豊橋市 坂口氏	鉛筆 衣類 他	2/10	茅ヶ崎市 大野氏	学用品 他
2/6	相生市 餅田氏	クレパス 他	2/10	高槻市 寿巢小	学用品 他
2/7	北本市 吉田氏	衣類 他	2/10	匿名2件	ランドセル 他
2/7	佐倉市 山岡氏	ノート 他	2/10	吹田市 山田第2小児童会	学用品 他
2/7	東京都 明治大付属中	固形燃料 他	2/10	長岡市 宮氏	ランドセル 他
2/7	宇和島市 高木氏	ノート 他	2/10	東京都 若林氏	学用品 他
2/7	尼崎市 大庄子供会	ノート 他	2/10	呉市 小谷氏	絵本 他
2/7	町田市 設楽氏	ランドセル 他	2/10	大阪市 コクヨ	ボールペン 他
2/9	豊橋市 神原氏	学用品	2/10	創価学会会長	絵の具セット 他
			2/13	太宰府市イーケーシー	理科教材 800
			2/13	寿	学用品 他

2/13	滋賀県 野洲町北野小	学用品他	2/15	東京都 関氏	学用品他
2/13	東京都 わかば幼父母一同	子供用品他	2/15	東京都 後藤氏	学用品他
2/13	兵庫県 千種町役場	ランドセル45	2/15	太宰府市イーケージャパン	理科教材800
2/13	北九州市田原小児童会	学用品他	2/15	東京都セガエンタープライズ	ソプラノリコーダー
2/13	埼玉県 鷺宮町東中	学用品他	2/15	匿名	カレンダー 手帳
2/13	瀬戸市 水南小	学用品他	2/16	匿名	学用品他
2/13	江津市 江津青年会議所	児童用絵本他	2/16	浦安市 教育委員会管理課	学用品他
2/13	和歌山県かつらぎ町渋田小	学用品他	2/16	国立市 国立音大付属高	学用品他
2/13	匿名2件児童会	学用品他	2/16	刈谷市 安井氏	学用品他
2/14	亀岡市 救援対策本部	玩具 文具他	2/16	流山市 八木ブロック子供会	学用品他
2/14	千葉市 八幡小児童会	文具他	2/16	倉敷市 大高小	学用品他
2/14	福井県	救援物資	2/16	枚方市 山中氏	学用品他
2/14	瀬戸市 水南小	文具 ノート他	2/16	安城市 岡本氏	学用品他
2/14	橋本市 原田子供会	封筒 便箋他	2/16	横浜市 鈴木氏	学用品他
2/14	新潟市 岡村氏	玩具 文具	2/16	東京都 高坂氏	ランドセル他
2/14	東京都 中村氏	文具	2/16	柏市 浅野氏	学用品他
2/14	大阪市 カメラのキタムラ	文具	2/16	匿名6件	学用品他
2/14	箕面市 箕面中	文具	2/20	東村山市 花沢氏	カバン 書籍他
2/14	東京都 一之台中1年	文具	2/20	市川市 石氏	学用品他
2/14	匿名	鉛筆 他	2/20	東京都 中部電力	手帳
2/15	北九州市田原小児童会	文具	2/20	与野市 柏氏	学用品他
2/15	埼玉県 鷺宮町東中	学用品他	2/20	高梁市 高梁高校	学用品他
2/15	大宮市 浅間氏	学用品他	2/20	東京都 尾久西小5-1	ノート 鉛筆他
2/15	福岡県 栗山氏	学用品他	2/20	大和郡山市ラビット	消しゴム
2/15	大阪市 赤田氏	学用品他	2/20	東京都 上原中	学用品他
2/15	名古屋市 伊藤氏	学用品他	2/20	東京都 松井氏	学用品他
2/15	東京都 上野恩田高家庭クラブ	学用品他	2/20	東京都 市川氏	子供の絵本
2/15	加須市 花崎北小	学用品他	5/11	(財)教育整備助成会	輪転機 電子複写機
2/15	栃木県 石川氏	学用品他	5/31	(財)モラロジー研究所	電子複写機他200万円相当
2/15	高野町 高木氏	学用品他	5/31	マーチオブザミュージック	学校音楽教材270万円相当
2/15	横浜市 太田氏	ランドセル他	H8		
2/15	東京都 大谷氏	学用品他	3/28	兵庫県電気工事工業組合	裁断機 エレクトーン
2/15	多摩市 北諏訪小	学用品他		尼崎支部	

●第6節 建築物の応急危険度判定

建設省の指導に基づき、全国自治体等の職員（応急危険度判定が可能な技術者）の応援を得て危険度判定を実施した。

応急危険度判定というのは、地震により被災した建築物が、余震等による建築物の倒壊や部材の落下物などから生じる二次災害を防止するため、迅速かつ的確に被災建築物を調査し、当該建築の当面の使用継続の可否を判定するものである。

① 危険建築物の調査

県建築指導課の指示に基づき、震災により、明らかに危険な状態となった被災建築物の所有者らに注意喚起を行った。

そして二次災害のおそれのある被災建築物に、「この建築物は危険です。立ち入ったり、近寄らないでください。兵庫県・尼崎市」の張り紙を張り付けた。

これは建築基準法等に基づく措置ではなく、あくまでも二次災害を防止するための緊急措置である。

[実施内容]

- 1) 実施主体
尼崎市および兵庫県
- 2) 対象地域
市内全域
- 3) 対象建築物
公共施設・共同住宅・個人住宅
- 4) 実施期間
7日間
- 5) 調査者
建築指導担当職員等、延べ70人
- 6) 調査方法
被災建築物を外観目視による調査の結果、危険な建築物には「この建築物は危険です。立ち入ったり、近寄らないでください。兵庫県・尼崎市」の張り紙を張る。
- 7) 貼付棟数および口頭指導棟数

貼付棟数

(平成7年1月20日現在)

区分	公 共 設 施	共 同 住 宅	個 人 住 宅	合 計
貼 付 数	2	33	61	96

※ 口頭指導棟数 252棟

② 応急危険度判定

被災した建築物が余震等でさらに被害が進むのではないかと、という市民の不安を解消することを目的に、マンション、アパート等のすべての共同住宅を対象に、応急危険度判定を実施した危険建築物の調査で、明らかに危険な建築物について「この建築物は危険です。立ち入ったり、近寄らないでください。兵庫県・尼崎市」の張り紙を張り付け、注意喚起してきたが、引き続きマニュアルに基づき、被災した建築物の応急危険度を判定し、二次災害防止を目的に実施したものである。

[実施内容]

- 1) 実施主体
尼崎市および兵庫県
(建設省の指導に基づき、各都道府県および住宅・都市整備公団の職員の応援)
- 2) 対象地域
市内全域
- 3) 対象建築物
共同住宅・長屋 11,509棟
- 4) 実施期間
12日間(平成7年1月25日～2月5日)
- 5) 判定士等
延べ 651人
- 6) 判定方法
応援判定士2人を1班とし、本市職員1人を案内役および市民対応役に、そして建築指導担当職員を班のコントロール役として配置した。そして、調査地区の基地(公共施設)までマイクロバスで送迎し、自転車で調査し、外観目視により判定する。

判定結果のシールを建築物に張り付ける。

- 「危険」(赤色) 使用不可
 「要注意」(黄色) 一時立入りのみ可
 「調査済」(緑色) 使用可

7) 被災建築物の応急危険度判定結果

(平成7年2月5日現在)

地 区	判 定 調 査			調 査 件 数
	赤	黄	緑	
北 西	141	820	3,289	4,250
北 東	141	522	1,396	2,059
南 西	167	706	2,951	3,824
南 東	29	156	1,191	1,376
合 計	478	2,204	8,827	11,509

※ 調査地区の区分方法
 JR神戸線(東西)と五合橋線(南北)を十字に区分し、
 4地区と定めた。

8) 危険度判定率

(平成7年2月5日現在)

判 定	棟 数	率 (%)
赤	478	4.2
黄	2,204	19.2
緑	8,827	76.6
計	11,509	100.0

(平成7年1月29日～2月7日)

5) 調査者

延べ 197人

6) 調査方法

- a 外観目視により判定する。
 b 判定結果の危険度を口頭により説明する。

7) 応急危険度判定調査結果

(平成7年2月7日現在)

調 査 地 区	判 定 結 果 (口 頭 説 明)			調 査 件 数
	赤	黄	緑	
本 庁	108	191	139	438
小 田	22	61	83	166
大 庄	48	114	123	285
立 花	68	233	308	609
武 庫	54	216	433	703
園 田	50	125	177	352
合 計	350	940	1,263	2,553

③ 個人住宅を対象に応急危険度判定

兵庫県建築士事務所協会阪神支部と大手ゼネコングループのボランティアの応援を得て、調査の要望があった被災個人住宅を調査し、その危険度を口頭説明した。

[実施方法]

- 1) 実施主体
尼崎市
- 2) 対象地域
市内全域
- 3) 対象建築物
個人住宅 2,553棟
- 4) 実施期間
 - a 兵庫県建築士事務所協会阪神支部
(平成7年1月25日～28日)
 - b 大手ゼネコングループ

反省

1 他の施策に係る調査先でのトラブル

建設省の指導に基づき、今回の阪神・淡路大震災で「応急危険度判定制度」を全国で初めて実施した。ところが、本市では「応急危険度判定制度」の存在は知っていたが、どのように運用したらよいか、全く理解できていない中、また、市民にPRなしで二次災害を防止するという目的で外観目視による危険度判定を全国自治体等の職員の応援を得て調査した。

危険度の判定結果は、他の施策にリンクしないことを説明してきたにもかかわらず、災害救助法に基づく被災状況を全壊・半壊等の判定を必要とする他部局、および市民も赤色を全壊・黄色を半壊・緑色を一部損壊と解釈した。そのため、義援金、応急仮設住宅の入居、公費解体等々家主と借家人のトラブルに巻き込まれるなど混乱を招いたのが実状である。

2 苦情処理対応の不十分さ

地域防災計画に「応急危険度判定制度」の位置づけがなかったために、建設省・県建築指導課の指示に基づき活動する中で、建築指導担当部署ですべてのことを処理せざるをえない結果となり、さまざまな苦情を持ち込まれる事態を招き、その対応に苦慮した。

また、第一線で行動する職員は、テレビ等を見る時間がなかった。そのため、国や県の施策や周辺被災市の状況も、ほとんど知る機会もなく、情報収集が不十分の中で市民からの問い合わせ等に対処したために、適切な対応ができなかった。

その結果、ボランティア活動が大きく取り上げられ、行政は何もしてくれなかったという印象を市民に与えてしまった。

3 家主と借家人とのトラブル

貸家業を営む家主は自己の所有する被災建築物の内外を調査し、危険と判断したものについて借家人を避難所へ避難させていた。しかし、避難していた借家人が応急危険度判定の判定結果の張り紙を見て、元の被災建築物へ戻ったケースがあった。ここで家主側は、この際、借家人との契約を解除したい意向もあり、市に対して危険度判定を「黄色（注意）」から「赤色（危険）」に変更してほしいと要望したり、余震によって被災建築物が倒壊し借家人がけがをする可能性について、市の責任等を問う苦情があり、その対応に苦慮した。

意見

今回の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「被災建築物応急危険度判定」のための体制を早急に整備することが重要である。

1 国および都道府県における「被災建築物危険度判定」の制度化と相互支援体制の整備

- ① 応急危険度判定士の養成
- ② 応急危険度判定実施に伴うマニュアルの作成
- ③ 応急危険度判定に関する研修会や訓練の実施
- ④ 応急危険度判定士の権限・災害補償
- ⑤ 応急危険度判定の役割を明確にする。

2 地域防災計画に「応急危険度判定制度」を位置づける。

3 応急危険度判定の効力等

応急危険度判定後の、赤色（危険）を貼付した被災建築物に対して、使用制限といった強制力を持たせるかどうか、また、応急危険度判定と他の施策との整合性の確保を検討する必要がある。

何かできることがあれば（救援活動）

全国各地からの救援物資や義援金に加え、ボランティアの申し出が相次いだ。会計室は、義援金品と同時にボランティアの受け付けも開始、後にボランティアに関しては、同和対策室に受付窓口が変更された。救援物資は会計室で受け付け、その仕分け・搬送・配送などは方面部である福祉局と市民局が担当した。り災証明願いには、社会福祉協議会会長か民生児童委員の証明印を必要とし、昼夜の別なく証明を行わねばならなかった。応急給水は地震発生当日の午後から開始した。車両、人員、資機材の不足などのため思うように進まず苦慮していたところ、兵庫県から給水車の応援について照会があり、給水車の不足を訴えた。19日午前5時30分自衛隊の給水車20台が猪名川事業所に到着し、ただちに給水活動を開始することができた。また、立花町3丁目の火災現場での捜索活動に自衛隊の支援をいただいた。全国各地の自治体からは、応急給水やごみの収集、避難所の警備や救援物資の運搬、り災証明や災害援護資金に関する事務などに、大きな協力を受けた。

●第1節 ボランティア活動

1 ボランティアの受け入れと派遣

※(1) 会計班での受け入れ(1月25日まで)

全国各地からの救援物資や義援金といった物的支援に加え、「少しでも被災者の役に立ちたいので、手伝えることがあれば……」という善意の申し出が会計班にも相次いだ。

修正前の地域防災計画では、災害発生時に支援を求める民間組織として、社会福祉協議会や日本赤十字奉仕団のほか、専門性を有するサークルや職能団体の活用は計画されていた。しかし、今回のようにとくに専門分野を持たない、幅広い層の一般ボランティアは想定していなかった。当然のことながら、こうした大勢の人たちを受け入れる窓口すらも明らかでなかった。

そうしたなかで会計班は、ボランティアを申し出

た方々に対する受け入れ窓口の確認のため、災害対策本部と協議した。その結果、金品と同様に会計班で受け付けされたい旨の回答があり、義援金品と同時にボランティアの受け付けも開始した。

※(2) 受付窓口の変更

会計室ではボランティアの受付窓口となったものの、救援物資や義援金の受け入れに加え、ボランティアの受け付けと派遣などの対応にあたるには、現行体制では不可能に近い状態になってきた。そのため、ボランティアに関してのみ、災害対策本部の他の部での対応を依頼したところ、第3協力部（同和対策室）で対応する旨の回答を受け、1月25日をもって総括部会計班から第3協力部に受付窓口が変更されることとなった。

※(3) 同和対策室での対応(1月26日以降)

同和対策室では、会計室からボランティアの登録

<受付票>

- ・氏名、年齢、住所、電話番号
- ・申出件名
- ・協力人員、日時（期間）、1日の時間帯、希望場所（地域）
- ・具体的な協力内容（詳細に把握）
（連絡票 No. 受付日 受付者氏名を記入しておく）

<ボランティアへの連絡票>

- ・受付番号
- ・氏名、年齢、住所、電話番号
- ・申出件名
- ・各方面部の業務内容（行政からの依頼の場合に記入）
 - 1 ○○○方面部 ○○班
 - 2 業務内容及び人数（日時・時間・場所等条件を含む）
 - 3 依頼責任者 ○○課 氏名
- ・申出者との協議内容
- ・配置日（月 日～月 日）配置先

名簿を引き継ぎ、その後も増える申し出の受け付けに追われながら、登録したボランティアの活用に向けての取り組みを始めた。

① 登録から派遣までのシステムづくり

まず、ボランティアの登録名簿を支援できる項目によって分類することから始めた。これによって、ボランティア派遣の要請（ニーズ）があれば、すぐにその分類された名簿から探し、ボランティアを派遣できるよう体制を整えた。

そして、その後のボランティア登録に際しては、日当、交通費の支給はない旨を伝え、再度確認のうえ、登録を行うこととした。

また、市民からボランティア派遣の要請があった場合、「受けた者が処理する」ことを基本として行った。

ボランティア派遣の要請を受けて、登録名簿から、活動内容、人員、場所、時間などの適切なものを探し、ボランティアに電話連絡する、ボランティアの了解が得られれば、必要事項を連絡して対応してもらう、という手順である。

このため、ボランティア申し込みの「受付票」、派遣要請があったときにその内容を記録する「ボランティアへの連絡票」を作成した。

それらに記載する項目は左のとおりである。

ボランティアの申し込みは、市内だけでなく市外からも数多くあった。しかし、遠方からのボランティアの場合は、交通費や宿泊の場所、食事の確保などの問題もあり、これらの条件整備を行うゆとりもなかったため、ボランティア活動を依頼することが難しいと考えられた。

団体などの組織的なボランティアは、むしろこういった点については自らで解決しながら活動に取り組んだが、個人的に参加を申し出たボランティアについては、自分で確保することも難しいと考えられたため、やむなく1月末ごろから、市外の人でしかも個人からの申し出の場合は断らざるをえなかった。ただ、医療や建築など専門ボランティアについては、市外の人といえども受け付けることとした。

② ボランティアの活用のPR

一方、ボランティアを実際の活動に結びつけるべく、ボランティアの利用を呼びかけるPRを「市報あまがさき」（1月28日臨時号から）に随時掲載し、ケーブルテレビ「チャンネルウェーブあまがさき」で流したほか、日刊紙やテレビにも機会あるごとに情報を提供した。

しかし、ボランティアの登録が進むのに対し、ニーズはそれほど表面化してこなかった。

そこで、災害対策本部の各部へボランティアの登録状況とその活用を周知するために、災害対策本部員会議で報告するとともに、とくに市民により身近な各支所を回り、ボランティアの利用を呼びかけた。

※(4) ボランティアの登録

地震発生直後から、ボーイスカウト、キリンビール、コープこうべ、京都トラック協会、大学等から支援の申し入れがあり、それとともに、個人や市内高等学校の生徒などからも支援の申し出が相次いだ。ボランティアの登録は、当初会計室で受け付けて

いた1月25日までに152件があり、1月末までには、計303件登録された。その後、2月は221件。3月以降6月までの4か月間は36件の登録があった。1月、2月の混乱とそのなかでの救助・救援期に登録者の9割以上が登録され、3月以降の登録は少なかった。6月末までにボランティア登録された554件の内容は、下表に示すとおりである。

ボランティア登録件数一覧

分類	年代		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不詳	合計	うち、市外
	男	女									
何でも	男	12	33	7	9	3	6	26	96	(60)	
	女	26	59	17	15	9	6	29	161		
	計	38	92	24	24	12	12	55	257		
医療*1	男	—	1	4	1	—	—	10	16	(16)	
	女	—	5	14	2	1	1	8	31		
	計	—	6	18	3	1	1	18	47		
運搬	男	—	2	3	1	1	1	28	36	(14)	
	女	—	—	—	1	—	—	2	3		
	計	—	2	3	2	1	1	30	39		
子供・老世の 人話	男	—	1	—	1	—	1	10	13	(13)	
	女	2	5	—	1	2	1	5	16		
	計	2	6	—	2	2	2	15	29		
上記計	男	12	37	14	12	4	8	74	161	(103)	
	女	28	69	31	19	12	8	44	211		
	計	40	106	45	31	16	16	118	372		
建築士										5	(3)
工事	建築5 家屋解体3 防水シート張り2 道路補修1 空調機器修理1 溶接1 屋根修理2 建設1 がれき処理1 下水工事2 電気工事8									27	(25)
衛生	クリーニング3 洗髪4 風呂提供3									10	(2)
通訳等	通訳14 手話2									16	(4)
炊き出し										13	(5)
住宅提供										97	(74)
その他	コピー機提供5 遺骨預かり1 プール開放1 自転車修理1 供養1 代筆1 コーラス合唱1 屋外彫刻物調査1 外国語指導1 避難所カラオケ慰問1									14	(8)
総合計										554	(224)

*1：医師、検査士、カウンセラー、薬剤師、栄養士、接骨、理学療法士

2 ボランティアの活動

ボランティアの支援要請に対して、実際に派遣した内容をまとめると、下表のようになる。

尼崎市が登録し、支援要請を受けてボランティア

を派遣した活動実績は、延べ4,406人(736件)であった。その内訳は、個人ボランティアが752人(215件)〔「市民への支援」(334人、171件)、「行政への支援」(418人、44件)〕、団体によるボランティアが3,654人(521件)である。

ボランティア派遣状況 (平成7年6月30日現在)

① 個人ボランティア

市民への支援				行政への支援		
項目	件数	人数	項目	件数	人数	
屋根の防水シート張り	95	95	各支所等事務補助 (り災証明、義援金受付)	14	117	
室内整理、家具撤去	26	52	避難所応援	6	32	
引っ越し手伝い (人、トラック)	14	36	救援物資仕分け、搬送、	9	132	
家具一部撤去、修理	12	14	避難所への給食配送等			
住宅のあっせん、荷物預かり	5	5	コピー機の借用	5	5	
炊き出し応援	8	113	給水所応援	4	104	
クリーニング、洗髪、マッサージ	7	7	避難所健康チェック	2	10	
老人の世話	3	11	学校間移転搬送(机、いす)	2	12	
家屋危険度調査	1	1	下水道管調査	1	5	
			翻訳	1	1	
合計 ①	171	334	合計 ②	44	418	

② 団体などによるボランティア

団体等の名称	派遣先	期間	延人数	延人数計	備考
ボーイスカウト	福祉課	1/22	80	2,823	物資仕分け
	各支所	1/23~2/13	227		救援物資搬送
		1/23~1/28	60		〃
		1/29~4/3	1,707		〃
会計室	1/31~3/12	749		物資仕分け	
キリンビール	福祉課	1/23~1/28	60	214	救援物資搬送
		1/29~2/5	154		〃
京都トラック協会	福祉課	1/23~2/28	193	193	救援物資搬送
コープこうべ尼崎東コープ委員会	福祉課	2/28~3/5	101	101	義援金あて名書き
近畿大学工学部	福祉課	3/7~3/31	37		〃
	老人福祉課	3/2~3/31	178	215	救援物資搬送
ボーイスカウト堺第13団	福祉課	2/26~3/19	40	40	救援物資搬送
尼崎市退職者互助会	各支所	3/8~3/29	68	68	救援物資搬送
合計 ③			3,654	3,654	

総合計 736件 4,406人 (①+②+③)

実際にボランティアが活動したのは1月22日からであったが、1月末から2月にかけては救援物資（市役所東側の橋公園と尼崎市記念公園総合体育館に集積）の仕分け・搬送がほとんどであった。

救援物資は会計班で受け付けたが、その仕分け・搬送・配送などは方面部である福祉局と市民局の職員が担当していた。しかし、続々と届けられる膨大な量の救援物資は、すぐに必要とされるものやそうでないもの、物資の種類、大きさなどその仕分けに大変な労力を必要とした。また、交通事情もよくなかったり、配送の車や人の不足などで、とても市職員だけでさばききれぬ状況ではなかった。

このため、早くから支援の申し出のあった団体（ボーイスカウトやボランティアセンター）の協力

を得て、総合体育館で保管されている布団、毛布、衣料品類をはじめ、「ゆうパック」で送られてきたさまざまな義援物資を分類し、整理・保管した。

もちろん救援物資の仕分け・搬送の応援は、こうした市内の団体だけでなく、市が受け付けたボランティアの協力も得て進められたが、そのほとんどは市内の団体によるボランティアに依頼する結果となった。

その一方で、個人ボランティアの登録が進むのに比べて、PRの不十分さか、あるいは市民のほうで何をボランティアにお願いしてよいかわからないという不慣れさからか、なかなかニーズが表面化してこなかった。

登録したボランティアを待ち状態にするよりも、

月別のボランティア派遣状況

区 分		月 別						合計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	
市民への支援	屋根の防水シート張り	7	35	28	16	9	—	95
	室内整理、家具撤去	3	5	10	3	4	1	26
	引っ越し手伝い（人、トラック）	—	4	4	5	1	—	14
	家屋一部撤去、修理	2	5	5	—	—	—	12
	住宅のあっせん、荷物預かり	—	3	2	—	—	—	5
	炊き出し応援	2	5	1	—	—	—	8
	クリーニング、洗髪、マッサージ	4	2	1	—	—	—	7
	老人の世話	—	1	1	—	1	—	3
	家屋危険度調査	—	1	—	—	—	—	1
小 計 ①		18	61	52	24	15	1	171
行政への支援	各支所等事務補助	3	10	1	—	—	—	14
	避難所応援	1	4	1	—	—	—	6
	救援物資仕分け、搬送	3	4	2	—	—	—	9
	コピー機の借用	2	3	—	—	—	—	5
	給水所応援	2	2	—	—	—	—	4
	避難所健康チェック	—	1	1	—	—	—	2
	学校間移転搬送（机、いす）	—	—	1	1	—	—	2
	下水道管調査	—	1	—	—	—	—	1
翻 訳	—	—	1	—	—	—	1	
小 計 ②		11	25	7	1	—	—	44
団体等によるボランティア③		150	200	148	23	—	—	521
合 計 ① + ② + ③		179	286	207	48	15	1	736

注1：団体等によるボランティアの件数は、日ごとの総件数の月別集計から個人ボランティアの件数を減じて算出したもの。

注2：総件数は、3月以降、日ごとの集計がなく、ある期間ごとに集計されているため、月にまたがる集計は日数の比率によって件数を按分した。

具体的には、3月30日～4月3日の9件を3月分を4件、4月分を5件とし、4月26日から5月1日の9件を4月分を7件、5月分を2件とした。

この「善意の申し出」を何とか有効に活用すべく、災害対策本部の各部や各支所へ照会した結果、混乱する行政内部からの支援要請が多くあがった。もちろん市民からのニーズがあれば優先するものの、これも行政サービスをよりスムーズに行うことで間接的に市民への支援になることから、ボランティアに応援を依頼したものである。

市民への直接的支援では、件数では「屋根の防水シート張り」が最も多く、「老人の世話」などが少ない。これは、従来からの福祉ボランティア等は、各所管（福祉局、あるいはボランティアセンター）との直接のつながりのなかで活動された部分が多いためと考えられ、災害対策本部で直接扱えたのは結果として少なかった。

これに対して行政への支援は、件数は少ないものの、比較的多くの人数を必要とするものが多く、「各支所等事務補助（り災証明発行、義援金受付）」「給水所応援」「救援物資仕分け」など、多くの人手を必要とした。とくに「給水所応援」や「救援物資仕分け」などは市内の高校生が多く、高齢者の水汲みの手伝い、中高層階への水運びなど力仕事に大きな支援となった。

以上、ボランティア派遣の件数を月別推移で示すと、前ページ表のようになる。

ボランティアの派遣は3月までが中心で、救助・復旧を中心とする時期、あるいは平静さを取り戻すまでの時期が中心であったことがわかる。復興期ともいえる4月以降は少ない。

4月以降は、個人ボランティアでみるかぎり「屋根の防水シート張り」「室内整理、家具撤去」「引っ越し手伝い」といった内容であった。

3 ボランティアセンターでの取り組み

❖(1) 震災ボランティアの受け付けと活動

震災ボランティアは、ボランティアセンターにも急ぎの応募があった。ボランティアセンターとし

てとくにPRしたわけではないが、震災当日から応募があり、市内69人、市外34人の個人と大阪の外国語大学学生100人の計203人の登録を行った。

この方々には、給水および家屋修理（152件）、事務手伝い（95件）、保育（12件）、運搬（56件）の合計315件の活動を依頼した。

❖(2) ボランティアニーズの掘り起こし

ボランティアセンターとしては、日ごろかかわっている要援護者への活動の展開を、尼崎ボランティア連絡協議会に依頼する一方で、2人の職員（職員は全部で3人、残り1人はボランティア・コーディネーターとして事務所でボランティアの登録、コーディネーション業務を担当）で特別養護老人ホーム、老人保健施設、小規模作業所などを1日で1～2施設、計16施設を巡回し、ニーズ把握を行った。

これらの施設はそれほど大混乱という状況ではなかったが、水汲み、救援物資の配送などのボランティアを必要としており、とくに個人ボランティアに依頼した。

また、学校、防災センター、共同利用施設などの避難施設も巡回し、管理者との情報交換のなかでニーズ把握に努めた。ここでも、それほど大混乱もなく、落ちついてからの清掃作業などのニーズ程度で、主として市内の高校生に依頼した。

❖(3) ボランティア・コーディネーション

ボランティアセンターでは、ボランティア・コーディネーターという職種の職員は1人であるが、今回の震災においては、ボランティアニーズの掘り起こしや、普段から職員それぞれが培ってきた人的ネットワークを通じて、職員全員でボランティア・コーディネーションにあたった。

❖(4) 既登録ボランティアの活動実態

登録ボランティアグループおよび個人グループの活動実態は、下表に示すとおりの内容で、延べ5,418人が活動した。

震災直後からしばらくの間は、要援護者の安否確認、水汲みなどの作業が中心であった。

2月中旬からは、救援物資の仕分けが多く、3月中旬まで続いた。震災ボランティアが活動したのはこのころまでで、それ以降はほとんど既存の登録ボランティアで対応している。

また、この時期には、市内の高校（福祉教育推進校、いきいきハイスクール創生事業指定校）にも呼

びかけ（すでにどの高校も自主的な取り組みが始まっていた）、生徒たちでできる活動が始まった（2月～3月）。その後、すべての高校で生徒会が動き、義援金の募金活動、避難所への援助活動が広がった。

4月以降は、仮設住宅への支援体制の確立として、ふれあいセンター運営への協力（市内で4か所設置：小田南公園、神崎、東園田野球場、橋公園野球場）、要援護者仮設住宅（ケアハウス）へのボランティアの援助活動のサポートなどを行ってきた。

既登録のボランティアグループ・個人ボランティアの活動実態

グループおよび個人		主 な 活 動 内 容	延人数
福祉関係ボランティア	介護 (9)	安否確認、情報提供、引っ越し手伝い、仮設住宅訪問（ケア付き仮設住宅）、お話し会	140
	点訳 (8)	安否確認、友愛訪問	65
	朗読 (5)	安否確認、家の中の片付け等	57
	手話 (11)	安否確認	145
	病院 (4)	病院内の水汲み、介護補助、話し相手、医療補助品の調達等々	821
大 学 (2)	募金活動 (3,560,000円)	250	
専 門 学 校 (1)	福祉施設での応援活動	1,200	
高 等 学 校 (11)	募金活動(3,663,518円) 避難所での応援活動（物資の配付、清掃、子どもたちとの遊び）、仮設での大工仕事（工業高校）	1,257	
地 域 ・ 野 外 活 動 等 (1)	炊き出し、仮設住宅訪問（ティッシュ配付、コーヒーサービス、イベント企画等）	43	
その他・施設訪問等 (5)	救援物資仕分け、イベント企画等	915	
個 人	安否確認、友愛訪問、車いす介助	233	
ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会	所属グループに震災後のボランティア活動についての依頼文送付 救援物資仕分け・配付 入院患者の友愛訪問、仮設住宅訪問 ふれあいセンター運営（2年間）	292	
合 計			5,418

注：グループおよび個人欄のカッコ内数値はグループ数を示す。



総合体育館での救援物資配付作業

❖(5) 既登録の企業ボランティア

このグループおよび個人のほかに、企業関係のボランティアも積極的に活躍した。ボランティアセンターでは震災前から企業の社会貢献活動と連携してボランティア活動を展開していくために、「企業ボランティア懇話会」をつくっていた。しかし、大震災の混乱のなかで連絡や調整もできないまま、企業はそれぞれできることから着実に取り組んでいった。

後に、ボランティアセンターに登録されている企業の活動状況を確認したところ、下表のような状況であった。もちろん、これ以外にも多くの企業がいろいろな場で活動したものと考えられるが、その実態については残念ながら十分に把握できていない。

企業の活動状況

企業等	主な活動内容	延人数
キリンビール	救援活動、救援物資搬送、施設開放（入浴場開放利用者：15,000人）	356
N T T 尼崎	救援物資、兵庫区での入浴場開放、船上避難所での食事の用意	430
コープこうべ (塚口コープセンター)	仮設住宅訪問	95
連 合	義援金（645,370,000円）。ただし、2月15日現在の連合全体での義援金	

4 その他のボランティア活動

① 人的ボランティアの応援活動

総合体育館で保管されている布団、毛布、衣料品のほか、「ゆうパック」で送られてきた物資などの分別整理をボーイスカウトおよびボランティアセンターなどに依頼し、それぞれ内容に応じて整理、保管をした。

② 物的ボランティアの応援活動

救援物資の受領のため、フォークリフトの必要性を痛感し、関係課を通じて労働安全基準協会の協力を得て運転員ともども借用した。

③ 救援物資などの配付、回収

◇救援物資などの配付

総合体育館などで保管している救援物資の配付などを方面部と協議し、ボランティアセンターの協力を得ておおむね100人以上の避難所に配付した。

◇救援物資などの回収

避難所に配付した救援物資の不用分を方面部と協議し、ボランティアセンターの協力を得て回収するとともに体育館に集結させて整理した。

◇市内に居住している被災者への配付

総合体育館などで保管している救援物資の配付方法などを方面部と協議し、配付日時、場所などを「市報あまがさき」で広報し、ボランティアセンターの協力を得て体育館の玄関などで3月11日(土)、12日(日)に配付した。

4 避難所でのボランティア活動

尼崎市の避難所でも多くのボランティアの活躍があった。各方面主任等から報告のあった避難所におけるボランティア活動は次のとおりであったが、ここで記載できていない活躍が数多くあったのは言うまでもない。

◇避難所への配食の手伝い

ボーイスカウト各団をはじめ、社会福祉連絡協議会会長や消防団、トラック協会、個人にいたる人々が避難所への配食の手伝いを実施（1月20日過ぎに各方面主任の指揮のもとで活躍）した。中には、ワゴン車の提供があったり、車の提供だけにとどまらず運転手付きのボランティアもあった。弁当などを短時間で届けようとして頭を痛めていた職員は大いに助けられた。

2月初めには、京都府トラック協会から、1日当たり6人の運転手さんとトラック3台を提供していただき、救援物資の配付に大きな力となった。また、救援物資の受け入れや整理を行うボランティアとして、コーシン運輸、キリンビールなどの社員や学生などに献身的な活動をしていただいた。

◇避難所の物資の仕分け

全国から緊急援助物資が届けられたが、これらの物資のほとんどは、本庁の援護班で集約・管理されていて、それらが各方面部を通じて避難所に届けられたのである。その物資の仕分けの一翼を担ったのが、兵庫県内の町村職員やガールスカウト、体育指導員などであった。

◇避難してきた人々に炊き出し

避難所での食事は、輸送時間のかかった弁当や飲料水などであったため、温かいものというわけにはいかなかった。日にちの経過とともに、温かい食事に対する欲求はしだいに増幅していったようだ。1月末ごろになると幾つかの避難所で社会福祉協会や女性の趣味のグループなどが食材や器材を調達して、温かい味噌汁を提供する活動を始めた。

ボランティアの一人は、「程度の差こそあれ、

ボランティアの声

震災にあって、うれしく、たのしく思ったのは人の心、人の力でした。やはり日ごろからご近所、地域のコミュニケーションがとても大切だと身をもって学びました。

この震災で本当に悲しい思いをされた人々が大勢いらっしゃると思いますが、きっと人の力のたくましさに励まされた人々も多くおられることでしょう。ボランティアはお互い様だと思います。ハンディキャップのある方に元気な者が手をさしのべお手伝いする、それで十分ではないでしょうか。これからも、夫の理解のもと無理のないボランティア活動を続けていけたらと思っています。

女性センターレピエ自主グループ連絡会

西森 道子

ボランティアの声

ボランティア活動とは「今、ここで必要とされていることは何か」を感じ取り、自分の力に合う実践活動に参加し、問題解決に向かって手をつなぐことと、仲間の人々で確かめ合うことができた。

ボランティアグループ「園」

松井 泰子

ボランティアの“炊き出し”は震災後、焦燥に駆られたり、空虚な状況になった人々の心をひとときではあったがなごませたと語っていた。

5 宿泊場所の提供

労働組合のボランティア活動として、連合（日本労働組合総連合）本部が活動の主体となり、地域労働組合の「連合兵庫」と「連合阪神」が協力し救援活動を行った。

尼崎市の労働者の拠点である労働センターを、近畿・北陸以東の救援物資の収集や救援活動の「東部の拠点」として、地域被災者へのボランティア活動を始めた。

その主な活動内容としては

① 救援物資の受け入れ搬送（救援センターと東

灘区避難所の往復)

連日 10か所 延べ160か所

② 飲料水の配送 (西宮市水道の範囲)

連日 10か所

③ 簡易風呂の管理手伝い (宝塚市)

連日

などといった活動であった。1月23日から2月28日までの37日間延べ4,042人の連合加盟の組合員によるボランティアが活躍した。

この間、労働センターの和室などをボランティアのための仮眠所として提供してきた。

なお、連合の「西部拠点」は加古川に置かれた。

2) 入院保険金 3,000円/1日

3) 加入者数

2月/500人、3月/500人、4月/50人、5月/20人、6月/10人 合計 1,080人

5 ボランティア保険

当初、社団法人日本損害保険協会から傷害保険の寄付(3,720円、500人分)の申し出があった。災害救助および災害復旧に携わるボランティアに傷害保険をかけることとなり、万一の負傷などに対して補償するために、2月6日からボランティア保険がかけられた。

第1回の2月分はこの寄付金が充てられ、3月分以降は公費によって保険が継続された。

① 対象者

尼崎市の災害対策本部が受け付けた救援ボランティアのうち、実際にボランティア活動に従事している人(名簿に登録されている人に限る)を対象としたものである。

② 条件

被災地に向かい、被災地でのボランティア活動に従事し、その活動を終了し帰宅するまでの間にボランティア活動に関連した事故により死亡または負傷した場合に保険金が支払われる。「地震による傷害」も対象となる。

平成7年2月6日～7月6日(1か月ごとの更新)

③ 補償金額

補償金額はボランティア1人につき次のとおり。

1) 死亡、後遺傷害のとき 500万円

●第2節 自治会活動と市民の協力

❖(1) 社会福祉協議会・民生児童委員の活動

地震当日は、電話をする者、社会福祉協議会会長宅へ出向く者あるいは会長からの電話、来庁の対応などにより、まず会長宅および付近の被害状況の聞き取りから始まった。

そして、当面の事業は、当然のように中止または延期が決定され、地震関連活動を開始することとなった。

地震当日から次々に会長が来庁し、「我々は何をすればよいのか」との問い合わせもあったが、突然のかつてない甚大な被害であり行政も何から始めればよいのか戸惑っている状態であった。しかし、何かしなければとの思いで、とりあえず地域の被害状況把握への協力を依頼した。また、民生児童委員には、この他保護世帯の状況把握についても依頼した。

断水が多かった地域では、給水場所・時間等の連絡にも協力を要請した。

しばらくの間は、次々に寄せられる情報に被害の大きさがひしひしと伝わって来るように感じたものである。

地震に関することでは、先に述べた地域の被害状況の把握のほか、福祉会館・集会所を避難所とするための開設準備および管理や避難者の人数把握、その後の配食の協力、地震情報の広報協力など行政と一体となって活動を行った。

また、福祉会館・集会所・仮設住宅の避難所等へ「温かい食べ物を」と自治会だけでなく各種団体やグループが炊き出しを行った。

社協会長と民生児童委員の活躍で忘れてならないのは「り災証明」における協力である。

1月21日から5月31日までのり災証明願いには、社協会長または民生児童委員の証明印を必要とした。この証明印をもらうために夜11時を過ぎても訪れる

人があり、昼夜の別なく証明を行わねばならず、家を留守にできない状態が続いた。その証明の数は、多い人で600件にもなった。

被災者が仮設住宅へ入居の後も、ふれあい相談員とともに消火訓練・ふれあい相談など巡回を行い、ふれあいセンター運営に協力した。

❖(2) その他の団体・グループ・市民等

各種団体等の協力もあった。各方面班によって協力の団体等は異なるが、赤帽協会、トラック協会、ボーイスカウト、消防団員、他市職員・議員、弁護士会、一般市民等々である。

協力の内容を紹介すると、赤帽協会、トラック協会、ボーイスカウトは、主に避難所への救援物資・食事の整理・搬送に協力した。搬送については、車も提供してもらい、行政の車両不足を補うことができた。

消防団員もまた、消火活動・火災警戒等に加え救援物資等の搬送の協力を行った。

他市職員は、り災証明の申請受付、証明書作成および発行の協力、生活福祉資金貸付申請事務、救援物資・食事の整理・搬送など多種多様であったが、篠山町職員と議員には避難所に泊まり込みの警備もしていただいた。

弁護士会は、震災により借地・借家等の民事問題相談が急増したため、大阪・神戸の弁護士会の協力で相談員を増員し対応した。

一般市民・ボランティアは、各種事務の補助のほか、人的協力ができない市民からは、ワゴン車無償貸与があり、1月19日から2月24日まで借り受け、救援物資等の搬送などに使用し、公用車不足を補った。

断水地域では、井戸水を洗濯用水等にと井戸を市民に開放した方もあり水不足を補った。

また、その他いろいろな団体・グループや一般市民が、り災証明書発行事務、救援物資の整理、義援金事務に協力したことも忘れてはならない。

これらの協力により各方面班職員の負担も軽減された。

その他ある地区の老人クラブ連合会では、女性部

が主体となり、震災に負けず元気を取り戻すためと、地域住民および仮設住宅の老人を対象に復興演芸大会を開き、仮設住宅ヘタオルと雑巾を贈った。

市民の協力の内容

小田方面班

活動時期	実活動日数	活動内容	延人数	活動グループ等
1/23～1/31	9	物資搬送の補助	107	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーイスカウト小田地区 ・福岡市社協ボランティアセンター ・個人ボランティア ・吹田市の市民グループ
	4	被災箇所確認の補助	9	
2/1～2/28	28	物資搬送の補助	379	
	28	り災証明事務の補助	38	
3/1～3/31	13	物資搬送の補助	91	
	26	り災証明事務の補助	30	

武庫方面班

活動時期	実活動日数	活動内容	延人数	活動グループ等
1/24～1/31	7	り災証明事務の補助	22	<ul style="list-style-type: none"> ・市の受付ボランティア ・個人ボランティア ・武庫地区子ども会 ・地域グループ ・武庫北公民館グループ ・シャボン玉グループ ・「武庫のつる」編集者 ・地区給食サービスグループ
2/1～2/28	26	り災証明事務の補助	247	
	6	義援金事務の補助	22	
3/1～3/31	23	り災証明事務の補助	77	
	23	義援金事務の補助	94	

園田方面班

活動時期	実活動日数	活動内容	延人数	活動グループ等
1/30～1/31	2	物資配分搬送の補助 各種資料作成の補助	74	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団園田地区 ・ボーイスカウト園田地区 ・ガールスカウト園田地区 ・体育指導員 ・健康増進すみれ会園田支部
	2	り災証明事務の補助	3	
2/1～2/28	27	物資配分搬送の補助 各種資料作成の補助	633	
	17	り災証明事務の補助	50	
3/1～3/31	16	物資配分搬送の補助 各種資料作成の補助	351	
	18	り災証明事務の補助	67	
	2	義援金事務の補助	3	
4/1～5/8	4	義援金事務の補助	22	

他市町からの応援活動の内容

小田方面班

篠山町	2人(3/7は3人)	1/26~2/7 3/3、3/6~10、3/13	小田地区会館夜間警備 り災証明事務の補助
青垣町	2人	2/21~24、2/27~3/2 3/6~10	り災証明事務の補助
美方町	2人	2/24~25、3/10~11	り災証明事務の補助
上田市	2人	2/22~24、2/26~3/2 3/6~3/10	り災証明事務の補助

武庫方面班

温泉町	2人	2/1~20	物資搬送
相生市	2人	2/21~3/2	物資搬送
家島町	2人	2/21~3/2	義援金事務の補助
朝来町	2人	3/3~13	物資搬送等
市川町	2人	3/3~31	義援金事務の補助

園田方面班

丹南町	2人	3/3~13	義援金事務の補助
山南町	2人	3/6~10、3/14~31	義援金事務の補助
今田町	1人	3/6~10	義援金事務の補助

●第3節 自衛隊による救援活動

❖(1) 応急給水活動

地震発生当日の17日午後から、応急給水を開始したが、車両、人員、資機材の不足などにより思うように進まず苦慮していたところ、兵庫県から給水車の応援について照会があり、給水車の不足を訴えた。

18日、兵庫県から明日自衛隊が支援に向かうとの連絡が入ったため、自衛隊による応急給水の基地を阪神水道企業団の猪名川事業所に決定した。

同事業所は、本市のみならず、東方から神戸市、芦屋市、西宮市への支援に向かう自治体の応急給水基地としても使用された。

19日午前5時30分自衛隊の給水車20台が猪名川事業所に到着し、ただちに給水活動を開始することができたため、応急給水場所を前日の12か所から一挙に18か所に増やすことができた。

自衛隊による応急給水については、主に、多量に、しかも受水槽へ直接給水を必要とする医療機関への給水をお願いするとともに、市北部の断水地域への給水を1月27日までお願いした。

この間の自衛隊による応急給水は、給水車延べ79台、要員延べ158人、給水量290m³であった。

❖(2) 火災現場での捜索活動

立花町3丁目の火災現場における捜索活動に自衛隊の支援をいただいた。1月17日午後9時、陸上自衛隊第36普通科連隊の2人が北消防署長と現場踏査後、北消防署で打合わせを行った。

1月18日午前7時ごろ、陸上自衛隊の車両5台・隊員61人が北消防署に到着し、警察とも調整のうえ8時から捜索活動を開始し、同日午後4時40分ごろ終了した。



自衛隊による応急給水活動



立花町3丁目の火災現場

- ① 自衛隊救援車両・隊員
車両5台 隊員61人
- ② 民間借り上げ重機等（延べ台数）
ユンボ8台、ダンプ13台（2t車4台、4t車3台、11t車6台）、4t台車4台、フォークリフト2台

体験

自衛隊による倒壊家屋の解体作業

阪神大震災の被害家屋で通学路等に面し、余震等により被害の発生が危惧されるものなどを早急に除去し、安全を確保するため、自衛隊が派遣されることとなった。

平成7年2月2日から、伊丹市に駐屯する第36普通科連隊が、被害の大きかった武庫地区をかわきりに、全市ローラー作戦でくまなく被害状況の偵察を行った。

そして、平成7年2月10日、本市での倒壊家屋の解体処理の第1号として、西昆陽3丁目で通学路側へ傾斜していた木造家屋の解体を行った。このとき搬出道路が狭いため解体のみ実施し、安全確保した。

その後、4月15日まで65日間にわたって、自衛隊により市内のとくに危険な43件の家屋が除去された。この間、延べ約4千人の自衛隊員が、ほこりにまみれながら作業にあたった。この隊員は伊丹の第36普通科連隊のほか、栃木県や神奈川県等の隊からも派遣され、伊丹の野営地内でテント生活を続けながら作業にあたられた。

この43件のうち、18件は西昆陽3丁目に集中していた。これらのなかには都市美の指定を受けた古い、大きな家もあって、道路も昔のままの狭いものであった。そのため、解体のために隣の家の門や塀を壊さなければ作業ができなかったり、その奥の家を解体するためには手前の家の塀や裏庭を壊して、そこを作業通路として確保する必要があるなど、各家が複雑な位置関係、利害関係にあったため、解体の実施がなかなかまとまらなかった。

そこで、自衛隊側できめ細かい作業計画を作成、また市民も丁寧な解体状況を近所の例に見るなか、市の担当者も説明に何度も足を運んだ結果、市民相互のコミュニケーションが進むとともに、三者の信頼関係が育まれ、解体の実施が実現することとなった。自衛隊による倒壊家屋の解体は西昆陽から始まり西昆陽で終わることとなった。

平成7年4月16日、自衛隊が撤収するにあたり、市民からの発案、要望もあって自衛隊への感謝の式典を、解体により現れた大きな空地で、約180名の関係者が参加するなかで開くことができた。

そして、その後は民間業者による解体へと移った。

(環境美化担当)

●第4節 広域応援活動

1 救援物資・義援金の受領

❖(1) 総括部会計班の業務について確認

被災直後からテレビや新聞報道などを通じ、被害の甚大さが明らかになるにつれて全国から救援の手を差し伸べようと、「救援物資や義援金を送りたい」といった直接の申し出や問い合わせが本市にも頻繁に届くようになった。

総括部会計班ではこうした状況に対処すべく尼崎市地域防災計画に基づき、救援物資や義援金の受領

に関する確認を災害対策本部各部と行いながら、翌18日からの受け入れ体制を整えていった。確認した主な内容は、総括部会計班で救援物資・義援金を受領し、分類整理したうえで方面部援護班に引き渡すこと、また、復旧などの資材については、建設部総務班と協議し、必要に応じて受領するといったことなどであった。

❖(2) 救援物資の受け入れの手順

また、救援物資を受け入れるための手順としては大きく別けて、

- ① 全国の自治体からの必要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領する。

救援物資の保管場所とその内容

保管場所	主な保管物品	
本庁舎	① 市民ロビーの一部	外部で保管困難な食料品、飲料水、ガスコンロなど
	② 地下駐車場の一部	米など
	③ 2階ロビーの一部	毛布
④ 橘公園の一部 (市立昭和中学校から 体育祭用のテント6 張りを借用し設営)	外部で保管可能な食料品、飲料水、毛布、紙おしめなど	
⑤ 総合体育館の一部	「ゆうパック」で送られてきた物資、布団、衣料など	
⑥ 旧失業対策部敷地の一部	災害復旧用資材	
⑦ 中央卸売市場冷凍庫の一部	冷凍食品	
⑧ 市立尼崎高等学校敷地の一部	学校施設災害復旧用床材	
⑨ 北難波公園敷地の一部	在日駐留米軍による緊急用テントの提供を受け設営してもらう。当面、災害復旧用自転車の保管場所とした	

救援物資の受領状況

(平成9年9月30日現在)

受入年月日	件数	累計
7年1月18日	17件	17件
19日	40件	57件
～21日	63件	120件
22日	39件	159件
23日	51件	210件
24日	70件	280件
25日	45件	325件
26日	80件	405件
～30日	423件	828件
31日	110件	938件
～2月3日	409件	1,347件
～9日	1,201件	2,548件
～28日	1,448件	3,996件
～3月10日	47件	4,043件
～31日	48件	4,091件
7年4月28日	12件	4,103件
7年5月11日	2件	4,105件
7年6月16日	2件	4,107件
7年7月31日	2件	4,109件
7年10月24日	1件	4,110件
8年1月22日	4件	4,114件
8年10月20日	1件	4,115件
8年11月20日	1件	4,116件
合計	4,116件	—

② 消防庁消防防災課で集約された救援物資の中から必要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領する。

③ 兵庫県に直接送付された物資リストの中から必要な救援物資の照会に対し送付を依頼し受領する。

④ FM大阪を通じて必要としている救援物資の放送を依頼し受領する。

といった方法で進めることとした。

しかし、当初考えられた上記のルートよりもむしろ全国各地から「ゆうパック」で送付されてくるケースや、近隣の自治体、あるいは市内の各種団体、事業所、市民などから直接本市に持参される物資が数多くあった。また、神戸や芦屋、西宮といった被害の大きい被災地に届ける救援物資の東の中継点に位置していたこともあって、これら救援物資の保管場所が問題となった。

修正前の地域防災計画では、救援物資の保管場所は「地下倉庫の一部とする」と定められていたが、災害の規模や被災者の数、各方面からの問い合わせ状況などから判断して、救援物資を大量に受領・保管するとなればこの場所では位置的にもスペースの面でも不相当と思われた。

このため、ほかに保管場所を確保すべく関係課と断続的に協議した結果、前ページ左表の場所を保管場所として確保することができた。そこで送られてきた物品は、中身や用途に応じ各所に分散して保管することとした。

※(3) 会計主任の業務体制

震災当初は全国からの義援金品の照会が昼夜を問わずあったため、原則として24時間体制（3月31日まで）で臨み、昼間は全員、深夜は2～3人の体制を維持した。そのなかで困難を極めたのは、交通渋滞などにより、救援物資を積載した大型トラックなどの到着予定時刻が比較的交通量の少なくなった深夜から明け方にずれ込むことが多かったこと。職員の配備が手薄なこの時間帯では大量の救援物資を受

義援金の受領状況

(平成9年9月30日現在)

受入年月日	件数	金額	累計額
7年1月19日	8件	3,070,000円	3,070,000円
～21日	21件	6,325,000円	9,395,000円
22日	6件	54,000円	9,449,000円
23日	115件	4,802,047円	14,251,047円
24日	32件	21,662,735円	35,913,782円
25日	68件	13,223,433円	49,137,215円
26日	44件	11,909,000円	61,046,215円
～30日	128件	45,903,491円	106,949,706円
31日	59件	7,460,434円	114,410,140円
～2月3日	217件	132,392,583円	246,802,723円
～9日	318件	41,819,817円	288,622,540円
～28日	499件	128,308,920円	416,931,460円
～3月10日	127件	35,725,016円	452,656,476円
～31日	168件	47,944,120円	500,600,596円
～4月28日	62件	9,410,366円	510,010,962円
～5月31日	123件	6,757,046円	516,768,008円
～6月30日	35件	2,445,756円	519,213,764円
～7月31日	101件	2,882,818円	522,096,582円
～8月31日	148件	4,294,277円	526,390,859円
～9月30日	77件	712,809円	527,103,668円
～10月31日	67件	1,106,550円	528,210,218円
～11月29日	51件	1,352,669円	529,562,887円
～12月26日	61件	3,578,725円	533,141,612円
～8年1月31日	186件	4,215,996円	537,357,608円
～3月30日	78件	2,980,601円	540,338,209円
～5月31日	37件	514,777円	540,852,986円
～7月30日	35件	390,243円	541,243,229円
～9月30日	38件	868,883円	542,112,112円
～11月26日	22件	141,426円	542,253,538円
～12月31日	11件	201,830円	542,455,368円
～9年1月31日	15件	417,573円	542,872,941円
～3月29日	13件	101,380円	542,974,321円
～5月31日	8件	356,850円	543,331,171円
～8月18日	6件	118,501円	543,449,672円
合計	2,984件	543,449,672円	

け入れることができず援護班に応援を依頼したり、時には庁内放送により人員を確保することもたびたびあった。

❖(4) 義援金の受領方法

① 会計班に持参された義援金の取り扱い

平成7年1月19日を最初として会計班に持参された義援金は、歳入歳出外現金のなかで一旦保管していたが、3月13日付けで設けた銀行口座へ振替。同日以降に持ち込まれた義援金については直接、同口座に入金保管した。

② 銀行・郵便局に口座を開設

平成7年1月23日付けでさくら銀行尼崎支店に「尼崎市災害義援金口」の口座を開設し、口座振替による義援金の受領を開始した。

また、平成7年1月26日付けで「尼崎市災害対策本部」の口座を設け、郵便振替による災害義援金の受領を開始した。

③ 義援金募集委員会

被災者の居住地によって義援金の受領額に差異が生じないように統一的配慮を行うとともに、公平かつ適正な処理を図るため、義援金の一体化を目的として、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が組織され、本市もその趣旨に同意し、一本化されたなかでの1つの窓口となった。

ただし、義援金の受領書は本市市長名で発行することとなった。

❖(5) 資料の作成

「兵庫県南部地震義援物資・義援金受け入れ状況」を作成し、義援金品の受け入れ状況を明確にするとともに、この資料をもとに礼状の発送、市報あまがさき（義援金品・支援者掲載記事）への資料として提供した。

2 他都市からの応援活動

応急給水やごみの収集、避難所の警備や救援物資の運搬、り災証明や災害援護資金に関する事務などに、全国各地の自治体から大きな協力を受けた。

(1) 可燃ごみ収集

箕面市、摂津市、池田市、茨木市（以上大阪府）から延べ72人とごみ収集車24台

(2) 大型ごみ収集

東大阪市、吹田市、摂津市、泉佐野市、交野市、富田林市（以上大阪府）から延べ276人と収集車92台

(3) 災害援護資金受け付け事務など

茨城県、龍ヶ崎市（茨城県）、更埴市（長野県）、揖保川町、今田町（以上兵庫県）、北海道、千葉県、石川県、愛知県、三重県、沖縄県から延べ610人

(4) 避難所警備

篠山町（兵庫県）から延べ25人

(5) 避難所への物資運搬

相生市、温泉町、朝来町、村岡町（以上兵庫県）から延べ118人

(6) り災証明などに係わる事務

龍ヶ崎市（茨城県）、上田市（長野県）、三田市、篠山町、西紀町、上月町、美方町、青垣町、家島町、八鹿町、福崎町、丹南町、今田町、竹野町、市川町、山南町、多紀郡広域事務組合（以上兵庫県）から延べ408人

(7) 国民健康保険料の減免関係事務

揖保川町、上郡町、一宮町、太子町（以上兵庫県）から延べ17人

(8) 災害復旧に係る調査・設計の指導

愛知県、福井県、三重県、奈良県、長崎県から延べ305人

(9) 公共施設の被害状況調査

日本大学、千葉工業大学から延べ20人

(10) 公共下水道幹線管きょ被害状況調査

大阪府、大阪府広域下水道組合から延べ70人

(11) マンホール目視調査

京都府、長岡京市、大山崎町、久御山町、加茂町（以上京都府）から延べ45人

(12) 水路災害復旧工事設計など

滋賀県、大津市、建設技術センター（以上滋賀県）から延べ41人

(13) 建築物の危険度調査

北海道、釧路市、帯広市、旭川市（以上北海道）、茨城県、茨城県公社、茨城県管理協会、日立市、ひたちなか市、土浦市、古河市、北茨城市（以上茨城県）、相模原市（神奈川県）、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、上越市（以上新潟県）、大阪府、東大阪市、堺市、八尾市（以上大阪府）、福岡県、福岡市、北九州市（以上福岡県）、愛知県、滋賀県、京都府、京都市、兵庫県、奈良県、奈良市、和歌山県、建設省から延べ473人

(14) 応急給水作業

奈良県、香芝市、天理市、河合町、田原本町、川西町（以上奈良県）、和歌山県、海南市、田辺市、橋本市、岩出町、打田町、かつらぎ町、上富田町、貴志川町、高野町、高野口町、粉河町、下津町、白浜町、野上町、美里町（以上和歌山県）、西播磨水道企業団（兵庫県）、建設省から延べ347人と延べ200台の給水車

(15) 倒壊家屋の損壊度調査や申請書類審査

桶川市（埼玉県）、堺市（大阪府）から延べ208人

(16) 平成7年4月からの派遣職員

鹿児島市、延岡市、佐賀市、那覇市、御殿場市、須坂市、清水市、町田市、徳島市、武蔵野市、秋田市、長野市、仙台市、京都市、北九州市、福井県、広島市、名古屋市

(17) 義援金・救援物資

和歌山市議会、橋本市議会、札幌・仙台・川崎・金沢・広島・福岡市議会、四街道市（千葉県）、多摩市、大島町（以上東京都）、大和市議会（神奈川県）、新潟市議会、氷見市（富山県）、長野市議会、上田市（以上長野県）、関市（岐阜県）、

派遣職員の体験

私は、派遣職員として震災後の平成7年4月から7月までの4か月間を災害復興本部災害廃棄物担当で災害の復旧・復興のお手伝いをさせていただきました。災害廃棄物担当では、私と同じように他都市からの3名の派遣職員と市の消防局をはじめとして多くの部署から配置された職員の方々と一緒に業務を勤めさせていただきました。

業務の内容は、被災された市民の方々から提出された解体・運搬申込書等に基づいて被災建物の損壊度を調査することでした。この調査によって、一定の損壊度が認められると被災建物を解体、撤去する際に、公費による助成がされるというものです。

調査の結果に納得できずに説明や再調査を求める多数の市民の方々にもお会いしました。調査にあたっては、当然のことながらその結果が市民の方々に不公平にならないように努めたために、一部の市民の方にとっては厳しい結果になったものもあったのではないかと胸を痛めています。

まちでは被災された市民の方々が確実に復興に向けて立ち上がっていらっしゃいました。仮設住宅などの建設も進み、まちも至るところで復旧・復興が続けられていました。いつの日か尼崎市を訪れ、調査した地域等をまわり復興された姿を見せていただきたいと考えています。

平成7年4月には、私を含めて全国18の自治体から技術職員20名が尼崎市に派遣されました。このことは派遣職員と市の職員の方々と交流する機会を与えてくれました。

災害業務に携わることを通じてお世話になった市職員の方々や他都市の派遣職員の方々との思い出は、尼崎市長さんからいただいた辞令とともに、私の宝となることでしょう。

今後、尼崎市が早く完全に復興され、住みよいまちに向かってますます発展を続けていけますよう願っています。

鹿児島市建設局管理部建築指導課
堂園 建郎

応援職員宿泊状況

期 間	依 頼 局	応 援 の 内 容	延べ人数
1月18日～1月31日	水道局	災害復旧業務	336人
2月5日～2月28日	水道局	工業用水道修復支援	221人
2月5日～2月7日	保健環境局	インフルエンザ予防接種	15人
2月6日～3月30日	福祉局	義援金受付・支払事務等	442人
3月6日～3月31日	土木局	災害復旧業務	260人
4月5日～7月31日	土木局	災害復旧業務	2,100人
4月9日～4月14日	福祉局	義援金・県援護金受付	35人
4月16日～4月21日	福祉局	義援金・県援護金受付	30人
4月23日～4月28日	福祉局	義援金・県援護金受付	35人
			3,474人

亀山市（三重県）、浜田市教育委員会、益田市、益田市議会、横田町、大田市（以上島根県）、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市（以上香川県）、長崎市議会、深江町、島原市（以上長崎県）、鹿児島市議会、串木野市、串木野市議会、名瀬市、和泊町（以上鹿児島県）、氷上町（兵庫県）、長浜市、志賀町（以上滋賀県）、亀岡市（京都府）、橿原市（奈良県）、平田町（山形県）、三国町（福井県）、木曾福島町、三水村（以上長野県）、鳥羽市（三重県）、勝山町、川上町（以上岡山県）、都城市（宮崎県）

宿泊場所の提供

災害対策本部から他都市災害応援職員の宿泊室利用の依頼があり、産業郷土会館を受け入れ施設とし、使用許可申請書提出期日遅延分の受理および宿泊室使用料の減免、休館日の開館の措置をとった。

応援職員の宿泊状況は上表のとおりである。

3 他都市への応援活動

❖(1) 消防相互応援協定に基づく応援

尼崎市消防局では、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、阪神地区ブロック代表消防本部として、芦屋市、西宮市ならびに神戸市への市外応援計画を作成した。阪神地区の消防本部は、当計画に基づき1月17日から2月10日にかけて消火、救助、救急活動および遺体搬送等の市外応援を行った。

❖(2) 尼崎市消防団の応援

阪神地区消防団5市1町の消防団長（芦屋市と西宮市を除く）が協議し、被害の大きい芦屋市と西宮市への応援を決定、両市に対して応援を申し出た。

芦屋市には尼崎市、宝塚市および三田市が、西宮市には伊丹市、川西市および猪名川町が、それぞれ応援することになった。

尼崎市消防団では、各行政区単位でおおむね1台6人を基本とする隊を編成し、震災の翌日から応援出動した。

任務としては、倒壊した建物や家屋内に逃げ遅れている人がいないかなどの検索と確認の作業であり、現地の消防本部や消防団員の案内に基づき、被害の大きい地区を1軒1軒限なくローラー作戦で作業を行った。

また、1月23日には、兵庫県消防協会長の要請により、兵庫県庁に送られてくる救援物資の振り分け作業に応援出動した。

兵庫県下の消防団の先陣をつとめ出動したものであり、以後は県下から次々と同様の作業に駆けつけている。

朝から深夜までの作業が予定されており、6隊64人の2班を編成して長時間作業に臨んだ。尼崎市消防団の市外応援状況は、右表のとおりである。



市外応援に対する消防団長の激励

消防局の市外応援の状況

応援市町	出動台数	出動人員
尼崎市	39	138
伊丹市	22	80
宝塚市	12	38
川西市	20	61
三田市	27	92
多紀郡	14	44
氷上郡	8	31
猪名川町	23	62
阪神地区計	165台	546人

消防団の他都市への応援活動

月日 時間	計		応援先	任務
	車両	人員		
1月18日 15:00～日没	4台	15人	芦屋市	消防本部待機
1月19日 13:00～日没	5台	29人	芦屋市	人命検索 避難状況確認
1月20日 9:00～日没	8台	45人	芦屋市	人命検索 避難状況確認
1月21日 9:00～日没	7台	34人	芦屋市	人命検索 避難状況確認
1月23日 9:00～23:00	12台	64人	県庁	救援物資の振り分け作業
1月28日 9:00～日没	7台	38人	芦屋市	人命検索 避難状況確認
合計	43台	225人		

体験

応援消防本部の隊員は出動する際、かならず西宮消防隊の小隊、または職員とペアで活動することが原則、1か所の現場活動が終了すれば消防局へ帰局、待機して次の活動指示を受けて災害現場に向かう状態であった。

われわれ尼崎市の応援隊は、火災現場の遺体捜索活動および倒壊家屋からの救出活動に従事した。活動中も付近で待機。救出活動を見守る家族の気持ちを思いながら、危険な足元を安全確認しながら隊員一致協力して、柱、天井、壁などを順次取り除く作業を続けた。

そのうちに作業が順調に進み、要救助者を発見、救出したが、大変悲しい姿で家族と対面し引き継がれたのである。

この光景は、いまだに私の脳裏に焼きつき忘れることができない。

●第5節 防災組織の活動

1 共同防災組織

尼崎地区石油コンビナート等特別防災区域協議会は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、尼崎地区として区域指定を受けたことに伴い、区域内の特定事業所が昭和52年3月22日に協議会を結成したものである。

協議会結成後、加盟事業所により3点セット（高所放水車、化学消防車、泡原液搬送車）を基本とする陸上防災隊とオイルフェンス展張船を有する海上防災隊からなる共同防災組織を昭和54年7月6日に結成。陸上基地を東海岸町の防災センターに、海上基地を西掘運河に置いた。

地震発生からの共同防災組織の活動状況は、次のとおりである。

❖(1) 地震当日の体制

① 陸上防災隊

- | | | |
|------------|----|----|
| 1) 大型化学車 | 1台 | 2人 |
| 2) 大型高所放水車 | 1台 | 5人 |
| 3) 泡原液搬送車 | 1台 | 1人 |
| 4) 指揮者 | | 1人 |

② 海上防災隊

オイルフェンス展張船 1隻 3人

隊員の多くは、元浜地区や鳴尾地区の社宅在住者であり、大小の差こそあれ全員被災していたが、全員が出勤し、午前8時30分には勤務交代の体制が整っていた。防災隊員としての使命感に裏付けられた士気の高さが頼もしい限りと、協議会の幹部は述懐している。

❖(2) 陸上隊の活動

① 1月17日

- 1) 地震発生直後、基地内外の点検を実施するも被害は極めて少なく人員機材異常なし
- 2) 午前6時30分 加盟事業所から緊急出動要請に即応できる体制の整備を最重点項目として活動を開始
- 3) 化学車等3点セットにホース17本積み増しを完了
- 4) 緊急出動対応のための道路状況調査実施。東海岸町への進入道路は、初島方面からの進入が可能なることを消防局へホットラインで連絡
- 5) 電話により加盟事業所の被害状況調査を実施。一部事業所で道路陥没、タンク不等沈下および防潮堤の亀裂などが発生しているが、即出動に結びつく被害は発生していない（午前9時40分終了）。
- 6) 午前8時30分 定時交代隊員の多くは近隣の社宅在住者で、全員が被災していたが、予定者全員が出勤した。

② 1月18日～19日

三菱瓦斯化学(株)から防潮堤亀裂のため土のうの手配を受け、(株)ジャパンエナジー尼崎油槽所から土のう200袋、空袋15枚を搬送

③ 1月20日～21日

道路状況調査を引き続き実施、状況を逐一消防局へ報告

❖(3) 海上隊の活動

① 1月17日

- 1) 地震発生直後、停電のため機関発電機により電力を確保
- 2) 午前6時30分 船舶等に異常はなく、緊急出動体制完了、防災センター所長に状況を報告後、予備船（第2つかさ）により港内および加盟事業所岸壁周辺の海上巡視するも異常なし
- 3) 午前10時 応援隊員が駆けつける。関西電力(株)

尼崎東発電所の危険物荷役予定船を警戒監視のため、直行するが荷役なし

② 1月18日～20日

- 1) 関西電力(株)尼崎東発電所、同尼崎第三発電所および(株)ジャパンエナジー尼崎油槽所における危険物荷役予定船の警戒監視の実施
- 2) 18日午前8時 陸上交通マヒのため神戸海上保安部へ連絡員を海上輸送
- 3) 1月18日以降 予備船(第2つかさ)により港内および加盟事業所岸壁周辺の海上巡視継続

2 自主防災組織

自主防災組織の具体的な活動状況については、詳細に把握していないが、各自の家庭で、また、それぞれの地域で、火災予防に、救急救助に、そして救出活動にと日ごろの訓練の成果を挙げたものと推察される。

自主防災組織の活動ではないが、商店街単位の連合組織として、地震後ガレキやごみがいまだ収集しきれていないまちを、不審火等に備えて自警団を組織して深夜までパトロールした中央、三和、新三和、三和市場、神田市場、ナイス市場などの組織もある。

これらの組織には、自主防災隊5隊も組み込まれて組織的に活動された。

その自主防災隊は、自警団10人を編成し、2月1日から3月31日までの間、毎晩午前0時から5時まで不審火等に備えてパトロールした。活動隊は次のとおりである。

- ① 三和本通自主防災隊
- ② 一番街 自主防災隊
- ③ 四番街 自主防災隊
- ④ 五番街 自主防災隊
- ⑤ 新三和 自主防災隊

また、日ごろ家庭や地域で活躍している婦人防火クラブの活動実績は次のとおりである。

- (1) 難波地区婦人防火クラブ

けが人の応急手当ておよび避難者への介護支援

の実施

- (2) 開明地区婦人防火クラブ
屋根瓦落下危険箇所の二次災害防止措置の実施
- (3) サニーハイツ婦人防火クラブ
給水活動の実施
- (4) 左門殿婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し1月20日)
- (5) メゾン長州婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し1月17日)
- (6) 県営浜つばめ高層団地婦人防火クラブ
負傷者等の調査および被害状況調査実施
- (7) 武庫の里自治会婦人防火クラブ
独り暮らし高齢者の安否および負傷者等の調査
- (8) 古河電工(株)蓬川婦人防火クラブ
社宅各戸のガス漏れ点検の実施
- (9) 道意地区婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し)
2月6日～20日(15日間)延べ75人
- (10) ひまわり婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し)
1月25日～28日(4日間)
2月2日～4日(3日間)
2月1日および4日～10日(7日間)延べ53人
- (11) 大阪ガス塚口社宅婦人防火クラブ
社宅住民の避難誘導の実施
- (12) 塚口東地区第一婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し)
1月25日～28日(4日間)延べ30人
- (13) 塚口東地区第二婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し)
1月25日～28日(4日間)延べ30人
- (14) 南塚口パークマンション婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し2月19日・20日)
- (15) 田能婦人防火クラブ
避難者等への給食支援(炊き出し)

3 自衛消防隊

各事業所は、大小の違いはあるが、地震により多くの被害を被り、ラインの補修など、事業再開までに多くの日数と経費の投入を余儀なくされたところもある。幸い二次的な火災等の発生もなく、それぞれの事業所ごとに復旧に全力を傾注した。

なお、危険物、高圧ガスおよび毒物・劇物等を有する市内30事業所にアンケートを依頼し、自衛消防隊の活動状況等を調査したが、自衛消防隊を編成し、直接活動しなければならない災害事案は少なかった。

各事業所の自衛消防隊の活動状況は、次のとおりである。

❖(1) 地震直後の自衛消防隊の編成状況

消防計画および予防規程等の防災規程に基づき自衛消防隊を編成した事業所は、下表のとおりとなっている。

なお、編成しなかった事業所は、自衛消防隊が防災活動を行わなければならないような被害の発生がなかったことや地震の発生が未明で人員の確保ができなかったことを挙げている。

自衛消防隊の編成状況

	操 業 中	一部操業中	操業停止中	合 計
編 成	10(31%)	4(13%)	4(13%)	18(60%)
編成なし	4(13%)	2(7%)	6(20%)	12(40%)

❖(2) 地震直後に自衛消防隊等が行った初動措置

自衛消防隊を編成し、または勤務者等が分担して地震直後にとった措置は、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 人的被害の確認および避難誘導の実施
- ② 稼働設備の緊急停止措置の実施
- ③ 火災の発生および石油類、高圧ガス、工業薬品等の漏洩の有無の調査の実施

- ④ 消防用設備等の使用可否の緊急点検の実施
- ⑤ 防火水槽等の破損に伴う代替消火用水の確保
- ⑥ 生産設備、建物および道路等の緊急点検の実施
- ⑦ その他従業員の緊急呼び出し等の実施

❖(3) 自衛消防隊の活動

自衛消防隊の活動は、次の緊急を要する応急措置等が主なものとなっている。応急措置後は、各事業所の被害状況に応じて事業再開のための応急復旧災害対策本部等が設置され、自衛消防隊も当該本部に吸収され、復旧活動に移行している。

- ① 漏洩危険物の拡散防止措置および回収の実施
- ② ガス漏れ箇所の応急処置の実施
- ③ 漏洩危険物の流出防止用土のうの構築
- ④ 防油堤亀裂部の応急復旧の実施
- ⑤ 破損した消火設備の応急復旧の実施
- ⑥ 余震に備えての消火準備および警戒体制
- ⑦ その他重要施設の応急復旧の実施

❖(4) 従業員の参集状況

従業員が緊急呼び出し、もしくは自主的に参集した時間別割合は、次表のとおりとなっている。

従業員の参集状況

1時間	3時間	5時間	10時間	24時間	24時間以上
32%	35%	10%	9%	4%	10%

❖(5) 従業員の参集方法

従業員が勤務場所に参集するために使用した交通手段は、次表のとおりとなっている。

従業員の参集方法

徒 歩	自転車・バイク	自動車	電 車
25%	51%	14%	10%

❖(6) 地震に関する防災規程の見直し

地震を教訓にした防災規程の見直し状況は、次のとおりとなっている。

- ① 防災規程を新たに制定した 5事業所
- ② 防災規程を見直し改定した 17事業所
- ③ 既定の防災規程で十分であった 8事業所

尼崎のまちは(被害状況)

この震災での尼崎市内での死亡者は49人、負傷者は重傷995人、軽傷6,136人の計7,131人であった。家屋被害は全壊1万1,112世帯、半壊5万1,541世帯、一部損壊6万3,015世帯の計12万5,668世帯。家屋の被害状況については震災当日から方面部職員と社会福祉連絡協議会会長等が各地域内を目視調査した。しかし、これは初動的な応急措置に活用できる内容にすぎず、被害の実態把握とは言いがたいものであったため、全市域にわたる目視による外観調査を行った。また、義援金が交付されるのを機に、それまでの調査資料を活用するとともに、既存の資料で判定しがたいものについては、再度、現地調査を実施することとした。商工業の被害状況調査については、回答のあった事業所のうち65%が何らかの被害を受けたと答えており、その被害見積額は249億3,200万円に上っている。この調査とは別に、小売市場・商店街を対象に、平成7年2月1日から16日にかけて、現地聞き取り調査および電話による調査を実施、101団体のうち、95%の小売市場・商店街が何らかの損傷を受けていることがわかった。

●第1節 死傷者

1 死亡者

平成9年7月31日現在	49人
(数字の変遷)	
当初認定数	27人
平成7年6月30日追加認定	20人
平成7年9月27日追加認定	1人
平成9年6月17日追加認定	1人

(詳細は次ページ)

2 負傷者

平成9年7月31日現在	
重傷者	995人、軽傷者 6,136人
	計 7,131人

兵庫県南部地震における死亡者

○当初に認定した死亡者 27人

(死亡日1月17日、被災地 尼崎市)

No.	年齢	性別	死亡原因	住 所
1	52	女	圧 死	武 庫 之 荘
2	74	女	脳 挫 傷	武 庫 之 荘
3	67	男	窒 息 死	東 難 波 町
4	30	男	窒 息 死	東 難 波 町
5	72	女	窒 息 死	大 庄 西 町
6	62	女	脳 挫 傷	武 庫 元 町
7	84	男	心原性ショック	武 庫 元 町
8	81	男	多 発 外 傷	御 園
9	40	女	窒 息 死	昭 和 通
10	52	男	焼 死	立 花 町
11	34	女	焼 死	立 花 町
12	56	女	焼 死	立 花 町
13	20	女	外傷性胸部圧迫症	常 松
14	17	男	外傷性胸部圧迫症	武 庫 町
15	59	女	焼 死	立 花 町
16	27	女	外傷性胸部圧迫症	水 堂 町
17	68	女	焼 死	立 花 町
18	81	男	焼 死	立 花 町
19	80	女	焼 死	立 花 町
20	58	男	焼 死	立 花 町
21	71	男	窒 息 死	西 本 町
22	66	男	焼 死	南 武 庫 之 荘
23	53	男	焼 死	立 花 町
24	72	男	焼 死	立 花 町
25	55	男	通行中建物倒壊	大阪市西淀川区中島 (東難波町で被災)
26	77	男	シ ョ ッ ク 死	栗 山 町
27	80	男	脳 出 血	西 難 波 町

負 傷 者 (数字の変遷)

区 分	認 定 日	重傷者	軽傷者
当 初*1	平成7年1月29日	108	3,678
変 更*2	3月9日	505	6,136
第1回*3	5月31日	745	〃
第2回	6月28日	936	〃
第3回	7月31日	967	〃
第4回	8月31日	976	〃
第5回	9月30日	979	〃
第6回	10月31日	980	〃
第7回	11月30日	983	〃
第8回	平成8年1月31日	986	〃
第9回	2月29日	990	〃
第10回	10月1日	995	〃

*1) 当初：病院に確認

*2) 変更：カルテで確認

*3) 1回目以降は見舞金認定により追加

○平成7年6月30日に追加認定した死亡者 20人

(被災地 尼崎市)

No.	年齢	性別	死亡原因	死亡日	住 所
28	54	男	ショックによる心停止	1.17	立 花 町
29	86	男	急性心不全	1.17	武 庫 元 町
30	73	女	呼 吸 不 全	1.19	大 庄 西 町
31	68	女	急性心不全	1.20	東 園 田 町
32	80	男	急性心筋梗塞	1.22	下 坂 部
33	74	男	左細菌性肺炎	1.24	崇 徳 院
34	73	女	急性肺炎	1.25	潮 江
35	64	女	肺 炎	1.29	西 本 町
36	80	男	急性心不全	2.5	今 福
37	64	男	心 筋 梗 塞	2.6	武 庫 町
38	76	男	心室性不整脈	2.9	元 浜 町
39	64	男	出血性胃潰瘍	2.13	南 七 松 町
40	70	男	腎 不 全	2.17	長 洲 中 通
41	55	女	くも膜下出血	2.22	常 吉 部
42	32	男	左頭頂葉神経腫	2.26	上 坂 部
43	64	女	気管支喘息重積発作	3.10	築 地 北 浜
44	74	男	頭蓋内脳出血	3.16	長 洲 中 通
45	80	女	脳 卒 中 発 作	3.21	元 浜 町
46	84	女	急性心筋梗塞	3.24	東 難 波 町
47	74	男	脳 梗 塞	3.31	武 庫 之 荘 西

○平成7年9月27日に追加認定した死亡者 1人

No.	年齢	性別	死亡原因	死亡日	被災地	住 所
48	67	男	急性心不全	1.19	尼崎市	武庫之荘

○平成9年6月17日に追加認定した死亡者 1人

No.	年齢	性別	死亡原因	死亡日	被災地	住 所
49	91	男	全身状態悪化に伴う死亡	2.15	尼崎市	大庄西町

●第2節 家屋の被害

❖(1) 震災直後の初動調査

台風や大雨による浸水と同様の措置として、まず、各地域の被害実態を把握する必要があり、そのための措置として震災直後の初動調査を行った。

とくに今回の震災は、ライフラインの寸断、倒壊家屋の発生とそれに伴う避難所などの応急措置があっただけに、極力早く、概略的な被害実態の把握が必要であった。そこで、震災当日の1月17日から方面部職員と社会福祉連絡協議会会長等による各地域内の被害実態の目視調査を行った。

この結果を災害対策本部の第一次の被害状況調査として発表した。

❖(2) 全市外観目視調査

しかし、この調査は、初動的な応急措置に活用できる内容にすぎず、被害の実態把握とは言いがたいものであった。

このため、全方面部による全市域にわたる目視による（目視で修復不可能なものは全壊、修復可能なものは半壊の判定）外観調査を行い、これを集約し、各社会福祉協議会の連協地図にプロットした。

この結果、一定のまとまりをもった家屋の全・半壊戸数が明らかになると同時に、各地域別の被害状況を把握することができた。

❖(3) 建物の危険度調査

震災後約1週間経過したころ、道路の応急修理、水道、電気、ガスなどいわゆるライフラインの復旧が進んだ。

しかし、市民、とりわけ避難所の入所者にとって最も不安なことは、「これからも、自分の家に住み

意見

家屋調査においては、市民にとっては、この判定が義援金や税の還付といった経済的に直接影響するものであるにもかかわらず、判定基準が明確ではなく調査員（職員）の主観に委ねられる部分が多く、「全壊」「半壊」「一部損壊」の判定は難しかった。

家屋の被害調査を始め、損害程度の把握においては、他の被災市にみられたように全戸調査を実施すべきであった。震災以後、その判断を下すタイミングは十分にあったはずだし、災害対策本部を含め、緊急時における方針決定に甘さがみられた。

（税務管理課）

反省

調査結果に対して不服のある市民に対して、再調査を行ったが、日時の経過とともに、修繕が済んでいたり、また当初調査時は外観調査が多かったため、内部調査を行った結果、判定変更を伴うことがあった。

（資産税課）

続けることができるのか、二次災害が起きても大丈夫なのか、仮設住宅に移らねばならないのか」といったことであった。

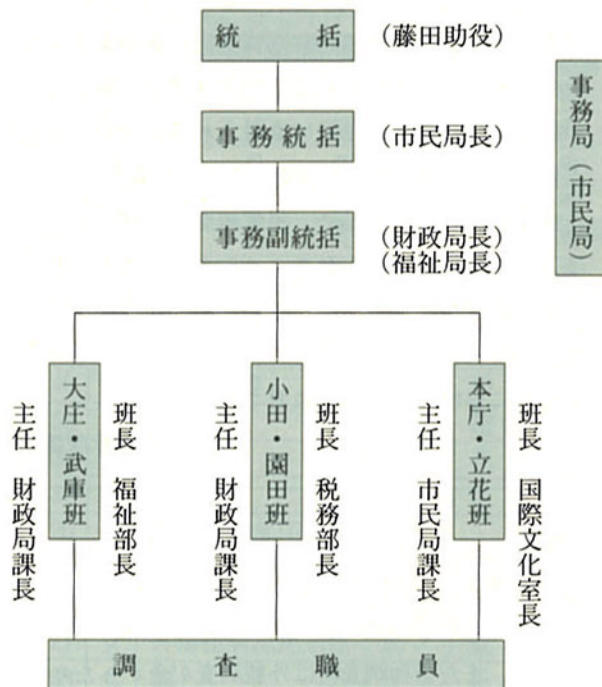
このため、専門家の調査により、市民が各住家の安全性を知るとともに、行政において、より正確な調査判定資料として活用するため、専門の建築事務所の協力を得、建築物の危険度を調査した。その結果を、「安全」「要注意」「危険」の3段階に分け、それぞれ緑・黄・赤のカードを建物の入口に張り付ける「建物の危険度調査」を行った。

調査対象は、市内の全共同住宅、および申し込みのあった戸建て住宅である。調査は、共同住宅は都市局建築指導課が、戸建て住宅は建築事務所がそれぞれ実施した。

❖(4) 義援金等に係る家屋被害調査

災害対策本部で、震災に関連する施策、各種貸付金、減免申請などの検討が進められた。

調査チーム組織図



まず、先行して日赤の義援金、兵庫県の援護金をあわせて住家の全壊・半壊世帯への支給が決定された。

これらに対しては当然、公平・公正な判定に基づいて、実施されなければならないことは言うまでもない。

前述のように、すでに一定のまとまりのある調査を終えていたが、それらのほとんどが、目視による外観のみの調査であった。今回の震災は、内壁の亀裂・落下、天井の剝落など家屋内の被害も多く、外観調査と家屋内調査の2つの手法を用いたものでなければ、正確を期すことができず、これまでの調査結果を義援金・援護金の支給判定に反映しては、逆に混乱を招くことが懸念された。

このため、義援金が交付されるのを機に、また、近隣の伊丹市等の被災都市ではこうした手法による悉皆調査が実施されていることなどから、今一度原点に立ち返り、改めて全市一斉の悉皆調査を行うことが、方面部を中心に検討された。

度重なる論議の結果、混乱を極める行政体制の中で、当初案として示された1日650人の職員の動員、

家屋被害世帯数 (平成9年7月31日現在)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	計
全壊	1,891	922	1,293	2,067	2,651	2,288	11,112
半壊	6,909	6,443	5,229	14,889	8,234	9,837	51,541
一部損壊	6,054	8,317	13,492	16,650	7,750	10,752	63,015
計	14,854	15,682	20,014	33,606	18,635	22,877	125,668

家屋被害棟数 (平成9年7月31日現在)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	計
全壊	1,170	535	640	935	1,494	921	5,695
半壊	4,969	4,608	3,506	10,467	5,804	6,648	36,002
一部損壊	3,999	5,350	8,250	9,056	3,480	5,720	35,855
計	10,138	10,493	12,396	20,458	10,778	13,289	77,552

家屋被害人員数 (平成9年7月31日現在)

区分	本庁	小田	大庄	立花	武庫	園田	計
全壊	3,804	2,050	2,734	4,285	6,772	4,861	24,506
半壊	16,675	16,912	13,059	37,826	24,068	25,906	134,446
一部損壊	15,412	23,877	36,140	48,501	23,866	30,785	178,581
計	35,891	42,839	51,933	90,612	54,706	61,552	337,533

これは、義援金が見舞金的性格のため、極力早く支給していくことが肝要なため、約10日間で調査を終えるための計画であったが、その確保が困難で、少しでも、効率的な方法で対応していくこととなった。

すなわち、それまでの調査資料を活用するとともに、既存の資料で判定しがたいものについては、再度、現地調査を実施することとした。

調査にあたっては、助役を総括者とするプロジェクトチーム（前ページ図）を編成し、動員可能人員として、1日約250人の職員により実施した。なお、調査期間については義援金申請が、2月20日までとなったため、23日とした。また、具体的判定にあたっては、台帳調査（これまでの調査を集約したもので、全市外観目視調査の全壊判定→全壊、危険度調査の赤ラベル→全壊、仮設住宅入居調査の「住めない」判定→全壊）とし、その他の住家については、申請者と面談することを基本に、調査表により外観調査と家屋内調査の併用により実施した。

判定を巡り若干のトラブルはあったが、総じて、市民の協力もよく得られ、比較的スムーズに実施することができた。

この結果をもとに、各行政区ごとに調査結果台帳を作成するとともに、社会福祉協議会の連協地図にプロットし、全・半壊の被害世帯数として、災害対策本部から発表した。

また、この調査結果は本来の目的である義援金への反映だけでなく、固定資産税、国民健康保険料、保育料等の減免申請の判定に活用された。

しかし、義援金の申請世帯に限定して行ったため、義援金申請住家以外の被害判定は、なお従前の外観調査結果にとどまり、また、一部損壊家屋の確認、世帯数と戸数の把握などの問題を残し、法令や地域防災計画に定める被害調査としては、十分とはいえない結果となった。

その都度、段階的に精度を高めていく手法を選択したものの、これ以降の施策実施にあたっては、引き続き調査を継続しなければならない結果を残した。

家屋被害状況調査票

木造

本・小・大・立・武・園

申請者名 (世帯主等)	尼崎市						
住所		電話	—				
連絡先		電話	—				
○ 家屋の状況							
種類	自家・借家・社宅等	1戸建て・文化住宅・長屋建て					
	集合住宅名 ()	階	号室				
1 家屋全体の状況 [倒壊・傾斜(有・無)・撤去済]							
2 損害割合認定表 修繕の有無(有・無)							
部分別	構成比	小 ← 損害の程度 → 大				説明 ※該当箇所を○で囲む	
		~1/4	1/4~1/2	1/2~3/4	3/4~		
屋根 (天井)	20	—	5%	10%	15%	20%	屋根瓦のゆるみのみ5%
壁 (外壁・内壁)	40	亀裂のみ	5%	10%	15%	20%	外壁と内壁に差がある場合は平均値
基礎 床	20	亀裂のみ	3%	5%	8%	10%	床落ち、傾斜等の場合は下欄を優先
		剥落・沈下あり	5%	10%	15%	20%	
柱	10	—	2%	5%	7%	10%	柱の損傷、傾斜、ずれ
建具	10	—	2%	5%	7%	10%	建具、ガラス
合計	100	—				%	—
記事欄	調査結果(○で囲む)						
	1	50%以上					
	2	20%以上 50%未満					
	3	20%未満					
調査年月日	平成 7年 2月 日	調査員の所属	氏名				
調査方法	外観・内部	立会い	有・無				

家屋被害状況調査票

非木造

本・小・大・立・武・園

申請者名 (世帯主等)							
住所		電話	—				
連絡先		電話	—				
○ 家屋の状況							
種類	自家・借家・社宅等	1戸建て・集合住宅					
	集合住宅名 ()	棟	階 号室				
1 家屋全体の状況 [倒壊・傾斜(有・無)・撤去済]							
2 損害割合認定表 修繕の有無(有・無)							
部分別	構成比	小 ← 損害の程度 → 大				説明 ※該当箇所を○で囲む	
		~1/4	1/4~1/2	1/2~3/4	3/4~		
内外装 (仕上げ)	35	亀裂のみ	6%	12%	18%	25%	亀裂と剥落がある場合は下欄を優先する
		剥落	8%	17%	26%	35%	
建具	15	—	3%	7%	11%	15%	建具・ガラス
基礎	10	亀裂のみ	1%	2%	3%	5%	亀裂が深い場合は、下欄を用いる
		剥落	2%	5%	7%	10%	
主体構造部 (屋根・壁体・床・柱等)	40	亀裂のみ	3%	7%	11%	15%	内・外装の損傷部分からチェックする
		剥落	10%	20%	30%	40%	
合計	100	—				%	—
記事欄	調査結果(○で囲む)						
	1	50%以上					
	2	20%以上 50%未満					
	3	20%未満					
調査年月日	平成 7年 2月 日	調査員の所属	氏名				
調査方法	外観・内部	立会い	有・無				

反省

- 1 重複申請による重複現地調査が数多く見受けられた。
- 2 リ災証明と家屋被害調査を混同している被災者が数多く見受けられ、そのため多数のトラブルが発生した（市民へのPRが行き届かなかった）。
- 3 リ災証明および家屋被害調査の状況把握について電算機の活用がされていなかった。西宮市ではリ災証明の発行の電算化がされていた。
- 4 他市と比較して、調査がふくそうし、同じ家を何回も調査していた。全職員による家屋調査を実施すれば、1回で終わり、市民に誤解と不安を与えずに済んだ。（収税課）

反省

災害時において家屋の被害状況の全容を一日も早く把握することは、何よりも肝要なことである。

しかし、未曾有の被害をもたらした大震災だけに、振り返ってみると短期間のうちに、一斉に、悉皆調査を実施することが必要なことを理解しつつも、本来被害調査を担当すべき方面部が、避難所の確保・対策、配食などの応急対応に追われたという現実的な問題により、一元的な体制を整えることができなかったこと、さらに、各部署が行う震災関連施策を早急に推進しなければならなかったため、必要な調査を独自で実施せざるをえなかったことなどにより、統一的で、一体化した体制のもとで取り組んだとは言いがたい結果を残したことは、反省すべき点である。（市民局）

❖(5) 集約

本市のり災家屋の全・半壊については、義援金申請による調査や他の施策関連調査によって、ほぼ全容が把握されたが、一方、一部損壊家屋については、十分把握されない面があった。このため、後世に震災記録として伝えていくうえで、次のような基本的考えに立ち、一部損壊家屋の調査を加えつつ各種調査結果を再集約し、被害状況調査記録とした。

〈基本的考え〉

- ア 全・半壊は既存調査データを集約する。
 - イ リ災証明は、社会福祉協議会会長または民生児童委員による現地確認がなされているため、リ災証明発行数から、全・半壊数を除いたものを一部損壊とする。
 - ウ 上記ア、イに再調査結果をもとに修正を加える。
 - エ 最終版を記録用として保存
 - オ 作業スケジュール
 - ・既存調査データを住宅地図にプロット（全壊：赤、半壊：青、一部損壊：茶）
 - ・上記地図をもとに調査
 - ・現地調査の結果を再集約
- こうした作業を方面部職員とアルバイト職員により、平成7年10月1日～12月28日の間行った。

●第3節 商工業関係の被害

❖(1) 被害状況調査

地震は、商工関係の事業活動にも大きな被害をもたらした。

本市での商工業関係の被害状況の把握については、震災の当日から、市内の主な企業や工業団地、事業協同組合などを対象に電話で聞き取り調査を行うことから始めた。

しかし、電話回線の不良や事業所の責任者の不在などで連絡のとれなかった事業所が多数あった。

1月20日時点で、何らかの形で回答が得られたのは、46事業所・工業団地等であった。被害状況は、敷地の亀裂や壁の落下など建物の被害、配管や計器類の破損といった設備の被害、製品の荷崩れ、工業用水・ガスの寸断等による操業停止などであったが、詳しい被害状況の把握はできなかった。

そこで、地震発生から約2週間後の1月下旬になり、水道、工業用水がほぼ全市通水した時点をとらえ、尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、(協)尼崎工業会の市内3経済団体の会員企業(計6,986事業所)を対象に、それぞれの団体を通じて郵送またはファクスにより被害状況調査票を送付し、市に直接ファクスにより回答を得る方式で、被害状況調査を実施することとした。

質問の項目として、施設、設備、商品・製品のそれぞれの被害状況、回答日時点での事業活動の状況、その他意見・要望などを聞くこととした。

平成7年1月末から回答が届きはじめ、2月3日現在で236事業所(回収率3.4%)、2月10日現在で1,400事業所(同20.0%)、2月16日で1,850事業所(同26.5%)となったが、この時点で中間集計を行い、2月18日に災害対策本部へ報告した。

なお、最終的に得られた回答は、2,015事業所で回収率は28.8%であった(2月20日ごろまでに回答

があった分)。

商店街、小売市場の被害状況の把握は、地震発生当日から電話による被害状況の聞き取りや現地調査に取り組んだが、被害状況を十分に把握することができなかった。そこで、調査項目を統一し、平成7年2月1日から16日にかけて、団体ごとの現地聞き取り調査と電話による調査を行った。

調査対象団体数は、商店街56団体(店舗数2,673)、市場45団体(店舗数1,253)であり、調査項目として、施設、付属設備等のそれぞれの被害状況、回答日時点での営業活動の状況などを調査することとし、2月16日時点で集計を行い、2月18日に災害対策本部へ報告を行った。

❖(2) 被害状況

兵庫県南部地震による尼崎商工業の被害状況調査の結果の概要については、まず、回答のあった事業所のうち65%が何らかの被害を受けたと答えており、その被害見積額は249億3,200万円に上っている。しかし一方で、被害がほとんどなかった事業所も27%、542事業所あった。ただ、調査時点でも被害額の不明なところや調査中のところが8%、165事業所あった。

地区別では、事業所の所在比率からすると本庁地区の被害額が大きいことが目立つが、被害そのものは市内一円に及んでいる。

施設被害は、被害総額が103億6,400万円となって

被害金額別状況

被害状況	件数	比率	金額(万円)	比率
なし	542	26.9	0	0.0
～100万円	400	19.8	17,390	0.7
～1,000万円	614	30.5	265,960	10.7
～3,000万円	162	8.0	305,349	12.2
～10,000万円	88	4.4	487,461	19.6
10,000万円～不明・調査中	44	2.2	1,417,127	56.8
	165	8.2	—	—
計	2,015	100%	2,493,287	100%

業種別被害状況

区 分	件数	比率	金額(万円)	比率
農 業	1	0.0	0	0.0
林 業	1	0.0	300	0.0
建 設 業	346	17.2	128,442	5.2
製 造 業	714	35.4	1,677,748	67.3
電気・ガス・水道供給	4	0.2	85,300	3.4
運 輸 通 信 業	59	2.9	101,256	4.1
卸・小売業・飲食店	568	28.2	302,256	12.1
金 融 保 険 業	38	1.9	15,825	0.6
不 動 産 業	41	2.1	26,610	1.1
サ ー ビ ス 業	243	12.1	155,550	6.2
計	2,015	100%	2,493,287	100%

地区別被害金額

地 区	事業所数	比率	金額(万円)	比率
全 市	2,015	100%	2,493,287	100%
本 庁	459	22.8	1,041,958	41.8
小 田	538	26.7	454,660	18.2
大 庄	230	11.4	249,674	10.0
立 花	342	17.0	282,450	11.3
武 庫	147	7.3	104,164	4.2
園 田	251	12.4	306,498	12.3
その他(市外)	48	2.4	53,883	2.2

施設、設備、商品・在庫別被害状況

施 設	金額(万円)	比率
設 備	103億6,441万円	41.6%
商 品 ・ 在 庫	87億1,215万円	34.9%
商 品 ・ 在 庫	58億5,631万円	23.5%
計	249億3,287万円	100.0%

おり、全壊は約1%、16件、半壊は3%、64件、一部損壊は38%、773件の回答があった。一部損壊の内容は、外壁のひび割れや屋根の損傷、床の亀裂などである。なお、被害なしの回答も43%、866件あった。

設備被害については、被害総額が87億1,200万円となっているが、設備の全損のところは少なく、機器装置類の一部破損による被害が多く、とくに大規模事業所では被害額が大きくなっている。業種別では製造業の被害額が6割を超えており、次いで電気ガス水道供給事業、卸小売業飲食店の順に多くなっ

施設被害状況

施 設 被 害	件数	比率	金額(万円)	比率
全 壊	16	0.8	96,080	9.3
半 壊	64	3.2	125,576	12.1
一 部 損 壊	773	38.3	814,785	78.6
被 害 な し	866	43.0	—	—
不 明 ・ 調 査 中	296	14.7	—	—
計	2,015	100%	1,036,441	100%

調査時点(2月初旬)での操業状況

操 業 内 容	事業所数	比率
ほぼ操業 (7割以上)	1,547	76.8
半分程度操業 (3~6割)	356	17.7
ほとんど操業できない(0~2割) または不明	112	5.5
計	2,015	100%

事業所からの意見・要望等

- ① 取引先の被災による取引不能や売掛金回収不能、売上減少などの業績悪化への不安 176件
- ② 交通規制や交通渋滞による事業活動への支障排除の要望 180件
- ③ 被災従業員の住居確保と従業員の通勤難、さらに従業員確保の問題 125件
- ④ 設備資金や運転資金の低利率融資および借入金の返済猶予等の金融対策 102件
- ⑤ 被害を受けた施設、設備等の復旧に時間を要することや費用の増大への不安とその資金調達への要望 84件
- ⑥ 道路、港湾、鉄道などの産業基盤の復旧整備と物流コスト高の解消 54件
- ⑦ 上水、工業用水、ガスの早期復旧の要望 44件
- ⑧ その他 59件

ている。また、特徴的なこととして、パソコンなどの情報機器の破損や使用不能などが目立っている。

商品・製品等の被害については、被害総額が58億5,600万円で、その内容は地震による荷崩れなどで被害を受けているものであり、全損や全く使用できないケースは少なかった。被害額のほぼ7割が製造業、次いで卸・小売業・飲食店が2割、サービス業が約1割となっている。

次に、調査時点(2月初め)での事業活動の状況は、通常の7割以上の事業量を回復している事業所は77%、半分程度の事業再開をしているところは18

%であり、調査時点でまだ事業が再開できていない事業所は5%（不明を含む）となっており、比較的早く事業を再開していることがうかがえる。

また、従業員の被災状況については、従業員に死亡者があった事業所が、回答事業所中20事業所、23人となっていた。さらに、従業員の住居被害についても調査したが、通勤圏の広がりに伴い神戸方面在住者で直接被災した人も多く、長期にわたる交通の寸断などで出勤ができず、操業再開にあたって従業員確保に苦労している事業所が多数あった。

最後に、事業所からの意見、要望などで主なものは、①取引先の被災による取引不能や売掛金回収不能、売上減少などの業績悪化への不安②交通規制や交通渋滞に伴う事業活動への影響による業績悪化③被災従業員の住居確保と従業員の通勤難、従業員確保の問題による事業活動への影響④具体的な金融対策への要望——などがとくに目立っていた。

この調査とは別に、小売市場・商店街を対象に、平成7年2月1日から16日にかけて、市内101か所（総店舗数3,926）を現地聞き取り調査および電話による調査を実施し、被害状況を把握した。

被害状況の概要は、101団体のうち、95%の小売市場・商店街が何らかの損傷を受けている。店舗の建物施設に被害があったところが約8割、81団体あり、付属施設の被害は約5割、51団体、アーケード等の被害が設置団体の約7割、16団体あった。また、被害額の算定ができていない団体が約半数あったが、調査時点での被害総額は7億2,500万円であった。地域別でみると、被害の大きかったのは武庫、立花地区で、いずれも店舗施設の被害である。

しかし、阪神間の被災都市の中では比較的被害の程度が小さかったこともあり、災害発生後短期間のうちに営業再開にこぎつけた店舗が多く、2月初めの調査時点でなお休業していた店舗は、39店、わず

小売市場・商店街の被害状況調査結果

区 分		実被害 団体数 (団体)	店舗の損傷 建物等 (団体)	付属設備 の被害 (団体)	アーケード の被害 (団体)	休業店舗数 (店)	被害額 概算 (万円)
本 庁	商店街	18(926店)	17(94%)	16(89%)	8(17%)	9	—
	市場	8(302店)	8(100%)	7(87%)	3(37%)	1	50
小 田	商店街	12(572店)	12(100%)	9(75%)	7(58%)	4	750
	市場	10(288店)	10(100%)	4(40%)	3(30%)	—	70
大 庄	商店街	5(164店)	5(100%)	4(80%)	3(60%)	—	160
	市場	8(222店)	7(88%)	8(100%)	2(25%)	—	1,900
立 花	商店街	11(635店)	11(100%)	11(100%)	9(81%)	1	10,330
	市場	9(203店)	9(100%)	9(100%)	5(55%)	—	8,857
武 庫	商店街	5(205店)	4(80%)	2(40%)	2(40%)	1	300
	市場	6(129店)	4(67%)	4(67%)	3(50%)	—	44,100
園 田	商店街	5(171店)	5(100%)	3(60%)	3(60%)	—	3,000
	市場	4(109店)	4(100%)	4(60%)	3(75%)	—	3,000
全 体	商店街	56(2,673店)	54(96%)	45(80%)	32(57%)	15	14,540
	市場	45(1,253店)	42(93%)	36(80%)	19(42%)	1	57,977
計		101(3,926店)	96(95%)	81(80%)	51(51%)	16*	72,517

*アーケード設置団体 23団体

か1%に過ぎなかった。そのため、他都市のように日常生活に支障を生じる事態に至らず、商品も十分確保され、地域の消費者への安定した供給体制が早期に回復し、災害復旧に大きな役割を果たした。

◎企業同和教育合同研究会会員の被害状況調査

本市は、市内に本社および事業所を持つ企業が合同で同和問題についての研修会等を開催する目的で設立された「企業同和教育合同研究会」の事務局として、会員企業（震災当時292社）の被害状況について調査を実施した。

調査は、2月9日～14日の6日間にかけて電話による聞き取り等により実施した。施設の被害状況、操業状況、従業員の被災状況の3点について調査した。

施設被害は、全壊が1事業所、半壊が11事業所、一部損壊が118事業所あり、何らかの被害を被った事業所は44.4%、130事業所に上った。しかし、一方で被害がほとんどなかった事業所も55.6%、162事業所あった。

次に操業状況は、平常どおり操業している事業所が85.0%、248事業所ある一方、完全に業務を休止している事業所は5事業所あった。このうち3事業所は復旧応援による業務休止のため、実質的な業務休止は2事業所のみであった。

上記2項目の調査から、多くの事業所で比較的早い時点で事業が再開できたことがうかがえる。

従業員の被災状況は、従業員に死亡者があった事業所は2.3%、7事業所で計8人となっていた。

施設の被害状況

	全 壊	半 壊	一部損壊	被害なし	計
事業所数	1	11	118	162	292
比率(%)	0.3	3.8	40.3	55.6	100.0

操業状況

(操業率) 〔割〕	平 常	何らかの支障あり				休 止	計
		7～9	4～6	1～3	不 明		
事業所数	248	27	7	1	4	5	292
比率(%)	85.0	9.2	2.4	0.3	1.4	1.7	100.0

※ 業務休止のうち、3社は復旧応援による業務休止

従業員の被災状況

(人数)	被災なし	被 災 あ り						計
		死 亡		負 傷				
		1	2	1～3	4～6	7～9	10～	
事業所数	228	6	1	43	15	2	3	298
比率(%)	76.6	2.0	0.3	14.4	5.0	0.7	1.0	100.0

※ 死亡者 7社・8人
 ※ 負傷者 63社・204人
 ※ 6社で死亡、負傷共にあり

●第4節 危険物施設の被害

市内の危険物施設の総数は2,328施設（平成7年1月現在）で、製造所63施設、取扱所556施設、貯蔵所1,709施設、貯蔵・取扱量は98%が第4類で総量は約49万klである。また、その9割以上が南部の石油コンビナート等特別防災区域に集中している。

地震による震度は、尼崎市については、気象庁の震度計が設置されていないため公式発表されていないが、市内南部の事業所に設置されている震度計では、上下動331 gal を記録していることから、震度6以上はあったことがうかがえる。

〈第2部第1章第1節兵庫県南部地震の発生（26ページ）参照〉

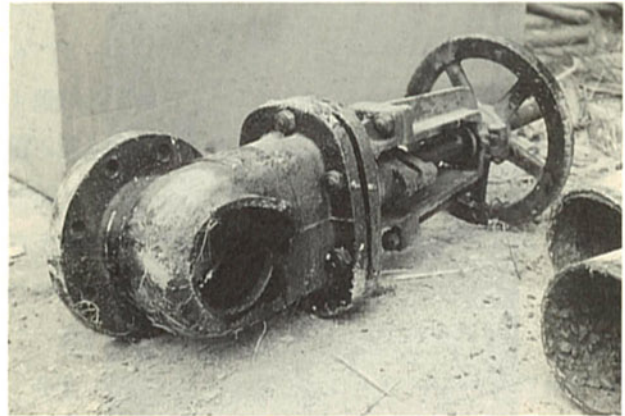
❖(1) 施設の被害状況

危険物施設の被害は、49事業所の113施設で、164件の被害が発生した（施設区分ごとの被害状況は、(4)にまとめた）。

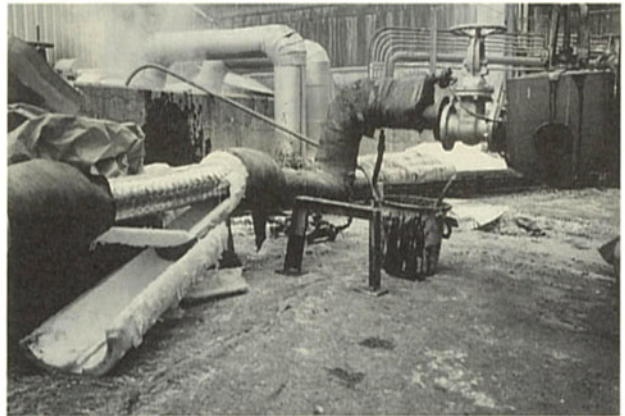
地震による火災は発生しなかったが、漏洩については、屋内貯蔵所で最も多く、32施設で容器の落下またはラックの倒壊により容器が破損し危険物が漏洩した。また、屋外タンク貯蔵所の不等沈下によりタンク直近の払出しバルブが破断し、重油が防油堤内に流出した。さらに、その他の被害として、屋外貯蔵タンクの不等沈下17件（うち基礎修正要6件）、防油堤の亀裂・ひび割れ16件、屋外貯蔵タンクの基礎破損など9件、埋設配管の亀裂7件、その他建屋の外壁、床面、防火扉等の亀裂などが多数発生した。

また、液状化現象については、南部を中心に多数発生し、建物や工作物等の被害を大きくした。

被害の特徴は次ページのとおりである。



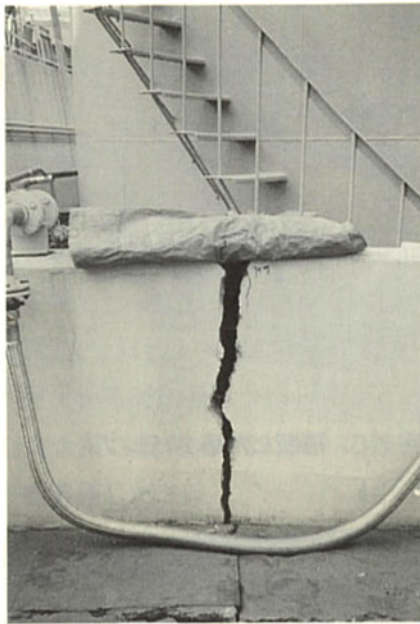
破断した第2バルブ



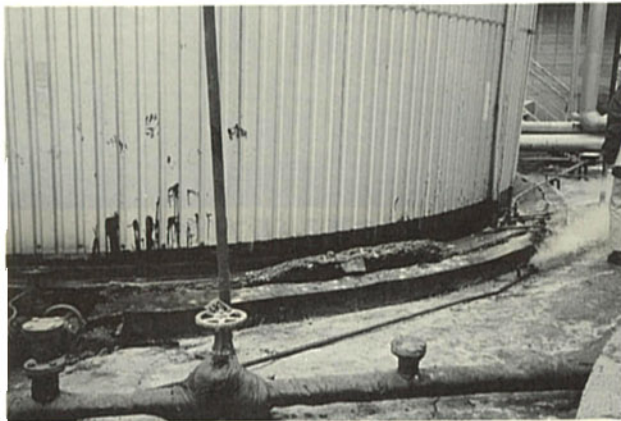
取り替えた第2バルブの状況



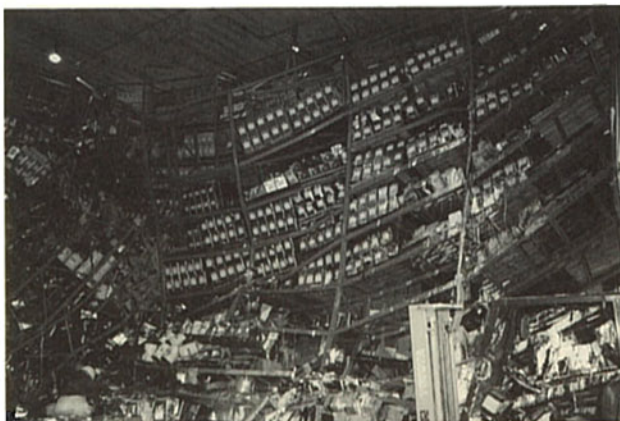
護岸の移動で切断された配管



防油堤が割れ開口した状況



液状化でタンクが不等沈下



倒壊したラック

❖(2) 屋外タンク貯蔵所の被害

① バルブの破断による重油の漏洩

地震により屋外貯蔵タンクに液状化による不等沈下が発生し、その影響で払出しバルブ（第1バルブ）の直近に位置している第2バルブが破断、C重油約40klが防油堤内に流出、そのうち約600ℓが防油堤の亀裂部から防油堤外に流出した（事業所外へは流出しなかった）。

② 護岸からの荷受け配管の切断

護岸から屋外タンク貯蔵所に荷受けするための配管が、埋設部分で切断していた。

これは、埋設配管が護岸の基礎を貫通して設置されており、護岸が地震による側方流動により海側に移動したため、配管（ステンレス製）が引きちぎられるようにして溶接部と母材部の2か所で切断していた。

③ タンクの不等沈下と防油堤の損傷

市内の南部を中心に各事業所で、液状化が起こり、このためタンクヤードで地盤の割れ、タンクの不等沈下とタンク基礎の破損が発生した。このうち6基の屋外貯蔵タンク（すべて特定屋外タンク貯蔵所以外）に50分の1以上の不等沈下が発生した。また、防油堤の損傷等については、多数の事業所でひび割れ等が発生し、そのうち大きな割れが3か所で見られた。

幸いに、タンク本体が損傷する被害がなく、重油タンクの漏洩を除き、タンクからの漏洩はなかった。なお、特定屋外タンク貯蔵所には、ほとんど被害は発生していなかった。

④ スロッシング現象

市内北部の事業所で、スロッシング現象により屋外貯蔵タンク（直径9.00m、高さ8.17m）のフロート式液面計のガイド口から重油が約200ml漏洩した。（地震発生時、タンクの空間高さは約1.4m程度あった）

❖(3) 屋内貯蔵所の被害

ラック等による比較的規模の大きな物流倉庫において、ラックの倒壊および荷崩れによって容器が落下し、危険物が漏洩した事例が多数見受けられた。

① 固定式ラックの倒壊

固定のラック式倉庫において、ラックが倒壊した事例が3施設（うち2施設で漏洩）あった。

市内南部のある物流倉庫では、6列（2列ごとに上部を互いに固定）あるラック（長さ11.36m×幅1m×高さ10.8m、9段、主材質—鋼板 SAPH-45）がすべて倒壊し、危険物倉庫が壊滅状態となった。この倉庫は、防潮堤近くの埋立地に設置されていたもので、液状化現象が敷地内のいたるところで発生していた。なお、ラックについては、パレットラック J I S Z-0620に基づき震度4から5での設計とされていたものである。

② ポータブルラック（積み重ね式）の倒壊

ポータブルラックとは、床に固定されず1ラック（1パレット）ごとに独立し移動可能なもので、下のラックの上部にある山型部分が、上のラックの下部にある谷型部分に積み重なって、何段にもできる。今回の地震では、積み重ね部分が外れて倒壊し、容器が破損した。

③ ラックからの容器の落下

ラックは倒壊しなかったものの、パレット上に1斗缶を3段積み（2段目、3段目を簡易な方法でビニールのひもかバンドで固定）またはドラム缶を1段積みしていたものが、荷崩れを起こし、容器が落下し危険物が流出した事例が多数の屋内貯蔵所で見受けられた。3段目を横縛りしても、地震の揺れにより容器が滑ったり荷崩れを起こしたりするため、転倒落下防止措置としては、ほとんど効果がなかった。

また、パレット自体がラック上から滑り落ちた事例もあった。

④ パレット積み容器の荷崩れ

パレットによる一般的な貯蔵方法は、1斗缶の場

合、1パレット3段積み（1段20缶または25缶）を3パレット積み重ね、ドラム缶の場合、1パレット1段積み（2缶または4缶）を3または4パレット積み重ねている。これらの大部分が荷崩れを起こし、転倒していた。また、最下段の1斗缶で、揺れにより上部の加重が1か所に集中し、容器が変形し荷崩れを起こした事例もあった。

⑤ その他の危険物施設の被害

多数の施設で、地震による揺れと液状化現象により、建築物と工作物の壁、床および屋根などに亀裂等の損傷、隆起、陥没が発生し、これにより、埋設配管に亀裂が生じた事例が5件発生した。

❖(4) 施設区分ごとの被害状況

① 屋内貯蔵所（45施設）	（47件）
1) ラックの崩壊と荷崩れによる容器の落下（漏洩）	32件
2) ラックの崩壊と荷崩れによる容器の落下（漏洩なし）	7件
3) 外壁、床面の亀裂とスレート屋根の破損	7件
4) ベンチレータの破損	1件
② 屋外タンク貯蔵所（30施設）	（58件）
1) 特定タンクヤード内地盤面亀裂（幅10～20cm、深さ1m、長さ50m）	1件
2) タンク払出しバルブ破断漏洩	1件
3) 受け入れ配管の折損と破断	2件
4) 防油堤の亀裂とひび割れ	16件
5) 基礎の破損とひび割れ	9件
6) 非特定タンクの不等沈下 1/50以上基礎修正要	4件
7) その他防油堤内液状化、タンク若干の不等沈下等	25件
③ 地下タンク貯蔵所（6施設）	（9件）
1) 地下貯蔵タンクからの漏洩	1件
2) 埋設配管の亀裂	4件
3) 上部スラブの亀裂	1件

教訓

① 屋外タンク貯蔵所のバルブの破断等

屋外貯蔵タンクの不等沈下によるタンクのバルブおよび配管等の破断防止措置として法令で義務づけられている緩衝装置（フレキシブルチューブ）の取り付け方法が適切でなかったため、タンクの不等沈下によりバルブが破断し、重油が漏洩したものであり、危険物の貯蔵タンクについて、緩衝装置（フレキシブルチューブ）の取り付け方法の点検の強化を図る必要がある。

また、特定屋外タンク貯蔵所以外の比較的規模の大きなタンクについても、タンク本体、基礎および地盤の液状化対策等の強化を図る必要がある。

② ラックの倒壊および容器の荷崩れ

ラックの倒壊および容器の荷崩れ（一斗缶およびドラム缶のバレットでの3段から4段積み）等により、容器が破損し危険物が漏洩したことから、地震に対するラックの強度および落下防止措置について、安全性の強化を図る必要がある。

③ 地盤の液状化

各事業所において規模の程度は異なるが、地盤の液状化が発生した。この地盤の液状化により、屋外貯蔵タンクの不等沈下等が発生しており、今後、地盤の軟弱なところについては、液状化防止対策を強化する必要がある。

4) 液状化タンク基礎とスラブ浮上	3件
④ 屋外貯蔵所（5施設）	（6件）
1) 床面等の亀裂	6件
⑤ 給油取扱所（11施設）	（23件）
1) 防火扉の傾きと亀裂、破損	10件
2) キャノピーの傾きと支柱の亀裂	2件
3) 販売室の傾き	1件
4) 建屋と給油空地床面等の亀裂	10件
⑥ 製造所（2施設）	（2件）
1) 床面の沈下、亀裂等	2件
⑦ 一般取扱所（14施設）	（19件）
1) 建屋周辺の液状化隆起、陥没	5件
2) 建屋の外壁と床面等の亀裂	7件
3) 出入口防火戸の破損	2件
4) ボイラー用煙突（鉄製径1m×高さ32m）の上部6m折損	1件
5) 煙突の落下により屋根面破損	1件
6) 埋設配管立ち上がり部折損	1件
7) 屋外貯蔵タンクの不等沈下 1/50以上基礎修正要	2件